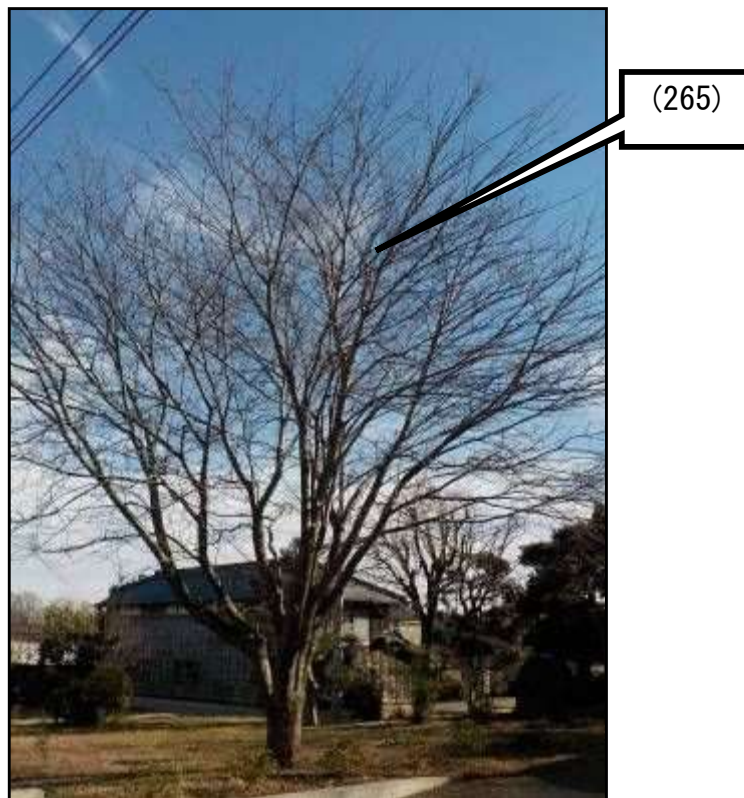
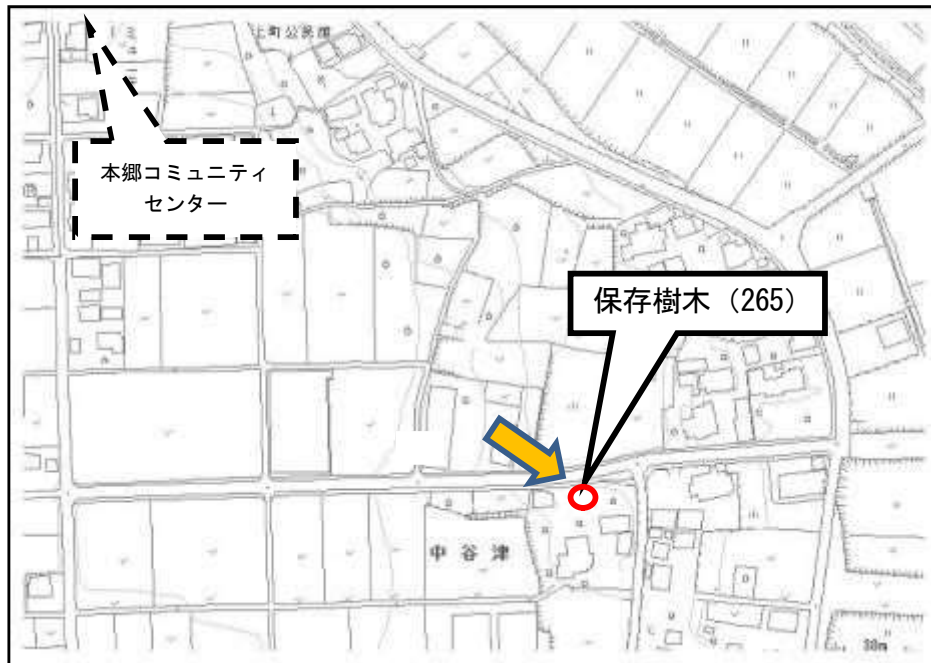


自然緑地保存樹木等 新規指定

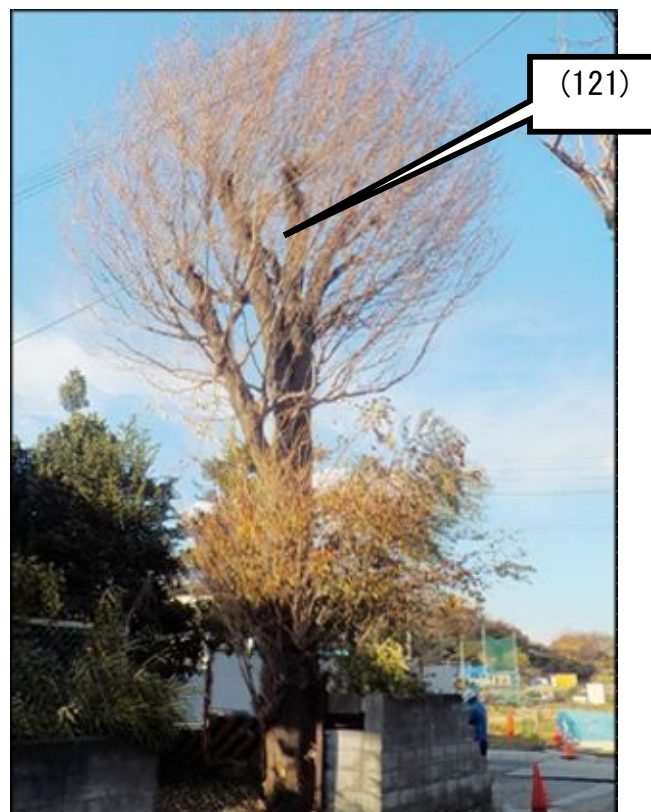
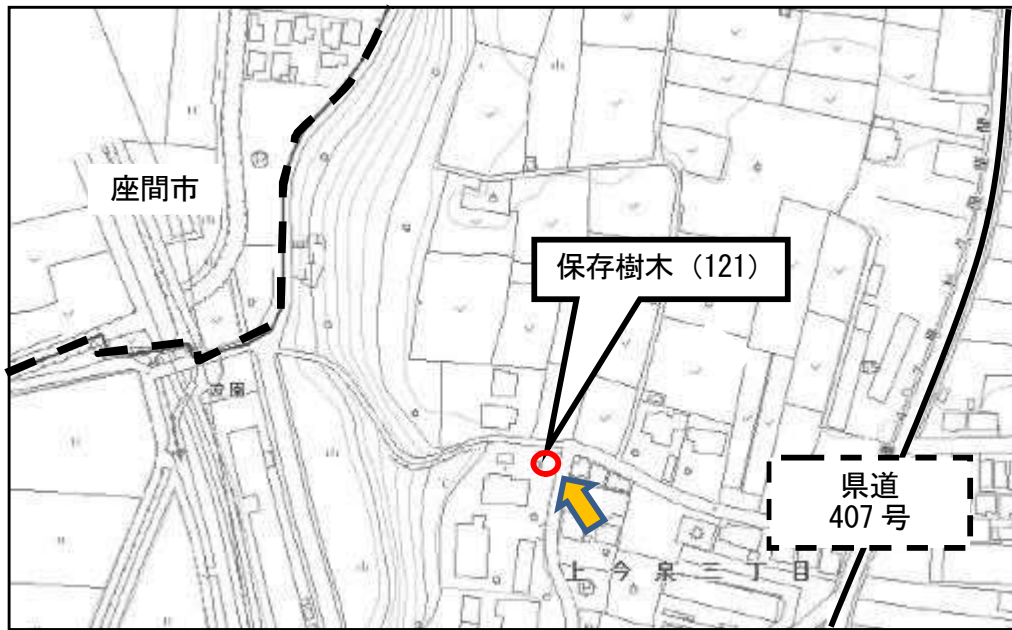
指定番号	申請所在地	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
(265)	本郷 2757-1	ソメイヨシノ	13m	2.0m	12m	113 m ²



現地写真 地図の  の位置です

自然緑地保存樹木等 指定解除

指定番号	申請所在地	樹種	樹高	幹周	枝張長	枝葉面積
121	上今泉 3-1298-1	ヤマザクラ	14m	2.5m	7m	38.4 m ²
(解除理由) 腐朽空洞化の進行により倒木のおそれがあるため						



現地写真 地図の  の位置です

第二次環境基本計画の延長について

1 改訂の趣旨

市の最上位計画である第四次総合計画の計画期間の延長が、平成 29 年 12 月議会において決定されたことを受け、当該計画の政策別計画として位置付けている第二次環境基本計画においても 2 年間延長し、平成 31 年度を終期とする『改訂版』を策定する。（2 年間延長することについては、平成 29 年 1 月 31 日開催の環境審議会において承認済み。）

2 改訂の概要

今回の改訂は、2 年間の期間延長に伴う見直しであり、本市の環境の取組みに対する姿勢も変わらないことから、「環境方針」「計画の基本的枠組み」「環境問題の現状」「計画の体系」といった計画の骨子となる部分は承継しつつ、第四次総合計画の見直しに合わせた施策の変更、2 年間延長に伴う施策の追加や現状に即した時点修正等を行うものとする。

※主な見直し箇所については、資料 2－1 のとおり

3 改訂案等

資料 2－2 「海老名市第二次環境基本計画改訂案」及び資料 2－3 「新旧対照表」のとお

章別にみる主な見直し内容

章	見直し箇所 (新旧対照表参照)		主な見直し内容
	サブタイトル等	新旧対照表 該当ページ	
全体		参照 P 1 9	・ 終了した事業に終了年度を記載
第 1 章～ 第 6 章、 用語集		参照 P 3 4	・ 現状に即した用語に修正 (例：相模縦貫道路（仮称）海老名北インターチェンジ→圏央道海老名インターチェンジ)
		参照 P 5 1	・ 用語集について、用語の追加、現状に即した内容に修正
第 1 章 計画の基本的枠組	1 旧環境基本計画との関係	P 1	・ 現状の課題については、時点修正
		P 2	・ 環境情勢、世界的な取組みの新たな展開等を追加 〔地球温暖化対策（I P C C 5 次報告書、パリ協定）など〕
	3 計画期間	P 3	・ 「平成 21 年度から平成 29 年度まで」を「平成 21 年度から平成 31 年度まで」へ。 ※第四次総合計画の計画期間に合わせる。
第 2 章 環境問題の 現状	1 地域社会と地球環境	P 5	・ フロンガスの 2000 年以降のオゾン層破壊の状況や、パリ協定の考え方と内容等を追加
	2 海老名市の実態と地球環境 問題	P 5 ～ 6	・ 環境問題の現状、実態、取組みを追加、時点修正 (1) 温室効果ガス 京都議定書からパリ協定の内容に変更 (2) 廃棄物処理 大和高座ブロックごみ処理広域化実行計画から、市の計画である一般廃棄物処理 基本計画の内容に変更 (3) 緑の保全 森林の割合等を時点修正し、えびなの森創造事業が目標達成により事業が終了した ため、文言等を修正

第3章 計画の体系	Ⅱ 地域環境	P 1 7 ～ 1 8	第4章 施策の追加・時点修正に伴う文言修正
第4章 施策の展開 施策の追加 …3点 施策の修正 …4点	5 大気汚染・悪臭防止対策 【市が行う施策】	P 3 0	②「悪臭防止に関する啓発の実施」 →「<u>工場・事業場における悪臭に関する規制指導</u>」に時点修正 内容：環境法令に基づき、公害防止の指導を行う旨に修正 ⑤<u>低公害車の普及促進</u>」を追加 内容：電気自動車用急速充電器の設置、水素燃料電池自動車等の普及促進に取り組む旨を追加
	6 廃棄物への対応 【市が行う施策】 (1) 廃棄物の適正処理	P 3 3	①「収集体制の充実」→「<u>効率的な収集・運搬体制の確保</u>」に時点修正 内容：効率的な安全収集・運搬体制を確保し、適宜見直す旨に修正
	(2) ごみの減量化と資源化の推進		①「<u>ごみ減量化の推進</u>」→「<u>ごみ減量化と資源化の推進</u>」に時点修正 内容：資源化を推進にあたり、審議会等において、具体策を検討する旨に修正 ②<u>一般廃棄物の計画的な処理の実施</u>」を追加 内容：一般廃棄物処理基本計画に基づき、実施計画を定め、計画的に運用する旨等を追加
	3 農業の振興 【市が行う施策】 (1) 農業振興施策の推進	P 3 9	①担い手及び農業組織の育成・支援 内容：スマート農業研究事業を通じ、農業ICT技術の導入を推進する旨を追加 ⑥「<u>交流拠点の整備</u>」→「<u>農業拠点の整備</u>」に時点修正 内容：農業拠点を整備し、農業者の組織化等推進する旨に修正
	4章全体	参照 P 1 9	- 関係資料（グラフ）（～平成28年度分）の追加 - グラフ追加等に伴う、データの分析結果と現状に即した内容・文言に整理

海老名市第二次環境基本計画

改定版(案)



海 老 名 市

環境方針

海老名市役所環境方針

基本理念

海老名市は、昔から自然豊かな田園地帯として栄えてきたまちです。しかし、首都近郊という立地条件に恵まれ都市化が進んできた結果、産業の集積や利便性の高い生活の営みが、良好な生活・自然環境に大きな負荷を与える要因にもなっています。

海老名市役所は、未来の世代に住みやすい「ふるさと」を手渡すために、市民の身近な環境問題から地球的規模につながる環境問題に取り組み、継続的な改善及び汚染の予防に努め、人と自然が共生し持続的発展が可能なまちづくりを目指します。

基本方針

この基本理念に基づき、市が行う各種事務事業の執行について、関連する環境法規制、協定及びその他の同意事項を順守し、環境負荷を最小限に抑えるとともに、環境に有益な影響を及ぼす事業を積極的に推進します。

また、市民等の利害関係者の環境問題に関わる要望、意見のうち可能なものを市の環境活動に反映させるほか、国及び県その他の組織等から市に伝えられる環境関連情報、市が収集・分析した情報及び市が環境関連政策として発信すべき情報を、必要に応じて市民をはじめとする利害関係者に伝えると同時に必要な啓発に努め、環境問題に対する地域全体の意識向上を目指します。

これらの取組みにあたっては、実現可能なものから、目的・目標として設定するとともに、市の環境マネジメントシステムはもとより、市の環境問題に対する取組み全体を継続的に改善・向上させます。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、広く一般に公表します。

2014年6月19日

海老名市長 内 野 優

海老名市第二次環境基本計画

目 次

本編

第1章 計画の基本的枠組み

1	旧環境基本計画との関係	1
2	計画の位置づけ	3
3	計画期間	3
4	市民、事業者、行政の役割	4

第2章 環境問題の現状

1	地域社会と地球環境	5
2	海老名市の実態と地球環境問題	5
3	市民・事業者からみた環境問題	7

第3章 計画の体系

計画の体系	13
-------	----

第4章 施策の展開

I 地球環境

i	地球温暖化対策	19
1	エネルギー対策	20
2	自動車対策	20
3	緑化推進	20
4	廃棄物対策	20
5	その他	20

II 地域環境

i	身近な生活環境を守ろう	21
1	河川等の水質保全	21
2	騒音・振動防止対策	24
3	水循環型社会の構築	26
4	化学物質等対策	28
5	大気汚染・悪臭防止対策	29
6	廃棄物への対応	31
7	道路環境整備	34
8	防災	35

ii	海老名市の特性を活かそう	36
1	美しい都市景観の形成	36
2	丘陵地・緑地の保全	36
3	農業の振興	38
4	都市環境の整備	40
5	歴史的遺産等の保護と活用	41

第5章 環境活動と教育・学習の推進

1	環境活動	43
2	教育・学習	44
3	市民協働	46

第6章 計画の推進体制と進行管理

1	推進体制	49
2	進行管理	49

用語集

巻末

本 編

第1章 計画の基本的枠組み

1 旧環境基本計画との関係

<旧計画の策定経過>

海老名市は、海老名市環境基本計画（以下「旧計画」という。）を、平成12年3月に策定しました。これに先だって、平成10年3月には、

① 将来世代への責任 ②市民協働の取り組み ③自覚と行動

を基本理念とした「海老名市環境基本条例」を公布しました。

同年4月以降、公募委員を含む15名の「環境基本計画策定懇話会」と、庁内関係課による「地球環境問題対策委員会」において議論を積み重ね、平成12年1月、「海老名市環境審議会」に対して「環境基本計画（素案）」を諮問、3月に同審議会からの答申がなされ、平成13年から平成22年までの10年間を期間として、旧計画の策定に至ったものです。

【参考】<海老名市環境基本条例 抜粋>

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。

<旧計画の成果と課題>

旧計画では、生活環境、都市環境、自然環境、地球環境の4分野に分類し進行管理してきました。

その結果、生活環境では、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置が促進されたことにより、大幅な水質改善が見られました。また、土壌については、全国的に化学物質の浸透による汚染が懸念され、平成14年に土壌汚染対策法が施行されました。本市においても法令に基づく指導と定期的な測定の実施により大きな異常は見られませんでした。一方、感覚公害といわれる、騒音・悪臭に対する苦情は、平成23年頃まで増加傾向にありましたが、現在は減少傾向にあります。

都市・自然環境では、緑地を保全する区域（樹木）を指定し、所有者に対して奨励金を交付し、自然緑地や樹木の保全に努めてきました。また、開発行為の際には一定割合の緑化指導を行っていますが、自然緑地・農地は減少しています。

地球環境では、循環型社会の実現に向けてごみの排出量の削減が進み、資源化率についても成果を得ることができましたが、人口増加等により再び増加傾向にあります。また、省エネルギー対策には特に力をいれてきました。旧計画を策定した平成12年度から、太陽光発電施設や雨水活用施設の設置に対する補助制度を創設し、平成15年度からはエコキュート等の高効率給湯器への補助も開始しました。補助制度のPRも兼ねた環境展を6月の環境月間に開催し、市内の事業者を中心にご協力いただき、省エネルギー・再生可能エネルギー施設の普及に努めてきました。

地球温暖化は、「異常気象」により世界の人々の実感するところとなり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告書（平成19年）によって「気候システムの温暖化には疑う余地がない。」と言明されるに至っています。この間、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温暖化対策推進法」という。）が施行され、温室効果ガス特に二酸化炭素の削減が国民的課題とされました。

市内公共施設においても、率先して地球温暖化対策を実践する必要があるため、平成20年度以降、当面の計画として平成24年度までに、様々な省エネ行動の実施と、白熱電球の電球型蛍光灯への交換、空調設備設置教室の窓への遮熱フィルム貼付等の方法により、2.6%の二酸化炭素削減を実現する計画を定め、取り組んできました。

また、京都議定書の第一約束期間に入った平成20（2008）年は、神奈川県が「クールネッサンス」を宣言し、国内各地で「クールアース・デー」関連の行事が行われ、二酸化炭素削減に向けた市民一人ひとりの行動が、待ったなしの課題であることを印象付けました。さらに、国際的には、COP14（気候変動枠組条約第14回締約国会議）が開催され京都議定書後の国際的な枠組みについて議論が行われました。

このような旧計画策定以降の地域、国内及び国際社会の状況・情勢の変化に対応して、平成21（2009）年に海老名市第二次環境基本計画（以下「本計画」という。）を定めました。

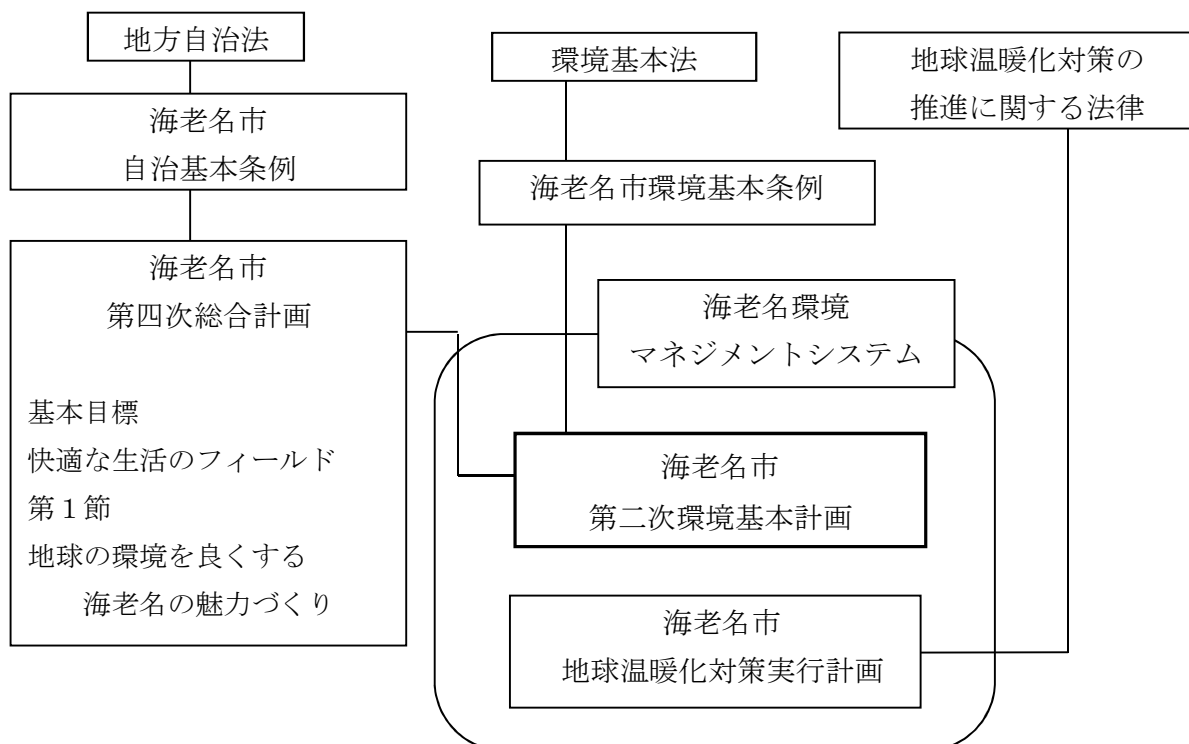
本計画の策定後、IPCCの第5次報告書（平成25～26年）によって、現状を上回る対策をしなければ、21世紀末時点で世界の気温は産業革命前と比べ最大で5.4℃上昇するといった見解が示されました。それを受けて世界は将来の気温上昇を2℃未満に抑えるべく、気候変動枠組条約に参加する全ての国が温室効果ガス削減目標を立てることを法的に義務付けた平成32（2020）年以降の温暖化に関する枠組みである「パリ協定」を平成27（2015）年に締結・平成28（2016）年に発効しました。

海老名市政においては、市の最上位計画である海老名市第四次総合計画が平成31（2019）年まで延長されました。

このような本計画策定以降の状況・情勢を踏まえて、平成32年（2020）年を始期とする第三次環境基本計画を策定するまでの間の計画として、第二次環境基本計画改定版を定めました。

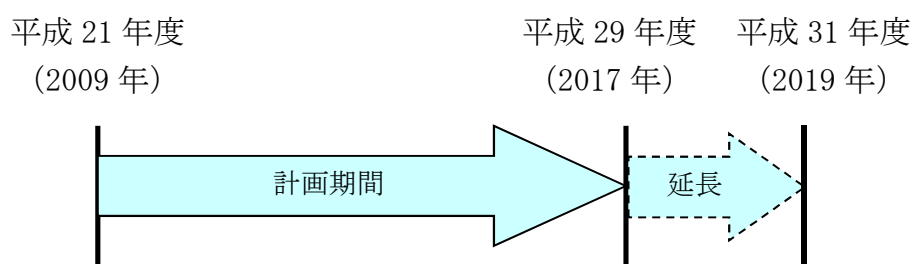
2 計画の位置づけ

本計画は、海老名市第四次総合計画に掲げる基本目標の一つである「快適な生活のフィールド」の政策別計画として位置づけます。



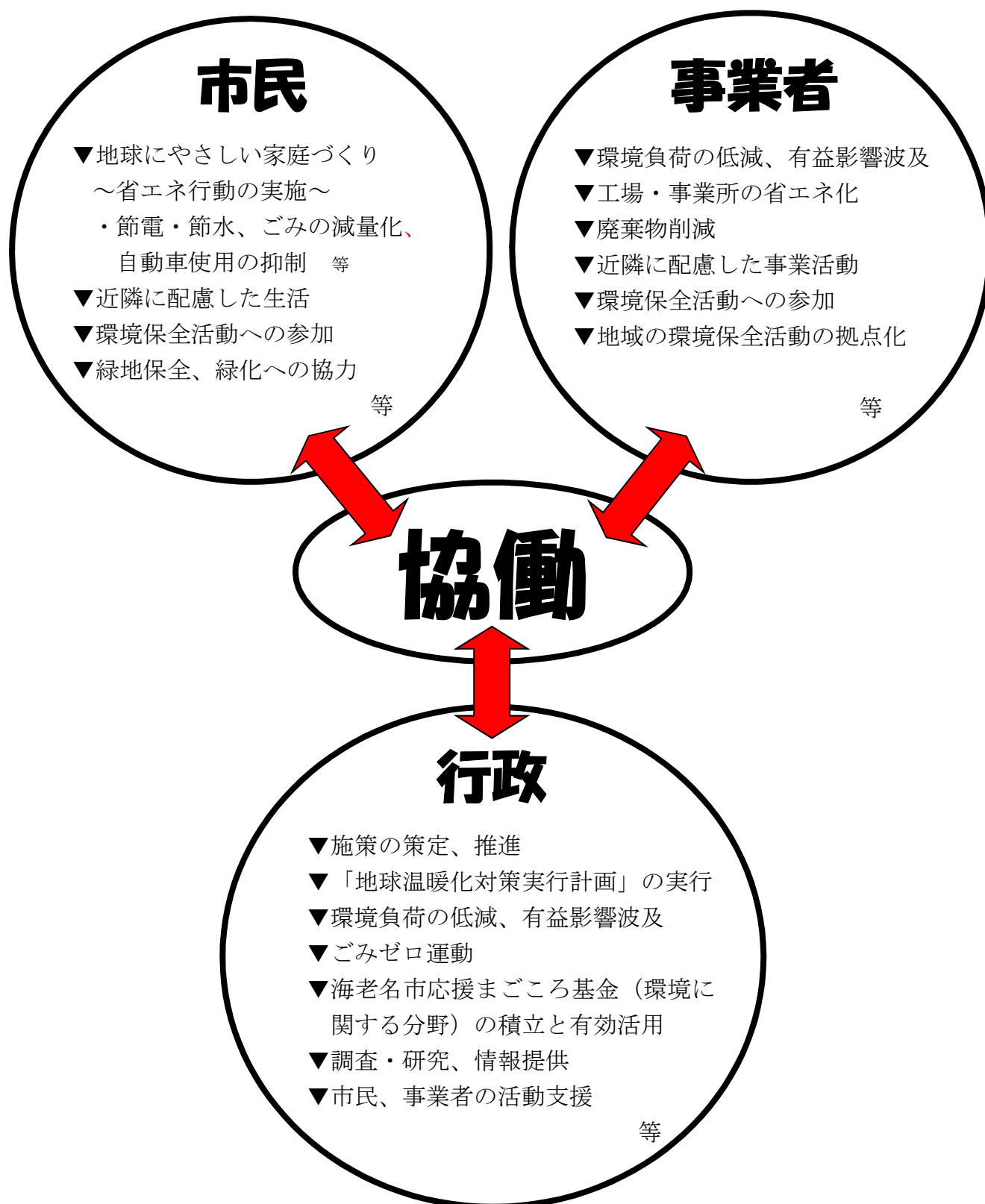
3 計画期間

本計画は、海老名市第四次総合計画にあわせ、旧計画の計画期間（平成 22（2010）年度まで）を含む平成 21（2009）年度から 29（2017）年度の 9 年間から 2 年間延長した平成 31（2019）年度までの 11 年間を計画期間とします。



4 市民、事業者、行政の役割

計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の三者が一体となり、各主体が関係法令を遵守し、それぞれの責務と役割について、相互理解のもとに協力しあい、環境の保全及び創造に取り組む必要があります。



第2章 環境問題の現状

1 地域社会と地球環境

日本における高度経済成長の負の側面としての公害問題は、労働者や地域生活者の生命と健康を脅かし、私たちに化学物質の脅威とともに人知の限界を実感させました。

やがて、熊本県水俣湾で発生した水俣病や新潟水俣病などの地域に限定されていた公害という概念から、地球全体に影響をもたらす環境問題として国際社会に広く認知されるにいたったのは、酸性雨問題やオゾン層破壊などの地球環境問題でした。

それ以前にも、廃棄物問題により「宇宙船地球号」という観点から、世界的な視野に立って循環型社会確立の必要性を訴える議論等もありましたが、より広く認知されるようになったのは、オゾン層破壊による環境危機の報道であったと思われます。

エアコンの冷媒等に使用されるフロンガスが大気中へ放出され、その積み重ねによりオゾンホールと呼ばれるほどの大規模なオゾン層の破壊が起こりました。その結果、全地球的に有害紫外線量を増大させ、自らの健康被害のみならず、子孫への悪影響までもたらしたのです。1980年代までは、南極上空でのみ顕著だったオゾン層の破壊も、1990年代に入ると北極上空でもみられるようになりました。2000年以降、冷媒等に使用されるフロンガスはオゾン層破壊効果のない代替フロンへの転換が進みます。代替フロンには、オゾン層破壊効果こそないものの、その温室効果は二酸化炭素の100～1万倍以上とされています。このように、地域環境が地球環境に直結していることを思い知らされたるに至りました。

近年、ゲリラ豪雨等の世界的異常気象により国際的にもっとも危機感を募らせているのが、地球温暖化問題です。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書を受けて、2020年以降の地球温暖化に関する枠組みである「パリ協定」が締結・発効されたことは先述しました。フロンガスにも温室効果がありますが、日本国内において統計上、圧倒的な量で温室効果をもたらしているのは二酸化炭素とされています。

2 海老名市の実態と地球環境問題

本市では、騒音・悪臭に関する苦情相談件数は平成23年頃まで増加傾向にありましたが、現在は減少傾向にあります。

大気・河川水質・土壌調査の結果についても大きな異常は見られず、公害全般については環境監視の強化の結果、一定の成果が出ているといえます。

しかしながら、一方では、異常気象（記録的高温、ゲリラ豪雨等）が見られるようになり、幸いにも本市の場合は、他都市のように甚大な被害をもたらしてはいませんが、その危険性は刻一刻と高まっていると考えする必要があります。

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、野生生物種の絶滅、砂漠

化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染など多くの地球的規模での環境問題がありますが、これらと本市域における個別事象が無関係であるとは考えにくい状況となっています。特に、以下の問題は、本市の環境問題と直結していると考えられます。

（１）温室効果ガス

パリ協定を受けて平成 28（2016）年に国が策定した「地球温暖化対策計画」では、中間目標として、平成 42（2030）年度までに温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 26%削減することとなっています。

また、長期目標として、平成 62（2050）年度までに温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 80%削減することも併せて定められています。

本市においても、平成 29（2017）年に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、本市の事務及び事業活動により発生する温室効果ガス排出量を国と同じく平成 42（2030）年度までに平成 25（2013）年度比で 26%削減することを目標としました。パリ協定を実現し、持続可能な地球環境を築くためにも、市民・事業者・行政が一体となり、省エネルギー対策、自動車使用の抑制、緑化推進等により温室効果ガスを削減する必要があります。

（２）廃棄物処理

全国の一般廃棄物排出量は、平成 17（2010）年から平成 27（2015）年までの平均で、毎年 4700 万トンで、最終処分場の減少、残余容量のひっ迫といった問題のほか、二酸化炭素排出量削減の上からも、資源循環型社会への転換は、不可避の課題となっています。

本市は、綾瀬市・座間市とともに一般廃棄物の処理を行っており、「一般廃棄物処理基本計画」による計画的な処理の実施、ごみの減量化・資源化の推進を行っています。また、循環型社会への歩みを着実に進めるため、一般廃棄物処理の有料化、戸別収集の実施については、今後も検討を続ける必要があります。

（３）緑の保全

陸地の約 30%を占め、約 40 億haに及ぶ世界の森林は、平成 12（2000）年から平成 22（2010）年までの平均で、毎年 520 万ha減少しています。こうした森林の減少は、地球の温暖化や生物多様性に深刻なダメージを与えているとされますが、森林減少の原因としては、食料やバイオ燃料の需要増加による土地利用の転換、無秩序な焼畑農業の増加、燃料用木材の過剰採取、森林火災等が挙げられています。

本市においても、開発行為等により自然緑地の減少が続いております。今後も緑の保全に努め、緑化推進とともに二酸化炭素吸収量の増加を目指します。

3 市民・事業者からみた環境問題

地球環境問題は、温暖化をはじめ様々な問題がありますが、これらの問題について、市民や事業者はどのように感じているのかアンケート*を実施しました。

その結果、地球温暖化の原因とされる「異常気象」について、もっとも多く市民が身近な環境問題として危惧していることが分かりました。その解決に必要なことは、「太陽光などの自然エネルギー利用増進」とともに、「環境学習・環境教育の推進」や「便利さばかりの追求を見直す」等、ハード面からソフト面まで、また、私たちのライフスタイルの転換にも言及しています。

日常生活における省エネ行動の実行は、「節電・節水」、「ごみの分別」、「マイバッグの使用」、「自動車使用の抑制」等、私たちの選択にゆだねられていますが、これらの行動を実行している市民は多く、今後もさらに取組みを進める必要があります。

特に、市民は、家庭から排出される温室効果ガスについて「自動車の使用」、「冷房の使用」から削減することが有効と考えています。

事業者の多くは、自社の事業活動が環境に何らかの影響を与えていると認識し、環境に配慮した取組みを行っています。「照明、冷暖房、OA 機器等による電力消費」、「車両燃料等、輸送による燃料使用」が主な影響と考えていますが、実際に取組まれていることは「照明等、電気の使用量削減」と「廃棄物の減量化」が大勢を占めています。「車両等の燃料使用量削減」については、影響を与えているとの認識がありながら、なかなか削減しづらい傾向にあります。本市の温室効果ガス削減のためには、今後、「自動車使用の抑制」を積極的に進めていく必要があります。

また、事業者は環境に配慮した取組みを「事業所の社会的責任として」、「経営の合理化のため」取組んでおり、環境と事業活動が密接に関係していることを裏付けています。これらの取組みを、一事業所としてだけで終わらせるのではなく、地域の環境拠点としての役割を担い、市民を巻き込んだ取組みに発展することが求められます。

* 計画策定に係るアンケート

(市 民) 20 歳以上の市民を対象とし、各地域の人口にて按分し発送しました。

調査期間：平成 20 年 8 月 18 日～8 月 31 日

発送数：2,000 回答数：1,272 回答率：63.6%

(事業者) 市内事業所から、製造業・サービス業・病院・運輸業を中心に発送しました。

調査期間：平成 20 年 8 月 18 日～8 月 29 日

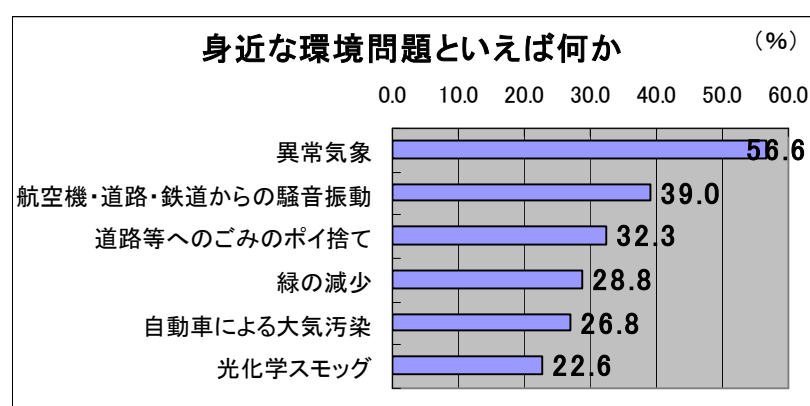
発送数：200 回答数：103 回答率：51.5%

(1) 市民の視点

①身近な環境問題

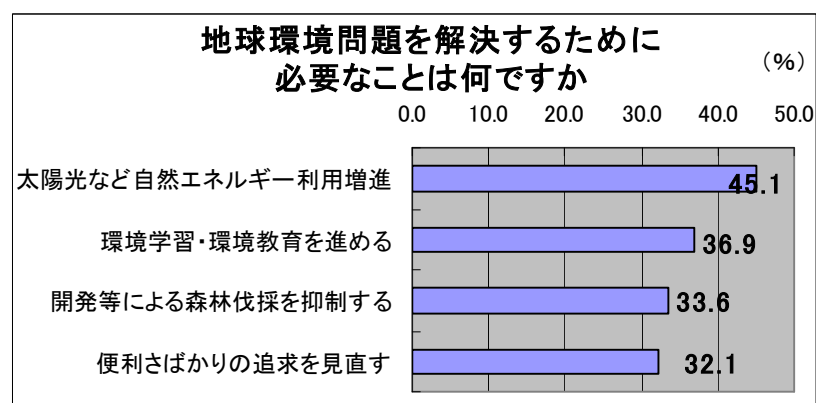
異常気象には、大雨、台風、干ばつ等の様々な現象があり、本市においても、夏には、続発するゲリラ雷雨や毎日のように続く真夏日・熱帯夜、あるいは暖冬など実感されることが多々あります。

これらの現象は、地球温暖化の影響によるものであるとされ、市域や国内だけではなく地球全体の問題です。その対策の必要性については、ほぼ回答者全員（「地球温暖化の影響をどの程度感じているか」との問への回答は、強く感じている、やや感じているをあわせて 97.5%）が感じております。



②地球環境問題解決に必要なこと

本市の環境問題を考える上で、地球環境問題を考えないわけにはいきません。先述したとおり、身近な問題の蓄積が、地球環境問題へと波及し、地球環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが行動を起こす必要があるのです。回答率の高かった上位4項目と今後の取組みについて記します。



■「太陽光など自然エネルギー利用増進」（４５．１％）

本市では、旧計画策定と同時に、太陽光発電施設、太陽熱利用施設、雨水活用施設、低公害車等の購入者に対する補助制度を創設しました。平成 15 年度からは、現在県内自治体では唯一となる、高効率給湯器（エコキュート、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器）への補助を開始しました。以降、現在まで、対象設備等の見直しを図り、メニューを拡充してきました。

技術革新の動向、本市における普及状況を考慮しながら、省エネルギー・再生可能エネルギー施設の導入について、普及促進していきます。

■「環境学習・環境教育を進める」（３６．９％）

本市の人口は、平成 31（2019）年まで増加し続けると予測しています。人口の増加は、温室効果ガスの増加、生活環境、都市環境についても大きな影響を及ぼします。

少子高齢化が進むため、環境学習・環境教育の場は、子どもはもちろんのこと、大人を対象としたものまで、幅広い年齢層に対応しうる内容とし、事業を実施していきます。

■「開発等による森林伐採を抑制する」（３３．６％）

本市においても、「相模横山九里の土手」をはじめとした既存の自然緑地が年々減少しています。

これまで、保全区域指定により保全を図ってきましたが、所有者の相続等による指定解除により少しずつ減少してきました。

今後も自然緑地を保全するため、保全区域の指定を継続するとともに、緑化意識の向上を図り、緑を増やし二酸化炭素吸収量の増加を目指します。

また、海老名市応援まごころ基金（環境に関する分野）を有効に活用し、エネルギー・環境負荷対策、ごみの資源化・美化対策、環境教育等や緑化対策にも活用していきます。

■「便利さばかりの追求を見直す」（３２．１％）

私たちの生活様式について、環境負荷を低減し、省エネ化を図るべきということは、すでに周知のところですが、大切なことは、いかに実行するかです。モラルや意識の向上に努めるだけでなく、無理なく実行できることに着目する必要があります。

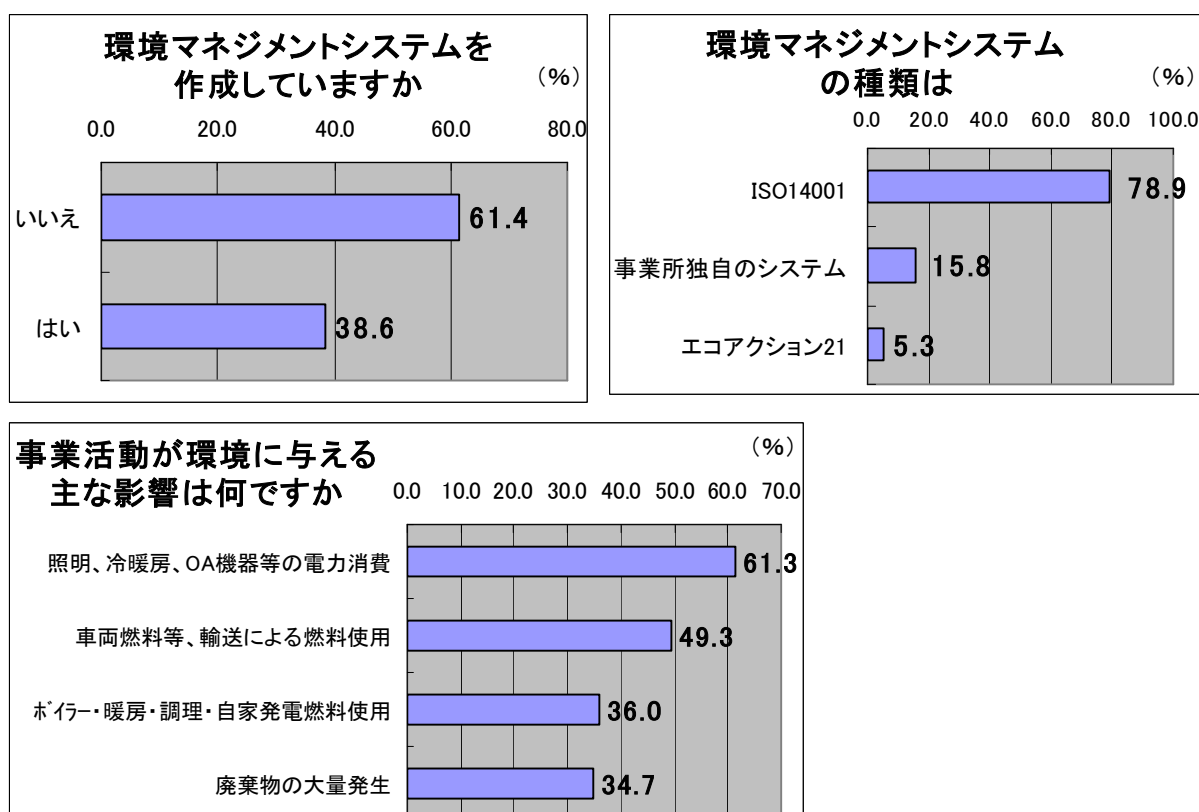
家庭における節電・節水、ごみの減量化・資源化、自動車使用の抑制を推進し、省エネ行動について、普及促進していきます。

(2) 事業者の視点

①事業活動が環境に与える主な影響

本市では、地域の環境保全及び快適な環境の確保を図ることを目的とし、平成16年度から、ISO14001 認証取得の事業所に対する補助制度を創設し、事業所の環境配慮活動を支援しています。

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境負荷の低減を図るとともに周辺環境へ有益な影響を与えるため環境マネジメントシステムを作成している事業所は38.6%です。そのうちの78.6%がISO14001によるものです。



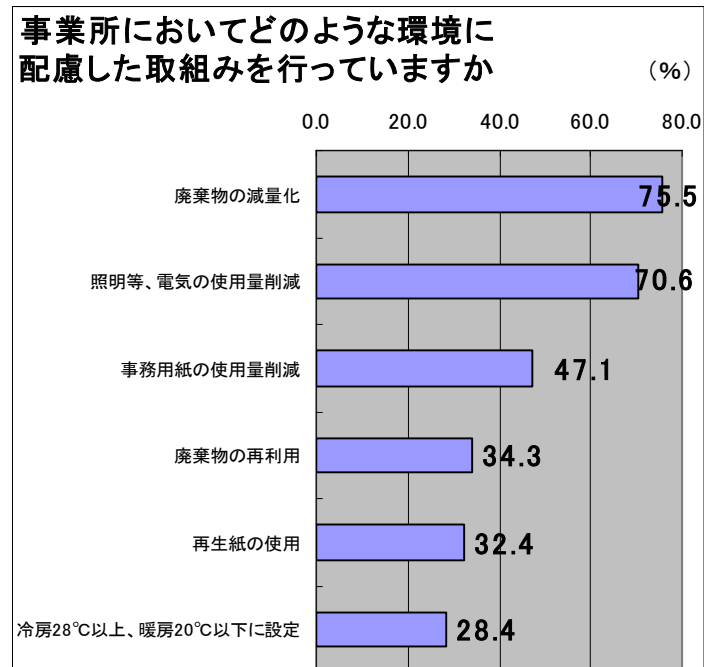
事業者が認識する事業活動が環境に与える主な影響は、
「照明、冷暖房、OA 機器等の電力消費」(61.3%)
「車両燃料等、輸送による燃料使用」(49.3%)
「ボイラー・暖房・調理・自家発電燃料」(36.0%)
「廃棄物の大量発生」(34.7%)
の回答が多い結果となりました。

電力使用、燃料使用の抑制と廃棄物の削減に積極的に取り組んでいただき本市の環境と地球環境に配慮した事業活動を促進していきます。

本計画における事業者の役割は大きく、関係法令の遵守、省エネの徹底、再生可能エネルギーの利用、敷地内の緑化等についても求めています。

②環境に配慮した取組み

事業所において取組むべき行動も、根本的には家庭で取組む内容と同じといえます。ただし、事業所や工場では、環境に与える影響が大きいため、より広範な取組みが必要になります。



「廃棄物の減量化」(75.5%)

「照明等、電気の使用量削減」(70.6%)

「事務用紙の使用量削減」(47.1%)

「廃棄物の再利用」(34.3%)

「再生紙の使用」(32.4%)

「冷房 28℃以上、暖房 20℃以下に設定」(28.4%)

これらの取組みについては、既に多くの事業所において実行されていると思われますが、まだまだ見直す点は少なからずあるかと思われます。また、まだまだ取り組まれていない、

「敷地内（屋上・壁面含む）の緑化」(2.9%)

「社員の環境ボランティア参加支援」(2.9%)

「太陽光、雨水等自然エネルギー利用」(1.0%)

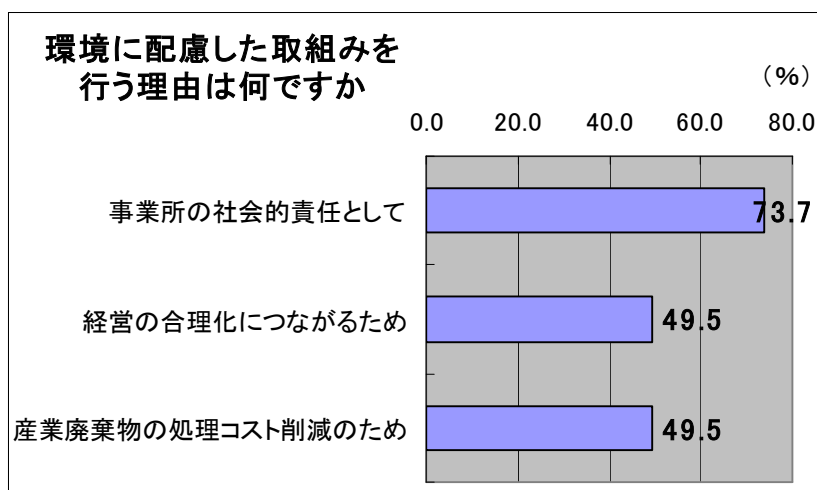
「ハイブリッド型等の低公害車導入」(0.0%)

については、今後大きく上積みできる余地があるため、重点的に取組んでいきます。

環境に配慮した取組みを行う理由については、

「事業所の社会的責任として」(73.7%)

「経営の合理化につながるため」(49.5%)
「産業廃棄物の処理コスト削減のため」(49.5%)
の回答が多い結果となりました。



多くの事業者が、環境問題を、自己責任と認識して取組んでいることがうかがえます。また、責任とともに、経営の合理化、コスト削減という、実際に企業活動に有利に働く点も見逃せません。

事業者の責任と健全な経営を行うとともに、日頃の取組みの成果を発表する場の提供、工場見学の実施、出前講座等に積極的に参加するよう促し、一事業者としての取組みだけにとどまらず、地域の環境拠点としての役割を担っていただくよう求めています。

第3章 計画の体系

旧計画では、生活環境、都市環境、自然環境、地球環境の4分野に分類してきました。計画を体系化するためには、何らかの分類が必要ですが、私たちを取り巻く環境には多数の要素があり、それぞれの要素が様々な側面をもち得るため、見方により属する環境の分野が変わってきます。

自動車の使用を例にあげますと、自動車が走行するとガソリン等の燃料が燃焼され排気ガスが発生します。この排気ガスの発生は、おおまかにいうと大気汚染と地球温暖化につながるため旧計画では、生活環境と地球環境にまたがります。

そこで本計画では、本市を含めた世界中の“地域”の環境の数々が、地球環境につながっていることを考慮し、私たちの生活が環境に対してどのように関係しているかを基準に分類します。

地球環境と**地域環境**に大別し、それぞれの視点から整理し、市が取り組む施策、市民・事業者の役割を定めます。

大気汚染については地域環境、自動車使用の抑制については、大気汚染という側面とともに、地球温暖化の主な原因となっている温室効果ガス発生要因の大きなウエイトを占めるため地球環境としています。

地球環境では、現在もっとも深刻で本市にも大きな影響を与える「地球温暖化」を重視し、対策を推進するため、エネルギー対策、自動車対策、緑化推進、廃棄物対策等を総合的に取り組みます。

地域環境では、旧計画の生活環境、都市環境、自然環境を吸収し「身近な生活環境を守ろう」と「海老名市の特性を活かそう」に分類しています。

身近な生活環境を守ろうでは、水質保全、騒音・振動、大気汚染・悪臭防止対策等、私たちの生活に直接影響を与える項目について定めています。

海老名市の特性を活かそうでは、視野を少し広げ、景観、丘陵地・緑地、農業、都市環境、歴史的遺産まで定め、本市の特徴である高い利便性と豊かな自然、貴重な史跡や文化財を含めた取組みと市民・事業者の役割を定めています。

海老名市第四次総合計画

将来都市像：快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名

基本目標：快適な生活のフィールド

海老名市第二次環境基本計画

I 地球環境

i 地球温暖化対策

「海老名市地球温暖化対策実行計画」を定めて取組みます。

1 【エネルギー対策】

省エネルギー推進、再生可能エネルギーの導入を図ります。

2 【自動車対策】

温室効果ガス削減と大気汚染防止に取り組めます。

3 【緑化推進】「海老名市緑の基本計画」等により推進します。

豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。

4 【廃棄物対策】「一般廃棄物処理基本計画」等により推進します。

廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。

5 【その他】

エコマーク商品等購入、地産地消・旬産旬消、関連イベント参加を促進します。

II 地域環境

i 身近な生活環境を守ろう

1 【水質保全】生活排水・事業所排水対策、市民・事業者の取組み促進

2 【騒音・振動】事業所、建設工事、生活、自動車交通、航空機

3 【水循環型社会】有害物質・地下水利用規制、地下水涵養

4 【化学物質等対策】有害物質の排出規制・指導、測定調査の充実

5 【大気汚染・悪臭防止対策】事業所規制、啓発の継続

6 【廃棄物】廃棄物の適正処理、ごみ減量化と資源化の推進

7 【道路環境】道路網の整備、交通容量確保、居住環境に配慮した道路整備

8 【防災】「海老名市地域防災計画」等により推進

ii 海老名市の特性を活かそう

1 【景観】「海老名市景観基本計画」等により推進

2 【丘陵地・緑地】丘陵地・緑地の保全

3 【農業の振興】農地の保全と有効活用

4 【都市】利便性向上とともに環境負荷低減と環境への有益影響について配慮

5 【歴史的遺産】歴史的遺産等の保護と活用

1 エネルギー対策

- ①省エネルギー行動の推進
- ②再生可能エネルギー活用型設備、省エネルギー設備の導入

2 自動車対策

- ①自動車使用の抑制
- ②自動車からの排出ガス低減

3 緑化推進

「海老名市緑の基本計画」等を推進し、豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。

4 廃棄物対策

「一般廃棄物処理基本計画」等を推進し、廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。

5 その他

エコマーク商品等の積極的購入、地産地消・旬産旬消、環境関連イベント等への参加を促進します。

1 河川等の水質保全

- (1) 下水道整備の推進
 - ①公共下水道の整備
 - ②雨水排水施設等整備の推進
- (2) 下水道事業の適正な運営
 - ①下水道事業の適正な運営
- (3) 水質浄化対策
 - ①水質の浄化
 - ②家庭からの汚染源削減の啓発・指導

2 騒音・振動防止対策

- (1) 工場・事業場からの騒音・振動の低減
 - ①工場・事業場における騒音・振動の規制・指導
 - ②建設工事における騒音・振動の規制・指導
 - ③深夜飲食店営業騒音等に対する規制・指導
- (2) 近隣騒音の低減
 - ①営業騒音、拡声器騒音、生活騒音低減についての規制・指導及び普及啓発
- (3) 航空機騒音の低減・解消に向けた関係機関への要請
 - ①厚木基地航空機騒音低減・解消に向けた関係機関への要請

3 水循環型社会の構築

- ①水循環型社会の構築
- ②工場・事業場における地下水利用の規制・指導
- ③地下浸透の指導及び推進
- ④節水の促進及び啓発

4 化学物質等対策

- ①工場・事業場における有害物質の排出規制・指導
- ②化学物質汚染に関する測定調査の充実
- ③アスベスト問題への適切な対応

5 大気汚染・悪臭防止対策

- ①工場・事業場における大気汚染物質の排出規制・指導
- ②工場・事業場における悪臭に関する規制・指導
- ③屋外焼却行為の規制・指導
- ④自動車対策
- ⑤低公害車の普及促進

6 廃棄物への対応

- (1) 廃棄物の適正処理
 - ①効率的な収集・運搬体制の確保
 - ②啓発等の実施
 - ③環境美化
- (2) ごみ減量化と資源化の推進
 - ①ごみ減量化と資源化の推進
 - ②一般廃棄物の計画的な処理の実施
 - ③指導等の充実
 - ④資源再利用の普及・啓発

7 道路環境整備

- (1) 道路網の整備と交通容量の確保
 - ①道路の新設及び既存道路の拡幅整備
- (2) 居住環境に配慮した道路整備
 - ①歩車道の分離、幅の広い歩道の整備
 - ②歩道のバリアフリー化
 - ③防音壁・緩衝帯の確保及び緑化
- (3) 自動車交通に伴う騒音・振動の低減
 - ①道路保全

8 防災

「海老名市地域防災計画」を推進し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地震等の災害が発生した際の応急対策を実施することにより、市民の生命及び財産を災害から守ります。

Ⅱ 地域環境 ii 海老名市の特性を活かそう

1 美しい都市景観の形成

「海老名市景観基本計画」、「海老名市景観推進計画」による良好な景観の保全、育成

2 丘陵地・緑地の保全

- ①相模横山九里の土手に残存する斜面緑地の保全
- ②伊勢山、秋葉山等の緑地の保全

3 農業の振興

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 農業振興施策の推進 | (2) 農業に接する機会の提供 |
| ①担い手及び農業組織の育成・支援 | ①市民参加型農業の拡充 |
| ②農業関係機関・団体等とのネットワーク化 | (3) 農業基盤の整備 |
| ③農地の有効利用 | ①農業基盤の整備 |
| ④農産物の安定供給・安全安心の確保 | |
| ⑤地産地消の販路創出 | |
| ⑥農業拠点の整備 | |

4 都市環境の整備

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 良好な都市環境の形成 | (3) 商業振興施策の推進 |
| ①良好な都市環境の形成 | ①中心市街地の活性化 |
| (2) 市街地整備の推進 | ②商業活性化の推進 |
| ①新市街地整備の促進 | ③商業基盤の整備 |
| ②拠点市街地整備の推進 | |

5 歴史的遺産等の保護と活用

- (1) 歴史的空間の確保
 - ①歴史的空間の確保
- (2) 文化財の保護と活用
 - ①文化財の保護と活用

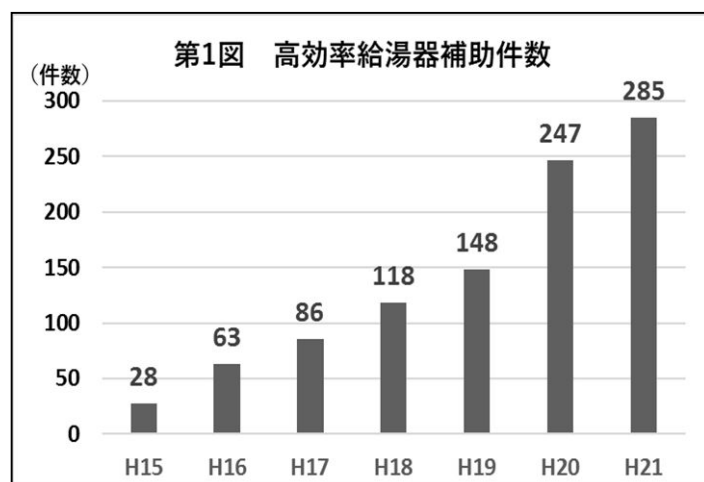
第4章 施策の展開

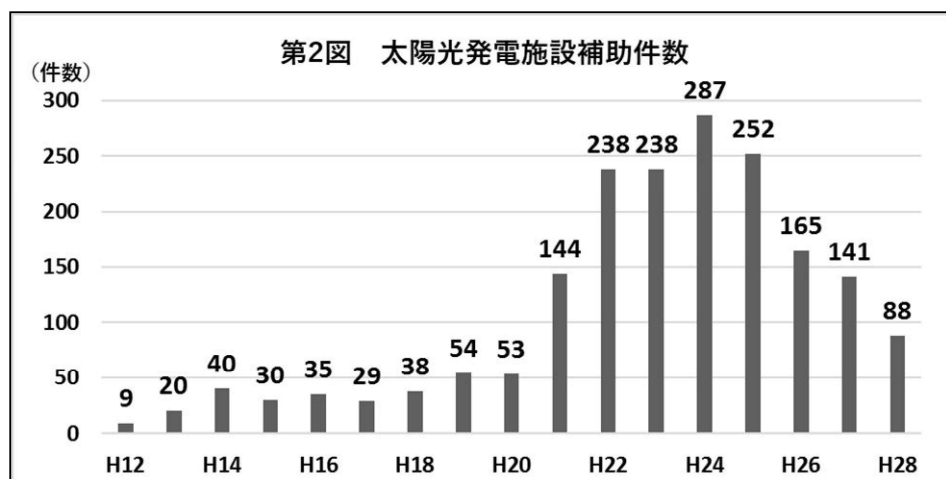
I 地球環境

i 地球温暖化対策

海老名市第四次総合計画の将来都市像「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」を実現するためには様々な取り組みが必要ですが、その前提となるのが「地球温暖化対策」です。地球温暖化は文字通り地球規模の問題ですが、私たちの身近な問題と密接な関係があります。「地球温暖化対策」に取り組む事は、身近な環境問題への着手から始まりますし、「地球温暖化対策」が成果をあげることは、身近な環境の改善へとつながっていきます。

旧計画においては、特に、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用をはじめとしたエネルギー対策に力を傾けて取り組み、高効率給湯器、太陽光発電施設、太陽熱利用施設、雨水タンク等の設置者及び低公害車購入者に対する補助制度とともに、環境展、環境フォーラム、環境市民大学等の様々なイベントを開催し、市民が環境問題に関心をもち日々の生活から環境を意識した行動の動機づけを行う事業の実施に努めてきました。補助制度の利用者も多く、省エネルギー・再生可能エネルギー機器への関心の高まりが感じられます（第1,2図）。太陽光発電施設の補助件数は、国の施策方針の変更等により、平成24年を境に減少していますが、今後も、時代に即した見直しを行いながら、補助事業を継続していきます。（平成21年度「高効率給湯器」、平成25年度「雨水タンク」、平成26年度「太陽熱利用施設」補助制度終了）





1 エネルギー対策

家庭・事業所における省エネ行動の推進、省エネルギー・再生可能エネルギー機器の導入促進を柱とします。

2 自動車対策

自動車使用を抑制し、マイカー使用の場合も、エコドライブやアイドリングストップを徹底して、二酸化炭素の排出を抑制します。

3 緑化推進

「海老名市緑の基本計画」等を推進し、豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。

4 廃棄物対策

「一般廃棄物処理基本計画」等を推進し、廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。

5 その他

エコマーク商品等の積極的購入、地産地消・旬産旬消、環境関連イベント等への参加を促進します。

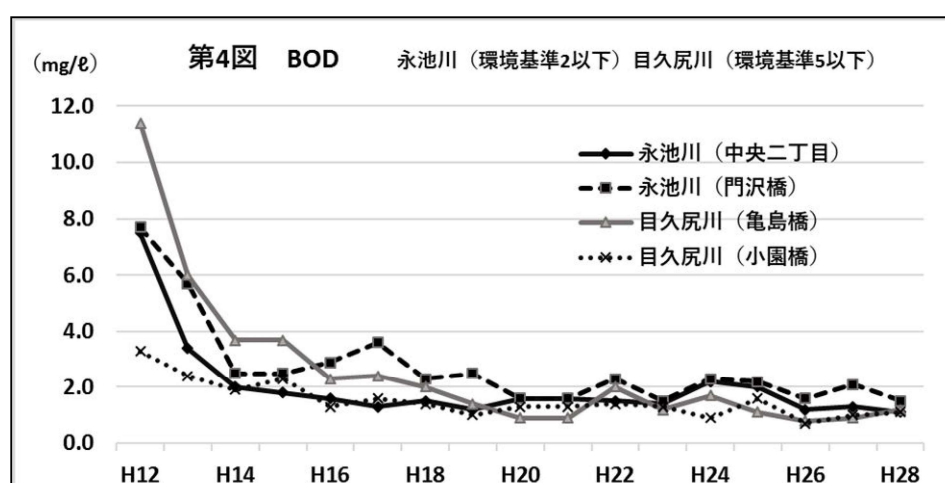
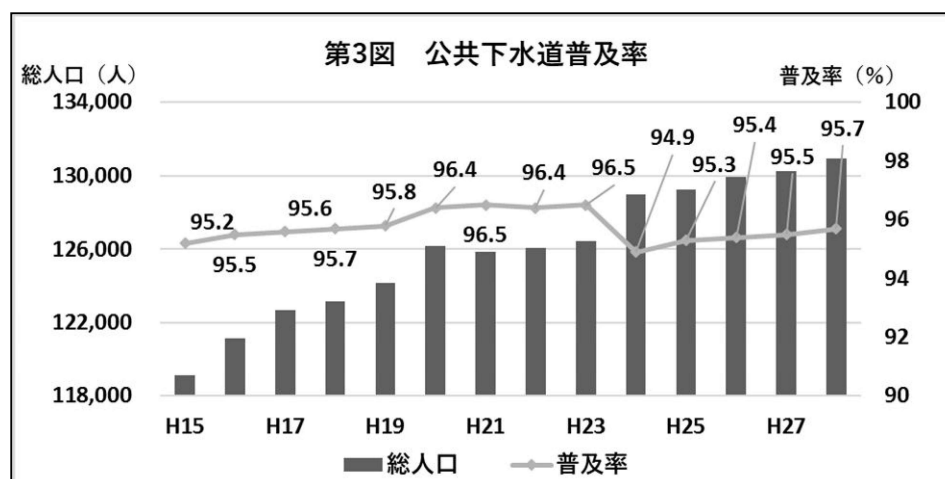
Ⅱ 地域環境

ⅰ 身近な生活環境を守ろう

産業活動や自動車などに起因する大気汚染、日常生活の中で家庭などから発生する騒音・振動・悪臭等の問題、ダイオキシン類・アスベストをはじめとした有害化学物質等について、発生源に対する未然防止を進め、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などによる不快感がなく、健康で安全に生活できるやすらぎのあるまちを形成します。

1 河川等の水質保全

本市の平成 29 年 3 月末日における、公共下水道普及率は 95.7%です（第 3 図）。公共下水道の整備済区域内の大半は公共下水道に接続され、河川の水質は大幅に改善されてきました（第 4 図）。

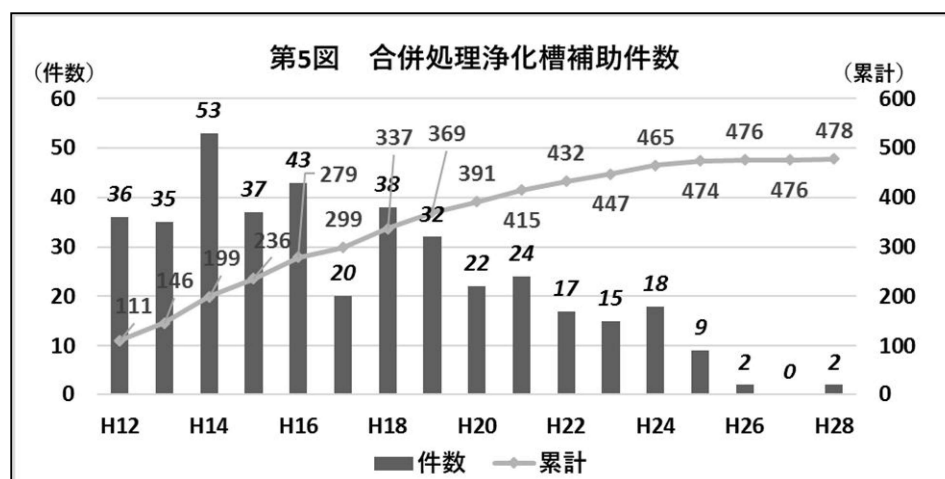


しかし、まだ公共下水道が整備されていない地区や整備区域内の一部公共下水道の未接続事業所や住宅が河川等の公共用水域に排水を放流しています。

事業所からの排水量は、一般家庭よりも多く、河川に与える影響も大きいものが

あります。このため、これら公共用水域に排水を放流している事業所に対しては、毎年事業所の排水の水質調査を行い、水質管理の重要性を認識させ、より一層排水の水質管理を徹底させることにより、排水基準を遵守するよう指導していきます。

市では、合併処理浄化槽の設置促進のため、補助制度を設けており（第5図）、特に既存の単独処理浄化槽や汲取り施設から、浄化機能の高い合併処理浄化槽への転換の促進に重点をおき水質の改善に努めていきます。



生活排水には、洗剤が混入しています。洗剤は、大きくわけて、水質への負荷が高い合成洗剤と水への分解性が高い石けんとに分けられます。そのため、石けんの使用を普及促進していきます。

【市が行う施策】

（１）下水道整備の推進

①公共下水道の整備

- ・ 文化的生活の確保と公共用水域の保全に向けて、公共下水道の整備を行います。

②雨水排水施設等整備の推進

- ・ 雨水幹線整備、排水路整備、測量設計等を実施します。

（２）下水道事業の適正な運営

①下水道事業の適正な運営

- ・ 下水道使用料の収納率の向上、利用者の利便性の向上を図ります。

（３）水質浄化対策

①水質の浄化

- ・ 市街化調整区域のうち、相当の期間下水道整備が見込まれない地域において、単独処理浄化槽、汲み取り施設から合併処理浄化槽への転換を促進します。

- ・関係法令に基づき合併処理浄化槽の維持管理の徹底を図ります。
- ・工場・事業場から排出される排水の規制・指導、環境（河川・地下水）の調査を行い、あわせてパトロールを行います。
- ・流域の住民、事業者が主体となって活動している水質保全団体等へ支援し、協働していきます。また、環境情報の提供を図ります。

②家庭からの汚染源削減の啓発・指導

- ・合成洗剤の使用を控え、石けんの使用を促進するための普及・啓発活動を行います。
- ・台所、自動車、暖房機器などからの油・ごみを下水道に流すことのないよう啓発活動を行います。

【市民の役割】

- ・公共下水道への接続に努めます。
- ・合併処理浄化槽などの浄化槽を適正に管理します。
- ・生活排水により河川を汚さないように努めます。
- ・油等を下水道に流さないようにします。
- ・合成洗剤の使用を控え、石けんを使用します。
- ・ごみを川に捨てないようにします。
- ・河川美化活動等に参加するよう努めます。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・排水量の低減に努めます。
- ・排水処理施設等の保守点検を行い、水質事故の未然防止に努めます。
- ・中水*の利用促進、水の循環利用に努めます。
- ・公共下水道への接続に努めます。
- ・合成洗剤の使用を控え、石けんを使用します。
- ・河川美化活動等に参加するよう努めます。

中水*・・・雨水、下水や産業排水を処理した水。水道水と比較すると低水質なため、飲料用にはできないが、水洗トイレ用、冷却・暖房用水、散水などの雑用水として利用できる。上水と下水の中間に位置することから中水とされています。

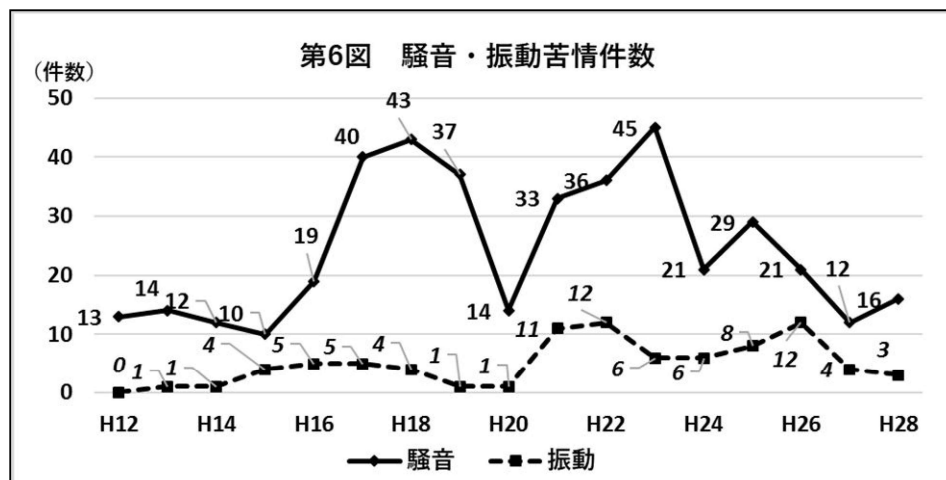
2 騒音・振動防止対策

騒音・振動は、近年、様々な要因から発生しております。事業場、建設工事、飲食店のカラオケ等の営業騒音、拡声器によるものについて相談が寄せられます。事業場については、工場のプレス機等の作業音に関する相談や物流関係の屋外のスペースにおける搬入・搬出作業、それに伴う輸送車のアイドリングに関する相談も見受けられます。

生活環境に関する問題では、当事者同士の話し合いにより問題解決がスムーズに進む場合も多くありますが、プライバシーに関する意識の高まりや無用なトラブルを避けたい心理からか、匿名による相談が多いのも特徴の一つです。

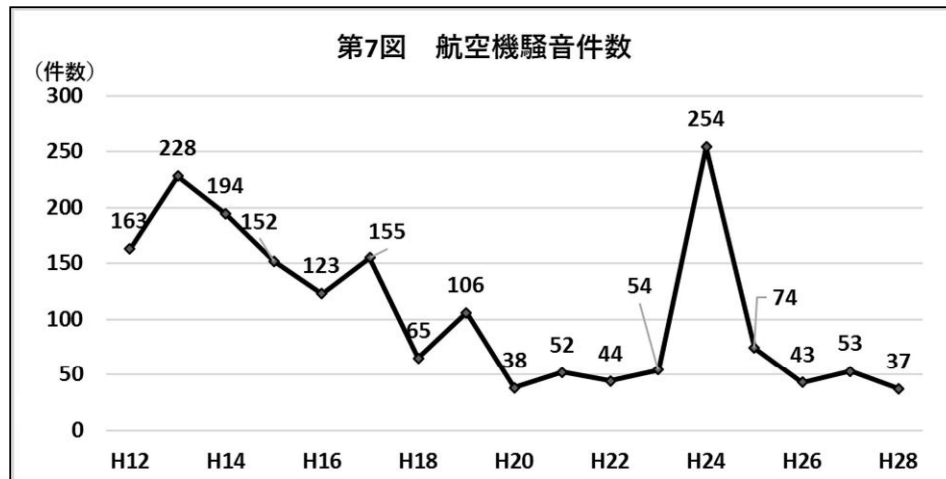
相談が寄せられた際には、状況を的確に把握し問題解決に向けた指導を行うとともに、未然防止についても普及啓発を行っていきます。

本市における騒音の相談件数は、平成 15 年以降急増していますが、平成 23 年をピークに減少してきています（第 6 図）。事業場・飲食店・一般家庭いずれについても共通していえることは、お互いの立場を考えてモラルある操業をすること・日常生活を送ることが不可欠ということです。騒音・振動に悩まされることなく、快適に生活できる環境を目指します。



また、厚木基地航空機による騒音については、NLP*の一部移転など成果は出てきていますが（第 7 図）、継続して訓練飛行の中止等を要請していきます。

NLP*・・・夜間連続離着陸訓練



【市が行う施策】

(1) 工場・事業場からの騒音・振動の低減

①工場・事業場における騒音・振動の規制・指導

- ・関係法令に基づき、工場・事業場に対し規制・指導を行います。

②建設工事における騒音・振動の規制・指導

- ・関係法令に基づき、建設業者に対し規制・指導を行います。

③深夜飲食店営業騒音等に対する規制・指導

- ・飲食店の深夜におけるカラオケ騒音等について、関係法令による規制・指導を行います。

(2) 近隣騒音の低減

①営業騒音、拡声器騒音、生活騒音低減についての規制・指導及び普及啓発

- ・拡声器による宣伝放送等について、関係法令により規制・指導します。

- ・近隣に迷惑がかからないよう、生活騒音の低減について普及啓発します。

(3) 航空機騒音の低減・解消に向けた関係機関への要請

①厚木基地航空機騒音低減・解消に向けた関係機関への要請

- ・NLP 等の訓練飛行の中止要請等、厚木基地周辺の各自治体と共同で国や米軍に対し継続的に要請していきます。

【市民の役割】

- ・近隣に迷惑になるような音を出さないように努めます。

- ・自動車による音の発生により、近隣に迷惑をかけないようにします。

- ・音響機器の使用等による生活騒音について、近隣に配慮します。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・防音施設等の設置に努めます。
- ・低騒音、低振動機器の導入に努めます。
- ・建設作業における騒音・振動の防止に努めます。
- ・建築物の防音構造を強化し、防音設備等の設置に努めます。
- ・カラオケや拡声器による騒音防止に努めます。
- ・自動車による騒音・振動の防止に努めます。

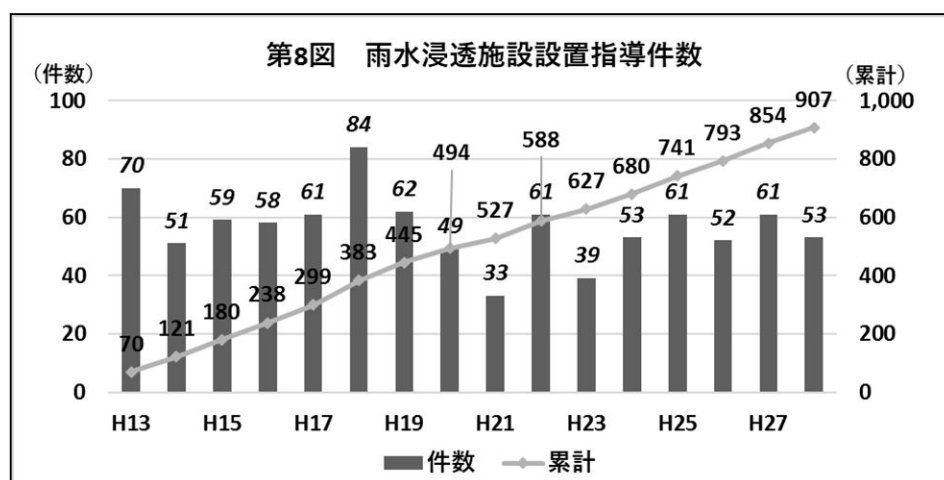
3 水循環型社会の構築

本市は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、地下水採取による地盤沈下が生じている地域並びに地盤沈下が生ずるおそれがある地域として、地下水採取を規制する地域に指定されています。近年、著しい地盤沈下は認められませんが、引き続き測定を行い変動量を把握していきます。

本市には豊かな自然緑地や農地が残されていますが、残念ながら減少傾向にあります。緑地や森林が多ければ、降った雨は地中に浸透することで、河川そして海への急速的な流出を防いでくれます。

急速的な雨水の流入は、災害にもつながります。都市化が進む本市においても例外ではなく、道路への冠水や土砂災害等のおそれもあります。

本市では、雨水排水は原則として敷地内処理とし浸透枳や雨水貯留施設の設置を指導しています（第8図）。今後も、今まで以上に雨水の浸透と有効利用に努めていきます。



【市が行う施策】

①水循環型社会の構築

- ・雨水貯留型施設の設置及び雨水の地下浸透を促進します。
- ・歩道の舗装に関し、可能な範囲で浸透性舗装の推進を図ります。
- ・都市下水路等水域への雨水流入を軽減するため、雨水浸透施設の設置を促進します。
- ・雨水貯留システムの導入に努めます。また、既存の雨水貯留システムの維持管理に努め、施設内のトイレの洗浄、植栽の散水に利用する雨水貯留システムの普及啓発に努めます。
- ・施設内処理について、開発にあたり引き続き指導します。

②工場・事業場における地下水利用の規制・指導

- ・地下水採取事業場に対し、揚水量の削減、利用の合理化の指導を行います。
- ・測定網により各地区の地盤沈下の変動量を調査し、地下水利用の規制・指導を行います。

③地下浸透の指導及び推進 ※帰属を受けない開発道路（私道）に限る。

- ・歩道を浸透性舗装にし、雨水の地中還元を促進します。
- ・浸透性の舗装、側溝、ますの導入を促進します。

④節水の促進及び啓発

- ・公共施設内トイレ、洗面所、給湯室等にステッカーを貼付するとともに、引き続き節水意識の高揚、啓発を促進します。

【市民の役割】

- ・家庭用浸透ますや地下浸透性のある設備の設置に努めます。
- ・地下水の利用を控えるように努めます。
- ・水やお湯を不必要に流しません。
- ・雨水利用施設の導入に努めます。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・地下水の利用を控えるように努めます。
- ・浸透性のある設備・施設の導入に努めます。
- ・敷地内での浸透性のある施設づくりや植栽に努めます。
- ・雨水利用施設の導入や使用した水の再利用に努めます。

4 化学物質等対策

化学物質等の適正な使用及び管理は法令により義務付けられています。

アスベストに関しては、公共施設において使用されていた箇所の囲い込み、撤去等の適切な措置を行ってきました。また、事業者に対しても、適正な管理や代替物質の使用による抑制等について指導、普及啓発しています。

土壌や地下水については、有害物質の含有について分析調査を毎年継続し、安全性の確保に努めていきます。万が一事故等により、汚染されてしまった場合には、発生源を明確にし、速やかな浄化措置が必要となります。土壌の入替や地下水の使用中止と浄化対策を、改善が完了されたと判断されるまで続けなければなりません。

屋外焼却についての相談が寄せられる際には、悪臭とともにダイオキシン類の発生を危惧されるケースが多くみられます。一般家庭においても、焼却行為や除草剤の使用等、有害な化学物質の発生源となる場合があります。市民・事業者いずれにも十分な啓発を行っていきます。

【市が行う施策】

①工場・事業場における有害物質の排出規制・指導

- ・関係法令に基づき、工場・事業場に対し規制等を行い、有害物質の汚染を未然に防止します。

②化学物質汚染に関する測定調査の充実

- ・ダイオキシン類、地下水に対して有機塩素系化学物質の分析調査を行います。
- ・関係機関と連携して、相互に有害物質に関する情報交換・情報提供を行います。

③アスベスト問題への適切な対応

- ・アスベスト問題に関する相談窓口を設置し、適切な対応等について情報提供を行います。

【市民の役割】

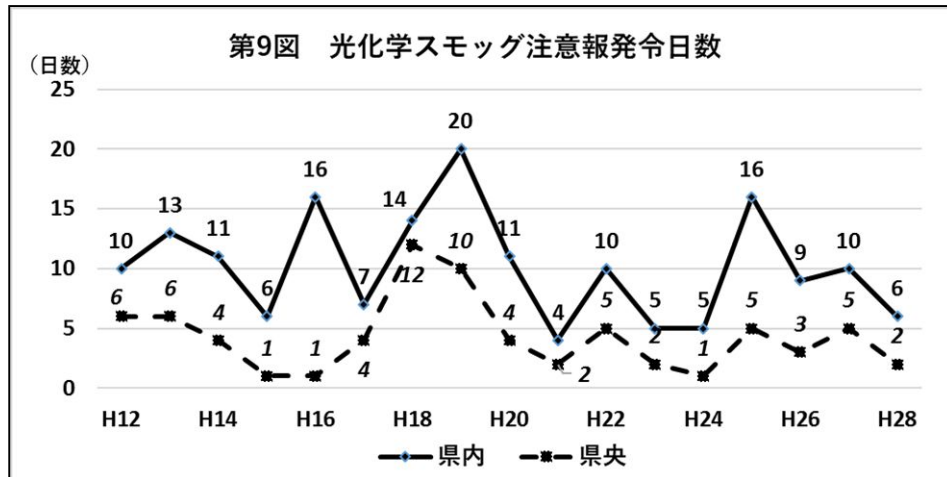
- ・化学肥料、除草剤等化学物質の使用を控えるように努めます。
- ・ダイオキシン類を発生する野焼き（屋外焼却）行為をしないようにします。
- ・井戸水の水質調査に協力します。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・行政の調査、指導への協力を努めます。
- ・化学物質の使用を控え適正な管理に努めます。
- ・使用後の化学物質を適正に廃棄処理します。
- ・基準に適合した廃棄物焼却炉を適正に使用し、ダイオキシン類発生防止に努めます。

5 大気汚染・悪臭防止対策

大気汚染は、主に工場・事業場の活動や自動車の排出ガスなど人為的に発生した汚染物質による現象です。光化学スモッグ注意報の発令日数は、年によりバラつきがありますが、ほぼ横ばいです（第 9 図）。発生原因である光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素など（主な発生源は工場や自動車）が日射により化学反応を起こし発生します。



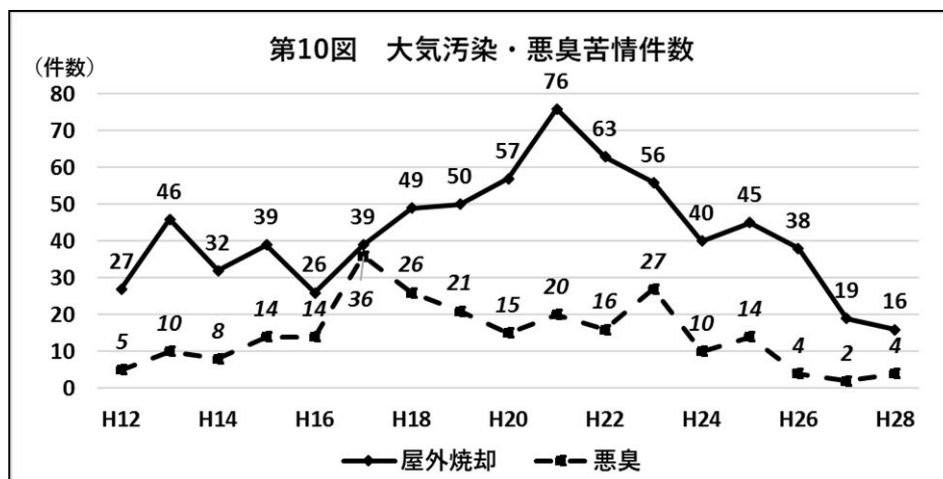
市では、地球温暖化対策の視点からも、工場・事業場の汚染物質の排出規制・指導、自動車使用の抑制等に取り組んでいます。

公共交通不便地域の解消を図るため、コミュニティバスの運行を計画し、平成 15 年 9 月から国分ルート、平成 18 年 10 月から上今泉ルート、平成 19 年 12 月から大谷・南部ルート、平成 22 年 7 月から大谷・杉久保ルートの試験運行を開始しました。コミュニティバスの運行により、マイカーの使用を減らし排出ガスの削減を図りました。（平成 22 年度終了「大谷・南部ルート」）

また、アイドリングストップ・エコドライブの徹底については、各種イベント時の啓発及び講習会を開催し周知を図ってきました。

悪臭は、工場・事業場・飲食店などのほか、屋外焼却行為など日常生活に伴う発生も多くあります。その発生源は多様であるとともに、数種類の臭いが混ざりあった複合臭であることが多く、本市では、平成 15 年から、特定の物質濃度により規制する方法から臭気指数規制に変更し、複合臭に対応を図っております。

平成 17 年から平成 23 年までは、悪臭に対する苦情件数は多くなっていますが、以降は落ち着いている状態です（第 10 図）。臭気に対する感覚は個人差があるため、より客観的な視点と相談者及び原因者とのコミュニケーションを図り、問題解決を図っていきます。



【市が行う施策】

- ①工場・事業場における大気汚染物質の排出規制・指導
 - ・定期的に調査を実施し、関係法令に基づき、公害防止の指導を行います。
 - ②工場・事業場における悪臭に関する規制・指導
 - ・環境法令に基づき、公害防止の指導を行います。
 - ③屋外焼却行為の規制・指導
 - ・屋外焼却行為を、関係法令により規制・指導します。
 - ④自動車対策
 - ・自動車使用の抑制、自動車からの排出ガス低減等に取り組めます。
 - ⑤低公害車の普及促進
 - ・電気自動車用急速充電器の設置、燃料電池自動車等の普及促進に取り組めます。
- (新規)

【市民の役割】

- ・近隣に迷惑になるような悪臭は、出さないように努めます。
- ・関係法令に基づき、野焼き（屋外焼却）行為をしないようにします。
- ・自動車の使用を控えるようにします。
- ・アイドリングストップ・エコドライブに努めます。
- ・近距離の移動は徒歩または自転車を使用します。
- ・低公害車への買替えに努めます。
- ・電車、バスなどの公共交通機関を利用するように努めます。

【事業者の役割】

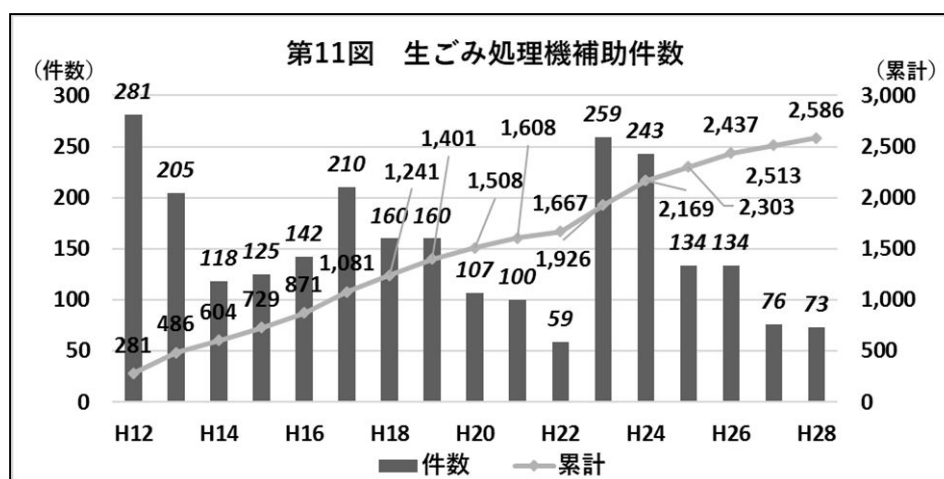
- ・関係法令を遵守します。
- ・行政の調査、指導への協力に努めます。

- ・関係法令に基づき、野焼き（屋外焼却）行為をせず、廃棄物を適正に処理します。
- ・自動車の使用を控えるようにします。
- ・アイドリングストップ・エコドライブに努めます。
- ・近距離の移動は徒歩または自転車を使用します。
- ・低公害車への買替えに努めます。
- ・共同輸配送など物流の合理化に努めます。
- ・自動車の走行距離を減らすように努めます。
- ・通勤などには、電車、バスなどの公共交通機関を利用するように努めます。

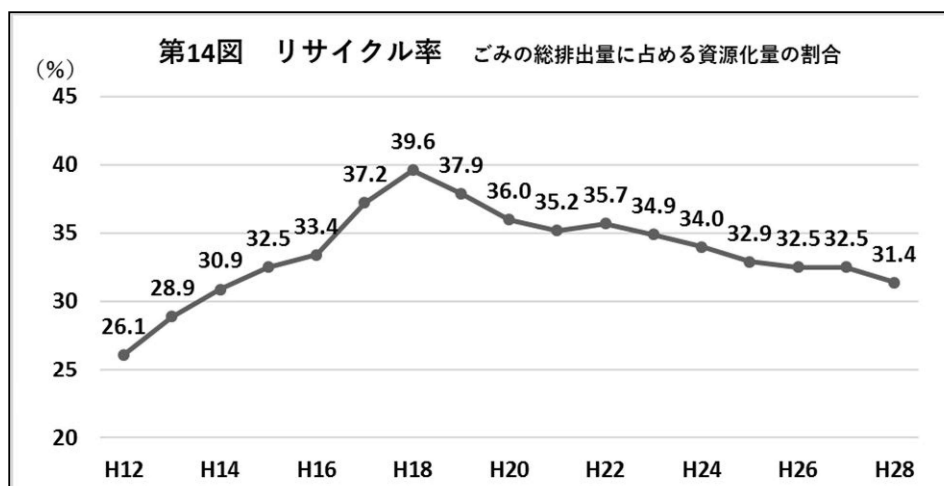
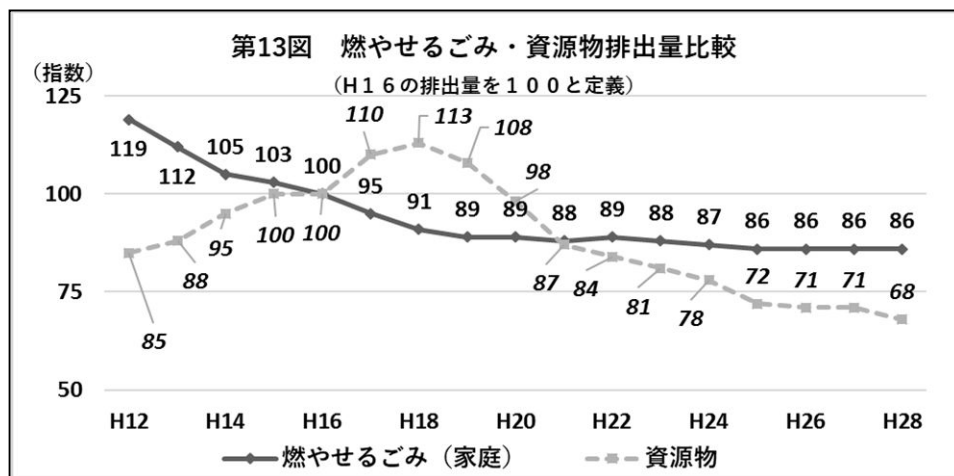
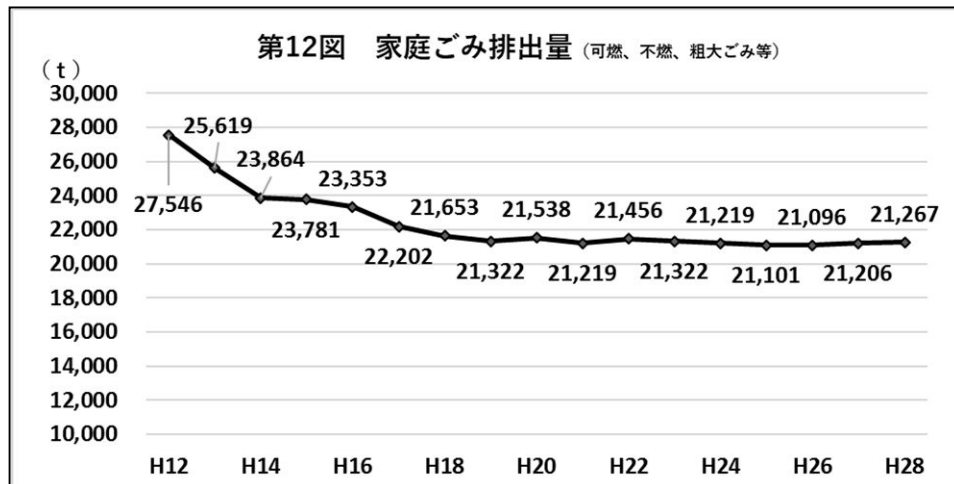
6 廃棄物への対応

生活様式の変化に伴い、家庭や事業所からの廃棄物は年々多様化しています。燃やせるごみの発生抑制のためにも廃棄物の分別・資源化・リサイクルがますます大切になっています。

資源循環化に向けては、市民一人ひとりが廃棄物を出さない・減らすといった意識を持ち、行動していくことが最も重要であり、この意識の普及啓発と合わせて、不法投棄の防止に向けた対策の強化や生ごみ処理機等購入補助制度の充実（第 11 図）やマイバッグ運動の推進、レジ袋の削減・廃止などの支援策も求められます。また、事業所から排出されるごみについても、減量化や再利用についてさらに推進する必要があります。



本市におけるこれまでの廃棄物対策の結果、家庭ごみは、平成 12 年度実績 (27, 546 トン) に対し、平成 28 年度実績 (21, 267 トン) で 22.8%削減しています (第 12 図)。また、資源品目の拡大やごみの収集体制の変更により、燃やせるごみとして出されていたものがさらに減少し、資源物として扱われる量が増えてきました (第 13, 14 図)。近年は、ペーパーレスによる紙資源の減少や用紙の軽量化、省資源化などにより、リサイクル率は減少傾向で推移していますが、燃やせるごみは増加傾向にあることから、引続き、市民へのごみの減量や再利用の周知徹底、意識の高揚に向けた取組みを行う必要があります。



【市が行う施策】

(1) 廃棄物の適正処理

①効率的な収集・運搬体制の確保

- ・効率的で安全な収集・運搬体制を確保し、必要に応じて見直しを行います。

②啓発等の充実

- ・広報紙やホームページなどにより、意識啓発を図ります。

③環境美化

- ・「きれいなまちづくり事業」を通じて、地域環境美化の推進、ポイ捨てをしない、させない意識啓発を図ります。

(2) ごみ減量化と資源化の推進

①ごみ減量化と資源化の推進

- ・ごみの減量化や資源化の推進について、審議会等において、その具体策について検討を進めます。

②一般廃棄物の計画的な処理の実施

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化や資源化に係る実施計画を定め、計画的に運用します。

また、定期的に一般廃棄物基本計画の改訂を行います。(新規)

③指導等の充実

- ・多量排出事業者に対して減量化等計画書の提出や立入指導の実施、広報などによる周知により、意識啓発を図ります。

④資源再利用の普及・啓発

- ・資源再利用の取組みを推進します。

【市民の役割】

- ・生ごみの堆肥化・減量化などによりごみの減量化に努めます。
- ・分別回収の協力を努めます。
- ・過剰包装、使い捨て商品の購入を自粛するように努めます。
- ・美化活動等に積極的に参加するように努めます。

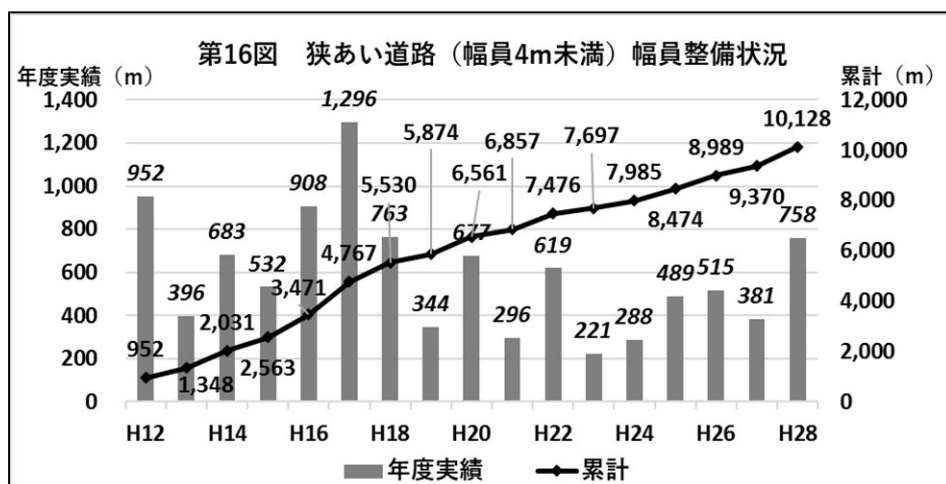
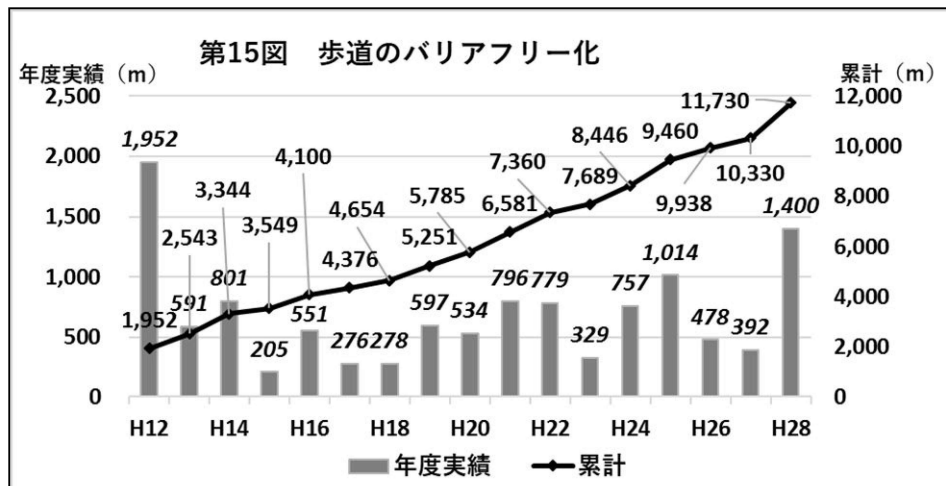
【事業者の役割】

- ・ごみ減量化に努めます。
- ・レジ袋の削減や、包装・梱包の簡素化に努めます。
- ・ごみゼロ運動に取り組めます。

7 道路環境整備

都市の基本的な社会資本である道路環境の整備は、快適なまちづくりにおいて欠かせないものです。圏央道海老名インターチェンジの開設により、市内を通過する自動車交通総量が増大し市民活動や産業活動への影響が出ています。このため、幹線道路や周辺道路の整備による道路交通ネットワークの形成を進め、道路交通の円滑化、平準化を図ります。

道路環境の整備は、大気汚染や地球温暖化防止の観点からも重要な意味をもちます。アンケートにおいては、道路の広さに対して「良い、やや良い」をあわせても15.5%、「悪い、やや悪い」と回答した方は40.0%でした。自動車の使用を抑制するためにも幹線道路の整備とともに歩きやすい歩道づくり、歩車道の分離、幅の広い歩道の整備、歩道の段差の解消等のバリアフリー化（第15,16図）を進めていきます。



【市が行う施策】

(1) 道路網の整備と交通容量の確保

①道路の新設及び既存道路の拡幅整備

- ・幅員 4 m 未満の道路を 4 m 以上に拡幅整備していきます。

(2) 居住環境に配慮した道路整備

①歩車道の分離、幅の広い歩道の整備

- ・歩行者が安心して歩ける道路整備を推進します。

②歩道のバリアフリー化

- ・歩道の設置、拡幅、歩道段差の解消、点字ブロックの設置等、歩道のバリアフリー化を推進します。

③防音壁・緩衝帯の確保及び緑化

- ・都市計画道路等高規格道路事業において、道路幅員等を考慮し、緩衝帯の緑化を進めます。

(3) 自動車交通に伴う騒音・振動の低減

①道路保全

- ・舗装補修、道路パトロール等を行い、道路の保全を図ります。

8 防災

「海老名市地域防災計画」を推進し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地震等の災害が発生した際の応急対策を実施することにより、市民の生命及び財産を災害から守ります。

ii 海老名市の特性を活かそう

市街地に残る緑地、農地などのみどりの空間や史跡地などを保全し、さらにそれらの景観資源を活用することで、地域の特性に応じた土地利用を図ります。

また、市街地における良好な景観の形成を誘導するなど、市民が親しみやすい、地域の特性に応じた景観を創出します。

住みやすい日常生活が送れるように、また高齢者、子ども、障がいを持つ人など誰もが安全で快適な生活を送ることができるように、道路や公園の整備をはじめ、全ての利用者に配慮した、人にやさしいまちを形成します。

利便性や地域防災に配慮した都市機能の整備を推進し、安全安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

1 美しい都市景観の形成

本市は、丹沢大山や富士山の眺望、相模川の雄大な流れ、相模横山九里の土手など良好な景観資源を有しています。これらの景観資源を守り、育てていくために海老名市景観基本計画や海老名市景観推進計画（景観法に基づく景観計画）により、建築物等に対し景観誘導を図っていきます。

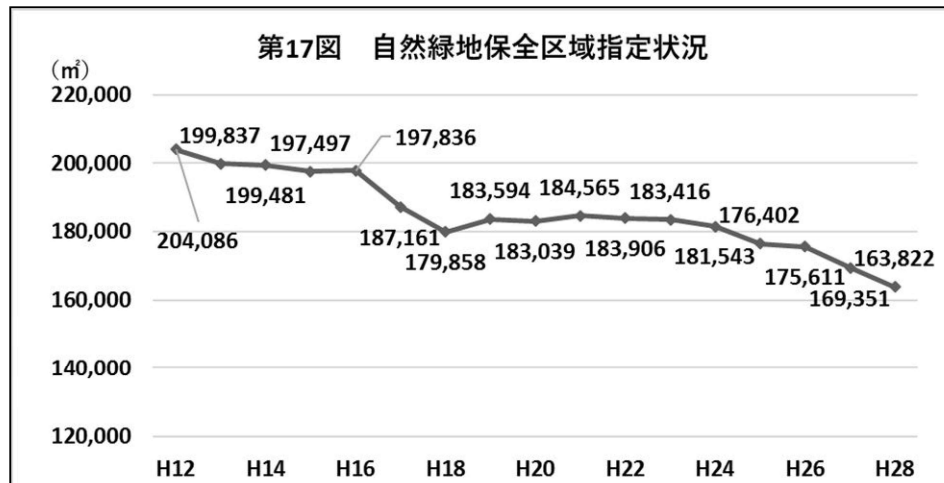
また、公共施設の良質化や市民と行政の協働により、良好な都市景観の形成を進め、景観面からも総合的なまちづくりを推進していきます。

2 丘陵地・緑地の保全

本市の南北に長い地形の中央には「相模横山九里の土手」といわれる河岸段丘があります。この丘陵地は、本市の美しい景観を形成している大きな要素となっており、豊かな緑地を残しています。

自然緑地については、保全区域指定により確保していますが、所有者の利用形態の変化による指定解除等により減少傾向にあります（第17図）。

保全区域指定とともに、丘陵地も含めた市内全域に樹木を125,000本植樹する「えびなの森創造事業」等により、丘陵地その他への植樹を行い、その役目を終え平成23年度に事業は終了しました。



【市が行う施策】

- ①相模横山九里の土手に残存する斜面緑地の保全
 - ・丘陵地に残る斜面緑地を自然緑地保全区域等に指定し、緑地の保全を図ります。
- ②伊勢山、秋葉山等の緑地の保全
 - ・景観性に優れた緑地を保全します。
 - ・市民の憩いの場と歴史を学ぶ場として適正に保存します。
 - ・古墳と自然を生かした整備や活用について検討し、保存・活用を図ります。

【市民の役割】

- ・緑化活動等に積極的に参加するように努めます。
- ・自然緑地保全に努めます。
- ・美化キャンペーン等に積極的に参加するよう努めます。

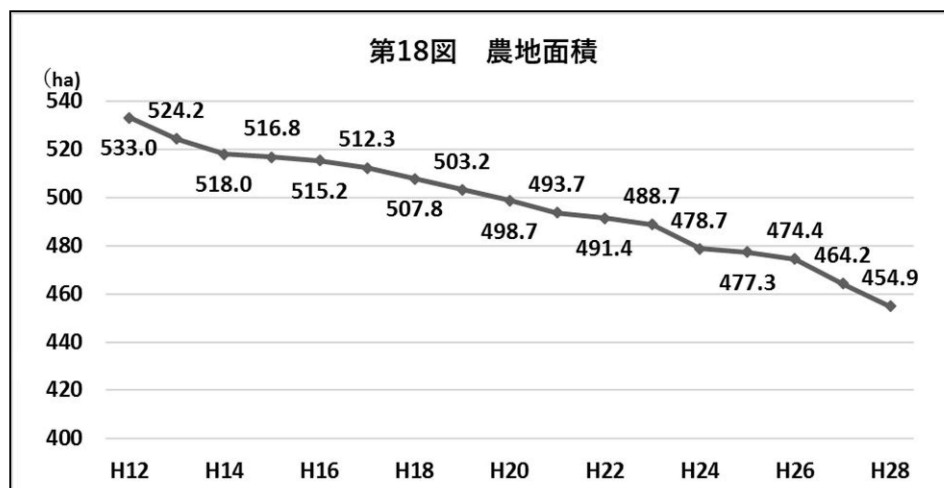
【事業者の役割】

- ・緑化活動等に積極的に参加するよう努めます。
- ・自然緑地保全に努めます。
- ・美化キャンペーン等に積極的に参加するよう努めます。

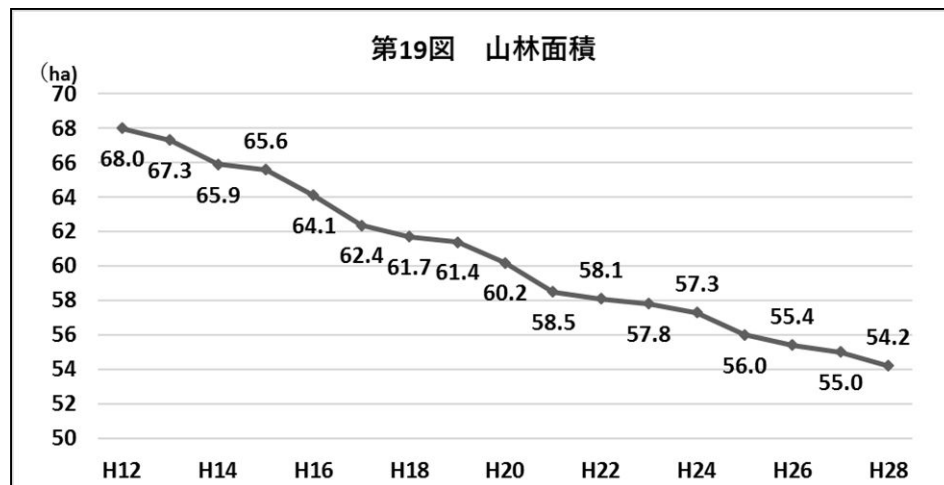
3 農業の振興

本市の田園風景は、市民にとって大きな魅力の一つとなっていますが、農地・山林面積は減少傾向にあります（第18,19図）。田園風景を守っていくには、農業の振興が不可欠です。

農業の担い手や組織の育成、農業の集団化、地産地消の促進、農業拠点施設の整備などによって農業経営の安定化を図り、総合的な農業振興を推進します。



*平成12～19年は、市街化調整区域内の農地面積



【市が行う施策】

(1) 農業振興施策の推進

①担い手及び農業組織の育成・支援

- ・農業後継者団体の育成支援、意欲ある担い手としての認定農業者の認定を推進します。
- ・市民農園等における技術研修、農業体験の場の提供などにより、農業の担い手を育成します。

- ・スマート農業研究事業を通じ、農業分野における先進技術である農業 ICT 技術の導入を推進します。

②農業関係機関・団体等とのネットワーク化

- ・農業経営の安定と地域農業の発展のため関係機関や農業団体等との連携を図ります。

③農地の有効利用

- ・規模拡大を目指す農家に対する支援として、認定農業者への農地の利用集積等を促進し、経営耕作地の集団化や地域農業の集団化を図ります。

④農産物の安定供給・安全安心の確保

- ・農産物の生産・流通・出荷・価格の安定及び近代化などに対する支援の実施により、農業経営の継続性、安定性を確保します。
- ・減農薬農法や廃棄物のリサイクルなどに対する支援を行い、食の安全、環境保全型農業の推進を図ります。

⑤地産地消の販路創出

- ・市民に新鮮な農産物を提供する直売等による販路の開拓と地元農産物の認知度アップのため PR 活動を推進します。
- ・学校給食や市内企業給食への地元農産物の利用促進を図ります。

⑥農業拠点の整備

- ・農業拠点を整備し、農業者の組織化、地産地消の促進、農地利用の集約化・集団化等を推進します。

(2) 農業に接する機会の提供

①市民参加型農業の拡充

- ・農業に取り組む場である市民農園や農産物のもぎ取り、掘り取りなどの農業体験の機会として、土の日・ふれあい農業の拡充を図ります。
- ・観光農業や未利用農地を活用した、うるおいある空間づくりを促進します。

(3) 農業基盤の整備

①農業基盤の整備

- ・農用地内の舗装整備や、農業用排水路の整備、暗渠排水、農地の拡張等農業基盤の整備を行います。

【市民の役割】

- ・市内農産物を購入するように努めます。

4 都市環境の整備

本市の特性の一つとして、交通利便性と生活利便性の高い市街地環境と自然緑地や美しい田園風景をはじめとした豊かな自然環境に恵まれていることがあげられます。

この特性を維持しつつ、良好な都市環境の形成を図ります。秩序ある計画的な土地利用の推進により住工混在を解消し、快適で安全な都市空間と生活環境の形成を図ります。

新たな市街化や商業振興を推進する際には、再生可能エネルギー・省エネルギー化を考慮し、環境負荷の低減及び有益な影響を及ぼすよう配慮していきます。

【市が行う施策】

(1) 良好な都市環境の形成

①良好な都市環境の形成

- ・都市マスタープランと各種事業との整合性、用途地域や都市計画道路等の都市計画の見直し、地区計画の導入、各種計画の見直しや策定の検討、開発指導事務などを通して計画的で秩序あるまちづくりを促進します。
- ・優良企業の誘致及び市内企業の再投資（移転・拡充等）により、市内地域経済の活性化と雇用機会の拡大を推進します。また、工業系用地の拡大に向けた適地の選定について検討し、住工混在の解消に努めます。

(2) 市街地整備の推進

①新市街地整備の促進

- ・新たな市街地の形成に向け、土地区画整理や市街地再開発等による計画的な新市街地の整備を図り、環境と調和のとれたまちづくりを促進します。

②拠点市街地整備の推進

- ・海老名駅や厚木駅などの拠点市街地においては、地域拠点としての駅や周辺都市施設のあり方について環境面に配慮して調査・検討を進めます。

(3) 商業振興施策の推進

①中心市街地の活性化

- ・海老名駅周辺の中心市街地の活性化に向け、商工会議所や地元商店街等と連携を図りながら集客力のあるまちづくりを推進します。

②商業活性化の推進

- ・サブ中心商業地等商店街の活性化を図るための調査・研究を進めるとともに既存支援策の拡充等の新たな支援策を検討し事業化を図ります。

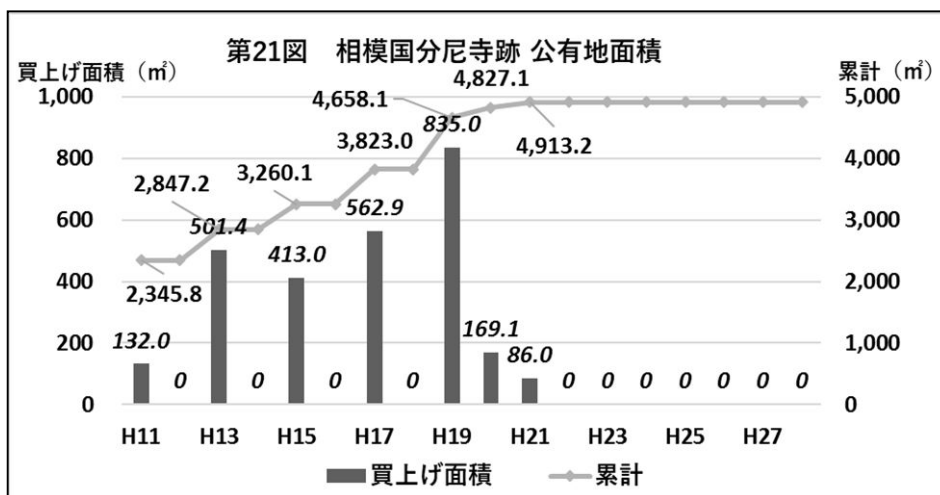
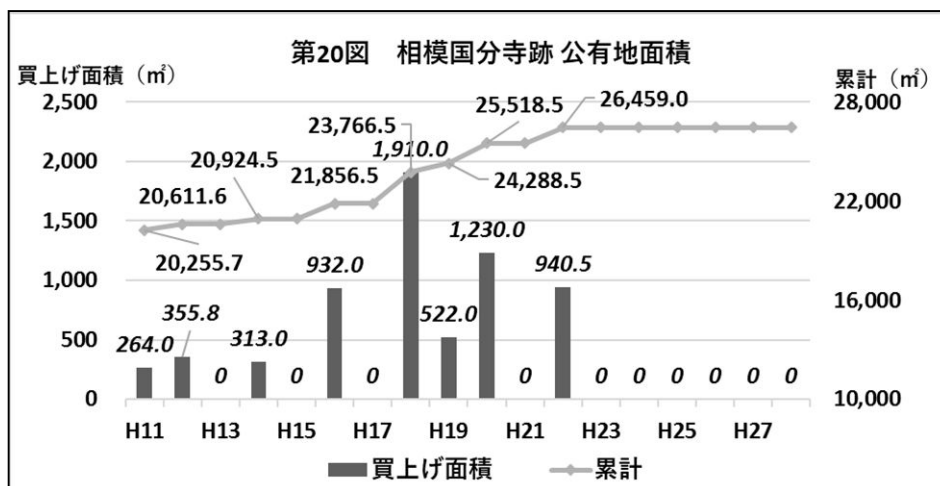
③商業基盤の整備

- ・商店街の活性化を図るため、消費者が安全で楽しい商店街づくりを支援します。

5 歴史的遺産等の保護と活用

本市には、国指定史跡である相模国分寺跡、相模国分尼寺跡、秋葉山古墳群や県指定天然記念物である海老名の大ケヤキ、有馬のハルニレなど多くの史跡や文化財があります。とりわけ、相模国分寺跡、相模国分尼寺跡について公有化を進め、これら史跡等の保護と活用を図り歴史的景観として保存します。

また、史跡等の保存や整備に影響のない範囲で緑化などを整備していきます。(第20,21 図)。



【市が行う施策】

(1) 歴史的空間の確保

①歴史的空間の確保

- ・歴史的空間確保のため史跡指定地跡の買上げを進め、整備を行います。史跡等の保護や整備に影響のない範囲で緑化・植栽を行います。

(2) 文化財の保護と活用

①文化財の保護と活用

- ・ 県・市指定天然記念物の保護や市街地の貴重な屋敷林が残る今福薬医門公園などを整備活用する中で緑地や樹木の保全と育成を行います。
- ・ 史跡等の保護と活用を市民ボランティアと協働で行っていきます。

【市民の役割】

- ・ 伝承文化の継承活動に努めます。
- ・ 文化財保護への意識を高めることに努めます。

【事業者の役割】

- ・ 文化財保護への意識を高めることに努めます。

第5章 環境活動と教育・学習の推進

1 環境活動

(1) 環境活動の現状

海老名市内には、様々な分野で、市民・事業者により環境活動に取り組まれている団体が数多くあります。これらの団体は、それぞれ独自の環境活動を行っており、今後の海老名市の環境をよりよいものとするために、さらなる活動の発展が望まれます。

①市民、事業者にて構成する団体

- ▼NPO 法人 えびなの森の楽校
- ▼NPO 法人 海老名ガイド協会
- ▼目久尻川をきれいにする会
- ▼永池川川歩きの手
- ▼NPO 法人 海老名里山づくり山仕事の会
- ▼海老名の森
- ▼河骨保護の手
- ▼えびな消費者の手
- ▼NPO 法人 WE21 ジャパン海老名

等

②隣接自治体とのパートナーシップ

- ▼県市環境保全事務連絡協議会
- ▼神奈川県環境保全協議会
- ▼県央地区公害行政研究会
- ▼高座地区河川をきれいにする会
- ▼桂川・相模川流域協議会

等

(2) 認識すべきこと

海老名市第四次総合計画において、将来都市像を「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」とし、地球の環境を良くする海老名の魅力づくりを進めていきます。そのためには、市民、事業者、そして行政にいたる本市で生活する人々すべての環境に対する意識や価値観の転換が不可欠です。私たちは、日頃の生活から団体における活動まで次のようなことを認識する必要があります。

- ▼市民一人ひとりが環境の現状を知ること。
- ▼自然とのふれあいを通じて、自然に対する感性を向上させ環境問題に敏感になること。
- ▼問題解決のためには、自分は何ができるかという参画意識を持つこと。
- ▼次世代を担う子どもたちに対して、環境に対する関心を持たせること。
- ▼子どもたちに対する環境教育は、モデルとなる大人たちのしっかりとした考え方や行動が前提にあることを認識すること。
- ▼人と環境との関わりについて正しい認識をもち、主体的に行動できる市民の育成を目指すこと。

2 教育・学習

(1) 環境教育・学習の現状

市内小学校 13 校と中学校 6 校の全 19 校において学校環境活動の推進として、各校の創意工夫により、環境学習、環境保全活動、省エネ・省資源・リサイクル活動の目標を定めて取り組んでいます。社会科・理科・家庭科や総合的な学習の時間などで、環境保全活動などについての学習をし、環境を守っていこうという意識を高めています。

また、子育て支援センターや市立 6 保育園にて、歌をうたったり、紙芝居・カルタ等の遊びをとおして、楽しみながら環境について理解を深めています。

◆社会科

- ・ごみ処理や水資源についての学習
- ・環境を守るための取組みについての学習
- ・地球環境問題についての学習
- ・資源・エネルギー問題についての学習

◆理科

- ・生き物と環境のかかわりについての学習

◆家庭科

- ・環境に配慮した生活の工夫についての学習

◆総合的な学習の時間

- ・環境について課題をもって調べてまとめる。
- ・自分たちでできることについて考える。
- ・環境を守ったり、より良くしたりするための活動をする。

◆その他の実践活動

- ・ごみの分別

紙、燃やせるごみ、燃やせないごみ、給食のごみの分別等
ごみを出さない工夫

- ・節電・節水

教室を空けるときは必ず電気を消す。
掃除の時、バケツに水を汲んで雑巾を洗う。
手洗い・うがいの際に水を不必要に流さない。

- ・植物を育てる

花壇やプランターで花を育てる。
学級園や学校園で野菜を栽培する。

- ・児童会、生徒会、委員会による活動

児童会、生徒会や委員会を中心に、児童生徒が自主的・自発的にごみの分別回収の実践や、節電・節水の呼びかけをする。また、定期的に地域の清掃活動をする。

- ・福祉に伴うリサイクル活動

プルタブ集めやペットボトルキャップ回収運動

◆保育園における幼児啓発

- ・環境についての話をする。
- ・紙芝居・カルタ等の遊びをとおして、分別・リサイクルについて学ぶ。
- ・リサイクルの歌をうたう。
- ・分別クイズを楽しむ。

(2) 取り組むべき施策

環境問題解決のために必要な、教育・学習に関する施策を提示します。

- 環境学習、環境保全活動、省エネ・省資源・リサイクル活動等を進めます。
- 環境教育指導者を育成します。
- 「学校における環境教育指導資料」を有効活用します。
- 環境教育に関する調査・研究を推進します。
- 子ども環境教室を実施します。
- 環境関連の出前講座を実施します。
- 事業者を対象とした講習会を実施します。

3 市民協働

(1) 協働という考え方

本計画は、「地球温暖化対策実行計画」を含めて定め、市民や事業者の目指すべき方向や目標を示し、各主体がともに行動して実現を目指す社会的性格をもった計画です。

計画の実効性を高めるためには、市民、事業者、そして行政がそれぞれの役割を自覚しながら、協働して実践していく必要があります。計画の推進体制・進行管理の取り組みを円滑に進めていくために、計画段階から各主体が「気づき」「活動し」、そして「継続して将来につなげていく」ことが実感できる計画の運営を進めます。

市民、事業者、そして行政は、それぞれが異なる立場で環境に関わっており、こうした立場や利害の異なる主体がお互いに働きかけ、環境保全のために各々の役割や責務などの共通の認識を作り、ともに行動することにより、さらに大きな効果を得るために連携・協力していく仕組み、パートナーシップを築きあげていく必要があります。

(2) 取り組むべき施策

市民・事業者・行政が協働して取り組むべき施策を提示します。

- 学校、環境関係団体、事業者が一体となった環境教育の場をつくります。
- 環境学習講座、体験学習等の開催を市民、環境関係団体、事業者、行政にて協働します。
- 自然の良さが体得できる自然緑地、水環境、野外施設の確保と充実を図ります。
- 緑、農地、水辺等に野生動植物が生息・生育できる環境をつくります。
- ホームページ・広報紙の活用をし、環境法令・イベント・環境学習等の情報提供を図ります。

(3) 海老名市応援まごころ基金（環境に関する分野）

地球環境に配慮して、市民と協働して地域における良好な環境の保全と創造に関する事業を推進するために、平成 20 年 10 月に環境基金を創設しました。

海老名市応援まごころ基金（環境に関する分野）は、平成 29 年 3 月にこの環境基金を海老名市応援まごころ基金に統合したもので、これにより、市全体における寄附金の使途明確化及び運用の効率化を図っています。

「環境問題の解決には、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、かつ、お互いが協力しあうことが不可欠」との考えに立ち、市民・事業者の寄附金を積み立て、事業活動の財源とします。

また、市で実施する環境関連事業から生じた収益金と、基金の運用で生じる収益金も積み立てます。

■基金の活用対象

市民・事業者と市が協働で進められる事業活動としています。

- (1) エネルギー・環境負荷対策
- (2) ごみの資源化・美化対策
- (3) 緑化対策
- (4) 環境教育・啓発対策

(4) 環境月間

6月5日は、昭和47(1972)年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して「世界環境デー」と定められています。

日本でも、環境基本法により6月5日を「環境の日」と定め、6月を「環境月間」として、国、地方公共団体等において様々な取り組みが行われています。

本市においても、6月の「環境月間」に環境フェスティバルとして、講演会、環境展等を開催し、普及啓発に努めてきました。

今後も、市民・事業者・行政が一体となり、環境問題意識の高揚を図るとともに、環境に配慮した活動への参加を促し、活動の場を拡充するため、環境フェスティバルをより充実させます。

■環境フェスティバル

- ▼環境活動発表、講演会及び省エネ等の講座
- ▼活動報告展示－市民団体、事業者における環境活動と地域貢献活動
- ▼家庭における省エネ行動の普及・拡大
- ▼環境保全対策支援事業のPR（環境に配慮した設備等への補助制度）
- ▼低公害車の展示

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画の推進には、行政が行う活動については環境への配慮を進めていくための全庁的な仕組みと、計画の実効性を高めるための市民、事業者の理解と協力が必要です。

庁内の各部局により構成する「環境基本計画推進委員会」により、市の各部門相互の連携を図るとともに、市民、事業者と協働して環境の保全及び創造の視点から様々な施策を展開するために必要な体制を整備していきます。

(1) 環境基本計画推進委員会

計画に定められた市の施策を推進するために、全庁的な取組みの促進に努めます。特に、今後は公用車への低公害車・自転車の導入等、庁内における省エネシステムの拡充について協議を進めていきます。

(2) 海老名市環境審議会

「海老名市環境審議会条例」により設置する審議会です。

本計画に関する事項、海老名環境マネジメントシステムに関する事項、廃棄物対策や自然緑地保全区域等の指定等に関すること、その他本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査・審議します。

(3) 市民・事業者と協働

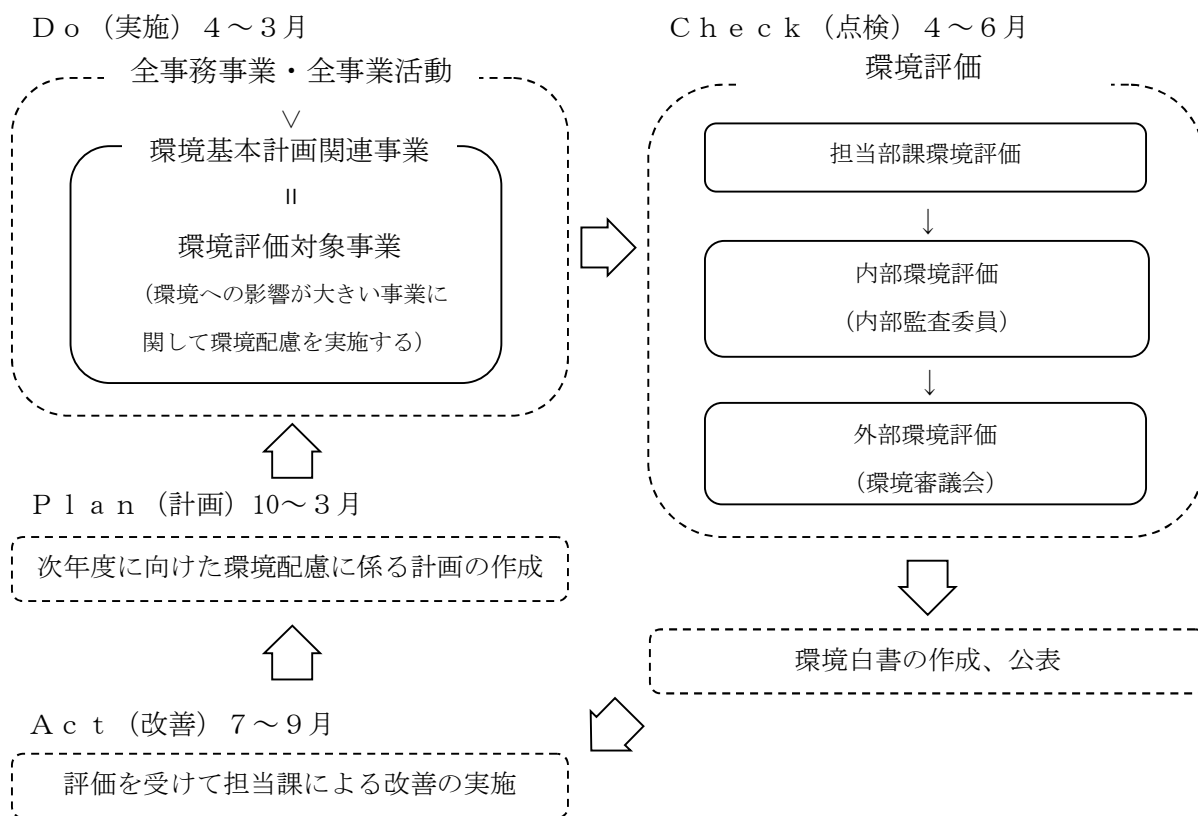
市民・事業者とともに計画を推進し、環境保全行動の普及啓発を行います。

2 進行管理

本計画の実現のためには、計画の進行を確かめ、必要に応じて見直していくことが必要です。また、環境形成の各主体による幅広い取組みが行われるためには、環境に関する情報を市民や事業者と共有する必要があります。

目標の達成状況や事業の進捗状況に関する進行管理は、海老名環境マネジメントシステムにおける PDCA サイクルにより行うこととし、その結果について、毎年「えびな環境白書」を作成及び公表し、行政も一事業者として、望ましい環境の実現に向けて取り組んでいきます。

□推進体制・進行管理



用語集

□ ISO14001

環境マネジメントシステムの国際規格。事業所の活動から生じる環境への負荷を経営管理システムのなかで組織的に削減していく仕組みの国際的な規格。

□アイドリングストップ

自動車の駐・停車時における不要なエンジン使用の中止を訴える運動で、環境庁（当時）が環境にやさしい実践行動、国民運動として提唱。大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

□ IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Change の略。国際的な専門家で作る、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それが無い場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。数年おきに発行される「評価報告書」（Assessment Report）は地球温暖化に関する世界中の数千人の専門家の科学的知見を集約した報告書であり、国際政治および各国の政策に強い影響を与えつつある。

□秋葉山古墳群

3世紀後半（弥生時代終末期）から4世紀（古墳時代初期）にかけて造られた全長約37～60mの古墳群。4基の前方後円墳や前方後方墳、1基の方墳によって構成されている。この地域の首長の墳墓と推定される。発掘調査では葬送儀礼に使われたと考えられる壺や高坏、円筒形土製品、鉄製の鏃などが出土し、古墳文化の伝播を考える上で重要な遺跡として国指定史跡になった。現在周囲は古墳とともに貴重な自然が残っており、地域の方々や来訪者の散策の場などとして親しまれている。

□アスベスト（石綿）

アスベストは、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「石綿（せきめん、いしわた）」とも呼ばれている。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止

等が図られている。

□有馬のハルニレ

樹高約 16m、幹周り約 6m、推定樹齢約 300 年のニレ科ニレ属の落葉高木。江戸時代にこの地に屋敷を構えていた将軍家御殿医である半井驢庵が朝鮮半島から持ち帰って植えたものの一本で、村人にはその種類がわからなかったことから「なんじゃもんじゃの木」と呼ばれるようになったとの伝承がある。現在は県指定天然記念物に指定されており、県外からも来訪者がある。

□異常気象

異常気象とは平年の天候状態から大きくかけ離れた状態を言う。「平年」とは 30 年間の平均状態を指し、正式には、その 30 年間に 1 度起こるかどうかの異常な天候状態のことを言う。通常、当月を平均した状態と当月の平年値との違いを問題にする。

□一般廃棄物

主に家庭から排出される廃棄物のことを指し、工場など事業所から排出される産業廃棄物と区別される。ただし、オフィスから出る OA ごみなどは一般廃棄物扱いとなっており、これらは自治体が処理を行っている。

□一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村は、その区域(市町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。)内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないものとされている。

□インバータ安定器

交流電源を整流して直流電圧を得た後に、インバータ回路により 25~60 kHz の高周波に変換してランプにエネルギーを供給するもの。ランプ電流が銅鉄式の 50/60 Hz に対して 500~1,000 倍の高周波となるため巻線数は大幅に少なくなり効率がよくなる。さらにランプ電流が高速となるために、電子流も安定して光として使用されるエネルギーの割合が大きくなり、結果的に発光効率がよくなる。

□ウォームビズ

冬の地球温暖化対策として、国が掲げる「寒いときには着る、過度に暖房機器に頼らない」という原点に立ち返り、暖房時の室温が 20℃でも快適なスタイルのこと。ウォームビズは暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO₂発生を削減し地球温暖化を防止することを目的としている。最近の断熱性の高い建物では、暖房しなくても室温が 20℃を超えるものもあり、こうした

建物はその性能そのものが地球温暖化対策に貢献していると言える。

□雨水浸透

雨水が地表面から地中に浸透すること。雨水浸透を考慮し、地下水涵養のため道路等で浸透性舗装がなされている。

□雨水タンク

雨どいに接続し、雨水をタンクに集め、洗車や庭の水やり等に使用する容器のこと。

□宇宙船地球号

地球上の資源の有限性や、資源の適切な使用について語るため、地球を閉じた宇宙船にたとえて使う言葉。バックミンスター・フラーが提唱した概念・世界観のこと。

□エコアクション 21

広範な中小企業、学校、公共機関などの環境への取組を推進し、持続可能な社会を実現することを目的として、環境省が 1996 年に作成した環境マネジメントシステムのこと。その後も改定が重ねられ、現在エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版が公開されている。

□エコドライブ

CO₂削減につながる自動車の運転方法のこと。ゆっくりした加速、早めのアクセルオフ、適正なタイヤの空気圧、余分な荷物を積まない、エアコンの過度の使用をしないなど。

□エコマーク商品

(財)日本環境協会が認定する環境保全に役立つ商品。生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルを、一般にはエコマークという。

□ESCO事業

Energy Service Company の略。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受するビジネスのこと。顧客が事業資金を調達する「ギャランティード・セイビングス契約」とESCO事業者が事業資金を調達する「シェアード・セイビングス契約」の契約形態がある。

□NLP（夜間連続離着陸訓練）

米海軍の航空母艦艦載機の夜間離着陸訓練のこと。夜間、狭い空母の飛行甲板から発着する危険は大きく、不断の訓練による高い練度の維持が必要なところから、空母入港中も陸上航空基地を使って訓練が行われる。

□海老名環境マネジメントシステム（海老名EMS）

海老名市独自の環境マネジメントシステム。平成 29 年度より、ISO14001 に代わり運用を開始した。

□海老名市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定した、本市の地方公共団体実行計画（事務事業編）。本市の事務及び事業に関する、温室効果ガス排出量の削減目標を定めている。

□海老名の大ケヤキ

標高約 11.5m、幹周り約 9.2m、推定樹齢約 570 年のニレ科ケヤキ属の落葉高木です。海老名耕地が海であった頃に船をつなぎ止めるための杭が育ったとの伝承があり、「逆さケヤキ」とも呼ばれている。昭和 29 年 3 月 30 日付けで「海老名の大ケヤキ」として神奈川県指定天然記念物となっている。

□LED照明

発行ダイオード（Light Emitting diode）を使用した照明器具。低消費電力、長寿命で環境負荷が少ないため、白熱電球等からの切り替えが進んでいる。

□屋外焼却行為

屋外にて枯れ草やごみを燃やす行為。法令にて、基準に適合した焼却路の使用を義務付けている。近年、ダイオキシン類の発生、悪臭、煙や灰の飛散等、相談が多く寄せられている。

□オゾン層

地球の成層圏に存在するオゾンの層であり、太陽光線中の有害な紫外線を吸収する。このオゾン層がフロンなどによって破壊されると有害な紫外線が地表まで達し、皮膚ガンの増加や生態系への影響が懸念される。

□オゾンホール

成層圏に存在するオゾンの濃度が通常の半分程度にまで急激に減る現象。周辺の濃度に比べて穴のあいたように低濃度の場所が生じるため、このように名づけられている。

□温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガス。

二酸化炭素 …石油や石炭などの化石燃料を燃やすときに発生し、火力発電に依存しているわが国では電気を使うことによって、誰もが二酸化炭素を発生している。

メタン …水田や家畜のゲップ、糞尿などから発生している。

一酸化二窒素…海洋や土壌からの自然発生のほか窒素肥料の使用などにより排出される。

ハイドロフルオロカーボン…塩素がない代替フロンのこと。フロンガスがオゾン層破壊の原因であると判明してから使用されるようになった。

パーフルオロカーボン…塩素とフッ素だけからなる代替フロン。半導体の製造プロセスなどに使用される。

六ふっ化硫黄…電気の絶縁体などに使用される。強力な温室効果ガスのひとつ。

三ふっ化窒素…半導体の製造プロセスなどに使用される。強力な温室効果ガスのひとつ。

— か 行 —

□海水面上昇

地球温暖化による海水面上昇により、島国の沈没、数百年後には東京湾をはじめとした日本の湾岸地域においても、海拔0 mまで浸水する可能性がある。海水面上昇は、陸上における氷河/氷床が融解して海水の量を増やすことや水温上昇に伴い海水の体積が膨張することにより起こる。

□海洋汚染

世界の海洋全般に及ぶ油・浮遊性廃棄物・有害化学物質による汚染。船舶からの汚染、廃棄物の海洋投棄等が深く係わっている。

□合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。

□環境基本法

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境（地球）にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成 5 年 11 月 19 日公布、施行。

□環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという認識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業などを通じて行う教育のことをいう。

□環境負荷

人間の活動が直接的または間接的に環境へ与える負担のこと。

□環境マネジメントシステム

各企業などが環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きを指す。一連の環境マネジメントシステムの中で、企業などの事業体が法令などの規制基準を遵守するだけにとどまらず、積極的に環境保全のための行動をとり、自主的な環境管理に関する計画などの実行状況の点検作業が環境監査と呼ばれる。

□干ばつ

降雨がなく土壌の水分含有がなくなり地割れ等を起こす現象。近年、地球温暖化による異常気象の一つとして、穀物の生産等に重大な影響を与え、深刻な問題となっている。

□気候変動枠組条約

1992 年 6 月 3 日から 6 月 14 日まで、ブラジルの都市リオデジャネイロにおいて開催された環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）において、採択された地球温暖化問題に関する国際的な枠組みを設定した環境条約。気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）は、1994 年 3 月 21 日に、発効された。

□京都議定書

地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの一種である二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）について、先進国における削減率を 1990 年と比較して各国別に定め、共同で約束期間内に目標値を

達成することが定められた。2008 年から 2012 年までの期間中に、先進国全体の温室効果ガス 6 種の合計排出量を 1990 年に比べて少なくとも 5 %削減することを目的と定め、日本の目標値は - 6 %としている。1997 年 12 月に京都で開催された第 3 回締約国会議（COP3）において、法的拘束力をもった温室効果ガス削減のための議定書が採択された。2005 年 2 月 16 日に発効。2013 年からの第二約束期間では三ふっ化窒素を加えた 7 種類を削減すべき温室効果ガスとして定めている。

□クールアース・デー

地球温暖化やエネルギーの枯渇といった深刻な地球規模の環境問題を解決するためには、世界の国々が協力しあい、限られた資源を有効に利用し、CO₂をできるだけ排出しない取組みを進めていくことが必要であり、日本は、CO₂をできるだけ排出しない低炭素社会の実現に向けて、「クールアース推進構想」を世界に向けて提案している。こうした環境問題の大切さを国民全体で再確認していくため、7 月 7 日を「クールアース・デー」と定め、施設や事業所、家庭などで一斉に電気を消す「七夕ライトダウン」を呼びかけている。

□クールネッサンス

神奈川発の「地球復興」市民運動。

□クールビズ

地球温暖化対策の一環として、主にオフィスでの冷房使用に伴う温室効果ガスを削減するための取組み。服装を軽装にし冷房時の室温を 28℃に設定するよう 2005 年の夏からスタートした。現在では、様々な素材・デザイン・コーディネートを取り入れたファッションが出回るようになったが、服装だけでなく「緑のカーテン」等により日射を遮り、冷房使用を抑制する手法も取られている。

□景観

一般的には、風景、特に視覚的な事象を捉える言葉として知られているが、「海老名市景観基本計画」では、「自然的要素」「歴史的要素」「生活文化的要素」の「モノ」「人」「行為」などが積み重なってできた総合的な姿としている。

□ゲリラ豪雨

近年、特に都市部に多く見られる異常気象の一つである、「短時間」「大量」「局所的」な降雨のこと。集中豪雨ともいわれる。

□光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが日射により光化学反応を起こし、酸化性物質や還元性物質などを生成する。このうちオゾンやアルデヒドなどの酸化性物質を総称して光化学オキシダントと呼び、光化学スモッグの主な原因とされている。現在、光化学オキシダントには環境基準が定められている。

□光化学スモッグ

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の1次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の光化学オキシダントを含む2次汚染物質となる。これに風が弱い等の特殊な気象条件が重なると、光化学反応により生成された2次汚染物質が滞留し、白くもやがかかったようになり、これを、光化学スモッグという。光化学スモッグが発生した時は、光化学オキシダントのため、眼やのどに刺激を受けたり、葉が枯れる等の被害が発生しやすくなる。このように光化学オキシダントは、人の健康に影響を及ぼすため、環境基準が定められている。

□公共下水道

主に市街地における雨水等の自然水を排除するとともに、人間の生活活動や生産活動により発生する汚水を道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排除し、終末処理場で処理するもので、事業主体は市町村である。

□公共用水域

河川、湖沼、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道のうち終末処理場を有するものを除く）のこと。港湾、湾岸地域も含まれる。

□高効率給湯器

エネルギーの消費効率の高い給湯器のこと。より少ないエネルギーでお湯を沸かすことが可能なため、電力やガスの使用量が少なく、二酸化炭素の抑制につながるとともにランニングコストの削減にもなる。

□合成洗剤

化学的に合成された洗剤の総称で、家庭や業務用での食器や衣類などの洗浄に広く使われている。しかし、合成洗剤に含まれる界面活性剤そのものの毒性や助剤に含有する、りん酸塩による富栄養化問題があつて、低りん、無りん化が進んでいる。

□高度経済成長

重化学工業を中心に、戦前最高時の水準に生産力が回復した 1955 年から 1974 年頃に国内総生産がマイナスになるまでの期間を指す。この時期から、大気汚染、水質汚濁をはじめとした公害問題が急速に激化してきた。

— さ 行 —

□再生可能エネルギー

エネルギー源として持続的に利用することができると認められるものであり、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

□相模国分寺・尼寺跡

741 年の国分寺建立の詔によって建立された寺院で、現在は主要建物範囲が国指定史跡になっている。国分寺跡では、基壇等を当時の姿に復元するなどの環境整備工事を実施している。駅や住宅地に近いことから来訪者が多く、地域の人たちの憩いの場として親しまれている。

また、尼寺跡は国分寺から北に約 500m 行ったところにあり、現在は史跡保存と整備のために草刈りなど敷地の維持管理を行っている。

□砂漠化

過放牧や蒔の過剰採取、不適切な灌漑による塩分濃度の上昇、干ばつの影響等により土地の持つ生物生産力が減退ないし破壊され、砂漠のような状態になることをいう。

□サブ中心商業地

海老名市の商業振興施策を進める対象のうち、市南部地域及び厚木駅周辺地域を指す。

□酸性雨

工場などからの排煙や自動車排出ガスなどに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が、雨に取り込まれることにより酸性化したもので、通常 pH（水素イオン濃度）5.6 以下の雨をいう。酸性雨が降り注いで土壌や湖沼・河川が酸性化することにより、森林や水生生物などに重大な影響を及ぼしている。

□CSR

企業の社会的責任。法令遵守や利益貢献にとどまらず、市民や地域、社会の要請に応え、幅広い社

会貢献や配慮、情報公開や対話を企業が自主的に行うべきであるという考えのこと。

□COP

Conference Of the Parties の略。締約国会議。1992 年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）を受けて、その具体的な内容を検討する場として設置された。

□自然緑地保全区域

海老名市環境保全条例の規定により（所有者又は管理者の同意を得て）市長が指定するもので、指定を受けると奨励金が交付され、樹木等の伐採や建築物等の新增改築、その他土地の形質の変更などが制限される。

□地盤沈下

環境基本法で定められた典型 7 公害のうちの一つで、私たちの生活基盤である大地が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象のこと。地盤沈下の原因としては、主として軟弱地盤地域における地下水の過剰揚水があげられ、地下水の保全とともに採取規制がされている地域もある。

□市民農園

海老名市において、荒廃農地及び農地の良好な景観を図りながら、市民の余暇活動の場として設置されている。

□遮熱フィルム

窓に貼付し、可視光線や赤外線を反射することにより太陽熱を遮蔽し、冷房の負荷を軽減させることで省エネを実現する。紫外線を遮蔽するタイプなど、用途に応じて様々なフィルムがあるが、総じて太陽熱の遮蔽効果が高いタイプほどフィルムの色が濃くなる。

□重金属

密度が比較的大きい金属。比重が 4.0 以上のものを指すことが多い。重金属の中には、カドミウム、水銀など蓄積されて公害病の原因となるものがある。

□循環型社会

廃棄物の発生を最小限に抑制し、循環可能な資源の循環的利用の促進及び循環不可能な資源の適正な処分を確保することによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が出来る限り低減された社会をいう。

□旬産旬消

旬の食材を旬の時期に消費すること。温室栽培や冷凍保存などによるエネルギー消費を削減することが可能であり、地球温暖化防止の観点から注目されている。

□少子高齢化

少子化（子どもを生む親世代の減少、出生率の低下などにより、子どもの数が減少すること。）と高齢化（高齢者人口の増加により人口構造が高齢化した社会構成になること。）が同時並行で進んでいる状態。

□森林火災

森林原野が火によって焼け損じること。一般には山火事と呼ばれる。国土保全、水資源の涵養、景観保全などに大きな損害をもたらすと共に、地球温暖化防止の観点からも大きな損害をもたらしている。

□スマート農業研究事業

ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化や精密化などを進めた次世代農業を指す。スマート（smart）は「賢い」という意味。スマート農業の明確な定義はないが、栽培環境の自動制御や自律的な環境対応などの先進技術により従来型の農業の限界を超えた新しい農業が想定されている。

□生活排水

炊事、洗濯、入浴、し尿などの人の生活に伴って公共用水域に排出される水を言い、そのうちし尿を除いたものを生活雑排水という。近年では、産業系排水より生活系雑排水の方が水質汚濁の要因として大きな比重を占めているが、平成2年6月には水質汚濁防止法が改正されて生活排水対策の法制化が図られた。

□生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。生物多様性の定義には様々なものがあるが、生物の多様性に関する条約では「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

□石けん

日本では、家庭用品品質表示法により、合成洗剤と石けんを明確に区別して表示することが求められている。主な洗浄作用がすべて純石けん分の界面活性作用によるものを石けんと言い、主な洗浄作用が純石けん以外の界面活性作用洗浄剤が含まれた洗浄剤を合成洗剤という。

□節水こま

蛇口内部に取り付ける、中央部に突起がついたゴム製または樹脂製のこま。この突起により流出する水量を削減する。また、これとは別にオリフィスを用いた定流量弁を節水こまと呼ぶこともある。こちらの方が、蛇口の使用目的に応じた吐水量に調整することが可能であり、節水効果も高くなる。

— た 行 —

□ダイオキシン

有機塩素系化合物でポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。特に、2,3,7,8-四塩化パラジオキシン（TCDD）は史上最強の毒物として知られ、除草剤などの副産物として生成される。最近では、都市廃棄物の焼却や製紙工場の漂白過程によっても生成されていることで問題になっている。発がん性や催奇性、生殖異常を引き起こすなどの報告がある。

□待機電力

コンセントに接続された家電製品が、電源の切れている状態で消費する電力のこと。代表的なものとしてオーディオ、エアコンなどのリモコンを使用する家電製品が挙げられ、主電源が入った状態ではリモコンからの操作に備え、待機状態が続くため電気を消費している。一般的な家庭では電気使用量の約6%程度が待機電力による消費である。最近の家電製品は省エネルギー化が進み、使用時だけでなく待機電力消費量も低く抑えられているものが多い。

□代替フロン

特定フロン（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC））の代替として産業利用されている合成化合物（ガス）で、一般的にハイドロフルオロカーボン（HFC）を指す。代替フロンは、オゾン層を破壊しないことから、特定フロンに替わって広く普及したが、二酸化炭素の100～1万倍以上の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

□太陽光発電施設

太陽電池と呼ばれる装置を用いて、太陽光を電気に変換する発電施設のこと。発電時に化石燃料を燃焼させる火力発電と異なり、太陽光から直接電気を生み出す太陽光発電は発電時に二酸化炭素を

排出しないという利点がある。また、化石燃料は近い将来に枯渇することが懸念されているが、太陽光には限りがないため、深刻化している燃料問題の有力な解決策の1つとされている。

□太陽熱利用施設

太陽光の持つエネルギーを集熱器で熱に変換し、温水等に利用する施設のこと。温水を自然循環する太陽熱温水器と強制循環させるソーラーシステムがある。ソーラーシステムとヒートポンプなどを組み合わせ冷房等に利用するアクティブソーラーシステムやなるべく機械を使わず建物の床や壁に熱を蓄積するパッシブソーラーシステムなども開発されている。

□炭化水素

炭素原子と水素原子のみで構成された化合物の総称。炭化水素のうち、最も簡単な構造のものはメタン（ CH_4 ）である。石油や天然ガスなどの化石燃料もその主成分は炭化水素やその混合物である。

□地下水汚染

地下水は、良質で安定した水源として生活用水はもちろん、工業用水や農業用水などに広く利用されている。近年、トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤による全国的な地下水汚染が見られ、地下水質調査、発生源の汚染防止対策や汚染物質の排出抑制指導などが進められている。平成29年4月1日にクロロエチレンが追加され、現在26種類の特定有害物質が指定されている。

□地球温暖化

地表から宇宙へと放出される赤外線を吸収する性質を持つ二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスによって、地表の温度は生物の生存に適した温度に保たれてきた。しかし、産業革命以降、私たちが化石燃料を大量に燃焼させたことなどにより、これらのガスの大気中濃度が高まり、地表の温度を上昇させている。その結果、異常気象の発生や海面上昇による陸地の水没など、人間を始め広く生態系に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

□地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき策定された、日本で唯一の地球温暖化に関する総合計画。2016年5月13日に閣議決定された。

□地球温暖化対策の推進に関する法律

地球の温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その原因である大気中の温室効果ガス濃度を産業革命以前の値に安定化させることが人類共通の課題である。気候変動に関する国

際連合枠組条約及び第3回気候変動枠組条約締約国会議の経過を踏まえ、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要である。そのため、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに地球温暖化対策に関する基本方針を定め、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律である。

□地球環境問題

人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模の環境問題。地球環境問題として現在認識され、かつ、取り組みがなされているのは、次の9つの問題である。①地球の温暖化、②オゾン層の破壊、③酸性雨、④熱帯林の減少、⑤砂漠化、⑥海洋汚染、⑦開発途上国の公害、⑧野生生物種の減少、⑨有害廃棄物の越境移動。それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っている。

□地産地消

地域生産地域消費の略語であり、地域内で生産された農産物や水産物をその地域内で消費すること。生産者と消費者の距離が近いこと、食品の安全性が高くなると共に、フードマイレージを小さくする効用もある。

□窒素酸化物（ NO_x ）

窒素と酸素の化合物。窒素酸化物と呼ばれるものの中で主なものは、一酸化窒素（ NO ）と二酸化窒素（ NO_2 ）などである。これらは石油、石炭などの化石燃料を燃焼することによって発生し、工場、ビル、自動車などから排出され、酸性雨や光化学スモッグの発生原因となる。

□中水

雨水、下水や産業排水を処理した水。水道水と比較すると低水質なため、飲料用にはできないが、水洗トイレ用、冷却・暖房用水、散水などの雑用水として利用できる。上水と下水の中間に位置することから中水と言われる。

□土の日

都市住民にサツマイモや梨などの収穫を通じ、土とのふれあいを楽しみながら収穫の喜びを味わってもらうため土の日（掘りとり、もぎとりの日）を定めている。

□低公害車

大気汚染物質の排出量が少なく、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。燃料電池自動車、電気自動車等がある。

□電気自動車

低公害車のひとつで、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。走行時に二酸化炭素等の温室効果ガスや大気汚染物質を排出しない。

□電球型蛍光灯

白熱電球用のソケットに直接装着して使用することが出来る蛍光灯のこと。同じ光量を得るための消費電力量が白熱電球に比べて 1/4～1/5 程度と経済的であるため、地球温暖化防止の観点から世界的に白熱電球からの交換が進んでおり、EU では 2009 年の EU 環境指令により、白熱電球の販売が段階的に禁止された。

□土壌汚染

土壌にカドミウムなどの有害な重金属類、PCB（ポリ塩化ビフェニル）などの化学物質が蓄積し、その結果、人の健康被害や農作物の収量減をもたらすこと。

— な 行 —

□生ゴミ処理機

生ゴミなどの有機物を処理する家電製品のこと。バイオ式生ゴミ処理機と乾燥式生ゴミ処理機がある。バイオ式は微生物に適した環境を作り、微生物が有機物を酸化分解し堆肥を作る。それに対して、乾燥式は温風等による加熱によって生ゴミ中の水分を蒸発させ、生ゴミの減量化と微生物の不活性化による衛生化を行う。

□二酸化炭素（CO₂）

炭酸ガスともいう。無色、無臭で気体、低温で圧力を加えると液化する。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加する傾向がある。また、赤外線を吸収する温室効果ガスの 1 つであり、その増加は地球の温暖化促進につながるものとして懸念されている。

□認定農業者

農家の経営発展のため目標を定めた計画書を作成し、市町村が認定する制度。認定されると様々な支援を受けることができる。

□熱帯夜

夕方から翌朝までの最低気温が摂氏 25℃以上の日を指す気象庁の用語のこと。統計上は日最低気温を代用することもある。また、日最高気温が 25℃以上の日を指す「夏日」、日最高気温が 30℃以上の日を指す「真夏日」、日最高気温が 35℃以上の日を指す「猛暑日」という用語もある。

□熱帯林

熱帯に分布する森林の総称。熱帯林は生物多様性の宝庫で、全世界の生物種の半数以上が生息している。全世界の森林面積の半分近くを占めているが、その多くが途上国に分布するため、輸出用の商業木材、農地（プランテーション）開墾、更には住民の薪材などとするため、伐採され近年著しく減少している。熱帯林の減少は、地球温暖化防止や生物多様性の観点から地球環境問題の重要な課題の一つとなっている。

□燃料電池自動車

低公害車のひとつで、車載の水素と空気中の酸素を化学反応させて発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。既存のガソリン車と同程度の機能を持ち、電気自動車と比べて航続距離が長く充填時間が短い。走行時に水のみを排出し、二酸化炭素等の温室効果ガスや大気汚染物質を排出しないため、究極のエコカーともいわれている。

— は 行 —

□パートナーシップ

持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する各主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携を行うこと。

□バイオエタノール

サトウキビやトウモロコシなどを発酵・蒸留させ生産するエタノールのこと。ガソリンと混ぜて使用するのが一般的で、日本では 3 %まで混合することが認められている。石油や天然ガスから生産した合成エタノールとは再生可能性やカーボンニュートラル性において、差別化される。バイオエタノールは再生可能な自然エネルギーであること、燃焼によって大気中の二酸化炭素量を増やさないことなどの理由により、エネルギー源としての将来性が期待されているが、生産過程全体を通した場合の二酸化炭素削減効果、エネルギー生産手段としての効率性、食料との競合などの問題点も指摘されている。

□バイオガス燃料

生物の排泄物、有機質肥料、生分解性物質、汚水、ゴミ、エネルギー作物などから得られるガスを燃料及び発電などに利用すること。メタン、二酸化炭素を主成分とし、サトウキビや下水処理場の活性汚泥などを利用して生産されることが多い。バイオガスは非枯渇性の再生可能資源であり、カーボンニュートラル性も有しており、下水処理場などから発生する未利用ガス等の利用も期待されている。

□バイオディーゼル燃料

生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称。バイオマスエネルギーの一つであり、植物油、獣脂、廃食用油など様々な油脂が原料となりうる。一般的にバイオディーゼル 100%か、または軽油と一定割合で混合して使用する。植物油由来のバイオディーゼルはカーボンニュートラルによって再生可能エネルギーとして期待されているが、原料に食物を使用するため食物価格の高騰、森林伐採の進行などが懸念されている。また、冬季にバイオディーゼル 100%で使用すると、燃料経路内で固まることもある。

□白熱電球

ガラス球内のフィラメントのジュール熱による輻射を利用した電球のこと。電力の大部分を熱や赤外線として放出するため、発光効率が低い。地球温暖化防止の観点から電球型蛍光灯や LED 照明への交換が進められている。

□パリ協定

第 21 回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリにて、2015 年 12 月 12 日に採択された、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組み。世界初となる、全ての国が参加する公平な合意であり、2016 年 11 月 4 日に発効された。

□BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物は好気性の微生物の作用を受けて徐々に酸化、分解され安定化していく。この過程で消費される酸素量を BOD 値という。BOD 値は mg/l で表され、環境基準では河川の汚濁指標として採用している。この値が高いほど、汚濁が著しいことを示す。

□フードマイレージ

「食料の (=food)」 「輸送距離 (=mileage)」を併せた言葉。食材の重量 (t) × 輸送距離 (km) で表す。食材の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠ければ大きくなる。フードマイレージが小さいほど輸送に必要なエネルギーも少なくて済むため、地球温暖化防止の観点

から注目されている。類似した考え方に食材の生産地と消費地を出来るだけ小さくする「地産地消」、食材の本来の収穫時期と消費時期を出来るだけ合わせる「旬産旬消」などがある。

□フォーラム

公開の討論会、座談会。

□ふれあい農業

都市住民が土とのふれあいを楽しみながら収穫の喜びを味わうためのイベント。

□フロンガス

冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄用等に広く使われてきた物質。オゾン層を破壊することが分かり、国際的に削減策がとられている。

□ボランティア

福祉・教育文化・保健衛生・医療など様々な分野で、自発的に無償で社会的活動を行うこと。

— ま 行 —

□マイバッグ

ゴミの削減や温室効果ガスの削減、原料となる原油の節約などを目的とし、レジ袋の代わりに消費者が持参する繰り返し使用が可能な袋やバッグ。誰でも簡単に始めることの出来る身近な環境保護活動の1つである。

□水循環

水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を絶えず循環しており、私たちのまわりでは、大気中の水蒸気、内陸水（川や湖）、地下水、海水などの形で存在している。

□水俣病・新潟水俣病

四大公害の1つ。熊本県水俣市で発生が確認されたことに由来する。その後、新潟県阿賀野川流域でも同様の症例が確認され新潟水俣病と呼称する。単純に水俣病と言った場合には前者を指す。

□メタノール自動車

メタノールは天然ガスから約 70%、残りはナフサ、重油、LPG などから生産され、ガソリンと比べ長期安定供給可能なエネルギーであり、NOx 排出量もディーゼルエンジントラックの半分程度に抑えることができる。しかし、燃費効率やエンジンの耐久性に問題があること及び発がん物質とされるホルムアルデヒドなどを排出することなど改善の余地も多く残されている。

□メタン (CH₄)

天然ガスの主成分で燃料として用いられるほか、水素、メタノール、アンモニアなどの製造原料として利用されている。メタンは常温・常圧のもとでは毒性はないが、高濃度に存在すると窒息性の障害などを引き起こす。また、近年では地球の温暖化を招く温室効果ガスの 1 つとして注目されている。

□モニタリング

大気・水質・騒音・地盤沈下などの状況や、緑被・植生・生物などの状況を調査することをいう。また、近年では市民の環境意識や生活意識調査などもその範疇に含め、総合的な検討が求められている。

— や 行 —

□焼畑農業

熱帯から温帯にかけて伝統的に行われてきた粗放的な農業形態。かつては日本でも山間地を中心に行われてきたが、近年は急速に衰退してきている。熱帯の土壌は酸性のラトソルが主体のため、土壌を中和するため焼畑を行う。伝統的な焼畑農業は持続可能的なものであったが、近年は過剰な焼畑により熱帯雨林の再生能力を超えてしまい、砂漠化が進んでいる。また、シンガポールやインドネシアの都市部では焼畑による大量の煙に覆われ、住民の健康被害や視界不良など深刻な煙害をもたらすこともある。

□野生生物種の絶滅

生息環境の悪化や乱獲などにより、野生生物種が絶滅すること。環境的・科学的価値のみならず、莫大な潜在的経済的価値が損なわれている。

□有益影響

直接・間接の別を問わず、事業を行ったことによって環境にもたらされる有益な影響。

□有害物質

特に人の健康に係る被害を生ずる恐れのある物質で、慢性毒性や急性毒性を呈するもの。大気汚染防止法では、カドミウム、塩素などの5種が、また水質汚濁防止法では、カドミウム、シアン、有機りん、鉛、トリクロロエチレンなど28種が定められている。

□有害廃棄物の越境移動

先進国から開発途上国への有害廃棄物の不適正な輸出及びそれに伴う環境問題。

□有機塩素系化学物質

塩素を含む有機物のこと。難分解性で環境に蓄積しやすい。

— ら 行 —

□リサイクル

廃棄物に含まれる資源を再生して利用すること。



えびな

あなたのフィールドへ。海老名市



海老名市

住みたい 住み続けたいまち

海老名市第二次環境基本計画

平成 21 年 3 月

平成 30 年 4 月 改定

発行 海老名市

〒243-0492

海老名市勝瀬 175 番地の 1

TEL 046-231-2111(代表)

046-235-4912(環境課)

編集 海老名市 経済環境部 環境課

第 1 章 計画の基本的枠組み

1 旧環境基本計画との関係

<旧計画の策定経過>

海老名市は、海老名市環境基本計画（以下「旧計画」という。）を、平成 12 年 3 月に策定しました。これに先だって、平成 10 年 3 月には、

① 将来世代への責任 ②市民協働の取組み ③自覚と行動
を基本理念とした「海老名市環境基本条例」を公布しました。

同年 4 月以降、公募委員を含む 15 名の「環境基本計画策定懇話会」と、庁内関係課による「地球環境問題対策委員会」において議論を積み重ね、平成 12 年 1 月、「海老名市環境審議会」に対して「環境基本計画（素案）」を諮問、3 月に同審議会からの答申がなされ、平成 13 年から平成 22 年までの 10 年間を期間として、旧計画の策定に至ったものです。

【参考】<海老名市環境基本条例 抜粋>
（基本理念）

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。

<旧計画の成果と課題>

旧計画では、生活環境、都市環境、自然環境、地球環境の 4 分野に分類し進行管理してきました。

その結果、生活環境では、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置が促進されたことにより、大幅な水質改善が見られました。また、土壌については、全国的に化学物質の浸透による汚染が懸念され、平成 14 年に土壌汚染対策法が施行されました。本市においても法令に基づく指導と定期的な測定の実施により大きな異常は見られませんでした。一方、感覚公害といわれる、騒音・悪臭に対する苦情は、平成 23 年頃まで増加傾向にありましたが、現在は減少傾向にあります。

都市・自然環境では、緑地を保全する区域（樹木）を指定し、所有者に対して奨励金を交付し、自然緑地や樹木の保全に努めてきました。また、開発行為の際には一定割合の緑化指導を行っていますが、自然緑地・農地は減少しています。

第 1 章 計画の基本的枠組み

1 旧環境基本計画との関係

<旧計画の策定経過>

海老名市は、海老名市環境基本計画（以下「旧計画」という。）を、平成 12 年 3 月に策定しました。これに先だって、平成 10 年 3 月には、

① 将来世代への責任 ②市民協働の取組み ③自覚と行動
を基本理念とした「海老名市環境基本条例」を公布しました。

同年 4 月以降、公募委員を含む 15 名の「環境基本計画策定懇話会」と、庁内関係課による「地球環境問題対策委員会」において議論を積み重ね、平成 12 年 1 月、「海老名市環境審議会」に対して「環境基本計画（素案）」を諮問、3 月に同審議会からの答申がなされ、平成 13 年から平成 22 年までの 10 年間を期間として、旧計画の策定に至ったものです。

【参考】<海老名市環境基本条例 抜粋>
（基本理念）

- 第 3 条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築することを旨として、市、市民及び事業者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を市、市民及び事業者が自らの課題であることを認識し、積極的に推進されなければならない。

<旧計画の成果と課題>

旧計画では、生活環境、都市環境、自然環境、地球環境の 4 分野に分類し進行管理してきました。

その結果、生活環境では、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置が促進されたことにより、大幅な水質改善が見られました。また、土壌については、全国的に化学物質の浸透による汚染が懸念され、平成 14 年に土壌汚染対策法が施行されました。本市においても法令に基づく指導と定期的な測定の実施により大きな異常は見られませんでした。一方、感覚公害といわれる、騒音・悪臭に対する苦情は、近年増加傾向にあります。

都市・自然環境では、緑地を保全する区域（樹木）を指定し、所有者に対して奨励金を交付し、自然緑地や樹木の保全に努めてきました。また、開発行為の際には一定割合の緑化指導を行っていますが、自然緑地・農地は残念ながら減少しています。

地球環境では、循環型社会の実現に向けてごみの排出量の削減が進み、資源化率について成果を得ることができましたが、人口増加等により再び増加傾向にあります。また、省エネルギー対策には特に力をいれてきました。旧計画を策定した平成12年度から、太陽光発電施設や雨水活用施設の設置に対する補助制度を創設し、平成15年度からはエコキュート等の高効率給湯器への補助も開始しました。補助制度のPRも兼ねた環境展を6月の環境月間に開催し、市内の事業者を中心に協力いただき、省エネルギー・再生可能エネルギー施設の普及に努めてきました。

地球温暖化は、「異常気象」により世界の人々の実感するところとなり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告書（平成19年）によって「気候システムの温暖化には疑う余地がない。」と声明されるに至っています。この間、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温暖化対策推進法」という。）が施行され、温室効果ガス特に二酸化炭素の削減が国民的課題とされました。

市内公共施設においても、率先して地球温暖化対策を実践する必要があるため、平成20年度以降、当面の計画として平成24年度までに、様々な省エネ行動の実施と、白熱電球の電球形蛍光灯への交換、空調設備設置教室の窓への遮熱フィルム貼付等の方法により、2.6%の二酸化炭素削減を実現する計画を定め、取り組んできました。

また、京都議定書の第一約束期間に入った平成20（2008）年は、神奈川県が「クールネッサンス」を宣言し、国内各地で「クールアース・デー」関連の行事が行われ、二酸化炭素削減に向けた市民一人ひとりの行動が、待ったなしの課題であることを印象付けました。さらに、国際的には、COP14（気候変動枠組条約第14回締約国会議）が開催され京都議定書後の国際的な枠組みについて議論が行われました。

このような旧計画策定以降の地域、国内及び国際社会の状況・情勢の変化に対応して、平成21（2009）年に海老名市第二次環境基本計画（以下「本計画」という。）を定めました。

本計画の策定後、IPCCの第5次報告書（平成25～26年）によって、現状を上回る対策をしなければ、21世紀末時点で世界の気温は産業革命前と比べ最大で5.4℃上昇するといった見解が示されました。それを受けて世界は将来の気温上昇を2℃未満に抑えるべく、気候変動枠組条約に参加する全ての国が温室効果ガス削減目標を立てることを法的に義務付けた平成32（2020）年以降の温暖化に関する枠組みである「パリ協定」を平成27（2015）年に締結・平成28（2016）年に発効しました。

海老名市政においては、市の最上位計画である海老名市第四次総合計画が平成31（2019）年まで延長されました。

このような本計画策定以降の状況・情勢を踏まえて、平成32年（2020）年を始期とする第三次環境基本計画を策定するまでの間の計画として、第二次環境基本計画改定版を定めました。

地球環境では、循環型社会の実現に向けてごみの排出量の削減が進み、資源化率は神奈川県下で第2位となる約40%という成果を得ることができました。また、省エネルギー対策には特に力をいれてきました。旧計画を策定した平成12年度から、太陽光発電施設や雨水活用施設の設置に対する補助制度を創設し、平成15年度からはエコキュート等の高効率給湯器への補助も開始しました。補助制度のPRも兼ねた環境展を6月の環境月間に開催し、市内の事業者を中心に協力いただき、省エネルギー・自然エネルギー施設の普及に努めてきました。

近年、地球温暖化は、「異常気象」により世界の人々の実感するところとなり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告書（平成19年）によって「気候システムの温暖化には疑う余地がない。」と声明されるに至っています。この間、国内では「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温暖化対策推進法」という。）が施行され、温室効果ガス特に二酸化炭素の削減が国民的課題となっていました。

市内公共施設においても、率先して地球温暖化対策を実践する必要があるため、平成20年度以降、当面の計画として平成24年度までに、様々な省エネ行動の実施と、白熱電球の電球形蛍光灯への交換、空調設備設置教室の窓への遮熱フィルム貼付等の方法により、2.6%の二酸化炭素削減を実現する計画を定め、取り組んでいるところです。

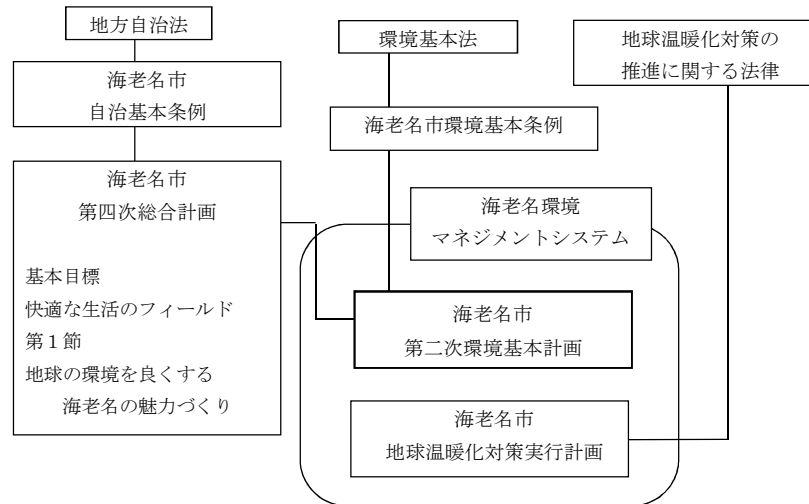
さらに、京都議定書の第一約束期間に入った平成20（2008）年は、神奈川県が「クールネッサンス」を宣言し、国内各地で「クールアース・デー」関連の行事が行われ、二酸化炭素削減に向けた市民一人ひとりの行動が、待ったなしの課題であることを印象付けました。さらに、国際的には、COP14（気候変動枠組条約第14回締約国会議）が開催され京都議定書後の国際的な枠組みについて議論が行われました。

現在、持続可能な地球を実現する上で重大な局面を迎えており、環境対策の基本ルールを再度見直し、現状に適したものとする必要があります。

このような旧計画策定以降の地域、国内及び国際社会の状況・情勢の変化に対応して海老名市第二次環境基本計画（以下「本計画」という。）を定めることとしました。

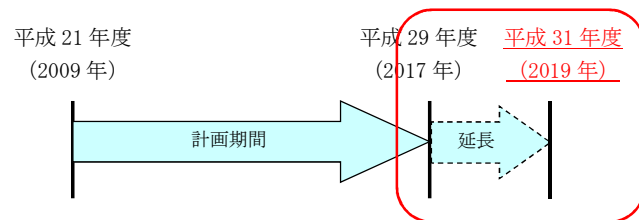
2 計画の位置づけ

本計画は、海老名市第四次総合計画に掲げる基本目標の一つである「快適な生活のフィールド」の政策別計画として位置づけます。



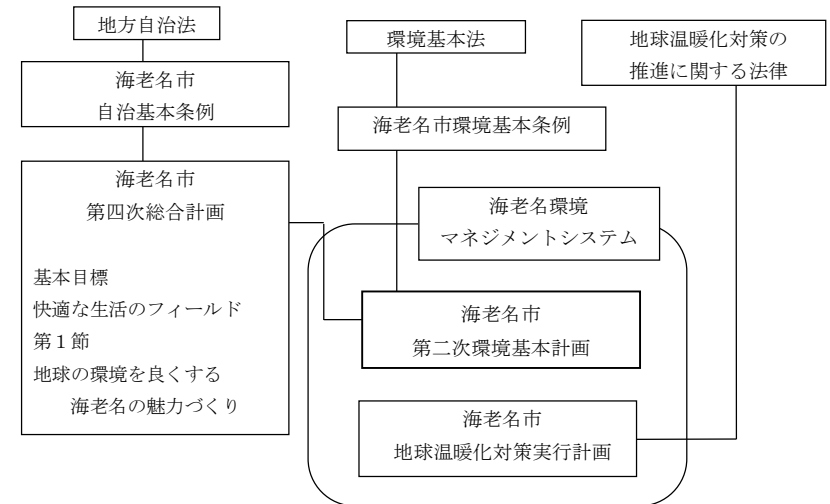
3 計画期間

本計画は、海老名市第四次総合計画にあわせ、旧計画の計画期間（平成 22（2010）年度まで）を含む平成 21（2009）年度から 29（2017）年度の9 年間から 2 年間延長した平成 31（2019）年度までの 11 年間を計画期間とします。



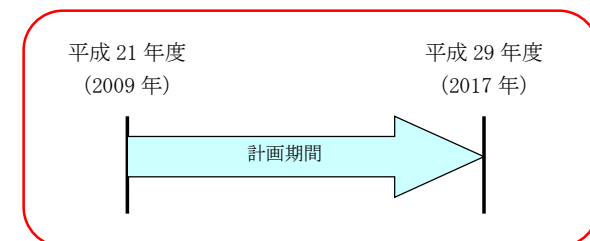
2 計画の位置づけ

本計画は、海老名市第四次総合計画に掲げる基本目標の一つである「快適な生活のフィールド」の政策別計画として位置づけます。



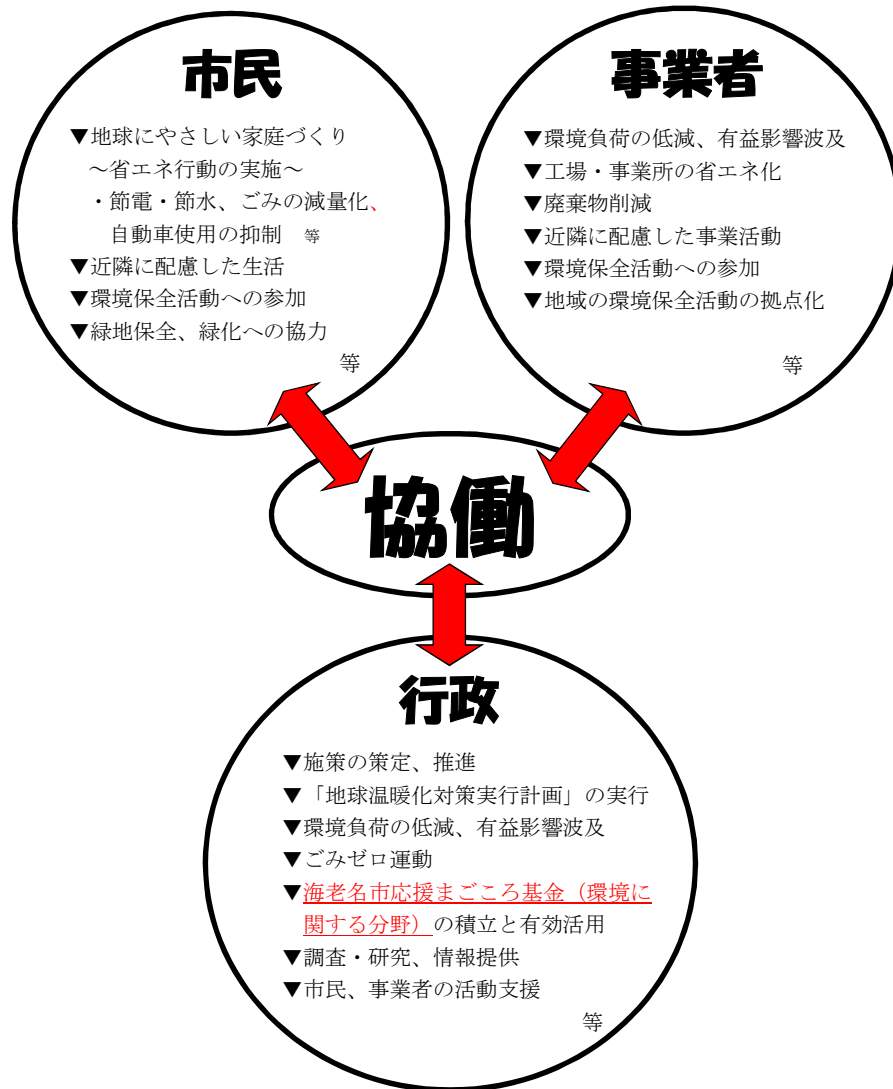
3 計画期間

本計画は、海老名市第四次総合計画にあわせ、旧計画の計画期間（平成 22 年度まで）を含む新たな期間設定を平成 21 年度から 29 年度までとします。



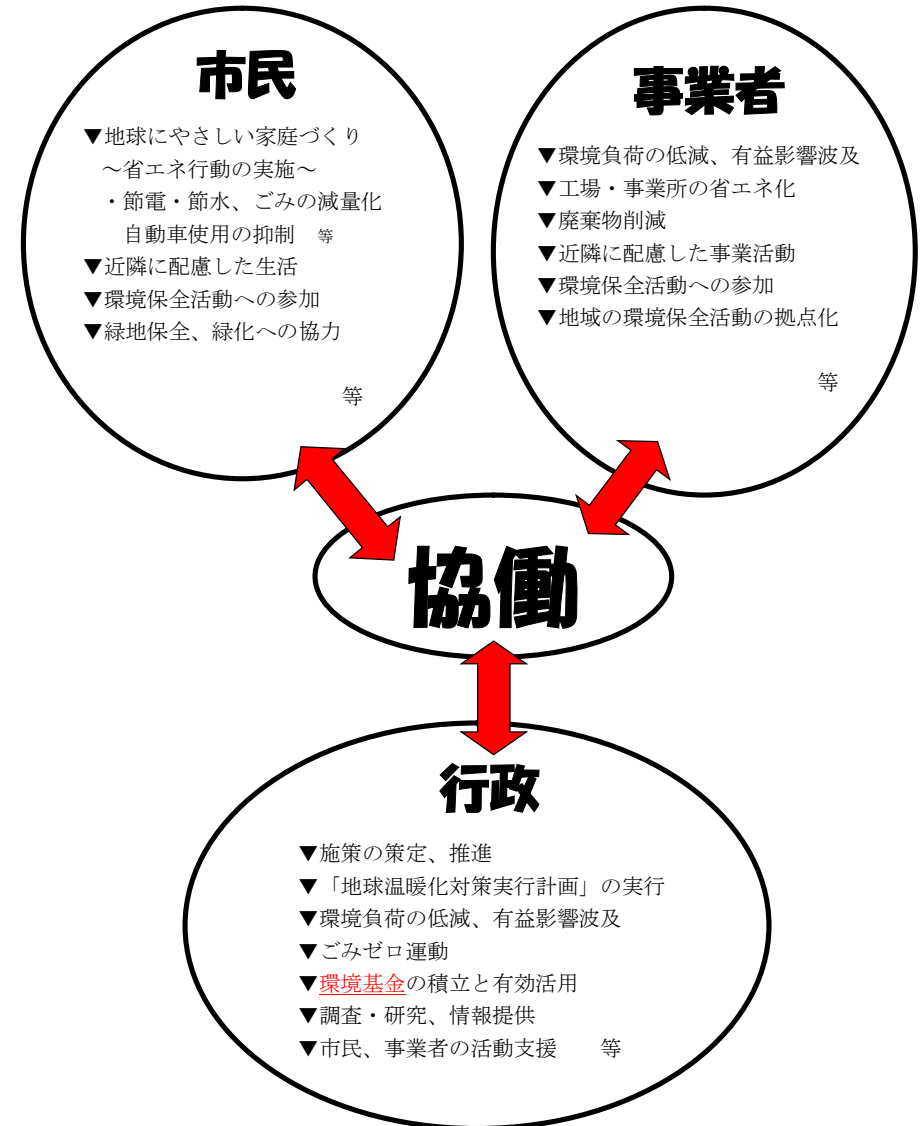
4 市民、事業者、行政の役割

計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の三者が一体となり、各主体が関係法令を遵守し、それぞれの責務と役割について、相互理解のもとに協力しあい、環境の保全及び創造に取り組む必要があります。



4 市民、事業者、行政の役割

計画の推進にあたっては、市民、事業者、行政の三者が一体となり、各主体が関係法令を遵守し、それぞれの責務と役割について、相互理解のもとに協力しあい、環境の保全及び創造に取り組む必要があります。



第2章 環境問題の現状

1 地域社会と地球環境

日本における高度経済成長の負の側面としての公害問題は、労働者や地域生活者の生命と健康を脅かし、私たちに化学物質の脅威とともに人知の限界を実感させました。

やがて、熊本県水俣湾で発生した水俣病や新潟県水俣病などの地域に限定されていた公害という概念から、地球全体に影響をもたらす環境問題として国際社会に広く認知されるにいたったのは、酸性雨問題やオゾン層破壊などの地球環境問題でした。

それ以前にも、廃棄物問題により「宇宙船地球号」という観点から、世界的な視野に立って循環型社会確立の必要性を訴える議論等もありましたが、より広く認知されるようになったのは、オゾン層破壊による環境危機の報道であったと思われます。

エアコンの冷媒等に使用されるフロンガスが大気中へ放出され、その積み重ねによりオゾンホールと呼ばれるほどの大規模なオゾン層の破壊が起こりました。その結果、全地球的に有害紫外線量を増大させ、自らの健康被害のみならず、子孫への悪影響までもたらしたのです。1980年代までは、南極上空でのみ顕著だったオゾン層の破壊も、1990年代に入ると北極上空でもみられるようになりました。2000年以降、冷媒等に使用されるフロンガスはオゾン層破壊効果のない代替フロンへの転換が進みます。代替フロンには、オゾン層破壊効果こそないものの、その温室効果は二酸化炭素の100～1万倍以上とされています。このように、地域環境が地球環境に直結していることを思い知らされたに至りました。

近年、ゲリラ豪雨等の世界的異常気象により国際的にもっとも危機感を募らせているのが、地球温暖化問題です。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書を受けて、2020年以降の地球温暖化に関する枠組みである「パリ協定」が締結・発効されたことは先述しました。フロンガスにも温室効果がありますが、日本国内において統計上、圧倒的な量で温室効果をもたらしているのは二酸化炭素と言われています。

2 海老名市の実態と地球環境問題

本市では、騒音・悪臭に関する苦情相談件数は平成23年頃まで増加傾向にありましたが、現在は減少傾向にあります。

大気・河川水質・土壌調査の結果についても大きな異常は見られず、公害全般については環境監視の強化の結果、一定の成果が出ているといえます。

しかしながら、一方では、異常気象（記録的高温、ゲリラ豪雨等）が見られるようになり、幸いにも本市の場合は、他都市のように甚大な被害をもたらしてはいませんが、その危険性は刻一刻と高まっていると考えする必要があります。

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、野生生物種の絶滅、砂漠

第2章 環境問題の現状

1 地域社会と地球環境

日本における高度経済成長の負の側面としての公害問題は、労働者や地域生活者の生命と健康を脅かし、私たちに化学物質の脅威とともに人知の限界を実感させました。

やがて、熊本県水俣湾で発生した水俣病や新潟県水俣病などの地域に限定されていた公害という概念から、地球全体に影響をもたらす環境問題として国際社会に広く認知されるにいたったのは、酸性雨問題やオゾン層破壊などの地球環境問題でした。

それ以前にも、廃棄物問題により「宇宙船地球号」という観点から、世界的な視野に立って循環型社会確立の必要性を訴える議論等もありましたが、より広く認知されるようになったのは、オゾン層破壊による環境危機の報道であったと思われます。

エアコンの冷媒等に使用されるフロンガスが大気中へ放出され、その積み重ねによりオゾンホールと呼ばれるほどの大規模なオゾン層の破壊が起こりました。その結果、全地球的に有害紫外線量を増大させ、自らの健康被害のみならず、子孫への悪影響までもたらしたのです。1980年代までは、南極上空でのみ顕著だったオゾン層の破壊も、1990年代に入ると北極上空でもみられるようになりました。このように、オゾン層の破壊により、地域環境が地球環境に直結していることを思い知られるに至りました。

近年、ゲリラ豪雨等の世界的異常気象により国際的にもっとも危機感を募らせているのが、地球温暖化問題です。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第4次報告書が「気候システムの温暖化には疑う余地がない」と断じたことは先述しました。フロンガスにも温室効果がありますが、日本国内において統計上、圧倒的な量で温室効果をもたらしているのは二酸化炭素と言われています。

2 海老名市の実態と地球環境問題

本市では、騒音・振動、臭気に関する苦情相談件数は近年増加傾向にあり、都市化による人口増加・密集の影響がみられますが、大気・河川水質・土壌調査の結果に大きな異常は見られず、公害全般については環境監視の強化の結果、一定の成果が出ているといえます。

しかしながら、一方では、異常気象（記録的高温、ゲリラ豪雨等）が見られるようになり、幸いにも本市の場合は、他都市のように甚大な被害をもたらしてはいませんが、その危険性は刻一刻と高まっていると考え必要があります。

地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、野生生物種の絶滅、砂漠

化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染など多くの地球的規模での環境問題がありますが、これらと本市域における個別事象が無関係であるとは考えにくい状況となっています。特に、以下の問題は、本市の環境問題と直結していると考えられます。

(1) 温室効果ガス

パリ協定を受けて平成 28 (2016) 年に国が策定した「地球温暖化対策計画」では、中間目標として、平成 42 (2030) 年度までに温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減することとなっています。

また、長期目標として、平成 62 (2050) 年度までに温室効果ガス排出量を平成 25 (2013) 年度比で 80%削減することも併せて定められています。

本市においても、平成 29 (2017) 年に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、本市の事務及び事業活動により発生する温室効果ガス排出量を国と同じく平成 42 (2030) 年度までに平成 25 (2013) 年度比で 26%削減することを目標としました。パリ協定を実現し、持続可能な地球環境を築くためにも、市民・事業者・行政が一体となり、省エネルギー対策、自動車使用の抑制、緑化推進等により温室効果ガスを削減する必要があります。

(2) 廃棄物処理

全国の一般廃棄物排出量は、平成 17 (2010) 年から平成 27 (2015) 年までの平均で、毎年 4700 万トンで、最終処分場の減少、残余容量のひっ迫といった問題のほか、二酸化炭素排出量削減の上からも、資源循環型社会への転換は、不可避の課題となっています。

本市は、綾瀬市・座間市とともに一般廃棄物の処理を行っており、「一般廃棄物処理基本計画」による計画的な処理の実施、ごみの減量化・資源化の推進を行っています。また、循環型社会への歩みを着実に進めるため、家庭系ごみ有料化、戸別収集の実施については、今後も検討を続ける必要があります。

(3) 緑の保全

陸地の約 30%を占め、約 40 億haに及ぶ世界の森林は、平成 12 (2000) 年から平成 22 (2010) 年までの平均で、毎年 520 万ha減少しています。こうした森林の減少は、地球の温暖化や生物多様性に深刻なダメージを与えているとされますが、森林減少の原因としては、食料やバイオ燃料の需要増加による土地利用の転換、無秩序な焼畑農業の増加、燃料用木材の過剰採取、森林火災等が挙げられています。

本市においても、開発行為等により自然緑地の減少が続いております。今後も緑の保全に努め、緑化推進とともに二酸化炭素吸収量の増加を目指します。

化、有害廃棄物の越境移動、海洋汚染など多くの地球的規模での環境問題がありますが、これらと本市域における個別事象が無関係であるとは考えにくい状況となっています。特に、下記の問題は、本市の環境問題と直結していると考えられます。

(1) 温室効果ガス

京都議定書の約束期間である平成 20 (2008) 年から平成 24 (2012) 年までの温室効果ガス排出量は、基準年度（二酸化炭素 1990 年度）比で 6%削減することが必要となっています。

しかし、平成 17 (2005) 年度の我が国の温室効果ガス排出量は、13 億 6 千万トン（二酸化炭素換算）であり、基準年度比 7.9%増となっています。

このため、トータルで 13.9%の削減が求められていることとなります。

本市から排出されている平成 17 (2005) 年度の温室効果ガスは、86 万 7 千トンであり、国同様、基準年度比 8%近く増加しております。この増加分も含めて、市民・事業者・行政が一体となり、省エネルギー対策、自動車使用の抑制、緑化推進等により温室効果ガスを削減する必要があります。

(2) 廃棄物処理

年間廃棄物発生量は、全国約 4 億 7 千万トン、本市の一般廃棄物収集量は約 4 万 5 千トンで、最終処分場の残余容量のひっ迫といった問題のほか、二酸化炭素排出量削減の上からも、資源循環型社会への転換は、不可避の課題となっています。

本市は、綾瀬市・座間市とともに一般廃棄物の処理を行っていますが、神奈川県ごみ処理広域化計画に基づき、平成 19 (2007) 年度に、大和高座ブロックごみ処理広域化実施計画を策定しました。また、循環型社会への歩みを着実に進めるため有機性廃棄物の資源化、廃棄物収集の有料化、戸別収集の実施については、今後も検討を続ける必要があります。

(3) 緑の保全

陸地の約 30%を占め、約 40 億haに及ぶ世界の森林は、平成 12 (2000) 年以降、年平均 1,290 万haの割合で減少し、増加分を差し引いて年 730 万ha（日本の国土面積の約 5 分の 1）の純減であったと言われています。こうした森林の減少は、地球の温暖化や生物多様性に深刻なダメージを与えているとされますが、森林減少の原因としては、無秩序な焼畑農業の増加、燃料用木材の過剰採取、森林火災等が挙げられています。

本市においても、近年、開発行為等により自然緑地の減少が続いております。失われた緑を取り戻し、また、新たな緑の創造と緑化意識の向上を図るため、ほぼ市民 1 人 1 本にあたる 125,000 本を植樹する「えびなの森創造事業」をはじめ、緑化推進とともに二酸化炭素吸収量の増加を目指します。

3 市民・事業者からみた環境問題

地球環境問題は、温暖化をはじめ様々な問題がありますが、これらの問題について、市民や事業者はどのように感じているのかアンケート*を実施しました。

その結果、地球温暖化の原因とされる「異常気象」について、もっとも多くの市民が身近な環境問題として危惧していることが分かりました。その解決に必要なことは、「太陽光などの自然エネルギー利用増進」とともに、「環境学習・環境教育の推進」や「便利さばかりの追求を見直す」等、ハード面からソフト面まで、また、私たちのライフスタイルの転換にも言及しています。

日常生活における省エネ行動の実行は、「節電・節水」、「ごみの分別」、「マイバッグの使用」、「自動車使用の抑制」等、私たちの選択にゆだねられていますが、これらの行動を実行している市民は多く、今後もさらに取組みを進める必要があります。

特に、市民は、家庭から排出される温室効果ガスについて「自動車の使用」、「冷房の使用」から削減することが有効と考えています。

事業者の多くは、自社の事業活動が環境に何らかの影響を与えていると認識し、環境に配慮した取組みを行っています。「照明、冷暖房、OA 機器等による電力消費」、「車両燃料等、輸送による燃料使用」が主な影響と考えていますが、実際に取組まれていることは「照明等、電気の使用量削減」と「廃棄物の減量化」が大勢を占めています。「車両等の燃料使用量削減」については、影響を与えているとの認識がありながら、なかなか削減しづらい傾向にあります。本市の温室効果ガス削減のためには、今後、「自動車使用の抑制」を積極的に進めていく必要があります。

また、事業者は環境に配慮した取組みを「事業所の社会的責任として」、「経営の合理化のため」取組んでおり、環境と事業活動が密接に関係していることを裏付けています。これらの取組みを、一事業所としてだけで終わらせるのではなく、地域の環境拠点としての役割を担い、市民を巻き込んだ取組みに発展することが求められます。

* 計画策定に係るアンケート

(市 民) 20 歳以上の市民を対象とし、各地域の人口にて按分し発送しました。

調査期間：平成 20 年 8 月 18 日～8 月 31 日

発送数：2,000 回答数：1,272 回答率：63.6%

(事業者) 市内事業所から、製造業・サービス業・病院・運輸業を中心に発送しました。

調査期間：平成 20 年 8 月 18 日～8 月 29 日

発送数：200 回答数：103 回答率：51.5%

3 市民・事業者からみた環境問題

地球環境問題は、温暖化をはじめ様々な問題がありますが、これらの問題について、市民や事業者はどのように感じているのかアンケート*を実施しました。

その結果、地球温暖化の原因とされる「異常気象」について、もっとも多くの市民が身近な環境問題として危惧していることが分かりました。その解決に必要なことは、「太陽光などの自然エネルギー利用増進」とともに、「環境学習・環境教育の推進」や「便利さばかりの追求を見直す」等、ハード面からソフト面まで、また、私たちのライフスタイルの転換にも言及しています。

日常生活における省エネ行動の実行は、「節電・節水」、「ごみの分別」、「マイバッグの使用」、「自動車使用の抑制」等、私たちの選択にゆだねられていますが、これらの行動を実行している市民は多く、今後もさらに取組みを進める必要があります。

特に、市民は、家庭から排出される温室効果ガスについて「自動車の使用」、「冷房の使用」から削減することが有効と考えています。

事業者の多くは、自社の事業活動が環境に何らかの影響を与えていると認識し、環境に配慮した取組みを行っています。「照明、冷暖房、OA 機器等による電力消費」、「車両燃料等、輸送による燃料使用」が主な影響と考えていますが、実際に取組まれていることは「照明等、電気の使用量削減」と「廃棄物の減量化」が大勢を占めています。「車両等の燃料使用量削減」については、影響を与えているとの認識がありながら、なかなか削減しづらい傾向にあります。本市の温室効果ガス削減のためには、今後、「自動車使用の抑制」を積極的に進めていく必要があります。

また、事業者は環境に配慮した取組みを「事業所の社会的責任として」、「経営の合理化のため」取組んでおり、環境と事業活動が密接に関係していることを裏付けています。これらの取組みを、一事業所としてだけで終わらせるのではなく、地域の環境拠点としての役割を担い、市民を巻き込んだ取組みに発展することが求められます。

* 計画策定に係るアンケート

(市 民) 20 歳以上の市民を対象とし、各地域の人口にて按分し発送しました。

調査期間：平成 20 年 8 月 18 日～8 月 31 日

発送数：2,000 回答数：1,272 回答率：63.6%

(事業者) 市内事業所から、製造業・サービス業・病院・運輸業を中心に発送しました。

調査期間：平成 20 年 8 月 18 日～8 月 29 日

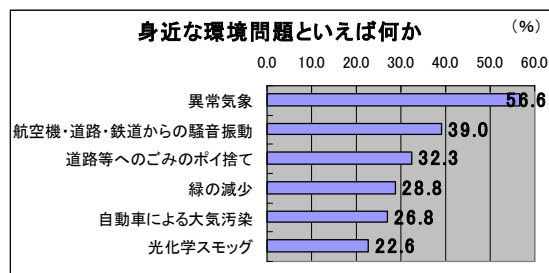
発送数：200 回答数：103 回答率：51.5%

(1) 市民の視点

①身近な環境問題

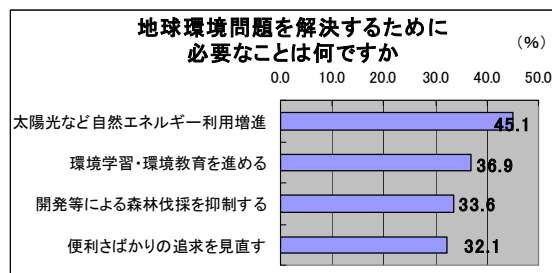
異常気象には、大雨、台風、干ばつ等の様々な現象があり、本市においても、夏には、続発するゲリラ雷雨や毎日のように続く真夏日・熱帯夜、あるいは暖冬など実感されることが多々あります。

これらの現象は、地球温暖化の影響によるものであるとされ、市域や国内だけではなく地球全体の問題です。その対策の必要性については、ほぼ回答者全員（「地球温暖化の影響をどの程度感じているか」との間への回答は、強く感じている、やや感じているをあわせて97.5%）が感じております。



②地球環境問題解決に必要なこと

本市の環境問題を考える上で、地球環境問題を考えないわけにはいきません。先述したとおり、身近な問題の蓄積が、地球環境問題へと波及し、地球環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが行動を起こす必要があるのです。回答率の高かった上位4項目と今後の取組みについて記します。

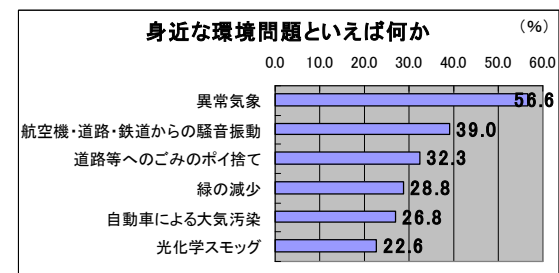


(1) 市民の視点

①身近な環境問題

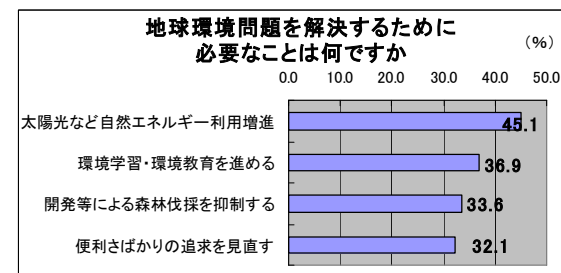
異常気象には、大雨、台風、干ばつ等の様々な現象があり、本市においても、夏には、続発するゲリラ雷雨や毎日のように続く真夏日・熱帯夜、あるいは暖冬など実感されることが多々あります。

これらの現象は、地球温暖化の影響によるものであるとされ、市域や国内だけではなく地球全体の問題です。その対策の必要性については、ほぼ回答者全員（「地球温暖化の影響をどの程度感じているか」との間への回答は、強く感じている、やや感じているをあわせて97.5%）が感じております。



②地球環境問題解決に必要なこと

本市の環境問題を考える上で、地球環境問題を考えないわけにはいきません。先述したとおり、身近な問題の蓄積が、地球環境問題へと波及し、地球環境問題を解決するためには、私たち一人ひとりが行動を起こす必要があるのです。回答率の高かった上位4項目と今後の取組みについて記します。



■「太陽光など自然エネルギー利用増進」(45. 1%)

本市では、旧計画策定と同時に、太陽光発電施設、太陽熱利用施設、雨水活用施設、低公害車等の購入者に対する補助制度を創設しました。平成 15 年度からは、現在県内自治体では唯一となる、高効率給湯器(エコキュート、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器)への補助を開始しました。以降、現在まで、対象設備等の見直しを図り、メニューを拡充してきました。

技術革新の動向、本市における普及状況を考慮しながら、省エネルギー・再生可能エネルギー施設の導入について、普及促進していきます。

■「環境学習・環境教育を進める」(36. 9%)

本市の人口は、平成 31(2019)年まで増加し続けると予測しています。人口の増加は、温室効果ガスの増加、生活環境、都市環境についても大きな影響を及ぼします。

少子高齢化が進むため、環境学習・環境教育の場は、子どもはもちろんのこと、大人を対象としたもので、幅広い年齢層に対応しうる内容とし、事業を実施していきます。

■「開発等による森林伐採を抑制する」(33. 6%)

本市においても、「相模横山九里の土手」をはじめとした既存の自然緑地が年々減少しています。

これまで、保全区域指定により保全を図ってきましたが、所有者の相続等による指定解除により少しずつ減少してきました。

今後も自然緑地を保全するため、保全区域の指定を継続するとともに、緑化意識の向上を図り、緑を増やし二酸化炭素吸収量の増加を目指します。

また、海老名市応援まごころ基金(環境に関する分野)を有効に活用し、エネルギー・環境負荷対策、ごみの資源化・美化対策、環境教育等や緑化対策にも活用していきます。

■「便利さばかりの追求を見直す」(32. 1%)

私たちの生活様式について、環境負荷を低減し、省エネ化を図るべきということは、すでに周知のところ。大切なことは、いかに実行するかです。モラルや意識の向上に努めるだけでなく、無理なく実行できることに着目する必要があります。

家庭における節電・節水、ごみの減量化・資源化、自動車使用の抑制を推進し、省エネ行動について、普及促進していきます。

■「太陽光など自然エネルギー利用増進」(45. 1%)

本市では、旧計画策定と同時に、太陽光発電施設、太陽熱利用施設、雨水活用施設、低公害車等の購入者に対する補助制度を創設しました。以降、現在まで、対象施設等の見直しを図り、メニューを拡充してきました。平成 15 年度からは、現在県内自治体では唯一となる、高効率給湯器(エコキュート、ガスエンジン給湯器、潜熱回収型給湯器)への補助を開始しました。

技術革新の動向、本市における普及状況を考慮しながら、省エネルギー・新エネルギー施設の導入について、普及促進していきます。

■「環境学習・環境教育を進める」(36. 9%)

本市の人口は、平成 31(2019)年まで増加し続けると予測しています。人口の増加は、温室効果ガスの増加、生活環境、都市環境についても大きな影響を及ぼします。

少子高齢化が進むため、環境学習・環境教育の場は、子どもはもちろんのこと、大人を対象としたもので、幅広い年齢層に対応しうる内容とし、事業を実施していきます。

■「開発等による森林伐採を抑制する」(33. 6%)

本市においても、「相模横山九里の土手」をはじめとした既存の自然緑地が年々減少しています。

これまで、保全区域指定により保全を図ってきましたが、所有者の相続等による指定解除により少しずつ減少してきました。

今後も自然緑地を保全するため、保全区域の指定を継続するとともに、市民 1 人 1 本に相当する 125,000 本の植樹活動を行う「えびなの森創造事業」等により、緑化意識の向上を図り、緑を増やし二酸化炭素吸収量の増加を目指します。

また、環境基金を有効に活用し、エネルギー・環境負荷対策、ごみの資源化・美化対策、環境教育等や緑化対策にも活用していきます。

■「便利さばかりの追求を見直す」(32. 1%)

私たちの生活様式について、環境負荷を低減し、省エネ化を図るべきということは、すでに周知のところ。大切なことは、いかに実行するかです。モラルや意識の向上に努めるだけでなく、無理なく実行できることに着目する必要があります。

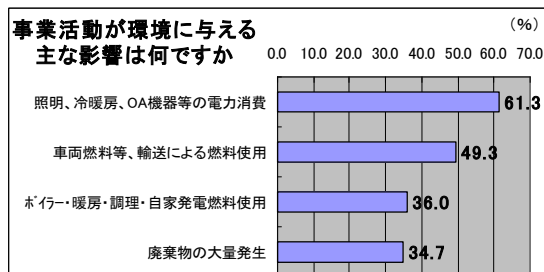
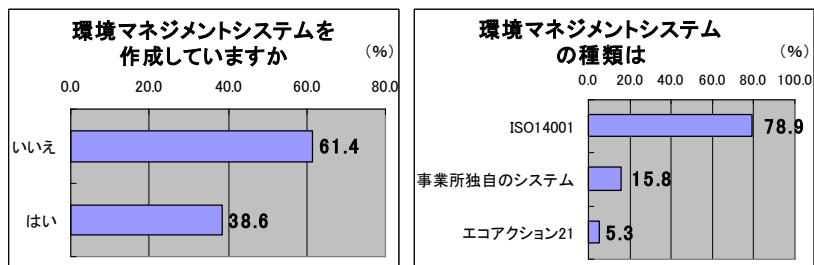
本市では、家庭における省エネ行動を普及促進するため、「地球にやさしい家庭づくり」事業を行っています。この事業では、単に省エネ行動メニューを提示するだけではなく、「続けられること」また、「家族みんなで取り組むこと」をテーマとしており、みんなで楽しみながら続けていけるような事業を展開していきます。

(2) 事業者の視点

①事業活動が環境に与える主な影響

本市では、地域の環境保全及び快適な環境の確保を図ることを目的とし、平成16年度から、ISO14001 認証取得の事業所に対する補助制度を創設し、事業所の環境配慮活動を支援しています。

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境負荷の低減を図るとともに周辺環境へ有益な影響を与えるため環境マネジメントシステムを作成している事業所は38.6%です。そのうちの78.6%がISO14001によるものです。



事業者が認識する事業活動が環境に与える主な影響は、
 「照明、冷暖房、OA機器等の電力消費」(61.3%)
 「車両燃料等、輸送による燃料使用」(49.3%)
 「ボイラー・暖房・調理・自家発電燃料」(36.0%)
 「廃棄物の大量発生」(34.7%)
 の回答が多い結果となりました。

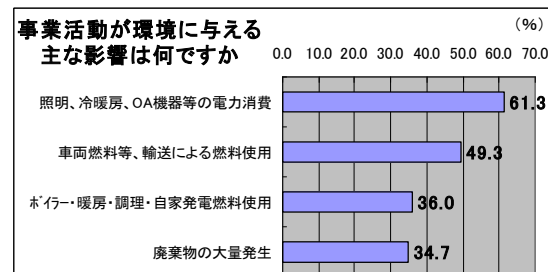
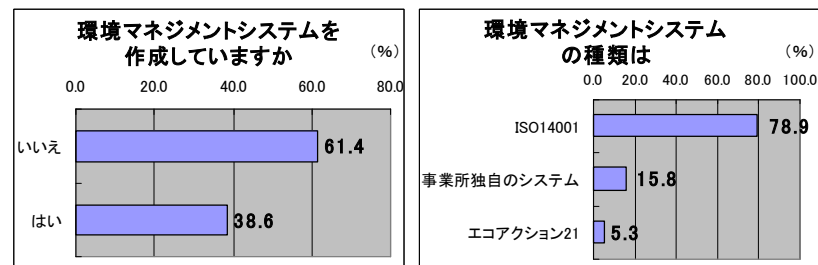
電力使用、燃料使用の抑制と廃棄物の削減に積極的に取り組んでいただき本市の環境と地球環境に配慮した事業活動を促進していきます。
 本計画における事業者の役割は大きく、関係法令の遵守、省エネの徹底、再生可能エネルギーの利用、敷地内の緑化等についても求めています。

(2) 事業者の視点

①事業活動が環境に与える主な影響

本市では、地域の環境保全及び快適な環境の確保を図ることを目的とし、平成16年度から、ISO14001 認証取得の事業所に対する補助制度を創設し、事業所の環境配慮活動を支援しています。

事業活動が環境に与える影響を認識し、環境負荷の低減を図るとともに周辺環境へ有益な影響を与えるため環境マネジメントシステムを作成している事業所は38.6%です。そのうちの78.6%がISO14001によるものです。

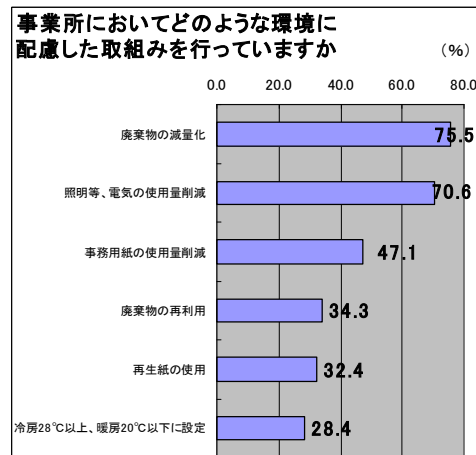


事業者が認識する事業活動が環境に与える主な影響は、
 「照明、冷暖房、OA機器等の電力消費」(61.3%)
 「車両燃料等、輸送による燃料使用」(49.3%)
 「ボイラー・暖房・調理・自家発電燃料」(36.0%)
 「廃棄物の大量発生」(34.7%)
 の回答が多い結果となりました。

電力使用、燃料使用の抑制と廃棄物の削減に積極的に取り組んでいただき本市の環境と地球環境に配慮した事業活動を促進していきます。
 本計画における事業者の役割は大きく、関係法令の遵守、省エネの徹底、新エネルギーの利用、敷地内の緑化等についても求めています。

②環境に配慮した取組み

事業所において取組むべき行動も、根本的には家庭で取組む内容と同じといえます。ただし、事業所や工場では、環境に与える影響が大きいいため、より広範な取組みが必要になります。



- 「廃棄物の減量化」(75.5%)
- 「照明等、電気の使用量削減」(70.6%)
- 「事務用紙の使用量削減」(47.1%)
- 「廃棄物の再利用」(34.3%)
- 「再生紙の使用」(32.4%)
- 「冷房 28℃以上、暖房 20℃以下に設定」(28.4%)

これらの取組みについては、既に多くの事業所において実行されていると思われますが、まだまだ見直す点は少なからずあるかと思われます。また、まだまだ取り組まれていない、

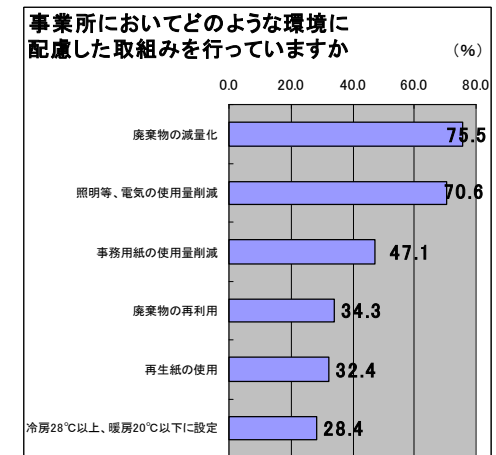
- 「敷地内（屋上・壁面含む）の緑化」(2.9%)
- 「社員の環境ボランティア参加支援」(2.9%)
- 「太陽光、雨水等自然エネルギー利用」(1.0%)
- 「ハイブリッド型等の低公害車導入」(0.0%)

については、今後大きく上積みできる余地があるため、重点的に取組んでいきます。

- 環境に配慮した取組みを行う理由については、
- 「事業所の社会的責任として」(73.7%)

②環境に配慮した取組み

事業所において取組むべき行動も、根本的には家庭で取組む内容と同じといえます。ただし、事業所や工場では、環境に与える影響が大きいいため、より広範な取組みが必要になります。



- 「廃棄物の減量化」(75.5%)
- 「照明等、電気の使用量削減」(70.6%)
- 「事務用紙の使用量削減」(47.1%)
- 「廃棄物の再利用」(34.3%)
- 「再生紙の使用」(32.4%)
- 「冷房 28℃以上、暖房 20℃以下に設定」(28.4%)

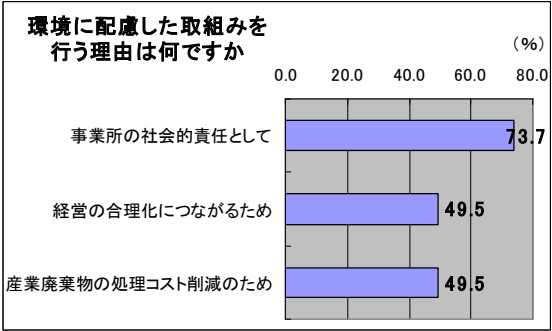
これらの取組みについては、既に多くの事業所において実行されていると思われますが、まだまだ見直す点は少なからずあるかと思われます。また、まだまだ取り組まれていない、

- 「敷地内（屋上・壁面含む）の緑化」(2.9%)
- 「社員の環境ボランティア参加支援」(2.9%)
- 「太陽光、雨水等自然エネルギー利用」(1.0%)
- 「ハイブリッド型等の低公害車導入」(0.0%)

については、今後大きく上積みできる余地があるため、重点的に取組んでいきます。

- 環境に配慮した取組みを行う理由については、
- 「事業所の社会的責任として」(73.7%)

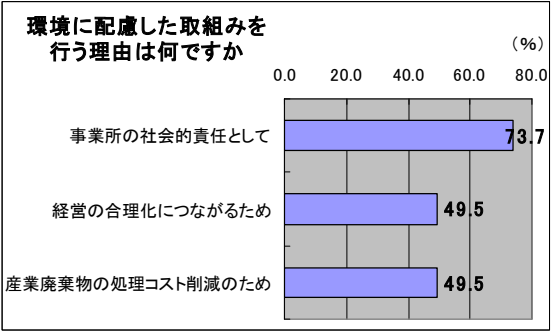
「経営の合理化につながるため」(49.5%)
「産業廃棄物の処理コスト削減のため」(49.5%)
の回答が多い結果となりました。



多くの事業者が、環境問題を、自己責任と認識して取組んでいることがうかがえます。また、責任とともに、経営の合理化、コスト削減という、実際に企業活動に有利に働く点も見逃せません。

事業者の責任と健全な経営を行うとともに、日頃の取組みの成果を発表する場の提供、工場見学の実施、出前講座等に積極的に参加するよう促し、一事業者としての取組みだけにとどまらず、地域の環境拠点としての役割を担っていただくよう求めています。

「経営の合理化につながるため」(49.5%)
「産業廃棄物の処理コスト削減のため」(49.5%)
の回答が多い結果となりました。



多くの事業者が、環境問題を、自己責任と認識して取組んでいることがうかがえます。また、責任とともに、経営の合理化、コスト削減という、実際に企業活動に有利に働く点も見逃せません。

事業者の責任と健全な経営を行うとともに、日頃の取組みの成果を発表する場の提供、工場見学の実施、出前講座等に積極的に参加するよう促し、一事業者としての取組みだけにとどまらず、地域の環境拠点としての役割を担っていただくよう求めています。

第3章 計画の体系

旧計画では、生活環境、都市環境、自然環境、地球環境の4分野に分類してきました。計画を体系化するためには、何らかの分類が必要ですが、私たちを取り巻く環境には多数の要素があり、それぞれの要素が様々な側面をもち得るため、見方により属する環境の分野が変わってきます。

自動車の使用を例にあげますと、自動車が走行するとガソリン等の燃料が燃焼され排気ガスが発生します。この排気ガスの発生は、おおまかにいうと大気汚染と地球温暖化につながるため旧計画では、生活環境と地球環境にまたがります。

そこで本計画では、本市を含めた世界中の“地域”の環境の数々が、地球環境につながっていることを考慮し、私たちの生活が環境に対してどのように関係しているかを基準に分類します。

地球環境と**地域環境**に大別し、それぞれの視点から整理し、市が取組む施策、市民・事業者の役割を定めます。

大気汚染については地域環境、自動車使用の抑制については、大気汚染という側面とともに、地球温暖化の主な原因となっている温室効果ガス発生要因の大きなウエイトを占めるため地球環境としています。

地球環境では、現在もっとも深刻で本市にも大きな影響を与える「地球温暖化」を重視し、対策を推進するため、エネルギー対策、自動車対策、緑化推進、廃棄物対策等を総合的に取組みます。

地域環境では、旧計画の生活環境、都市環境、自然環境を吸収し「身近な生活環境を守ろう」と「海老名市の特性を活かそう」に分類しています。

身近な生活環境を守ろうでは、水質保全、騒音・振動、大気汚染・悪臭防止対策等、私たちの生活に直接影響を与える項目について定めています。

海老名市の特性を活かそうでは、視野を少し広げ、景観、丘陵地・緑地、農業、都市環境、歴史的遺産まで定め、本市の特徴である高い利便性と豊かな自然、貴重な史跡や文化財を含めた取組みと市民・事業者の役割を定めています。

第3章 計画の体系

旧計画では、生活環境、都市環境、自然環境、地球環境の4分野に分類してきました。計画を体系化するためには、何らかの分類が必要ですが、私たちを取り巻く環境には多数の要素があり、それぞれの要素が様々な側面をもち得るため、見方により属する環境の分野が変わってきます。

自動車の使用を例にあげますと、自動車が走行するとガソリン等の燃料が燃焼され排気ガスが発生します。この排気ガスの発生は、おおまかにいうと大気汚染と地球温暖化につながるため旧計画では、生活環境と地球環境にまたがります。

そこで本計画では、本市を含めた世界中の“地域”の環境の数々が、地球環境につながっていることを考慮し、私たちの生活が環境に対してどのように関係しているかを基準に分類します。

地球環境と**地域環境**に大別し、それぞれの視点から整理し、市が取組む施策、市民・事業者の役割を定めます。

大気汚染については地域環境、自動車使用の抑制については、大気汚染という側面とともに、地球温暖化の主な原因となっている温室効果ガス発生要因の大きなウエイトを占めるため地球環境としています。

地球環境では、現在もっとも深刻で本市にも大きな影響を与える「地球温暖化」を重視し、対策を推進するため、エネルギー対策、自動車対策、緑化推進、廃棄物対策等を総合的に取組みます。

地域環境では、旧計画の生活環境、都市環境、自然環境を吸収し「身近な生活環境を守ろう」と「海老名市の特性を活かそう」に分類しています。

身近な生活環境を守ろうでは、水質保全、騒音・振動、大気汚染・悪臭防止対策等、私たちの生活に直接影響を与える項目について定めています。

海老名市の特性を活かそうでは、視野を少し広げ、景観、丘陵地・緑地、農業、都市環境、歴史的遺産まで定め、本市の特徴である高い利便性と豊かな自然、貴重な史跡や文化財を含めた取組みと市民・事業者の役割を定めています。

海老名市第四次総合計画

将来都市像：快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名
基本目標：快適な生活のフィールド

海老名市第二次環境基本計画**I 地球環境****i 地球温暖化対策**

「海老名市地球温暖化対策実行計画」を定めて取組みます。

- 1 【エネルギー対策】
省エネルギー推進、**再生可能**エネルギーの導入を図ります。
- 2 【自動車対策】
温室効果ガス削減と大気汚染防止に取り組めます。
- 3 【緑化推進】「**海老名市**緑の基本計画」等により推進します。
豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。
- 4 【廃棄物対策】「一般廃棄物処理基本計画」等により推進します。
廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。
- 5 【その他】
エコマーク商品等購入、地産地消・旬産旬消、関連イベント参加を促進します。

II 地域環境**i 身近な生活環境を守ろう**

- 1 【水質保全】生活排水・事業所排水対策、市民・事業者の取組み促進
- 2 【騒音・振動】事業所、建設工事、生活、自動車交通、航空機
- 3 【水循環型社会】有害物質・地下水利用規制、地下水涵養
- 4 【化学物質等対策】有害物質の排出規制・指導、測定調査の充実
- 5 【大気汚染・悪臭防止対策】事業所規制、啓発の継続
- 6 【廃棄物】廃棄物の適正処理、ごみ減量化と**資源化**の推進
- 7 【道路環境】道路網の整備、交通容量確保、居住環境に配慮した道路整備
- 8 【防災】「海老名市地域防災計画」等により推進

ii 海老名市の特性を活かそう

- 1 【景観】「海老名市景観基本計画」等により推進
- 2 【丘陵地・緑地】丘陵地・緑地の保全
- 3 【農業の振興】農地の保全と有効活用
- 4 【都市】利便性向上とともに環境負荷低減と環境への有益影響について配慮
- 5 【歴史的遺産】歴史的遺産等の保護と活用

海老名市第四次総合計画

将来都市像：快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名
基本目標：快適な生活のフィールド

海老名市第二次環境基本計画**I 地球環境****i 地球温暖化の防止**

「海老名市地球温暖化対策実行計画」を定めて取組みます。

- 1 【エネルギー対策】
省エネルギー推進、**自然**エネルギー導入を図ります。
- 2 【自動車対策】
温室効果ガス削減と大気汚染防止に取り組めます。
- 3 【緑化推進】「緑の基本計画」等により推進します。
豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。
- 4 【廃棄物対策】「一般廃棄物処理基本計画」等により推進します。
廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。
- 5 【その他】
エコマーク商品等購入、地産地消・旬産旬消、関連イベント参加を促進します。

II 地域環境**i 身近な生活環境を守ろう**

- 1 【水質保全】生活排水・事業所排水対策、市民・事業者の取組み促進
- 2 【騒音・振動】事業所、建設工事、生活、自動車交通、航空機
- 3 【水循環型社会】有害物質・地下水利用規制、地下水涵養
- 4 【化学物質等対策】有害物質の排出規制・指導、測定調査の充実
- 5 【大気汚染・悪臭防止対策】事業所規制、啓発の継続
- 6 【廃棄物】廃棄物の適正処理、ごみ減量化の推進
- 7 【道路環境】道路網の整備、交通容量確保、居住環境に配慮した道路整備
- 8 【防災】「海老名市地域防災計画」等により推進

ii 海老名市の特性を活かそう

- 1 【景観】「海老名市景観基本計画」等により推進
- 2 【丘陵地・緑地】丘陵地・緑地の保全
- 3 【農業の振興】農地の保全と有効活用
- 4 【都市】利便性向上とともに環境負荷低減と環境への有益影響について配慮
- 5 【歴史的遺産】歴史的遺産等の保護と活用

I 地球環境 i 地球温暖化対策

1 エネルギー対策

- ①省エネルギー行動の推進
- ②再生可能エネルギー活用型設備、省エネルギー設備の導入

2 自動車対策

- ①自動車使用の抑制
- ②自動車からの排出ガス低減

3 緑化推進

「海老名市緑の基本計画」等を推進し、豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。

4 廃棄物対策

「一般廃棄物処理基本計画」等を推進し、廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。

5 その他

エコマーク商品等の積極的購入、地産地消・旬産旬消、環境関連イベント等への参加を促進します。

I 地球環境 i 地球温暖化の防止

1 エネルギー対策

- ①省エネルギー行動の推進
- ②自然エネルギー活用型設備、省エネルギー設備の導入

2 自動車対策

- ①自動車使用の抑制
- ②自動車からの排出ガス低減

3 緑化推進

「海老名市緑の基本計画」等を推進し、豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。

4 廃棄物対策

「一般廃棄物処理基本計画」等を推進し、廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。

5 その他

エコマーク商品等の積極的購入、地産地消・旬産旬消、環境関連イベント等への参加を促進します。

Ⅱ 地域環境 i 身近な生活環境を守ろう

1 河川等の水質保全

- (1) 下水道整備の推進
 - ①公共下水道の整備
 - ②雨水排水施設等整備の推進
- (2) 下水道事業の適正な運営
 - ①下水道事業の適正な運営
- (3) 水質浄化対策
 - ①水質の浄化
 - ②家庭からの汚染源削減の啓発・指導

2 騒音・振動防止対策

- (1) 工場・事業場からの騒音・振動の低減
 - ①工場・事業場における騒音・振動の規制・指導
 - ②建設工事における騒音・振動の規制・指導
 - ③深夜飲食店営業騒音等に対する規制・指導
- (2) 近隣騒音の低減
 - ①営業騒音、拡声器騒音、生活騒音低減についての規制・指導及び普及啓発
- (3) 航空機騒音の低減・解消に向けた関係機関への要請
 - ①厚木基地航空機騒音低減・解消に向けた関係機関への要請

3 水循環型社会の構築

- ①水循環型社会の構築
- ②工場・事業場における地下水利用の規制・指導
- ③地下浸透の指導及び推進
- ④節水の促進及び啓発

4 化学物質等対策

- ①工場・事業場における有害物質の排出規制・指導
- ②化学物質汚染に関する測定調査の充実
- ③アスベスト問題への適切な対応

Ⅱ 地域環境 i 身近な生活環境を守ろう

1 河川等の水質保全

- (1) 下水道整備の推進
 - ①公共下水道の整備
 - ②雨水排水施設等整備の推進
- (2) 下水道事業の適正な運営
 - ①下水道事業の適正な運営
- (3) 水質浄化対策
 - ①水質の浄化
 - ②家庭からの汚染源削減の啓発・指導

2 騒音・振動防止対策

- (1) 工場・事業場からの騒音・振動の低減
 - ①工場・事業場における騒音・振動の規制・指導
 - ②建設工事における騒音・振動の規制・指導
 - ③深夜飲食店営業騒音等に対する規制・指導
- (2) 近隣騒音の低減
 - ①営業騒音、拡声器騒音、生活騒音低減についての規制・指導及び普及啓発
- (3) 航空機騒音の低減・解消に向けた関係機関への要請
 - ①厚木基地航空機騒音低減・解消に向けた関係機関への要請

3 水循環型社会の構築

(1) 水循環型社会の構築

- ①水循環型社会の構築
- ②工場・事業場における地下水利用の規制・指導
- ③地下浸透の指導及び推進
- ④節水の促進及び啓発

4 化学物質等対策

- ①工場・事業場における有害物質の排出規制・指導
- ②化学物質汚染に関する測定調査の充実
- ③アスベスト問題への適切な対応

5 大気汚染・悪臭防止対策

- ①工場・事業場における大気汚染物質の排出規制・指導
- ②工場・事業場における悪臭に関する規制・指導
- ③屋外燃焼行為の規制・指導
- ④自動車対策
- ⑤低公害車の普及促進

6 廃棄物への対応

- (1) 廃棄物の適正処理
 - ①効率的な収集・運搬体制の確保
 - ②啓発等の実施
 - ③環境美化
- (2) ごみ減量化と資源化の推進
 - ①ごみ減量化と資源化の推進
 - ②一般廃棄物の計画的な処理の実施
 - ③指導等の充実
 - ④資源再利用の普及・啓発

7 道路環境整備

- (1) 道路網の整備と交通容量の確保
 - ①道路の新設及び既存道路の拡幅整備
- (2) 居住環境に配慮した道路整備
 - ①歩車道の分離、幅の広い歩道の整備
 - ②歩道のバリアフリー化
 - ③防音壁・緩衝帯の確保及び緑化
- (3) 自動車交通に伴う騒音・振動の低減
 - ①道路保全

8 防災

「海老名市地域防災計画」を推進し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地震等の災害が発生した際の応急対策を実施することにより、市民の生命及び財産を災害から守ります。

5 大気汚染・悪臭防止対策

- ①工場・事業場における大気汚染物質の排出規制・指導
- ②悪臭防止に関する啓発の実施
- ③屋外燃焼行為の規制・指導
- ④自動車対策を推進します。

6 廃棄物への対応

- (1) 廃棄物の適正処理
 - ①収集体制の充実
 - ②啓発等の実施
 - ③環境美化
- (2) ごみ減量化の推進
 - ①ごみ減量化の推進
 - ②指導等の充実
 - ③資源再利用の普及啓発

7 道路環境整備

- (1) 道路網の整備と交通容量の確保
 - ①道路の新設及び既存道路の拡幅整備
- (2) 居住環境に配慮した道路整備
 - ①歩車道の分離、幅の広い歩道の整備
 - ②歩道のバリアフリー化
 - ③防音壁・緩衝帯の確保及び緑化
- (3) 自動車交通に伴う騒音・振動の低減
 - ①道路保全

8 防災

「海老名市地域防災計画」を推進し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地震等の災害が発生した際の応急対策を実施することにより、市民の生命及び財産を地震災害から守ります。

II 地域環境 ii 海老名市の特性を活かそう

1 美しい都市景観の形成

「海老名市景観基本計画」、「海老名市景観推進計画」による良好な景観の保全、育成

2 丘陵地・緑地の保全

- ①相模横山九里の土手に残存する斜面緑地の保全
- ②伊勢山、秋葉山等の緑地の保全

3 農業の振興

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 農業振興施策の推進 | (2) 農業に接する機会の提供 |
| ①担い手及び農業組織の育成・支援 | ①市民参加型農業の拡充 |
| ②農業関係機関・団体等とのネットワーク化 | (3) 農業基盤の整備 |
| ③農地の有効利用 | ①農業基盤の整備 |
| ④農産物の安定供給・安全安心の確保 | |
| ⑤地産地消の販路創出 | |
| ⑥農業拠点の整備 | |

4 都市環境の整備

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 良好な都市環境の形成 | (3) 商業振興施策の推進 |
| ①良好な都市環境の形成 | ①中心市街地の活性化 |
| (2) 市街地整備の推進 | ②商業活性化の推進 |
| ①新市街地整備の促進 | ③商業基盤の整備 |
| ②拠点市街地整備の推進 | |

5 歴史的遺産等の保護と活用

- (1) 歴史的空間の確保
 - ①歴史的空間の確保
- (2) 文化財の保護と活用
 - ①文化財の保護と活用

II 地域環境 ii 海老名市の特性を活かそう

1 美しい都市景観の形成

「海老名市景観基本計画」、「海老名市景観推進計画」による良好な景観の保全、育成

2 丘陵地・緑地の保全

(1) 丘陵地・緑地の保全

- ①相模横山九里の土手に残存する斜面緑地の保全
- ②伊勢山、秋葉山等の緑地の保全

3 農業の振興

- (1) 農業振興施策の推進

①担い手及び農業組織の育成・支援	④農産物の安定供給・安全安心の確保
②農業関係機関・団体等とのネットワーク化	⑤地産地消の販路創出
③農地の有効利用	⑥交流拠点の整備
- (2) 農業に接する機会の提供
 - ①市民参加型農業の拡充
- (3) 農業基盤の整備
 - ①農業基盤の整備

4 都市環境の整備

- (1) 良好な都市環境の形成
 - ①良好な都市環境の形成
- (2) 市街地整備の推進
 - ①新市街地整備の促進
 - ②拠点市街地整備の推進
- (3) 商業振興施策の推進
 - ①中心市街地の活性化
 - ②商業活性化の推進
 - ③商業基盤の整備

5 歴史的遺産等の保護と活用

- (1) 歴史的空間の確保
 - ①歴史的空間の確保
- (2) 文化財の保護と活用
 - ①文化財の保護と活用

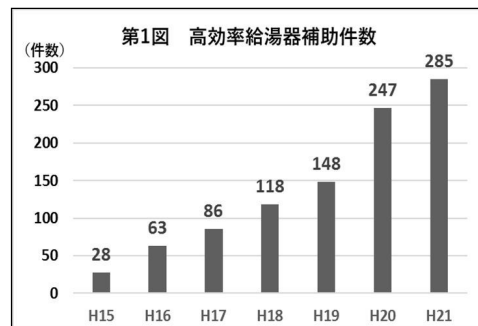
第4章 施策の展開

I 地球環境

i 地球温暖化対策

海老名市第四次総合計画の将来都市像「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」を実現するためには様々な取り組みが必要ですが、その前提となるのが「地球温暖化対策」です。地球温暖化は文字通り地球規模の問題ですが、私たちの身近な問題と密接な関係があります。「地球温暖化対策」に取り組む事は、身近な環境問題への着手から始まりますし、「地球温暖化対策」が成果をあげることは、身近な環境の改善へとつながっていきます。

旧計画においては、特に、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの活用をはじめとしたエネルギー対策に力を傾けて取り組み、高効率給湯器、太陽光発電施設、太陽熱利用施設、雨水タンク等の設置者及び低公害車購入者に対する補助制度とともに、環境展、環境フォーラム、環境市民大学等の様々なイベントを開催し、市民が環境問題に関心をもち日々の生活から環境を意識した行動の動機づけを行う事業の実施に努めてきました。補助制度の利用者も多く、省エネルギー・再生可能エネルギー機器への関心の高まりが感じられます（第1,2図）。太陽光発電施設の補助件数は、国の施策方針の変更等により、平成24年を境に減少していますが、今後も、時代に即した見直しを行いながら、補助事業を継続していきます。（平成21年度「高効率給湯器」、平成25年度「雨水タンク」、平成26年度「太陽熱利用施設」補助制度終了）



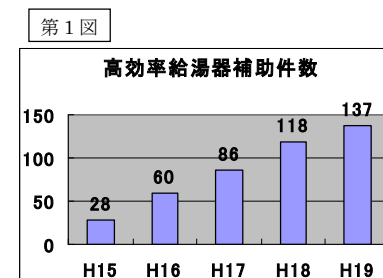
第4章 施策の展開

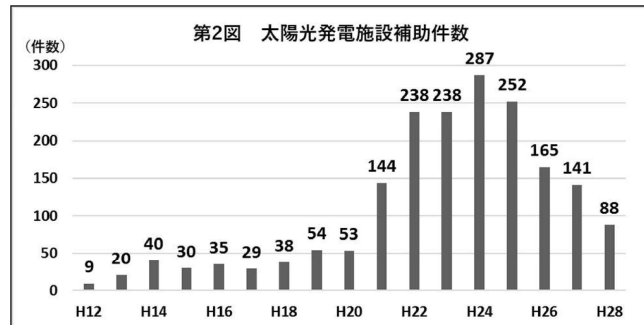
I 地球環境

i 地球温暖化の防止

海老名市第四次総合計画の将来都市像「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」を実現するためには様々な取り組みが必要ですが、その前提となるのが「地球温暖化の防止」です。地球温暖化は文字通り地球規模の問題ですが、私たちの身近な問題と密接な関係があります。「地球温暖化の防止」に取り組む事は、身近な環境問題への着手から始まりますし、「地球温暖化の防止」が成果をあげることは、身近な環境の改善へとつながっていきます。

旧計画においては、特に、省エネルギーの推進、新エネルギーの活用をはじめとしたエネルギー対策に力を傾けて取り組み、高効率給湯器、太陽光発電施設、太陽熱利用施設、雨水タンク等の設置者及び低公害車購入者に対する補助制度とともに、環境展、環境フォーラム、環境市民大学等の様々なイベントを開催し、市民が環境問題に関心をもち日々の生活から環境を意識した行動の動機づけを行う事業の実施に努めてきました。補助制度の利用者は年々増加し、省エネルギー・新エネルギー機器への関心の高まりは十分感じられる成果が上がっています（第1,2図）。





1 エネルギー対策

家庭・事業所における省エネ行動の推進、省エネルギー・**再生可能**エネルギー機器の導入促進を柱とします。

2 自動車対策

自動車使用を抑制し、マイカー使用の場合も、エコドライブやアイドリングストップを徹底して、二酸化炭素の排出を抑制します。

3 緑化推進

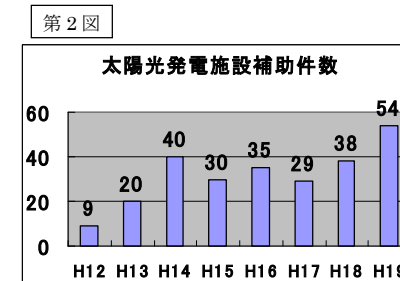
「海老名市緑の基本計画」等を推進し、豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。

4 廃棄物対策

「一般廃棄物処理基本計画」等を推進し、廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。

5 その他

エコマーク商品等の積極的購入、地産地消・旬産旬消、環境関連イベント等への参加を促進します。



1 エネルギー対策

家庭・事業所における省エネ行動の推進、省エネルギー・**自然**エネルギー**型**機器の導入促進を柱とします。

2 自動車対策

自動車使用を抑制し、マイカー使用の場合も、エコドライブやアイドリングストップを徹底して、二酸化炭素の排出を抑制します。

3 緑化推進

「海老名市緑の基本計画」等を推進し、豊かな緑地を保全することにより、温室効果ガス削減を図ります。

4 廃棄物対策

「一般廃棄物処理基本計画」等を推進し、廃棄物削減、循環型社会を構築し、温室効果ガス削減を図ります。

5 その他

エコマーク商品等の積極的購入、地産地消・旬産旬消、環境関連イベント等への参加を促進します。

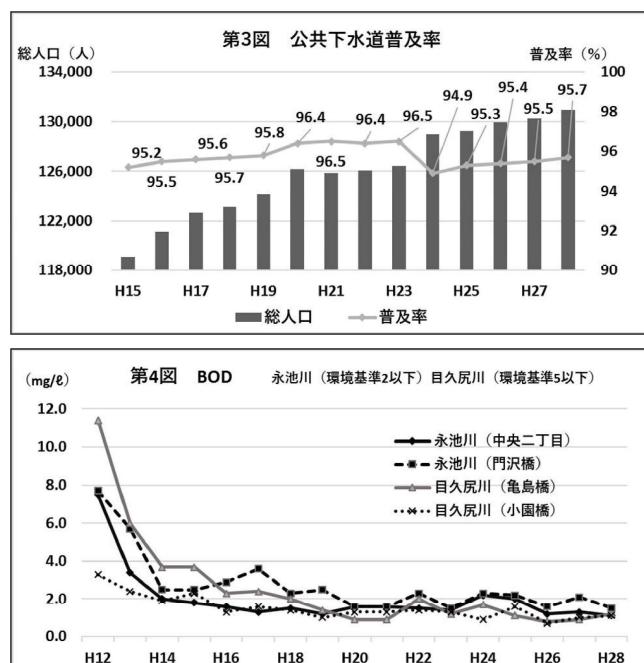
Ⅱ 地域環境

ⅰ 身近な生活環境を守ろう

産業活動や自動車などに起因する大気汚染、日常生活の中で家庭などから発生する騒音・振動・悪臭等の問題、ダイオキシン類・アスベストをはじめとした有害化学物質等について、発生源に対する未然防止を進め、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などによる不快感がなく、健康で安全に生活できるやすらぎのあるまちを形成します。

1 河川等の水質保全

本市の平成 29 年 3 月末日における、公共下水道普及率は 95.7%です（第 3 図）。公共下水道の整備済区域内の大半は公共下水道に接続され、河川の水質は大幅に改善されてきました（第 4 図）。



しかし、まだ公共下水道が整備されていない地区や整備区域内の一部公共下水道の未接続事業所や住宅が河川等の公共用水域に排水を放流しています。

事業所からの排水量は、一般家庭よりも多く、河川に与える影響も大きいものが

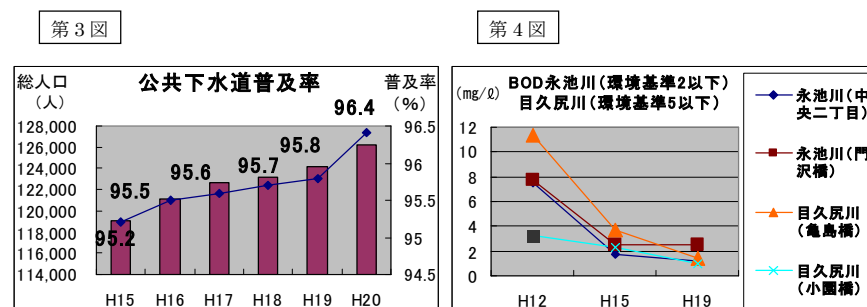
Ⅱ 地域環境

ⅰ 身近な生活環境を守ろう

産業活動や自動車などに起因する大気汚染、日常生活の中で家庭などから発生する騒音・振動・悪臭等の問題、ダイオキシン類・アスベストをはじめとした有害化学物質等について、発生源に対する未然防止を進め、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などによる不快感がなく、健康で安全に生活できるやすらぎのあるまちを形成します。

1 河川等の水質保全

本市の平成 20 年 3 月末日における、公共下水道普及率は 96.4%です（第 3 図）。公共下水道の整備済区域内の大半は公共下水道に接続され、河川の水質は大幅に改善されてきました（第 4 図）。

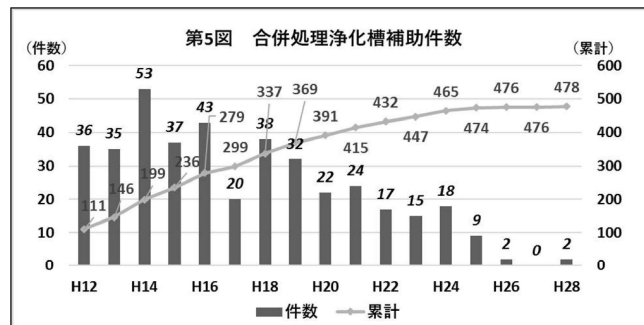


しかし、まだ公共下水道が整備されていない地区や整備区域内の一部公共下水道の未接続事業所や住宅が河川等の公共用水域に排水を放流しています。

事業所からの排水量は、一般家庭よりも多く、河川に与える影響も大きいもの

あります。このため、これら公共用水域に排水を放流している事業所に対しては、毎年事業所の排水の水質調査を行い、水質管理の重要性を認識させ、より一層排水の水質管理を徹底させることにより、排水基準を遵守するよう指導していきます。

市では、合併処理浄化槽の設置促進のため、補助制度を設けており（第5図）、特に既存の単独処理浄化槽や汲取り施設から、浄化機能の高い合併処理浄化槽への転換の促進に重点をおき水質の改善に努めていきます。



生活排水には、洗剤が混入しています。洗剤は、大きくわけて、水質への負荷が高い合成洗剤と水への分解性が高い石けんとに分けられます。そのため、石けんの使用を普及促進していきます。

【市が行う施策】

(1) 下水道整備の推進

①公共下水道の整備

- ・文化的生活の確保と公共用水域の保全に向けて、公共下水道の整備を行います。

②雨水排水施設等整備の推進

- ・雨水幹線整備、排水路整備、測量設計等を実施します。

(2) 下水道事業の適正な運営

①下水道事業の適正な運営

- ・下水道使用料の収納率の向上、利用者の利便性の向上を図ります。

(3) 水質浄化対策

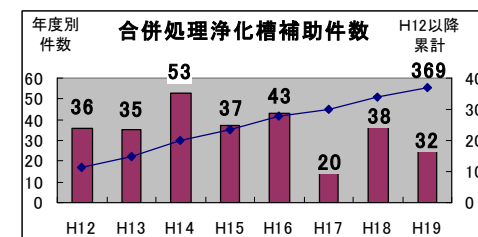
①水質の浄化

- ・市街化調整区域のうち、相当の期間下水道整備が見込まれない地域において、単独処理浄化槽、汲み取り施設から合併処理浄化槽への転換を促進します。

のがあります。このため、これら公共用水域に排水を放流している事業所に対しては、毎年事業所の排水の水質調査を行い、水質管理の重要性を認識させ、より一層排水の水質管理を徹底させることにより、排水基準を遵守するよう指導していきます。

市では、合併処理浄化槽の設置促進のため、補助制度を設けてきましたが（第5図）、今後は、特に既存の単独処理浄化槽や汲取り施設から、浄化機能の高い合併処理浄化槽への転換の促進に重点をおき水質の改善に努めていきます。

第5図



生活排水には、洗剤が混入しています。洗剤は、大きくわけて、水質への負荷が高い合成洗剤と水への分解性が高い石けんとに分けられます。そのため、石けんの使用を普及促進していきます。

【市が行う施策】

(1) 下水道整備の推進

①公共下水道の整備

- ・文化的生活の確保と公共用水域の保全に向けて、公共下水道の整備を行います。

②雨水排水施設等整備の推進

- ・雨水幹線整備、排水路整備、測量設計等を実施します。

(2) 下水道事業の適正な運営

①下水道事業の適正な運営

- ・下水道使用料の収納率の向上、利用者の利便性の向上を図ります。

(3) 水質浄化対策

①水質の浄化

- ・市街化調整区域のうち、相当の期間下水道整備が見込まれない地域において、単独処理浄化槽、汲み取り施設から合併処理浄化槽への転換を促進します。

- ・関係法令に基づき合併処理浄化槽の維持管理の徹底を図ります。
- ・工場・事業場から排出される排水の規制・指導、環境（河川・地下水）の調査を行い、あわせてパトロールを行います。
- ・流域の住民、事業者が主体となって活動している水質保全団体等へ支援し、協働していきます。また、環境情報の提供を図ります。

②家庭からの汚染源削減の啓発・指導

- ・合成洗剤の使用を控え、石けんの使用を促進するための普及・啓発活動を行います。
- ・台所、自動車、暖房機器などからの油・ごみを下水道に流すことのないよう啓発活動を行います。

【市民の役割】

- ・公共下水道への接続に努めます。
- ・合併処理浄化槽などの浄化槽を適正に管理します。
- ・生活排水により河川を汚さないように努めます。
- ・油等を下水道に流さないようにします。
- ・合成洗剤の使用を控え、石けんを使用します。
- ・ごみを川に捨てないようにします。
- ・河川美化活動等に参加するよう努めます。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・排水量の低減に努めます。
- ・排水処理施設等の保守点検を行い、水質事故の未然防止に努めます。
- ・中水*の利用促進、水の循環利用に努めます。
- ・公共下水道への接続に努めます。
- ・合成洗剤の使用を控え、石けんを使用します。
- ・河川美化活動等に参加するよう努めます。

中水*・・・雨水、下水や産業排水を処理した水。水道水と比較すると低水質なため、飲料用にはできないが、水洗トイレ用、冷却・暖房用水、散水などの雑用水として利用できる。上水と下水の間に位置することから中水と言われています。

- ・関係法令に基づき合併処理浄化槽の維持管理の徹底を図ります。
- ・工場・事業場から排出される排水の規制・指導、環境（河川・地下水）の調査を行い、あわせてパトロールを行います。
- ・流域の住民、事業者が主体となって活動している水質保全団体等へ支援し、協働していきます。また、環境情報の提供を図ります。

②家庭からの汚染源削減の啓発・指導

- ・合成洗剤の使用を控え、石けんの使用を促進するための普及・啓発活動を行います。
- ・台所、自動車、暖房機器などからの油・ごみを下水道に流すことのないよう啓発活動を行います。

【市民の役割】

- ・公共下水道への接続に努めます。
- ・合併処理浄化槽などの浄化槽を適正に管理します。
- ・生活排水により河川を汚さないように努めます。
- ・油等を下水道に流さないようにします。
- ・合成洗剤の使用を控え、石けんを使用します。
- ・ごみを川に捨てないようにします。
- ・河川美化活動等に参加するよう努めます。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・排水量の低減に努めます。
- ・排水処理施設等の保守点検を行い、水質事故の未然防止に努めます。
- ・中水*の利用促進、水の循環利用に努めます。
- ・公共下水道への接続に努めます。
- ・合成洗剤の使用を控え、石けんを使用します。
- ・河川美化活動等に参加するよう努めます。

中水*・・・雨水、下水や産業排水を処理した水。水道水と比較すると低水質なため、飲料用にはできないが、水洗トイレ用、冷却・暖房用水、散水などの雑用水として利用できる。上水と下水の間に位置することから中水と言われています。

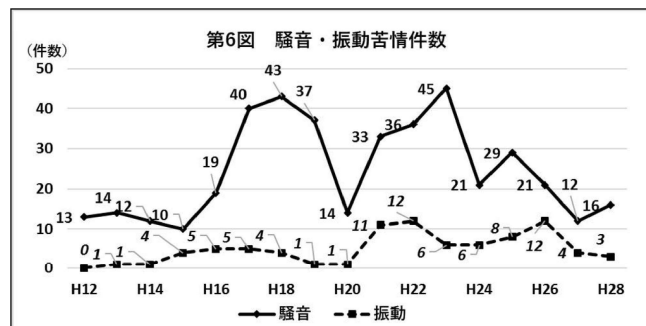
2 騒音・振動防止対策

騒音・振動は、近年、様々な要因から発生しております。事業場、建設工事、飲食店のカラオケ等の営業騒音、拡声器によるものについて相談が寄せられます。事業場については、工場のプレス機等の作業音に関する相談や物流関係の屋外のスペースにおける搬入・搬出作業、それに伴う輸送車のアイドリングに関する相談も見受けられます。

生活環境に関する問題では、当事者同士の話し合いにより問題解決がスムーズに進む場合も多くありますが、プライバシーに関する意識の高まりや無用なトラブルを避けたい心理からか、匿名による相談が多いのも特徴の一つです。

相談が寄せられた際には、状況を的確に把握し問題解決に向けた指導を行うとともに、未然防止についても普及啓発を行っていきます。

本市における騒音の相談件数は、平成 15 年以降急増していますが、平成 23 年をピークに減少してきています（第 6 図）。事業場・飲食店・一般家庭いずれについても共通していえることは、お互いの立場を考えてモラルある操業をすること・日常生活を送ることが不可欠ということです。騒音・振動に悩まされることなく、快適に生活できる環境を目指します。



また、厚木基地航空機による騒音については、NLP*の一部移転など成果は出てきていますが（第 7 図）、継続して訓練飛行の中止等を要請していきます。

NLP*・・・夜間連続離着陸訓練

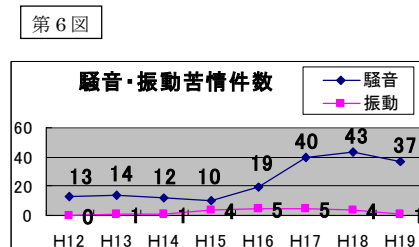
2 騒音・振動防止対策

騒音・振動は、近年、様々な要因から発生しております。事業場、建設工事、飲食店のカラオケ等の営業騒音、拡声器によるものについて相談が寄せられます。事業場については、工場のプレス機等の作業音に関する相談や物流関係の屋外のスペースにおける搬入・搬出作業、それに伴う輸送車のアイドリングに関する相談も見受けられます。

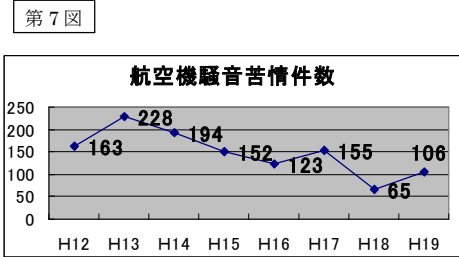
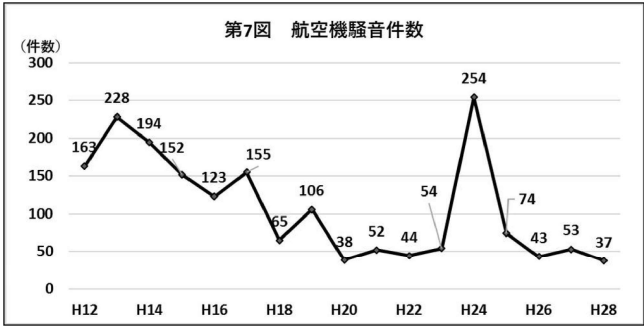
生活環境に関する問題では、当事者同士の話し合いにより問題解決がスムーズに進む場合も多くありますが、プライバシーに関する意識の高まりや無用なトラブルを避けたい心理からか、匿名による相談が多いのも特徴の一つです。

相談が寄せられた際には、状況を的確に把握し問題解決に向けた指導を行うとともに、未然防止についても普及啓発を行っていきます。

本市における騒音の相談件数は、近年急増していますが（第 6 図）、事業場・飲食店・一般家庭いずれについても共通していえることは、お互いの立場を考えてモラルある操業をすること・日常生活を送ることが不可欠ということです。騒音・振動に悩まされることなく、快適に生活できる環境を目指します。



また、厚木基地航空機による騒音については、NLP*の一部移転など成果は出てきていますが（第 7 図）、継続して訓練飛行の中止等を要請していきます。



NLP・・・夜間連続離着陸訓練

【市が行う施策】

(1) 工場・事業場からの騒音・振動の低減

- ①工場・事業場における騒音・振動の規制・指導
 - ・関係法令に基づき、工場・事業場に対し規制・指導を行います。
- ②建設工事における騒音・振動の規制・指導
 - ・関係法令に基づき、建設業者に対し規制・指導を行います。
- ③深夜飲食店営業騒音等に対する規制・指導
 - ・飲食店の深夜におけるカラオケ騒音等について、関係法令による規制・指導を行います。

(2) 近隣騒音の低減

- ①営業騒音、拡声器騒音、生活騒音低減についての規制・指導及び普及啓発
 - ・拡声器による宣伝放送等について、関係法令により規制・指導します。
 - ・近隣に迷惑がかからないよう、生活騒音の低減について普及啓発します。

(3) 航空機騒音の低減・解消に向けた関係機関への要請

- ①厚木基地航空機騒音低減・解消に向けた関係機関への要請
 - ・NLP等の訓練飛行の中止要請等、厚木基地周辺の各自治体と共同で国や米軍に対し継続的に要請していきます。

【市民の役割】

- ・近隣に迷惑になるような音を出さないように努めます。
- ・自動車による音の発生により、近隣に迷惑をかけないようにします。
- ・音響機器の使用等による生活騒音について、近隣に配慮します。

【市が行う施策】

(1) 工場・事業場からの騒音・振動の低減

- ①工場・事業場における騒音・振動の規制・指導
 - ・関係法令に基づき、工場・事業場に対し規制・指導を行います。
- ②建設工事における騒音・振動の規制・指導
 - ・関係法令に基づき、建設業者に対し規制・指導を行います。
- ③深夜飲食店営業騒音等に対する規制・指導
 - ・飲食店の深夜におけるカラオケ騒音等について、関係法令による規制・指導を行います。

(2) 近隣騒音の低減

- ①営業騒音、拡声器騒音、生活騒音低減についての規制・指導及び普及啓発
 - ・拡声器による宣伝放送等について、関係法令により規制・指導します。
 - ・近隣に迷惑がかからないよう、生活騒音の低減について普及啓発します。

(3) 航空機騒音の低減・解消に向けた関係機関への要請

- ①厚木基地航空機騒音低減・解消に向けた関係機関への要請
 - ・NLP等の訓練飛行の中止要請等、厚木基地周辺の各自治体と共同で国や米軍に対し継続的に要請していきます。

【市民の役割】

- ・近隣に迷惑になるような音を出さないように努めます。
- ・自動車による音の発生により、近隣に迷惑をかけないようにします。
- ・音響機器の使用等による生活騒音について、近隣に配慮します。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・防音施設等の設置に努めます。
- ・低騒音、低振動機器の導入に努めます。
- ・建設作業における騒音・振動の防止に努めます。
- ・建築物の防音構造を強化し、防音設備等の設置に努めます。
- ・カラオケや拡声器による騒音防止に努めます。
- ・自動車による騒音・振動の防止に努めます。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・防音施設等の設置に努めます。
- ・低騒音、低振動機器の導入に努めます。
- ・建設作業における騒音・振動の防止に努めます。
- ・建築物の防音構造を強化し、防音設備等の設置に努めます。
- ・カラオケや拡声器による騒音防止に努めます。
- ・自動車による騒音・振動の防止に努めます。

3 水循環型社会の構築

本市は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、地下水採取による地盤沈下が生じている地域並びに地盤沈下が生ずるおそれがある地域として、地下水採取を規制する地域に指定されています。近年、著しい地盤沈下は認められませんが、引き続き測定を行い変動量を把握していきます。

本市には豊かな自然緑地や農地が残されていますが、残念ながら減少傾向にあります。緑地や森林が多ければ、降った雨は地中に浸透することで、河川そして海への急速的な流出を防いでくれます。

急速的な雨水の流入は、災害にもつながります。都市化が進む本市においても例外ではなく、道路への冠水や土砂災害等のおそれもあります。

本市では、雨水排水は原則として敷地内処理とし浸透枥や雨水貯留施設の設置を指導しています（第8図）。今後も、今まで以上に雨水の浸透と有効利用に努めていきます。

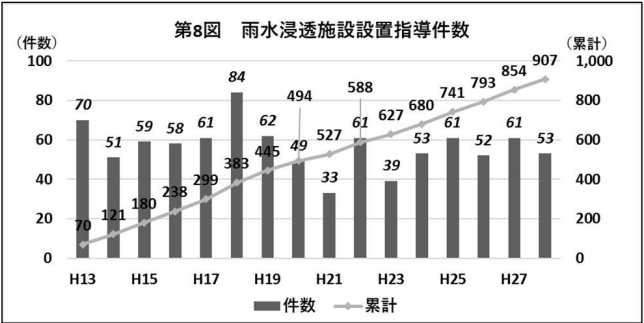
3 水循環型社会の構築

本市は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、地下水採取による地盤沈下が生じている地域並びに地盤沈下が生ずるおそれがある地域として、地下水採取を規制する地域に指定されています。近年、著しい地盤沈下は認められませんが、引き続き測定を行い変動量を把握していきます。

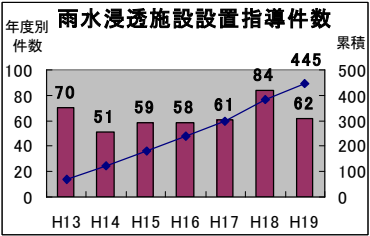
本市には豊かな自然緑地や農地が残されていますが、残念ながら減少傾向にあります。緑地や森林が多ければ、降った雨は地中に浸透することで、河川そして海への急速的な流出を防いでくれます。

急速的な雨水の流入は、災害にもつながります。都市化が進む本市においても例外ではなく、道路への冠水や土砂災害等のおそれもあります。

本市では、雨水排水は原則として敷地内処理とし浸透枥や雨水貯留施設の設置を指導しています（第8図）。今後も、今まで以上に雨水の浸透と有効利用に努めていきます。



第8図



【市が行う施策】

①水循環型社会の構築

- ・雨水貯留型施設の設置及び雨水の地下浸透を促進します。
- ・歩道の舗装に関し、可能な範囲で浸透性舗装の推進を図ります。
- ・都市下水路等水域への雨水流入を軽減するため、雨水浸透施設の設置を促進します。
- ・雨水貯留システムの導入に努めます。また、既存の雨水貯留システムの維持管理に努め、施設内のトイレの洗浄、植栽の散水に利用する雨水貯留システムの普及啓発に努めます。
- ・施設内処理について、開発にあたり引き続き指導します。

②工場・事業場における地下水利用の規制・指導

- ・地下水採取事業場に対し、揚水量の削減、利用の合理化の指導を行います。
- ・測定網により各地区の地盤沈下の変動量を調査し、地下水利用の規制・指導を行います。

③地下浸透の指導及び推進 ※帰属を受けない開発道路（私道）に限る。

- ・歩道を浸透性舗装にし、雨水の地中還元を促進します。
- ・浸透性の舗装、側溝、ますの導入を促進します。

④節水の促進及び啓発

- ・公共施設内トイレ、洗面所、給湯室等にステッカーを貼付するとともに、引き続き節水意識の高揚、啓発を促進します。

【市民の役割】

- ・家庭用浸透ますや地下浸透性のある設備の設置に努めます。
- ・地下水の利用を控えるように努めます。
- ・水やお湯を不必要に流しません。
- ・雨水利用施設の導入に努めます。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・地下水の利用を控えるように努めます。
- ・浸透性のある設備・施設の導入に努めます。
- ・敷地内での浸透性のある施設づくりや植栽に努めます。
- ・雨水利用施設の導入や使用した水の再利用に努めます。

【市が行う施策】(1) 水循環型社会の構築

①水循環型社会の構築

- ・雨水貯留型施設の設置及び雨水の地下浸透を促進します。
- ・歩道の舗装に関し、可能な範囲で浸透性舗装の推進を図ります。
- ・都市下水路等水域への雨水流入を軽減するため、雨水浸透施設の設置を促進します。
- ・雨水貯留システムを積極的に導入します。また、既存の雨水貯留システムの維持管理に努め、施設内のトイレの洗浄、植栽の散水に利用する雨水貯留システムの普及啓発を図ります。
- ・施設内処理について、開発にあたり引き続き指導します。

②工場・事業場における地下水利用の規制・指導

- ・地下水採取事業場に対し、揚水量の削減、利用の合理化の指導を行います。
- ・測定網により各地区の地盤沈下の変動量を調査し、地下水利用の規制・指導を行います。

③地下浸透の指導及び推進

- ・歩道を浸透性舗装にし、雨水の地中還元を促進します。
- ・浸透性の舗装、側溝、ますの導入を促進します。

④節水の促進及び啓発

- ・公共施設内トイレ、洗面所、給湯室等にステッカーを貼付するとともに、引き続き節水意識の高揚、啓発を促進します。

【市民の役割】

- ・家庭用浸透ますや地下浸透性のある設備の設置に努めます。
- ・地下水の利用を控えるように努めます。
- ・水やお湯を不必要に流しません。
- ・雨水利用施設の導入に努めます。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・地下水の利用を控えるように努めます。
- ・浸透性のある設備・施設の導入に努めます。
- ・敷地内での浸透性のある施設づくりや植栽に努めます。
- ・雨水利用施設の導入や使用した水の再利用に努めます。

4 化学物質等対策

化学物質等の適正な使用及び管理は法令により義務付けられています。

アスベストに関しては、公共施設において使用されていた箇所の囲い込み、撤去等の適切な措置を行ってきました。また、事業者に対しても、適正な管理や代替物質の使用による抑制等について指導、普及啓発しています。

土壌や地下水については、有害物質の含有について分析調査を毎年継続し、安全性の確保に努めていきます。万が一事故等により、汚染されてしまった場合には、発生源を明確にし、速やかな浄化措置が必要となります。土壌の入替や地下水の使用中止と浄化対策を、改善が完了されたと判断されるまで続けなければなりません。

屋外~~焼却~~についての相談が寄せられる際には、悪臭とともにダイオキシン類の発生を危惧されるケースが多くみられます。一般家庭においても、~~焼却~~行為や除草剤の使用等、有害な化学物質の発生源となる場合があります。市民・事業者いずれにも十分な啓発を行っていきます。

【市が行う施策】

- ①工場・事業場における有害物質の排出規制・指導
 - ・関係法令に基づき、工場・事業場に対し規制等を行い、有害物質の汚染を未然に防止します。
- ②化学物質汚染に関する測定調査の充実
 - ・ダイオキシン類、地下水に対して有機塩素系化学物質の分析調査を行います。
 - ・関係機関と連携して、相互に有害物質に関する情報交換・情報提供を行います。
- ③アスベスト問題への適切な対応
 - ・アスベスト問題に関する相談窓口を設置し、適切な対応等について情報提供を行います。

【市民の役割】

- ・化学肥料、除草剤等化学物質の使用を控えるように努めます。
- ・ダイオキシン類を発生する野焼き（屋外焼却）行為をしないようにします。
- ・井戸水の水質調査に協力します。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・行政の調査、指導への協力に努めます。
- ・化学物質の使用を控え適正な管理に努めます。
- ・使用後の化学物質を適正に廃棄処理します。
- ・基準に適合した廃棄物焼却炉を適正に使用し、ダイオキシン類発生防止に努めます。

4 化学物質等対策

化学物質等の適正な使用及び管理は法令により義務付けられています。

アスベストに関しては、公共施設において使用されていた箇所の囲い込み、撤去等の適切な措置を行ってきました。また、事業者に対しても、適正な管理や代替物質の使用による抑制等について指導、普及啓発しています。

土壌や地下水については、有害物質の含有について分析調査を毎年継続し、安全性の確保に努めていきます。万が一事故等により、汚染されてしまった場合には、発生源を明確にし、速やかな浄化措置が必要となります。土壌の入替や地下水の使用中止と浄化対策を、改善が完了されたと判断されるまで続けなければなりません。

屋外~~燃焼~~についての相談が寄せられる際には、悪臭とともにダイオキシン類の発生を危惧されるケースが多くみられます。一般家庭においても、~~燃焼~~行為や除草剤の使用等、有害な化学物質の発生源となる場合があります。市民・事業者いずれにも十分な啓発を行っていきます。

【市が行う施策】

- ①工場・事業場における有害物質の排出規制・指導
 - ・関係法令に基づき、工場・事業場に対し規制等を行い、有害物質の汚染を未然に防止します。
- ②化学物質汚染に関する測定調査の充実
 - ・土壌において重金属3項目、ダイオキシン類、地下水に対して有機塩素系化学物質の分析調査を行います。
 - ・関係機関と連携して、相互に有害物質に関する情報交換・情報提供を行います。
- ③アスベスト問題への適切な対応
 - ・アスベスト問題に関する相談窓口を設置し、適切な対応等について情報提供を行います。

【市民の役割】

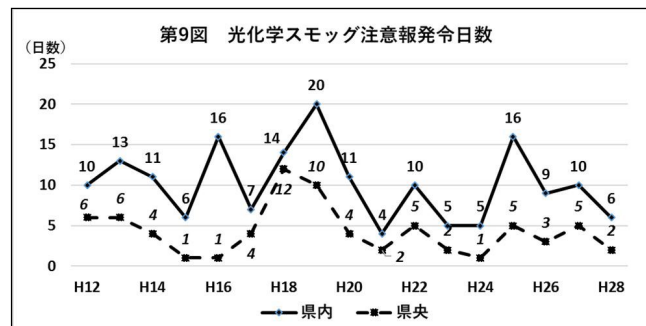
- ・化学肥料、除草剤等化学物質の使用を控えるように努めます。
- ・ダイオキシン類を発生する野焼き行為をしないようにします。
- ・井戸水の水質調査に協力します。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・行政の調査、指導への協力に努めます。
- ・化学物質の使用を控え適正な管理に努めます。
- ・使用後の化学物質を適正に廃棄処理します。
- ・基準に適合した廃棄物焼却炉を適正に使用し、ダイオキシン類発生防止に努めます。

5 大気汚染・悪臭防止対策

大気汚染は、主に工場・事業場の活動や自動車の排出ガスなど人為的に発生した汚染物質による現象です。光化学スモッグ注意報の発令日数は、年によりバラつきがありますが、ほぼ横ばいです（第9図）。発生原因である光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素など（主な発生源は工場や自動車）が日射により化学反応を起こし発生します。



市では、地球温暖化対策の視点からも、工場・事業場の汚染物質の排出規制・指導、自動車使用の抑制等に取り組んでいます。

公共交通不便地域の解消を図るため、コミュニティバスの運行を計画し、平成15年9月から国分ルート、平成18年10月から上今泉ルート、平成19年12月から大谷・南部ルート、平成22年7月から大谷・杉久保ルートの試験運行を開始しました。コミュニティバスの運行により、マイカーの使用を減らし排出ガスの削減を図りました。（平成22年度終了「大谷・南部ルート」）

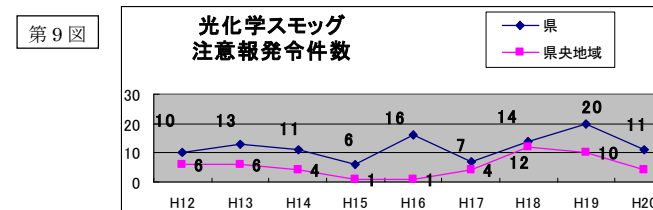
また、アイドリングストップ・エコドライブの徹底については、各種イベント時の啓発及び講習会を開催し周知を図ってきました。

悪臭は、工場・事業場・飲食店などのほか、屋外焼却行為など日常生活に伴う発生も多くあります。その発生源は多様であるとともに、数種類の臭いが混ざりあった複合臭であることが多く、本市では、平成15年から、特定の物質濃度により規制する方法から臭気指数規制に変更し、複合臭に対応を図っております。

平成17年から平成23年までは、悪臭に対する苦情件数は多くなっていますが、以降は落ち着いている状態です（第10図）。臭気に対する感覚は個人差があるため、より客観的な視点と相談者及び原因者とのコミュニケーションを図り、問題解決を図っていきます。

5 大気汚染・悪臭防止対策

大気汚染は、主に工場・事業場の活動や自動車の排出ガスなど人為的に発生した汚染物質による現象です。近年、光化学スモッグ注意報の発令件数が増加し（第9図）。発生原因である光化学オキシダント濃度は年々増加傾向にあります。光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素など（主な発生源は工場や自動車）が日射により化学反応を起こし発生します。



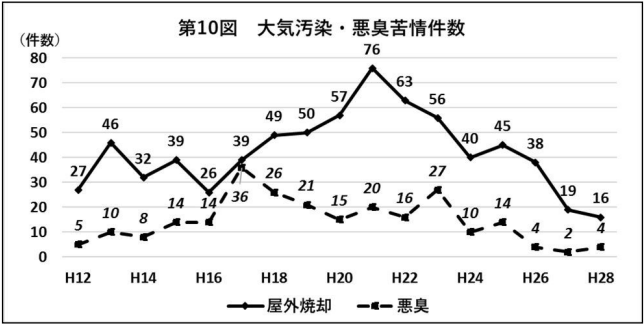
市では、地球温暖化対策の視点からも、工場・事業場の汚染物質の排出規制・指導、自動車使用の抑制等に取り組んでいます。

公共交通不便地域の解消を図るため、コミュニティバスの運行を計画し、平成15年9月から国分ルート、平成18年10月から上今泉ルート、平成19年12月から大谷・南部ルートの試験運行を開始しました。3路線のコミュニティバスの運行により、マイカーの使用を減らし排出ガスの削減を図りました。

また、アイドリングストップ・エコドライブの徹底については、各種イベント時の啓発及び講習会を開催し周知を図ってきました。

悪臭は、工場・事業場・飲食店などのほか、屋外燃焼行為など日常生活に伴う発生も多くあります。その発生源は多様であるとともに、数種類の臭いが混ざりあった複合臭であることが多く、本市では、平成15年から、特定の物質濃度により規制する方法から臭気指数規制に変更し、複合臭に対応を図っております。

近年、都市化の影響からか悪臭に対する苦情件数は非常に多くなっています（第10図）。臭気に対する感覚は個人差があるため、より客観的な視点と相談者及び原因者とのコミュニケーションを図り、問題解決を図っていきます。また、未然防止策として講習会の開催、イベント時における啓発を実施します。



【市が行う施策】

- ①工場・事業場における大気汚染物質の排出規制・指導
 - ・定期的に調査を実施し、関係法令に基づき、公害防止の指導を行います。
- ②工場・事業場における悪臭に関する規制・指導
 - ・環境法令に基づき、公害防止の指導を行います。
- ③屋外焼却行為の規制・指導
 - ・屋外焼却行為を、関係法令により規制・指導します。
- ④自動車対策
 - ・自動車使用の抑制、自動車からの排出ガス低減等に取り組めます。
- ⑤低公害車の普及促進
 - ・電気自動車用急速充電器の設置、燃料電池自動車等の普及促進に取り組めます。

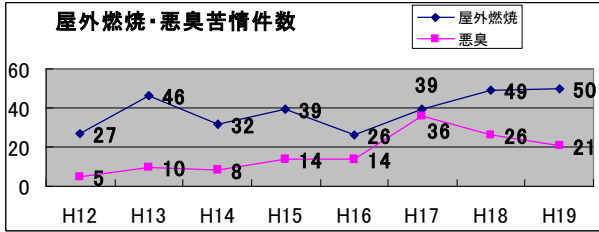
【市民の役割】

- ・近隣に迷惑になるような悪臭は、出さないように努めます。
- ・関係法令に基づき、野焼き（屋外焼却）行為をしないようにします。
- ・自動車の使用を控えるようにします。
- ・アイドリングストップ・エコドライブに努めます。
- ・近距離の移動は徒歩または自転車を使用します。
- ・低公害車への買替えに努めます。
- ・電車、バスなどの公共交通機関を利用するように努めます。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・行政の調査、指導への協力に努めます。

第10図



【市が行う施策】

- ①工場・事業場における大気汚染物質の排出規制・指導
 - ・定期的に調査を実施し、関係法令に基づき、公害防止の指導を行います。
- ②悪臭防止に関する啓発の実施
 - ・講習会等により啓発します。
- ③屋外燃焼行為の規制・指導
 - ・屋外燃焼行為を、関係法令により規制・指導します。
- ④自動車対策
 - ・自動車使用の抑制、自動車からの排出ガス低減等に取り組めます。

【市民の役割】

- ・近隣に迷惑になるような悪臭は、出さないように努めます。
- ・関係法令に基づき、野焼き行為をしないようにします。
- ・自動車の使用を控えるようにします。
- ・アイドリングストップ・エコドライブに努めます。
- ・近距離の移動は徒歩または自転車を使用します。
- ・低公害車への買替えに努めます。
- ・電車、バスなどの公共交通機関を利用するように努めます。

【事業者の役割】

- ・関係法令を遵守します。
- ・行政の調査、指導への協力に努めます。

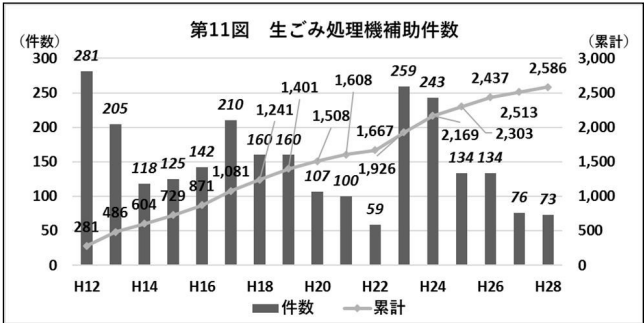
- ・関係法令に基づき、野焼き（屋外焼却）行為をせず、廃棄物を適正に処理します。
- ・自動車の使用を抑えるようにします。
- ・アイドリングストップ・エコドライブに努めます。
- ・近距離の移動は徒歩または自転車を使用します。
- ・低公害車への買替えに努めます。
- ・共同輸配送など物流の合理化に努めます。
- ・自動車の走行距離を減らすように努めます。
- ・通勤などには、電車、バスなどの公共交通機関を利用するように努めます。

- ・関係法令に基づき、野焼き行為をせず、廃棄物を適正に処理します。
- ・自動車の使用を抑えるようにします。
- ・アイドリングストップ・エコドライブに努めます。
- ・近距離の移動は徒歩または自転車を使用します。
- ・低公害車への買替えに努めます。
- ・共同輸配送など物流の合理化に努めます。
- ・自動車の走行距離を減らすように努めます。
- ・通勤などには、電車、バスなどの公共交通機関を利用するように努めます。

6 廃棄物への対応

生活様式の変化に伴い、家庭や事業所からの廃棄物は年々多様化しています。燃やせるごみの発生抑制のためにも廃棄物の分別・資源化・リサイクルがますます大切になっています。

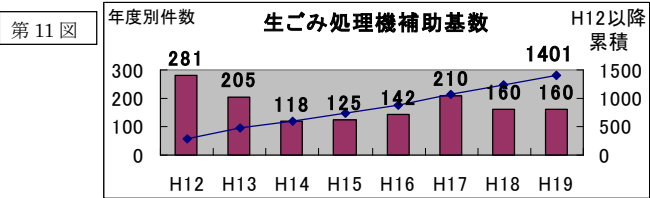
資源循環化に向けては、市民一人ひとりが廃棄物を出さない・減らすといった意識を持ち、行動していくことが最も重要であり、この意識の普及啓発と合わせて、不法投棄の防止に向けた対策の強化や生ごみ処理機等購入補助制度の充実（第 11 図）やマイバッグ運動の推進、レジ袋の削減・廃止などの支援策も求められます。また、事業所から排出されるごみについても、減量化や再利用についてさらに推進する必要があります。



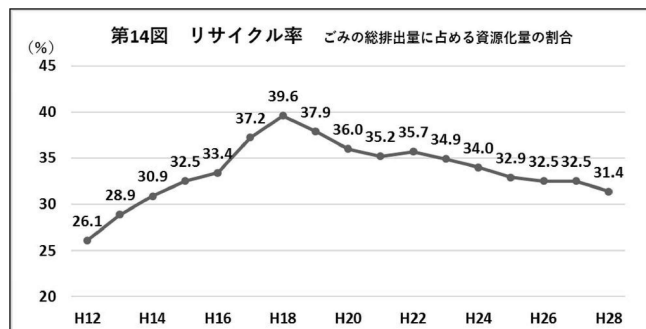
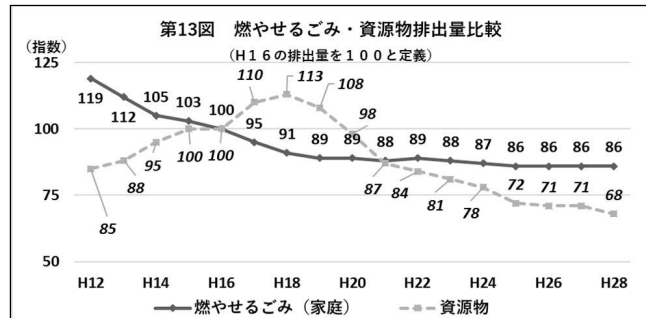
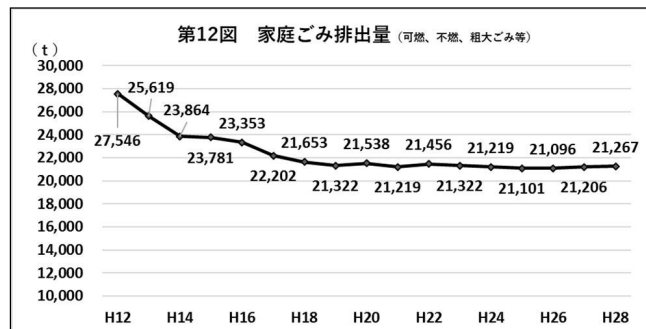
6 廃棄物への対応

生活様式の変化に伴い、家庭や事業所からの廃棄物は年々多様化しています。燃やせるごみの発生抑制のためにも廃棄物の分別・資源化・リサイクルがますます大切になっています。

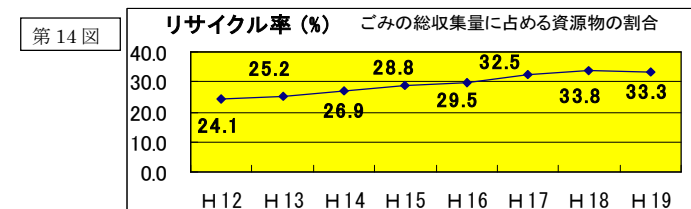
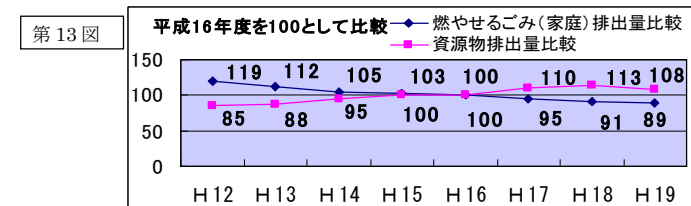
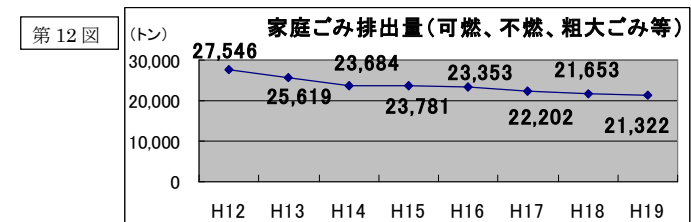
資源循環化に向けては、市民一人ひとりが廃棄物を出さない・減らすといった意識を持ち、行動していくことが最も重要であり、この意識の普及啓発と合わせて、不法投棄の防止に向けた対策の強化や生ごみ処理機等購入補助制度の充実（第 11 図）やマイバッグ運動の推進、レジ袋の削減・廃止などの支援策も求められます。また、事業所から排出されるごみについても、減量化や再利用についてさらに推進する必要があります。



本市におけるこれまでの廃棄物対策の結果、家庭ごみは、平成 12 年度実績 (27,546 トン) に対し、平成 28 年度実績 (21,267 トン) で 22.8%削減しています (第 12 図)。また、資源品目の拡大やごみの収集体制の変更により、燃やせるごみとして出されていたものがさらに減少し、資源物として扱われる量が増えてきました (第 13,14 図)。近年は、ペーパーレスによる紙資源の減少や用紙の軽量化、省資源化などにより、リサイクル率は減少傾向で推移していますが、燃やせるごみは増加傾向にあることから、引続き、市民へのごみの減量や再利用の周知徹底、意識の高揚に向けた取組を行う必要があります。



本市におけるこれまでの廃棄物対策の結果、家庭ごみは、平成 12 年度実績 (27,546 トン) に対し、平成 19 年度実績 (21,322 トン) で 22.6%削減しています (第 12 図)。また、平成 17 年 10 月にごみの収集体制を変更したことにより、燃やせるごみとして出されていたものがさらに減少し、資源物として扱われる量が増えてきました (第 13,14 図)。資源循環型社会の構築に向けたリサイクルの推進をさらに図るため、市民へのごみの減量や再利用の周知徹底や意識の高揚に向けた取組みを継続して行う必要があります。



【市が行う施策】

(1) 廃棄物の適正処理

①効率的な収集・運搬体制の確保

- ・効率的で安全な収集・運搬体制を確保し、必要に応じて見直しを行います。

②啓発等の充実

- ・広報紙やホームページなどにより、意識啓発を図ります。

③環境美化

- ・「きれいなまちづくり事業」を通じて、地域環境美化の推進、ポイ捨てをしない、させない意識啓発を図ります。

(2) ごみ減量化と資源化の推進

①ごみ減量化と資源化の推進

- ・ごみの減量化や資源化の推進について、審議会等において、その具体策について検討を進めます。

②一般廃棄物の計画的な処理の実施

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの減量化や資源化に係る実施計画を定め、計画的に運用します。
- また、定期的に一般廃棄物基本計画の改訂を行います。(新規)

③指導等の充実

- ・多量排出事業者に対して減量化等計画書の提出や立入指導の実施、広報などによる周知により、意識啓発を図ります。

④資源再利用の普及・啓発

- ・資源再利用の取組みを推進します。

【市民の役割】

- ・生ごみの堆肥化・減量化などによりごみの減量化に努めます。
- ・分別回収の協力を努めます。
- ・過剰包装、使い捨て商品の購入を自粛するように努めます。
- ・美化活動等に積極的に参加するように努めます。

【事業者の役割】

- ・ごみ減量化に努めます。
- ・レジ袋の削減や、包装・梱包の簡素化に努めます。
- ・ごみゼロ運動に取組みます。

【市が行う施策】

(1) 廃棄物の適正処理

①収集体制の充実

- ・廃棄物の収集体制を、廃棄物の資源化・分別化・リサイクル化される量に応じた収集回数となるよう今後も検討を続けます。

②啓発等の充実

- ・広報紙やホームページなどにより、意識啓発を図ります。

③環境美化

- ・「きれいなまちづくり事業」を通じて、地域環境美化の推進、ポイ捨てをしない、させない意識啓発を図ります。

(2) ごみ減量化の推進

①ごみ減量化の推進

- ・資源の有効利用及びごみの減量化を図るため、関係機関と連携を取り、ごみの減量化を推進します。

②指導等の充実

- ・多量排出事業者に対して減量化等計画書の提出や立入指導の実施、広報などによる周知により、意識啓発を図ります。

③資源再利用の普及・啓発

- ・資源再利用の取組みを推進します。

【市民の役割】

- ・生ごみの堆肥化・減量化などによりごみの減量化に努めます。
- ・分別回収の協力を努めます。
- ・過剰包装、使い捨て商品の購入を自粛するように努めます。
- ・美化活動等に積極的に参加するように努めます。

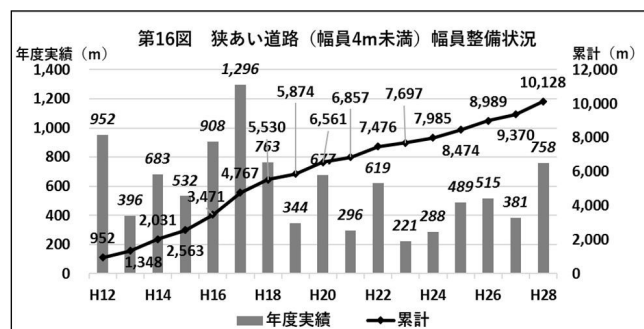
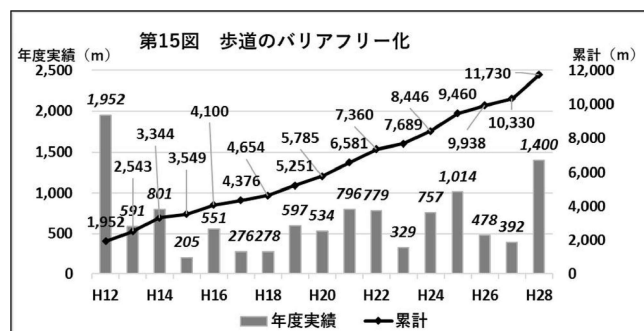
【事業者の役割】

- ・ごみ減量化に努めます。
- ・レジ袋の削減や、包装・梱包の簡素化に努めます。
- ・ごみゼロ運動に取組みます。

7 道路環境整備

都市の基本的な社会資本である道路環境の整備は、快適なまちづくりにおいて欠かせないものです。圏央道海老名インターチェンジの開設により、市内を通過する自動車交通総量が増大し市民活動や産業活動への影響が出ています。このため、幹線道路や周辺道路の整備による道路交通ネットワークの形成を進め、道路交通の円滑化、平準化を図ります。

道路環境の整備は、大気汚染や地球温暖化防止の観点からも重要な意味をもちます。アンケートにおいては、道路の広さに対して「良い、やや良い」をあわせても15.5%、「悪い、やや悪い」と回答した方は40.0%でした。自動車の使用を抑制するためにも幹線道路の整備とともに歩きやすい歩道づくり、歩車道の分離、幅の広い歩道の整備、歩道の段差の解消等のバリアフリー化（第15,16図）を進めていきます。

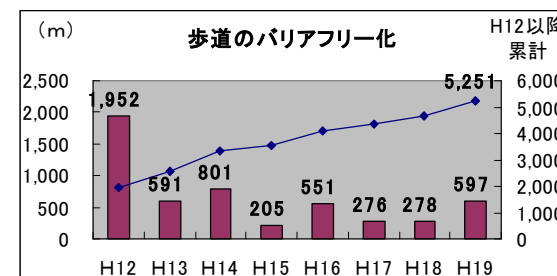


7 道路環境整備

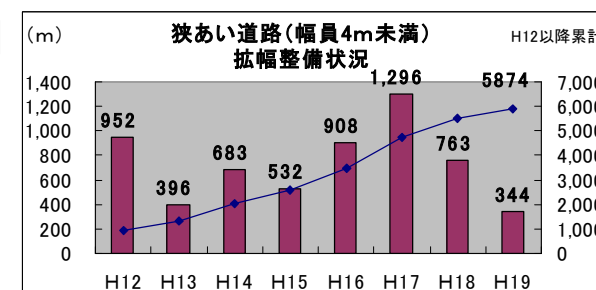
都市の基本的な社会資本である道路環境の整備は、快適なまちづくりにおいて欠かせないものです。さがみ縦貫道路（仮称）海老名北インターチェンジの開設により、市内を通過する自動車交通総量が増大し市民活動や産業活動への大きな影響が懸念されます。このため、幹線道路や周辺道路の整備による道路交通ネットワークの形成を進め、道路交通の円滑化、平準化を図ります。

道路環境の整備は、大気汚染や地球温暖化防止の観点からも重要な意味をもちます。アンケートにおいては、道路の広さに対して「良い、やや良い」をあわせても15.5%、「悪い、やや悪い」と回答した方は40.0%でした。自動車の使用を抑制するためにも幹線道路の整備とともに歩きやすい歩道づくり、歩車道の分離、幅の広い歩道の整備、歩道の段差の解消等のバリアフリー化（第15,16図）を進めていきます。

第15図



第16図



【市が行う施策】

(1) 道路網の整備と交通容量の確保

①道路の新設及び既存道路の拡幅整備

- ・幅員 4 m未満の道路を 4 m以上に拡幅整備していきます。

(2) 居住環境に配慮した道路整備

①歩車道の分離、幅の広い歩道の整備

- ・歩行者が安心して歩ける道路整備を推進します。

②歩道のバリアフリー化

- ・歩道の設置、拡幅、歩道段差の解消、点字ブロックの設置等、歩道のバリアフリー化を推進します。

③防音壁・緩衝帯の確保及び緑化

- ・都市計画道路等高規格道路事業において、道路幅員等を考慮し、緩衝帯の緑化を進めます。

(3) 自動車交通に伴う騒音・振動の低減

①道路保全

- ・舗装補修、道路パトロール等を行い、道路の保全を図ります。

【市が行う施策】

(1) 道路網の整備と交通容量の確保

①道路の新設及び既存道路の拡幅整備

- ・幅員 4 m 未満の道路を 4 m以上に拡幅整備していきます。

(2) 居住環境に配慮した道路整備

①歩車道の分離、幅の広い歩道の整備

- ・歩行者が安心して歩ける道路整備を推進します。

②歩道のバリアフリー化

- ・歩道の設置、拡幅、歩道段差の解消、点字ブロックの設置等、歩道のバリアフリー化を推進します。

③防音壁・緩衝帯の確保及び緑化

- ・都市計画道路等高規格道路事業において、道路幅員等を考慮し、緩衝帯の緑化を進めます。

(3) 自動車交通に伴う騒音・振動の低減

①道路保全

- ・舗装補修、道路パトロール等を行い、道路の保全を図ります。

8 防災

「海老名市地域防災計画」を推進し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地震等の災害が発生した際の応急対策を実施することにより、市民の生命及び財産を災害から守ります。

8 防災

「海老名市地域防災計画」を推進し、災害に強いまちづくりを進めるとともに、地震等の災害が発生した際の応急対策を実施することにより、市民の生命及び財産を地震災害から守ります。

ii 海老名市の特性を活かそう

市街地に残る緑地、農地などのみどりの空間や史跡地などを保全し、さらにそれらの景観資源を活用することで、地域の特性に応じた土地利用を図ります。

また、市街地における良好な景観の形成を誘導するなど、市民が親しみやすい、地域の特性に応じた景観を創出します。

住みやすい日常生活が送れるように、また高齢者、子ども、障がいを持つ人など誰もが安全で快適な生活を送ることができるように、道路や公園の整備をはじめ、全ての利用者に配慮した、人にやさしいまちを形成します。

利便性や地域防災に配慮した都市機能の整備を推進し、安全安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

1 美しい都市景観の形成

本市は、丹沢大山や富士山の眺望、相模川の雄大な流れ、相模横山九里の土手など良好な景観資源を有しています。これらの景観資源を守り、育てていくために海老名市景観基本計画や海老名市景観推進計画（景観法に基づく景観計画）により、建築物等に対し景観誘導を図っていきます。

また、公共施設の良質化や市民と行政の協働により、良好な都市景観の形成を進め、景観面からも総合的なまちづくりを推進していきます。

2 丘陵地・緑地の保全

本市の南北に長い地形の中央には「相模横山九里の土手」といわれる河岸段丘があります。この丘陵地は、本市の美しい景観を形成している大きな要素となっており、豊かな緑地を残しています。

自然緑地については、保全区域指定により確保していますが、所有者の利用形態の変化による指定解除等により減少傾向にあります（第17図）。

保全区域指定とともに、丘陵地も含めた市内全域に樹木を125,000本植樹する「えびなの森創造事業」等により、丘陵地その他への植樹を行い、その役目を終え平成23年度に事業は終了しました。

ii 海老名市の特性を活かそう

市街地に残る緑地、農地などのみどりの空間や史跡地などを保全し、さらにそれらの景観資源を活用することで、地域の特性に応じた土地利用を図ります。

また、市街地における良好な景観の形成を誘導するなど、市民が親しみやすい、地域の特性に応じた景観を創出します。

住みやすい日常生活が送れるように、また高齢者、子ども、障がいを持つ人など誰もが安全で快適な生活を送ることができるように、道路や公園の整備をはじめ、全ての利用者に配慮した、人にやさしいまちを形成します。

利便性や地域防災に配慮した都市機能の整備を推進し、安全安心で快適に暮らせるまちづくりを進めます。

1 美しい都市景観の形成

本市は、丹沢大山や富士山の眺望、相模川の雄大な流れ、相模横山九里の土手など良好な景観資源を有しています。これらの景観資源を守り、育てていくために海老名市景観基本計画や海老名市景観推進計画（景観法に基づく景観計画）により、建築物等に対し景観誘導を図っていきます。

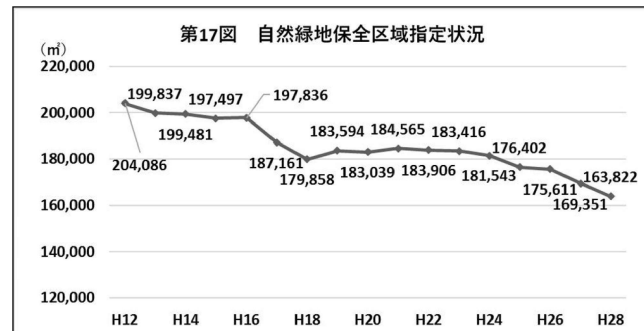
また、公共施設の良質化や市民と行政の協働により、良好な都市景観の形成を進め、景観面からも総合的なまちづくりを推進していきます。

2 丘陵地・緑地の保全

本市の南北に長い地形の中央には「相模横山九里の土手」といわれる河岸段丘があります。この丘陵地は、本市の美しい景観を形成している大きな要素となっており、豊かな緑地を残しています。

自然緑地については、保全区域指定により確保していますが、所有者の利用形態の変化による指定解除等により残念ながら減少傾向にあります（第17図）。

保全区域指定とともに、あらたに、丘陵地も含めた市内全域に樹木を125,000本植樹する「えびなの森創造事業」等により、丘陵地その他への植樹も目指していきます。

**【市が行う施策】**

- ①相模横山九里の土手に残存する斜面緑地の保全
 - ・丘陵地に残る斜面緑地を自然緑地保全区域等に指定し、緑地の保全を図ります。
- ②伊勢山、秋葉山等の緑地の保全
 - ・景観性に優れた緑地を保全します。
 - ・市民の憩いの場と歴史を学ぶ場として適正に保存します。
 - ・古墳と自然を生かした整備や活用について検討し、保存・活用を図ります。

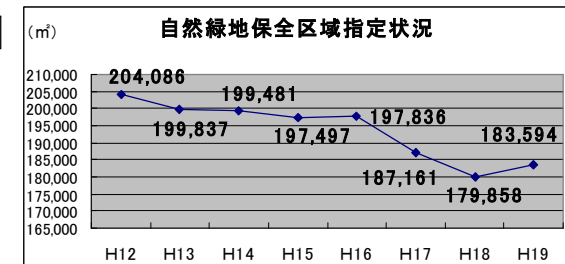
【市民の役割】

- ・緑化活動等に積極的に参加するように努めます。
- ・自然緑地保全に努めます。
- ・美化キャンペーン等に積極的に参加するよう努めます。

【事業者の役割】

- ・緑化活動等に積極的に参加するように努めます。
- ・自然緑地保全に努めます。
- ・美化キャンペーン等に積極的に参加するよう努めます。

第17図

**【市が行う施策】****(1) 丘陵地・緑地の保全**

- ①相模横山九里の土手に残存する斜面緑地の保全
 - ・丘陵地に残る斜面緑地を自然緑地保全区域等に指定し、緑地の保全を図ります。
- ②伊勢山、秋葉山等の緑地の保全
 - ・景観性に優れた緑地を保全します。
 - ・市民の憩いの場と歴史を学ぶ場として適正に保存します。
 - ・古墳と自然を生かした整備や活用について検討し、保存・活用を図ります。

【市民の役割】

- ・緑化活動等に積極的に参加するように努めます。
- ・自然緑地保全に努めます。
- ・えびなの森創造事業に参加します。
- ・美化キャンペーン等に積極的に参加するよう努めます。

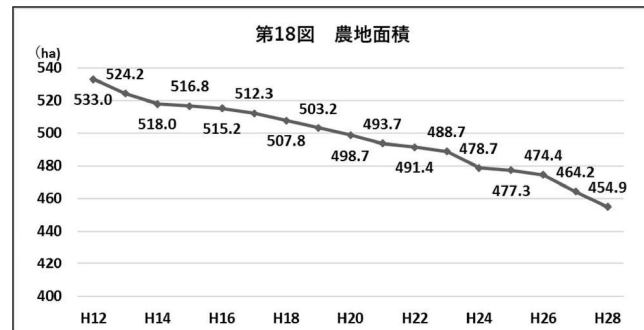
【事業者の役割】

- ・緑化活動等に積極的に参加するように努めます。
- ・自然緑地保全に努めます。
- ・えびなの森創造事業に参加します。
- ・美化キャンペーン等に積極的に参加するよう努めます。

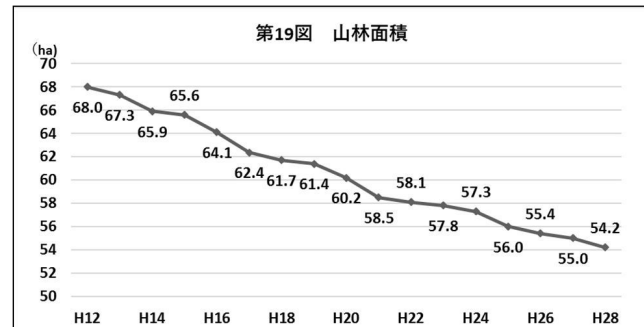
3 農業の振興

本市の田園風景は、市民にとって大きな魅力の一つとなっていますが、農地・山林面積は減少傾向にあります（第 18,19 図）。田園風景を守っていくには、農業の振興が不可欠です。

農業の担い手や組織の育成、農業の集団化、地産地消の促進、農業拠点施設の整備などによって農業経営の安定化を図り、総合的な農業振興を推進します。



*平成 12～19 年は、市街化調整区域内の農地面積



【市が行う施策】

(1) 農業振興施策の推進

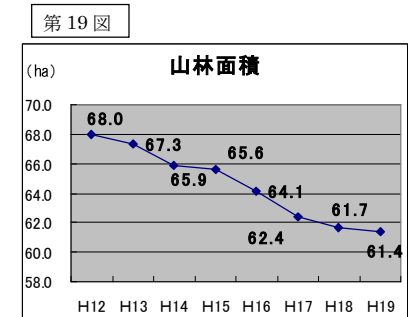
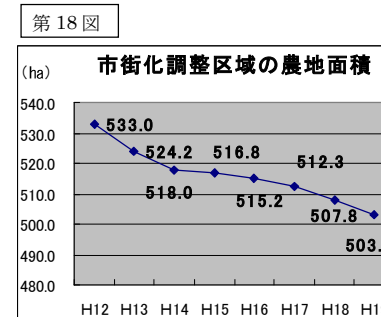
①担い手及び農業組織の育成・支援

- ・農業後継者団体の育成支援、意欲ある担い手としての認定農業者の認定を推進します。
- ・市民農園等における技術研修、農業体験の場の提供などにより、農業の担い手を育成します。

3 農業の振興

本市の田園風景は、市民にとって大きな魅力の一つとなっていますが、農地・山林面積は残念ながら減少傾向にあります（第 18,19 図）。田園風景を守っていくには、農業の振興が不可欠です。

農業の担い手や組織の育成、農業の集団化、地産地消の促進、農業拠点施設の整備などによって農業経営の安定化を図り、総合的な農業振興を推進します。



【市が行う施策】

(1) 農業振興施策の推進

①担い手及び農業組織の育成・支援

- ・農業後継者団体の育成支援、意欲ある担い手としての認定農業者の認定を推進します。
- ・市民農園等における技術研修、農業体験の場の提供などにより、農業の担い手を育成します。

・スマート農業研究事業を通じ、農業分野における先進技術である農業 ICT 技術の導入を推進します。

②農業関係機関・団体等とのネットワーク化

・農業経営の安定と地域農業の発展のため関係機関や農業団体等との連携を図ります。

③農地の有効利用

・規模拡大を目指す農家に対する支援として、認定農業者への農地の利用集積等を促進し、経営耕作地の集団化や地域農業の集団化を図ります。

④農産物の安定供給・安全安心の確保

・農産物の生産・流通・出荷・価格の安定及び近代化などに対する支援の実施により、農業経営の継続性、安定性を確保します。
・減農薬農法や廃棄物のリサイクルなどに対する支援を行い、食の安全、環境保全型農業の推進を図ります。

⑤地産地消の販路創出

・市民に新鮮な農産物を提供する直売等による販路の開拓と地元農産物の認知度アップのため PR 活動を推進します。
・学校給食や市内企業給食への地元農産物の利用促進を図ります。

⑥農業拠点の整備

・農業拠点を整備し、農業者の組織化、地産地消の促進、農地利用の集約化・集団化等を推進します。

(2) 農業に接する機会の提供

①市民参加型農業の拡充

・農業に取組む場である市民農園や農産物のもぎ取り、掘り取りなどの農業体験の機会として、土の日・ふれあい農業の拡充を図ります。
・観光農業や未利用農地を活用した、うるおいある空間づくりを促進します。

(3) 農業基盤の整備

①農業基盤の整備

・農用地内の舗装整備や、農業用排水路の整備、暗渠排水、農地の拡張等農業基盤の整備を行います。

【市民の役割】

・市内農産物を購入するように努めます。

②農業関係機関・団体等とのネットワーク化

・農業経営の安定と地域農業の発展のため関係機関や農業団体等との連携を図ります。

③農地の有効利用

・規模拡大を目指す農家に対する支援として、認定農業者への農地の利用集積等を促進し、経営耕作地の集団化や地域農業の集団化を図ります。

④農産物の安定供給・安全安心の確保

・農産物の生産・流通・出荷・価格の安定及び近代化などに対する支援の実施により、農業経営の継続性、安定性を確保します。
・減農薬農法や廃棄物のリサイクルなどに対する支援を行い、食の安全、環境保全型農業の推進を図ります。

⑤地産地消の販路創出

・市民に新鮮な農産物を提供する直売等による販路の開拓と地元農産物の認知度アップのため PR 活動を推進します。
・学校給食や市内企業給食への地元農産物の利用促進を図ります。

⑥交流拠点の整備

・農業従事者、市民、関係団体・機関との連携及び本市農業の維持・発展の役割を備えた交流拠点の整備を図ります。

(2) 農業に接する機会の提供

①市民参加型農業の拡充

・農業に取組む場である市民農園や農産物のもぎ取り、掘り取りなどの農業体験の機会として、土の日・ふれあい農業の拡充を図ります。
・観光農業や未利用農地を活用した、うるおいある空間づくりを促進します。

(3) 農業基盤の整備

①農業基盤の整備

・農用地内の舗装整備や、農業用排水路の整備、暗渠排水、農地の拡張等農業基盤の整備を行います。

【市民の役割】

・市内農産物を購入するように努めます。

4 都市環境の整備

本市の特性の一つとして、交通利便性と生活利便性の高い市街地環境と自然緑地や美しい田園風景をはじめとした豊かな自然環境に恵まれていることがあげられます。

この特性を維持しつつ、良好な都市環境の形成を図ります。秩序ある計画的な土地利用の推進により住工混在を解消し、快適で安全な都市空間と生活環境の形成を図ります。

新たな市街化や商業振興を推進する際には、再生可能エネルギー・省エネルギー化を考慮し、環境負荷の低減及び有益な影響を及ぼすよう配慮していきます。

【市が行う施策】

(1) 良好な都市環境の形成

①良好な都市環境の形成

- ・都市マスタープランと各種事業との整合性、用途地域や都市計画道路等の都市計画の見直し、地区計画の導入、各種計画の見直しや策定の検討、開発指導事務などを通して計画的で秩序あるまちづくりを促進します。
- ・優良企業の誘致及び市内企業の再投資（移転・拡充等）により、市内地域経済の活性化と雇用機会の拡大を推進します。また、工業系用地の拡大に向けた適地の選定について検討し、住工混在の解消に努めます。

(2) 市街地整備の推進

①新市街地整備の促進

- ・新たな市街地の形成に向け、土地区画整理や市街地再開発等による計画的な新市街地の整備を図り、環境と調和のとれたまちづくりを促進します。

②拠点市街地整備の推進

- ・海老名駅や厚木駅などの拠点市街地においては、地域拠点としての駅や周辺都市施設のあり方について環境面に配慮して調査・検討を進めます。

(3) 商業振興施策の推進

①中心市街地の活性化

- ・海老名駅周辺の中心市街地の活性化に向け、商工会議所や地元商店街等と連携を図りながら集客力のあるまちづくりを推進します。

②商業活性化の推進

- ・サブ中心商業地等商店街の活性化を図るための調査・研究を進めるとともに既存支援策の拡充等の新たな支援策を検討し事業化を図ります。

③商業基盤の整備

- ・商店街の活性化を図るため、消費者が安全で楽しい商店街づくりを支援します。

4 都市環境の整備

本市の特性の一つとして、利便性の高さとともに自然緑地や美しい田園風景をはじめとした豊かな自然に恵まれていることがあげられます。

この特性を維持しつつ、良好な都市環境の形成を図ります。秩序ある計画的な土地利用の推進により住工混在を解消し、快適で安全な都市空間と生活環境の形成を図ります。

新たな市街化や商業振興を推進する際には、新エネルギー・省エネルギー化を考慮し、環境負荷の低減及び有益な影響を及ぼすよう配慮していきます。

【市が行う施策】

(1) 良好な都市環境の形成

①良好な都市環境の形成

- ・都市マスタープランと各種事業との整合性、用途地域や都市計画道路等の都市計画の見直し、地区計画の導入、各種計画の見直しや策定の検討、開発指導事務などを通して計画的で秩序あるまちづくりを促進します。
- ・優良企業の誘致及び市内企業の再投資（移転・拡充等）により、市内地域経済の活性化と雇用機会の拡大を推進します。

(2) 市街地整備の推進

①新市街地整備の促進

- ・新たな市街地の形成に向け、土地区画整理や開発等による計画的な新市街地の整備を図り、環境と調和のとれたまちづくりを促進します。

②拠点市街地整備の推進

- ・海老名駅や厚木駅などの拠点市街地においては、地域拠点としての駅や周辺都市施設のあり方について環境面に配慮して調査・検討を進めます。

(3) 商業振興施策の推進

①中心市街地の活性化

- ・海老名駅周辺の中心市街地の活性化に向け、商工会議所や地元商店街等と連携を図りながら集客力のあるまちづくりを推進します。

②商業活性化の推進

- ・サブ中心商業地等商店街の活性化を図るための調査・研究を進めるとともに既存支援策の拡充等の新たな支援策を検討し事業化を図ります。

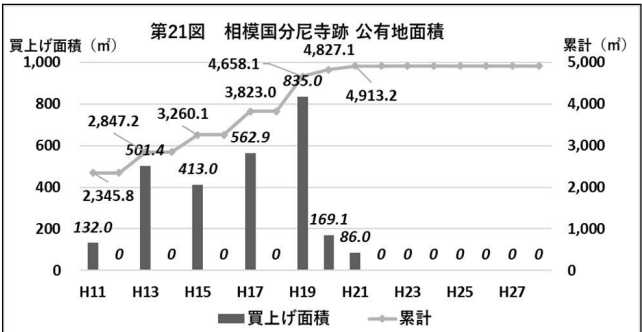
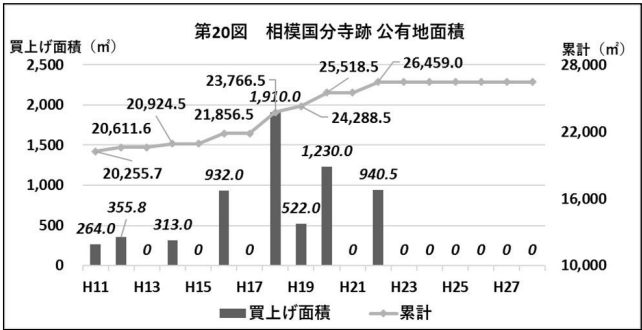
③商業基盤の整備

- ・商店街の活性化を図るため、消費者が安全で楽しい商店街づくりを支援します。

5 歴史的遺産等の保護と活用

本市には、国指定史跡である相模国分寺跡、相模国分尼寺跡、秋葉山古墳群や県指定天然記念物である海老名の大ケヤキ、有馬のハルニレなど多くの史跡や文化財があります。とりわけ、相模国分寺跡、相模国分尼寺跡について公有化を進め、これら史跡等の保護と活用を図り歴史的景観として保存します。

また、史跡等の保存や整備に影響のない範囲で緑化などを整備していきます。(第20,21 図)。



【市が行う施策】

(1) 歴史的空間の確保

①歴史的空間の確保

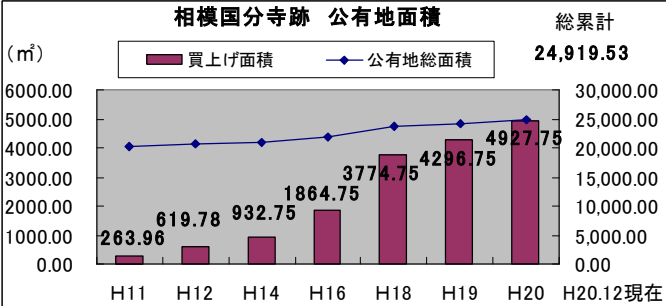
- ・歴史的空間確保のため史跡指定地跡の買上げを進め、整備を行います。史跡等の保護や整備に影響のない範囲で緑化・植栽を行います。

5 歴史的遺産等の保護と活用

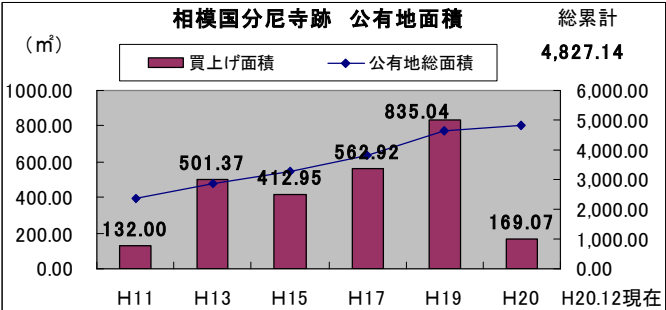
本市には、国指定史跡である相模国分寺跡、相模国分尼寺跡、秋葉山古墳群や県指定天然記念物である海老名の大ケヤキ、有馬のハルニレなど多くの史跡や文化財があります。とりわけ、相模国分寺跡、相模国分尼寺跡について公有化を進め、これら史跡等の保護と活用を図り歴史的景観として保存します。

また、史跡等の保存や整備に影響のない範囲で緑化などを整備していきます。(第20,21 図)。

第 20 図



第 21 図



【市が行う施策】

(1) 歴史的空間の確保

①歴史的空間の確保

- ・歴史的空間確保のため史跡指定地跡の買上げを進め、整備を行います。史跡等の保護や整備に影響のない範囲で緑化・植栽を行います。

(2) 文化財の保護と活用
 ①文化財の保護と活用
 ・ 県・市指定天然記念物の保護や市街地の貴重な屋敷林が残る今福薬医門公園などを整備活用する中で緑地や樹木の保全と育成を行います。
 ・ 史跡等の保護と活用を市民ボランティアと協働で行っていきます。

【市民の役割】

- ・ 伝承文化の継承活動に努めます。
- ・ 文化財保護への意識を高めることに努めます。

【事業者の役割】

- ・ 文化財保護への意識を高めることに努めます。

(2) 文化財の保護と活用
 ①文化財の保護と活用
 ・ 県・市指定天然記念物の保護や市街地の貴重な屋敷林が残る今福薬医門公園などを整備活用する中で緑地や樹木の保全と育成を行います。
 ・ 史跡等の保護と活用を市民ボランティアと協働で行っていきます。

【市民の役割】

- ・ 伝承文化の継承活動に努めます。
- ・ 文化財保護への意識を高めることに努めます。

【事業者の役割】

- ・ 文化財保護への意識を高めることに努めます。

第5章 環境活動と教育・学習の推進

1 環境活動

(1) 環境活動の現状

海老名市内には、様々な分野で、市民・事業者により環境活動に取り組まれている団体が数多くあります。これらの団体は、それぞれ独自の環境活動を行っており、今後の海老名市の環境をよりよいものとするために、さらなる活動の発展が望まれます。

①市民、事業者にて構成する団体

- ▼NPO 法人 [えびなの森の楽校](#)
- ▼NPO 法人 [海老名ガイド協会](#)
- ▼目久尻川をきれいにする会
- ▼永池川川歩き [の会](#)
- ▼NPO 法人 [海老名里山づくり](#) 山仕事の会
- ▼海老名の森
- ▼河骨保護の会
- ▼えびな消費者の会
- ▼NPO 法人 [WE21 ジャパン海老名](#)

等

②隣接自治体とのパートナーシップ

- ▼県市環境保全事務連絡協議会
- ▼神奈川県環境保全協議会
- ▼県央地区公害行政研究会
- ▼高座地区河川をきれいにする会
- ▼桂川・相模川流域協議会

等

第5章 環境活動と教育・学習の推進

1 環境活動

(1) 環境活動の現状

海老名市内には、様々な分野で、市民・事業者により環境活動に取り組まれている団体が数多くあります。これらの団体は、それぞれ独自の環境活動を行っており、今後の海老名市の環境をよりよいものとするために、さらなる活動の発展が望まれます。

①市民、事業者にて構成する団体

- ▼[えびな環境市民会議](#)
- ▼[地球に優しい行動推進会議](#)
- ▼[海老名市廃棄物対策推進協議会](#)
- ▼[海老名市緑化推進協議会](#)
- ▼海老名 [史跡ガイドボランティアの会](#)
- ▼目久尻川をきれいにする会
- ▼永池川川歩き [実行委員会](#)
- ▼[海老名天文同好会](#)
- ▼山仕事の会
- ▼海老名の森
- ▼[海老名野草観察の会](#)
- ▼河骨保護の会
- ▼えびな消費者の会
- ▼WE21 ジャパン海老名

等

②隣接自治体とのパートナーシップ

- ▼県市環境保全事務連絡協議会
- ▼神奈川県環境保全協議会
- ▼県央地区公害行政研究会
- ▼高座地区河川をきれいにする会
- ▼桂川・相模川流域協議会

等

(2) 認識すべきこと

海老名市第四次総合計画において、将来都市像を「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」とし、地球の環境を良くする海老名の魅力づくりを進めていきます。そのためには、市民、事業者、そして行政にいたる本市で生活する人々すべての環境に対する意識や価値観の転換が不可欠です。私たちは、日頃の生活から団体における活動まで次のようなことを認識する必要があります。

- ▼市民一人ひとりが環境の現状を知ること。
- ▼自然とのふれあいを通じて、自然に対する感性を向上させ環境問題に敏感になること。
- ▼問題解決のためには、自分は何ができるかという参画意識を持つこと。
- ▼次世代を担う子どもたちに対して、環境に対する関心を持たせること。
- ▼子どもたちに対する環境教育は、モデルとなる大人たちのしっかりとした考え方や行動が前提にあることを認識すること。
- ▼人と環境との関わりについて正しい認識をもち、主体的に行動できる市民の育成を目指すこと。

2 教育・学習**(1) 環境教育・学習の現状**

市内小学校13校と中学校6校の全19校において学校環境活動の推進として、各校の創意工夫により、環境学習、環境保全活動、省エネ・省資源・リサイクル活動の目標を定めて取り組んでいます。社会科・理科・家庭科や総合的な学習の時間などで、環境保全活動などについての学習をし、環境を守っていこうという意識を高めています。

また、子育て支援センターや市立6保育園にて、歌をうたったり、紙芝居・カルタ等の遊びをとおして、楽しみながら環境について理解を深めています。

◆社会科

- ・ごみ処理や水資源についての学習
- ・環境を守るための取組みについての学習
- ・地球環境問題についての学習
- ・資源・エネルギー問題についての学習

◆理科

- ・生き物と環境のかかわりについての学習

(2) 認識すべきこと

海老名市第四次総合計画において、将来都市像を「快適に暮らす 魅力あふれるまち 海老名」とし、地球の環境を良くする海老名の魅力づくりを進めていきます。そのためには、市民、事業者、そして行政にいたる本市で生活する人々すべての環境に対する意識や価値観の転換が不可欠です。私たちは、日頃の生活から団体における活動まで次のようなことを認識する必要があります。

- ▼市民一人ひとりが環境の現状を知ること。
- ▼自然とのふれあいを通じて、自然に対する感性を向上させ環境問題に敏感になること。
- ▼問題解決のためには、自分は何ができるかという参画意識を持つこと。
- ▼次世代を担う子どもたちに対して、環境に対する関心を持たせること。
- ▼子どもたちに対する環境教育は、モデルとなる大人たちのしっかりとした考え方や行動が前提にあることを認識すること。
- ▼人と環境との関わりについて正しい認識をもち、主体的に行動できる市民の育成を目指すこと。

2 教育・学習**(1) 環境教育・学習の現状**

市内小学校13校と中学校6校の全19校において学校環境活動の推進として、各校の創意工夫により、環境学習、環境保全活動、省エネ・省資源・リサイクル活動の目標を定めて取り組んでいます。社会科・理科・家庭科や総合的な学習の時間などで、環境保全活動などについての学習をし、環境を守っていこうという意識を高めています。

また、子育て支援センターや市立5保育園にて、歌をうたったり、紙芝居・カルタ等の遊びをとおして、楽しみながら環境について理解を深めています。

◆社会科

- ・ごみ処理や水資源についての学習
- ・環境を守るための取組みについての学習
- ・地球環境問題についての学習
- ・資源・エネルギー問題についての学習

◆理科

- ・生き物と環境のかかわりについての学習

◆家庭科

- ・環境に配慮した生活の工夫についての学習

◆総合的な学習の時間

- ・環境について課題をもって調べてまとめる。
- ・自分たちでできることについて考える。
- ・環境を守ったり、より良くしたりするための活動をする。

◆その他の実践活動

- ・ごみの分別

紙、燃やせるごみ、燃やせないごみ、給食のごみの分別等
ごみを出さない工夫

- ・節電・節水

教室を空けるときは必ず電気を消す。
掃除の時、バケツに水を汲んで雑巾を洗う。
手洗い・うがいの際に水を不必要に流さない。

- ・植物を育てる

花壇やプランターで花を育てる。
学級園や学校園で野菜を栽培する。

- ・児童会、生徒会、委員会による活動

児童会、生徒会や委員会を中心に、児童生徒が自主的・自発的にごみの分別回収の実践や、節電・節水の呼びかけをする。また、定期的に地域の清掃活動をする。

- ・福祉に伴うリサイクル活動

プルタブ集めやペットボトルキャップ回収運動

◆保育園における幼児啓発

- ・環境についての話をする。
- ・紙芝居・カルタ等の遊びをとおして、分別・リサイクルについて学ぶ。
- ・リサイクルの歌をうたう。
- ・分別クイズを楽しむ。

◆家庭科

- ・環境に配慮した生活の工夫についての学習

◆総合的な学習の時間

- ・環境について課題をもって調べてまとめる。
- ・自分たちでできることについて考える。
- ・環境を守ったり、より良くしたりするための活動をする。

◆その他の実践活動

- ・ごみの分別

紙、燃やせるごみ、燃やせないごみ、給食のごみの分別等
ごみを出さない工夫

- ・節電・節水

教室を空けるときは必ず電気を消す。
掃除の時、バケツに水を汲んで雑巾を洗う。
手洗い・うがいの際に水を不必要に流さない。

- ・植物を育てる

花壇やプランターで花を育てる。
学級園や学校園で野菜を栽培する。

- ・児童会、生徒会、委員会による活動

児童会、生徒会や委員会を中心に、児童生徒が自主的・自発的にごみの分別回収の実践や、節電・節水の呼びかけをする。また、定期的に地域の清掃活動をする。

- ・福祉に伴うリサイクル活動

プルタブ集めやペットボトルキャップ回収運動

◆保育園における幼児啓発

- ・環境についての話をする。
- ・紙芝居・カルタ等の遊びをとおして、分別・リサイクルについて学ぶ。
- ・リサイクルの歌をうたう。
- ・分別クイズを楽しむ。

(2) 取り組むべき施策

環境問題解決のために必要な、教育・学習に関する施策を提示します。

- 環境学習、環境保全活動、省エネ・省資源・リサイクル活動等を進めます。
- 環境教育指導者を育成します。
- 「学校における環境教育指導資料」を有効活用します。
- 環境教育に関する調査・研究を推進します。
- 子ども環境教室を実施します。
- 環境関連の出前講座を実施します。
- 事業者を対象とした講習会を実施します。

3 市民協働**(1) 協働という考え方**

本計画は、「地球温暖化対策実行計画」を含めて定め、市民や事業者の目指すべき方向や目標を示し、各主体がともに行動して実現を目指す社会的性格をもった計画です。

計画の実効性を高めるためには、市民、事業者、そして行政がそれぞれの役割を自覚しながら、協働して実践していく必要があります。計画の推進体制・進行管理の取り組みを円滑に進めていくために、計画段階から各主体が「気づき」「活動し」、そして「継続して将来につなげていく」ことが実感できる計画の運営を進めます。

市民、事業者、そして行政は、それぞれが異なる立場で環境に関わっており、こうした立場や利害の異なる主体がお互いに働きかけ、環境保全のために各々の役割や責務などの共通の認識を作り、ともに行動することにより、さらに大きな効果を得るために連携・協力していく仕組み、パートナーシップを築きあげていく必要があります。

(2) 取り組むべき施策

環境問題解決のために必要な、教育・学習に関する施策を提示します。

- 環境学習、環境保全活動、省エネ・省資源・リサイクル活動等を進めます。
- 環境教育指導者を育成します。
- 「学校における環境教育指導資料」を有効活用します。
- 環境教育に関する調査・研究を推進します。
- 環境活動フォローアップ講座を実施します。
- 子ども環境教室を実施します。
- 環境関連の出前講座を実施します。
- 事業者を対象とした講習会を実施します。

3 市民協働**(1) 協働という考え方**

本計画は、「地球温暖化対策実行計画」を含めて定め、市民や事業者の目指すべき方向や目標を示し、各主体がともに行動して実現を目指す社会的性格をもった計画です。

計画の実効性を高めるためには、市民、事業者、そして行政がそれぞれの役割を自覚しながら、協働して実践していく必要があります。計画の推進体制・進行管理の取り組みを円滑に進めていくために、計画段階から各主体が「気づき」「活動し」、そして「継続して将来につなげていく」ことが実感できる計画の運営を進めます。

市民、事業者、そして行政は、それぞれが異なる立場で環境に関わっており、こうした立場や利害の異なる主体がお互いに働きかけ、環境保全のために各々の役割や責務などの共通の認識を作り、ともに行動することにより、さらに大きな効果を得るために連携・協力していく仕組み、パートナーシップを築きあげていく必要があります。

(2) 取り組むべき施策

市民・事業者・行政が協働して取り組むべき施策を提示します。

- 学校、環境関係団体、事業者が一体となった環境教育の場をつくります。
- 環境学習講座、体験学習等の開催を市民、環境関係団体、事業者、行政にて協働します。
- 自然の良さが体得できる自然緑地、水環境、野外施設の確保と充実を図ります。
- 緑、農地、水辺等に野生動植物が生息・生育できる環境をつくります。
- ホームページ・広報紙の活用をし、環境法令・イベント・環境学習等の情報提供を図ります。

(3) 海老名市応援まごころ基金（環境に関する分野）

地球環境に配慮して、市民と協働して地域における良好な環境の保全と創造に関する事業を推進するために、平成20年10月に環境基金を創設しました。

海老名市応援まごころ基金（環境に関する分野）は、平成29年3月にこの環境基金を海老名市応援まごころ基金に統合したもので、これにより、市全体における寄附金の使途明確化及び運用の効率化を図っています。

「環境問題の解決には、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、かつ、お互いが協力しあうことが不可欠」との考えに立ち、市民・事業者の寄附金を積み立て、事業活動の財源とします。

また、市で実施する環境関連事業から生じた収益金と、基金の運用で生じる収益金も積み立てます。

■基金の活用対象

市民・事業者と市が協働で進められる事業活動としています。

- (1) エネルギー・環境負荷対策
- (2) ごみの資源化・美化対策
- (3) 緑化対策
- (4) 環境教育・啓発対策

(2) 取り組むべき施策

市民・事業者・行政が協働して取り組むべき施策を提示します。

- 学校、環境関係団体、事業者が一体となった環境教育の場をつくります。
- 環境学習講座、体験学習等の開催を市民、環境関係団体、事業者、行政にて協働します。
- 自然の良さが体得できる自然緑地、水環境、野外施設の確保と充実を図ります。
- 緑、農地、水辺等に野生動植物が生息・生育できる環境をつくります。
- 環境ボランティア・環境リーダーを育成します。
- 家庭向け省エネアドバイザー養成講座を実施します。
- 中小企業省エネアドバイザー制度を創設します。
- ホームページ・広報紙の活用をし、環境法令・イベント・環境学習等の情報提供を図ります。

(3) 環境基金

地球環境に配慮して、市民と協働して地域における良好な環境の保全と創造に関する事業を推進するために、平成20年10月に環境基金を創設しました。

これまでの「みどり基金」を統合し、「まごころ基金」の環境分を移管して創設したものです。

「環境問題の解決には、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、かつ、お互いが協力しあうことが不可欠」との考えに立ち、市民・事業者の寄附金を積み立てるとともに、市は、市民・事業者からの寄附金の合計額と同額を積み立て、下記の事業活動の財源とします。

また、市で実施する環境関連事業から生じた収益金と、基金の運用で生じる収益金も積み立てます。

■基金の活用対象

市民・事業者と市が協働で進められる事業活動としています。

- (1) エネルギー・環境負荷対策
- (2) ごみの資源化・美化対策
- (3) 緑化対策
- (4) 環境教育・啓発対策

(4) 環境月間

6月5日は、昭和47(1972)年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して「世界環境デー」と定められています。

日本でも、環境基本法により6月5日を「環境の日」と定め、6月を「環境月間」として、国、地方公共団体等において様々な取組みが行われています。

本市においても、6月の「環境月間」に環境フェスティバルとして、講演会、環境展等を開催し、普及啓発に努めてきました。

今後も、市民・事業者・行政が一体となり、環境問題意識の高揚を図るとともに、環境に配慮した活動への参加を促し、活動の場を拡充するため、環境フェスティバルをより充実させます。

■環境フェスティバル

- ▼環境活動発表、講演会及び省エネ等の講座
- ▼活動報告展示－市民団体、事業者における環境活動と地域貢献活動
- ▼家庭における省エネ行動の普及・拡大
- ▼環境保全対策支援事業のPR（環境に配慮した設備等への補助制度）
- ▼低公害車の展示

(4) 環境月間

6月5日は、昭和47(1972)年6月5日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して「世界環境デー」と定められています。

日本でも、環境基本法により6月5日を「環境の日」と定め、6月を「環境月間」として、国、地方公共団体等において様々な取組みが行われています。

本市においても、6月の「環境月間」に環境展、公害防止管理者等講習会、エコドライブ講習会等のイベントを開催し、普及啓発に努めてきました。

今後も、市民・事業者・行政が一体となり、環境問題意識の高揚を図るとともに、環境に配慮した活動への参加を促し、活動の場を拡充するため、環境フォーラム、講習会、環境展等をより充実させ、環境フェスティバルとして開催します。

■環境フェスティバル

- ▼環境活動発表、講演会及び省エネ等の講座
- ▼活動報告展示－市民団体、事業者における環境活動と地域貢献活動
- ▼地球にやさしい家庭づくり－家庭における省エネ行動の普及・拡大
- ▼環境保全支援（省エネ、自然エネルギー活用施設等への補助制度）事業PR
- ▼電気自動車の展示、アイドリングストップ装置搭載車試乗会

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画の推進には、行政が行う活動については環境への配慮を進めていくための全庁的な仕組みと、計画の実効性を高めるための市民、事業者の理解と協力が必要です。

庁内の各部局により構成する「環境基本計画推進委員会」により、市の各部門相互の連携を図るとともに、市民、事業者と協働して環境の保全及び創造の視点から様々な施策を展開するために必要な体制を整備していきます。

(1) 環境基本計画推進委員会

計画に定められた市の施策を推進するために、全庁的な取組みの促進に努めます。特に、今後は公用車への低公害車・自転車の導入等、庁内における省エネシステムの拡充について協議を進めていきます。

(2) 海老名市環境審議会

「海老名市環境審議会条例」により設置する審議会です。

本計画に関する事項、海老名環境マネジメントシステムに関する事項、廃棄物対策や自然緑地保全区域等の指定等に関すること、その他本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査・審議します。

(3) 市民・事業者と協働

市民・事業者とともに計画を推進し、環境保全行動の普及啓発を行います。

2 進行管理

本計画の実現のためには、計画の進行を確かめ、必要に応じて見直していくことが必要です。また、環境形成の各主体による幅広い取組みが行われるためには、環境に関する情報を市民や事業者と共有する必要があります。

目標の達成状況や事業の進捗状況に関する進行管理は、海老名環境マネジメントシステムにおける PDCA サイクルにより行うこととし、その結果について、毎年「えびな環境白書」を作成及び公表し、行政も一事業者として、望ましい環境の実現に向けて取組んでいきます。

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画の推進には、行政が行う活動については環境への配慮を進めていくための全庁的な仕組みと、計画の実効性を高めるための市民、事業者の理解と協力が必要です。

庁内の各部局により構成する「環境基本計画推進委員会」により、市の各部門相互の連携を図るとともに、市民、事業者と協働して環境の保全及び創造の視点から様々な施策を展開するために必要な体制を整備していきます。

(1) 環境基本計画推進委員会

計画に定められた市の施策を推進するために、全庁的な取組みの促進に努めます。特に、今後は公用車への電気自動車・自転車の導入等、庁内における省エネシステムの拡充について協議を進めていきます。

(2) 海老名市環境審議会

「海老名市環境審議会条例」により設置する審議会です。

本計画に関する事項、海老名環境マネジメントシステムに関する事項、廃棄物対策や自然緑地保全区域等の指定等に関すること、その他本市における環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査・審議します。

(3) 市民・事業者と協働

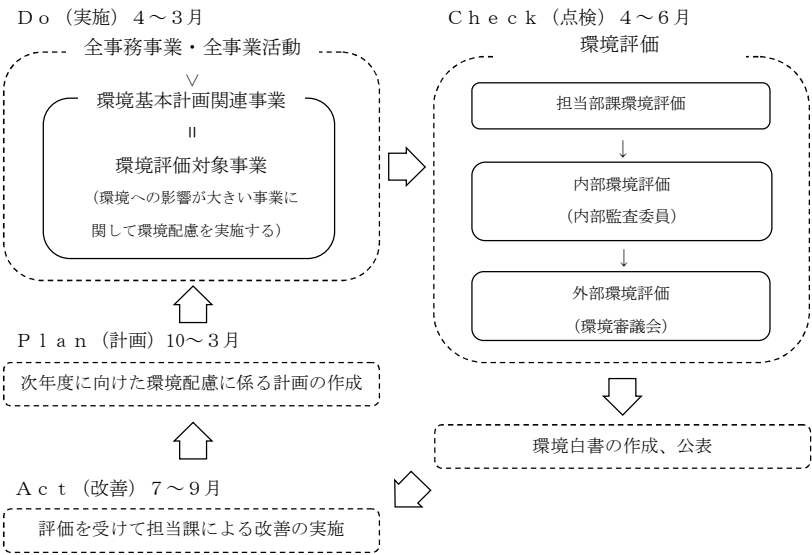
市民・事業者とともに計画を推進し、環境保全行動の普及啓発を行います。

2 進行管理

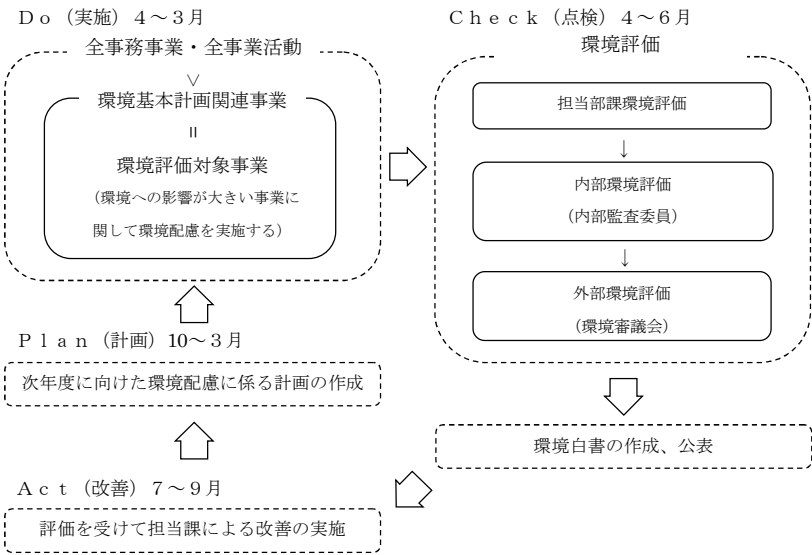
本計画の実現のためには、計画の進行を確かめ、必要に応じて見直していくことが必要です。また、環境形成の各主体による幅広い取組みが行われるためには、環境に関する情報を市民や事業者と共有する必要があります。

目標の達成状況や事業の進捗状況に関する進行管理は、海老名環境マネジメントシステムにおける PDCA サイクルにより行うこととし、その結果について、毎年「えびな環境白書」を作成し公表し、行政も一事業者として、望ましい環境の実現に向けて取組んでいきます。

□推進体制・進行管理



□推進体制・進行管理



用 語 集

— あ 行 —

□ISO14001

環境マネジメントシステムの国際規格。事業所の活動から生じる環境への負荷を経営管理システムのなかで組織的に削減していく仕組みの国際的な規格。

□アイドリングストップ

自動車の駐・停車時における不要なエンジン使用の中止を訴える運動で、環境庁（当時）が環境にやさしい実践行動、国民運動として提唱。大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

□IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Change の略。国際的な専門家をつくる、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それが無い場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。数年おきに発行される「評価報告書」（Assessment Report）は地球温暖化に関する世界中の数千人の専門家の科学的知見を集約した報告書であり、国際政治および各国の政策に強い影響を与えつつある。

□秋葉山古墳群

3世紀後半（弥生時代終末期）から4世紀（古墳時代初期）にかけて造られた全長約37～60mの古墳群。4基の前方後円墳や前方後方墳、1基の方墳によって構成されている。この地域の首長の墳墓と推定される。発掘調査では葬送儀礼に使われたと考えられる壺や高坏、円筒形土製品、鉄製の鍬などが出土し、古墳文化の伝播を考える上で重要な遺跡として国指定史跡になった。現在周囲は古墳とともに貴重な自然が残っており、地域の方々や来訪者の散策の場などとして親しまれている。

— あ 行 —

□ISO14001

環境マネジメントシステムの国際規格。事業所の活動から生じる環境への負荷を経営管理システムのなかで組織的に削減していく仕組みの国際的な規格。

□アイドリングストップ

自動車の駐・停車時における不要なエンジン使用の中止を訴える運動で、環境庁（当時）が環境にやさしい実践行動、国民運動として提唱。大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

□IPCC（気候変動に関する政府間パネル）

Intergovernmental Panel on Climate Change の略。国際的な専門家をつくる、地球温暖化についての科学的な研究の収集、整理のための政府間機構。学術的な機関であり、地球温暖化に関する最新の知見の評価を行い、対策技術や政策の実現性やその効果、それが無い場合の被害想定結果などに関する科学的知見の評価を提供している。数年おきに発行される「評価報告書」（Assessment Report）は地球温暖化に関する世界中の数千人の専門家の科学的知見を集約した報告書であり、国際政治および各国の政策に強い影響を与えつつある。

□秋葉山古墳群

3世紀後半（弥生時代終末期）から4世紀（古墳時代初期）にかけて造られた全長約37～60mの古墳群。4基の前方後円墳や前方後方墳、1基の方墳によって構成されている。この地域の首長の墳墓と推定される。発掘調査では葬送儀礼に使われたと考えられる壺や高坏、円筒形土製品、鉄製の鍬などが出土し、古墳文化の伝播を考える上で重要な遺跡として国指定史跡になった。現在周囲は古墳とともに貴重な自然が残っており、地域の方々や来訪者の散策の場などとして親しまれている。

□アスベスト（石綿）

アスベストは、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「石綿（せきめん、いしわた）」とも呼ばれている。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

□有馬のハルニレ

樹高約16m、幹周り約6m、推定樹齢約300年のニレ科ニレ属の落葉高木。江戸時代にこの地に屋敷を構えていた将軍家御殿医である半井驢庵が朝鮮半島から持ち帰って植えたものの一本で、村人にはその種類がわからなかったことから「なんじゃもんじゃの木」と呼ばれるようになったとの伝承がある。現在は県指定天然記念物に指定されており、県外からも来訪者がある。

□異常気象

異常気象とは平年の天候状態から大きくかけ離れた状態を言う。「平年」とは30年間の平均状態を指し、正式には、その30年間に1度起こるかどうかの異常な天候状態のことを言う。通常、当月を平均した状態と当月の平年値との違いを問題にする。

□一般廃棄物

主に家庭から排出される廃棄物のことを指し、工場など事業所から排出される産業廃棄物と区別される。ただし、オフィスから出るOAごみなどは一般廃棄物扱いとなっており、これらは自治体が処理を行っている。

□一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市町村は、その区域(市町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。)内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないものとされている。

□アスベスト（石綿）

アスベストは、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「石綿（せきめん、いしわた）」とも呼ばれている。その繊維が極めて細いため、研磨機、切断機などの施設での使用や飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。その後も、スレート材、ブレーキライニングやブレーキパッド、防音材、断熱材、保温材などで使用されたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。アスベストは、そこにあること自体が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、労働安全衛生法や大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などで予防や飛散防止等が図られている。

□有馬のハルニレ

樹高約16m、幹周り約6m、推定樹齢約300年のニレ科ニレ属の落葉高木。江戸時代にこの地に屋敷を構えていた将軍家御殿医である半井驢庵が朝鮮半島から持ち帰って植えたものの一本で、村人にはその種類がわからなかったことから「なんじゃもんじゃの木」と呼ばれるようになったとの伝承がある。現在は県指定天然記念物に指定されており、県外からも来訪者がある。

□異常気象

異常気象とは平年の天候状態から大きくかけ離れた状態を言う。「平年」とは30年間の平均状態を指し、正式には、その30年間に1度起こるかどうかの異常な天候状態のことを言う。通常、当月を平均した状態と当月の平年値との違いを問題にする。

□一般廃棄物

主に家庭から排出される廃棄物のことを指し、工場など事業所から排出される産業廃棄物と区別される。ただし、オフィスから出るOAごみなどは一般廃棄物扱いとなっており、これらは自治体が処理を行っている。

□インバータ安定器

交流電源を整流して直流電圧を得た後に、インバータ回路により 25～60 kHz の高周波に変換してランプにエネルギーを供給するもの。ランプ電流が銅鉄式の 50/60 Hz に対して 500～1,000 倍の高周波となるため巻線数は大幅に少なくなり効率がよくなる。さらにランプ電流が高速となるために、電子流も安定して光として使用されるエネルギーの割合が大きくなり、結果的に発光効率がよくなる。

□ウォームビズ

冬場の地球温暖化対策として、国が掲げる「寒いときには着る、過度に暖房機器に頼らない」という原点に立ち返り、暖房時の室温が 20℃でも快適なスタイルのこと。ウォームビズは暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO₂発生を削減し地球温暖化を防止することを目的としている。最近の断熱性の高い建物では、暖房しなくても室温が 20℃を超えるものもあり、こうした建物はその性能そのものが地球温暖化対策に貢献していると言える。

□雨水浸透

雨水が地表面から地中に浸透すること。雨水浸透を考慮し、地下水涵養のため道路等で浸透性舗装がなされている。

□雨水タンク

雨どいに接続し、雨水をタンクに集め、洗車や庭の水やり等に使用する容器のこと。

□宇宙船地球号

地球上の資源の有限性や、資源の適切な使用について語るため、地球を閉じた宇宙船にたとえて使う言葉。バックミンスター・フラーが提唱した概念・世界観のこと。

□エコアクション 21

広範な中小企業、学校、公共機関などの環境への取組を推進し、持続可能な社会を実現することを目的として、環境省が 1996 年に作成した環境マネジメントシステムのこと。その後も改定が重ねられ、現在エコアクション 21 ガイドライン 2017 年版が公開されている。

□エコドライブ

CO₂削減につながる自動車の運転方法のこと。ゆっくりした加速、早めのアクセルオフ、適正なタイヤの空気圧、余分な荷物を積まない、エアコンの過度の使用をしないなど。

□インバータ安定器

交流電源を整流して直流電圧を得た後に、インバータ回路により 25～60 kHz の高周波に変換してランプにエネルギーを供給するもの。ランプ電流が銅鉄式の 50/60 Hz に対して 500～1,000 倍の高周波となるため巻線数は大幅に少なくなり効率がよくなる。さらにランプ電流が高速となるために、電子流も安定して光として使用されるエネルギーの割合が大きくなり、結果的に発光効率がよくなる。

□ウォームビズ

冬場の地球温暖化対策として、国が掲げる「寒いときには着る、過度に暖房機器に頼らない」という原点に立ち返り、暖房時の室温が 20℃でも快適なスタイルのこと。ウォームビズは暖房に必要なエネルギー使用量を削減することによって、CO₂発生を削減し地球温暖化を防止することを目的としている。最近の断熱性の高い建物では、暖房しなくても室温が 20℃を超えるものもあり、こうした建物はその性能そのものが地球温暖化対策に貢献していると言える。

□雨水浸透

雨水が地表面から地中に浸透すること。雨水浸透を考慮し、地下水涵養のため道路等で浸透性舗装がなされている。

□雨水タンク

雨どいに接続し、雨水をタンクに集め、洗車や庭の水やり等に使用する容器のこと。

□宇宙船地球号

地球上の資源の有限性や、資源の適切な使用について語るため、地球を閉じた宇宙船にたとえて使う言葉。バックミンスター・フラーが提唱した概念・世界観のこと。

□エコアクション 21

広範な中小企業、学校、公共機関などの環境への取組を推進し、持続可能な社会を実現することを目的として、環境省が 1996 年に作成した環境マネジメントシステムのこと。2004 年に新たな認証登録制度として全面的にリニューアルした。

□エコドライブ

CO₂削減につながる自動車の運転方法のこと。ゆっくりした加速、早めのアクセルオフ、適正なタイヤの空気圧、余分な荷物を積まない、エアコンの過度の使用をしないなど。

□エコマーク商品

財団法人環境協会の認定する環境保全に役立つ商品。生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルを、一般にはエコマークという。

□ESCO事業

Energy Service Company の略。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受するビジネスのこと。顧客が事業資金を調達する「ギランティード・セイビングス契約」とESCO事業者が事業資金を調達する「シェアード・セイビングス契約」の契約形態がある。

□NLP（夜間連続離着陸訓練）

米海軍の航空母艦艦載機の夜間離着陸訓練のこと。夜間、狭い空母の飛行甲板から発着する危険は大きく、不断の訓練による高い練度の維持が必要なところから、空母入港中も陸上航空基地を使って訓練が行われる。

□海老名環境マネジメントシステム（海老名EMS）

海老名市独自の環境マネジメントシステム。平成 29 年度より、ISO14001 に代わり運用を開始した。

□海老名市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定した、本市の地方公共団体実行計画（事務事業編）。本市の事務及び事業に関する、温室効果ガス排出量の削減目標を定めている。

□海老名の大ケヤキ

標高約 11.5m、幹周り約 9.2m、推定樹齢約 570 年のニレ科ケヤキ属の落葉高木です。海老名耕地が海であった頃に船をつなぎ止めるための杭が育ったとの伝承があり、「逆さケヤキ」とも呼ばれている。昭和 29 年 3 月 30 日付けで「海老名の大ケヤキ」として神奈川県指定天然記念物となっている。

□LED照明

発光ダイオード（Light Emitting diode）を使用した照明器具。低消費電力、長寿命で環境負荷が少ないため、白熱電球等からの切り替えが進んでいる。

□エコマーク商品

財団法人環境協会の認定する環境保全に役立つ商品。資源の再利用によって作られた商品や環境汚染の度合いを減らした商品につけるシンボルマークを、一般にはエコマークという。

□ESCO事業

Energy Service Company の略。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受するビジネスのこと。顧客が事業資金を調達する「ギランティード・セイビングス契約」とESCO事業者が事業資金を調達する「シェアード・セイビングス契約」の契約形態がある。

□NLP（夜間連続離着陸訓練）

米海軍の航空母艦艦載機の夜間離着陸訓練のこと。夜間、狭い空母の飛行甲板から発着する危険は大きく、不断の訓練による高い練度の維持が必要なところから、空母入港中も陸上航空基地を使って訓練が行われる。

□海老名環境マネジメントシステム（海老名EMS）

海老名市独自の環境マネジメントシステム。平成 29 年度より、ISO14001 に代わり運用を開始した。

□海老名の大ケヤキ

標高約 11.5m、幹周り約 9.2m、推定樹齢約 570 年のニレ科ケヤキ属の落葉高木です。海老名耕地が海であった頃に船をつなぎ止めるための杭が育ったとの伝承があり、「逆さケヤキ」とも呼ばれている。昭和 29 年 3 月 30 日付けで「海老名の大ケヤキ」として神奈川県指定天然記念物となっている。

□屋外~~焼却~~行為

屋外にて枯れ草やごみを燃やす行為。法令にて、基準に適合した焼却路の使用を義務付けている。
近年、ダイオキシン類の発生、悪臭、煙や灰の飛散等、相談が多く寄せられている。

□オゾン層

地球の成層圏に存在するオゾンの層であり、太陽光線中の有害な紫外線を吸収する。このオゾン層がフロンなどによって破壊されると有害な紫外線が地表まで達し、皮膚ガンの増加や生態系への影響が懸念される。

□オゾンホール

成層圏に存在するオゾンの濃度が通常の半分程度にまで急激に減る現象。周辺の濃度に比べて穴のあいたように低濃度の場所が生じるため、このように名づけられている。

□温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガス。

二酸化炭素 …石油や石炭などの化石燃料を燃やすときに発生し、火力発電に依存しているわが国では電気を使うことによって、誰もが二酸化炭素を発生している。

メタン …水田や家畜のゲップ、糞尿などから発生している。

一酸化二窒素…海洋や土壌からの自然発生のほか窒素肥料の使用などにより排出される。

ハイドロフルオロカーボン…塩素がない代替フロンのこと。フロンガスがオゾン層破壊の原因であると判明してから使用されるようになった。

パーフルオロカーボン…塩素とフッ素だけからなる代替フロン。半導体の製造プロセスなどに使用される。

六ふっ化硫黄…電気の絶縁体などに使用される。強力な温室効果ガスのひとつ。

三ふっ化窒素…半導体の製造プロセスなどに使用される。強力な温室効果ガスのひとつ。

— か 行 —

□海面上昇

地球温暖化による海面上昇により、島国の沈没、数百年後には東京湾をはじめとした日本の沿岸地域においても、海拔0mまで浸水する可能性がある。海面上昇は、陸上における氷河/氷床が融解して海水の量を増やすことや水温上昇に伴い海水の体積が膨張することにより起こる。

□屋外~~燃焼~~行為

屋外にて枯れ草やごみを燃やす行為。法令にて、基準に適合した焼却路の使用を義務付けている。
近年、ダイオキシン類の発生、悪臭、煙や灰の飛散等、相談が多く寄せられている。

□オゾン層

地球の成層圏に存在するオゾンの層であり、太陽光線中の有害な紫外線を吸収する。このオゾン層がフロンなどによって破壊されると有害な紫外線が地表まで達し、皮膚ガンの増加や生態系への影響が懸念される。

□オゾンホール

成層圏に存在するオゾンの濃度が通常の半分程度にまで急激に減る現象。周辺の濃度に比べて穴のあいたように低濃度の場所が生じるため、このように名づけられている。

□温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収し、大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果をもつガス。

二酸化炭素 …石油や石炭などの化石燃料を燃やすときに発生し、火力発電に依存しているわが国では電気を使うことによって、誰もが二酸化炭素を発生している。

メタン …水田や家畜のゲップ、糞尿などから発生している。

一酸化二窒素…海洋や土壌からの自然発生のほか窒素肥料の使用などにより排出される。

代替フロン …ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄がこれにあたる。フロンガスがオゾン層破壊の原因であると判明してから使用されるようになった。

— か 行 —

□海面上昇

地球温暖化による海面上昇により、島国の沈没、数百年後には東京湾をはじめとした日本の沿岸地域においても、海拔0mまで浸水する可能性がある。海面上昇は、陸上における氷河/氷床が融解して海水の量を増やすことや水温上昇に伴い海水の体積が膨張することにより起こる。

□海洋汚染

世界の海洋全般に及ぶ油・浮遊性廃棄物・有害化学物質による汚染。船舶からの汚染、廃棄物の海洋投棄等が深く関わっている。

□合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ 1／9 に減らすことができる。

□環境基本法

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境（地球）にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成 5 年 11 月 19 日公布、施行。

□環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという認識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業などを通じて行う教育のことをいう。

□環境負荷

人間の活動が直接的または間接的に環境へ与える負担のこと。

□環境マネジメントシステム

各企業などが環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きを指す。一連の環境マネジメントシステムの中で、企業などの事業体が法令などの規制基準を遵守するだけにとどまらず、積極的に環境保全のための行動をとり、自主的な環境管理に関する計画などの実行状況の点検作業が環境監査と呼ばれる。

□干ばつ

降雨がなく土壌の水分含有がなくなり地割れ等を起こす現象。近年、地球温暖化による異常気象の一つとして、穀物の生産等に重大な影響を与え、深刻な問題となっている。

□海洋汚染

世界の海洋全般に及ぶ油・浮遊性廃棄物・有害化学物質による汚染。船舶からの汚染、廃棄物の海洋投棄等が深く関わっている。

□合併処理浄化槽

し尿と台所や風呂から出る生活雑排水を併せて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると河川の水質に与える影響をおよそ 1／9 に減らすことができる。

□環境基本法

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境（地球）にやさしい社会」を築いていくための国の環境政策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成 5 年 11 月 19 日公布、施行。

□環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという認識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業などを通じて行う教育のことをいう。

□環境負荷

人間の活動が直接的または間接的に環境へ与える負担のこと。

□環境マネジメントシステム

各企業などが環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続きを指す。一連の環境マネジメントシステムの中で、企業などの事業体が法令などの規制基準を遵守するだけにとどまらず、積極的に環境保全のための行動をとり、自主的な環境管理に関する計画などの実行状況の点検作業が環境監査と呼ばれる。

□干ばつ

降雨がなく土壌の水分含有がなくなり地割れ等を起こす現象。近年、地球温暖化による異常気象の一つとして、穀物の生産等に重大な影響を与え、深刻な問題となっている。

□気候変動枠組条約

1992年6月3日から6月14日まで、ブラジルの都市リオデジャネイロにおいて開催された環境と開発に関する国際連合会議（UNCED）において、採択された地球温暖化問題に関する国際的な枠組みを設定した環境条約。気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）は、1994年3月21日に、発効された。

□京都議定書

地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの一種である二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）について、先進国における削減率を1990年と比較して各国別に定め、共同で約束期間内に目標値を達成することが定められた。2008年から2012年までの期間中に、先進国全体の温室効果ガス6種の合計排出量を1990年に比べて少なくとも5%削減することを目的と定め、日本の目標値は－6%としている。1997年12月に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、法的拘束力をもった温室効果ガス削減のための議定書が採択された。2005年2月16日に発効。

2013年からの第二約束期間では三ふっ化窒素を加えた7種類を削減すべき温室効果ガスとして定めている。

□クールアース・デー

地球温暖化やエネルギーの枯渇といった深刻な地球規模の環境問題を解決するためには、世界の国々が協力しあい、限られた資源を有効に利用し、CO₂をできるだけ排出しない取組みを進めていくことが必要であり、日本は、CO₂をできるだけ排出しない低炭素社会の実現に向けて、「クールアース推進構想」を世界に向けて提案している。こうした環境問題の大切さを国民全体で再確認していくため、7月7日を「クールアース・デー」と定め、施設や事業所、家庭などで一斉に電気を消す「セタライトダウン」を呼びかけている。

□クールネッサンス

神奈川発の「地球復興」市民運動。

□クールビズ

地球温暖化対策の一環として、主にオフィスでの冷房使用に伴う温室効果ガスを削減するための取組み。服装を軽装にし冷房時の室温を28℃に設定するよう2005年の夏からスタートした。現在では、様々な素材・デザイン・コーディネートを取り入れたファッションが出回るようになったが、服装だけでなく「緑のカーテン」等により日射を遮り、冷房使用を抑制する手法も取られている。

□京都議定書

地球温暖化の原因となる、温室効果ガスの一種である二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）について、先進国における削減率を1990年と比較して各国別に定め、共同で約束期間内に目標値を達成することが定められた。2008年から2012年までの期間中に、先進国全体の温室効果ガス6種の合計排出量を1990年に比べて少なくとも5%削減することを目的と定め、日本の目標値は－6%としている。1997年12月に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、法的拘束力をもった温室効果ガス削減のための議定書が採択された。2005年2月16日に発効。

□クールアース・デー

地球温暖化やエネルギーの枯渇といった深刻な地球規模の環境問題を解決するためには、世界の国々が協力しあい、限られた資源を有効に利用し、CO₂をできるだけ排出しない取組みを進めていくことが必要であり、日本は、CO₂をできるだけ排出しない低炭素社会の実現に向けて、「クールアース推進構想」を世界に向けて提案している。こうした環境問題の大切さを国民全体で再確認していくため、7月7日を「クールアース・デー」と定め、施設や事業所、家庭などで一斉に電気を消す「セタライトダウン」を呼びかけている。

□クールネッサンス

神奈川発の「地球復興」市民運動。

□クールビズ

地球温暖化対策の一環として、主にオフィスでの冷房使用に伴う温室効果ガスを削減するための取組み。服装を軽装にし冷房時の室温を28℃に設定するよう2005年の夏からスタートした。現在では、様々な素材・デザイン・コーディネートを取り入れたファッションが出回るようになったが、服装だけでなく「緑のカーテン」等により日射を遮り、冷房使用を抑制する手法も取られている。

□景観

一般的には、風景、特に視覚的な事象を捉える言葉として知られているが、「海老名市景観基本計画」では、「自然的要素」「歴史的要素」「生活文化的要素」の「モノ」「人」「行為」などが積み重なってできた総合的な姿としている。

□ゲリラ豪雨

近年、特に都市部に多く見られる異常気象の一つである、「短時間」「大量」「局所的」な降雨のこと。集中豪雨ともいわれる。

□光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが日射により光化学反応を起こし、酸化性物質や還元性物質などを生成する。このうちオゾンやアルデヒドなどの酸化性物質を総称して光化学オキシダントと呼び、光化学スモッグの主な原因とされている。現在、光化学オキシダントには環境基準が定められている。

□光化学スモッグ

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の1次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の光化学オキシダントを含む2次汚染物質となる。これに風が弱い等の特殊な気象条件が重なると、光化学反応により生成された2次汚染物質が滞留し、白くもやがかかったようになり、これを、光化学スモッグという。光化学スモッグが発生した時は、光化学オキシダントのため、眼やのどに刺激を受けたり、葉が枯れる等の被害が発生しやすくなる。このように光化学オキシダントは、人の健康に影響を及ぼすため、環境基準が定められている。

□公共下水道

主に市街地における雨水等の自然水を排除するとともに、人間の生活活動や生産活動により発生する汚水を道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排除し、終末処理場で処理するもので、事業主体は市町村である。

□公共用水域

河川、湖沼、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道のうち終末処理場を有するものを除く）のこと。港湾、湾岸地域も含まれる。

□景観

一般的には、風景、特に視覚的な事象を捉える言葉として知られているが、「海老名市景観基本計画」では、「自然的要素」「歴史的要素」「生活文化的要素」の「モノ」「人」「行為」などが積み重なってできた総合的な姿としている。

□ゲリラ豪雨

近年、特に都市部に多く見られる異常気象の一つである、「短時間」「大量」「局所的」な降雨のこと。集中豪雨ともいわれる。

□光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素などが日射により光化学反応を起こし、酸化性物質や還元性物質などを生成する。このうちオゾンやアルデヒドなどの酸化性物質を総称して光化学オキシダントと呼び、光化学スモッグの主な原因とされている。現在、光化学オキシダントには環境基準が定められている。

□光化学スモッグ

工場・自動車等から大気中に排出された窒素酸化物、炭化水素等の1次汚染物質が太陽光線に含まれる紫外線により光化学反応を起こし、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート等の光化学オキシダントを含む2次汚染物質となる。これに風が弱い等の特殊な気象条件が重なると、光化学反応により生成された2次汚染物質が滞留し、白くもやがかかったようになり、これを、光化学スモッグという。光化学スモッグが発生した時は、光化学オキシダントのため、眼やのどに刺激を受けたり、葉が枯れる等の被害が発生しやすくなる。このように光化学オキシダントは、人の健康に影響を及ぼすため、環境基準が定められている。

□公共下水道

主に市街地における雨水等の自然水を排除するとともに、人間の生活活動や生産活動により発生する汚水を道路の地下に敷設した管きょ（大部分が暗きょ）で排除し、終末処理場で処理するもので、事業主体は市町村である。

□公共用水域

河川、湖沼、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水路（公共下水道及び流域下水道のうち終末処理場を有するものを除く）のこと。港湾、湾岸地域も含まれる。

□高効率給湯器

エネルギーの消費効率の高い給湯器のこと。より少ないエネルギーでお湯を沸かすことが可能なため、電力やガスの使用量が少なく、二酸化炭素の抑制につながるとともにランニングコストの削減にもなる。

□合成洗剤

化学的に合成された洗剤の総称で、家庭や業務用での食器や衣類などの洗浄に広く使われている。しかし、合成洗剤に含まれる界面活性剤そのものの毒性や助剤に含有する、りん酸塩による富栄養化問題があつて、低りん、無りん化が進んでいる。

□高度経済成長

重化学工業を中心に、戦前最高時の水準に生産力が回復した 1955 年から 1974 年頃に国内総生産がマイナスになるまでの期間を指す。この時期から、大気汚染、水質汚濁をはじめとした公害問題が急速に激化してきた。

— さ 行 —

□再生可能エネルギー

エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものであり、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

□相模国分寺・尼寺跡

741 年の国分寺建立の詔によって建立された寺院で、現在は主要建物範囲が国指定史跡になっている。国分寺跡では、基壇等を当時の姿に復元するなどの環境整備工事を実施している。駅や住宅地に近いことから来訪者が多く、地域の人たちの憩いの場として親しまれている。
また、尼寺跡は国分寺から北に約 500m 行ったところにあり、現在は史跡保存と整備のために草刈りなど敷地の維持管理を行っている。

□砂漠化

過放牧や蒔の過剰採取、不適切な灌漑による塩分濃度の上昇、干ばつの影響等により土地の持つ生物生産力が減退ないし破壊され、砂漠のような状態になることをいう。

□高効率給湯器

エネルギーの消費効率の高い給湯器のこと。より少ないエネルギーでお湯を沸かすことが可能なため、電力やガスの使用量が少なく、二酸化炭素の抑制につながるとともにランニングコストの削減にもなる。

□合成洗剤

化学的に合成された洗剤の総称で、家庭や業務用での食器や衣類などの洗浄に広く使われている。しかし、合成洗剤に含まれる界面活性剤そのものの毒性や助剤に含有する、りん酸塩による富栄養化問題があつて、低りん、無りん化が進んでいる。

□高度経済成長

重化学工業を中心に、戦前最高時の水準に生産力が回復した 1955 年から 1974 年頃に国内総生産がマイナスになるまでの期間を指す。この時期から、大気汚染、水質汚濁をはじめとした公害問題が急速に激化してきた。

— さ 行 —

□相模国分寺・尼寺跡

741 年の国分寺建立の詔によって建立された寺院で、現在は主要建物範囲が国指定史跡になっている。国分寺跡では、基壇等を当時の姿に復元するなどの環境整備工事を実施している。駅や住宅地に近いことから来訪者が多く、地域の人たちの憩いの場として親しまれている。
また、尼寺跡は国分寺から北に約 500m 行ったところにあり、現在は史跡保存と整備のために草刈りを行っている。

□砂漠化

過放牧や蒔の過剰採取、不適切な灌漑による塩分濃度の上昇、干ばつの影響等により土地の持つ生物生産力が減退ないし破壊され、砂漠のような状態になることをいう。

□サブ中心商業地

海老名市の商業振興施策を進める対象のうち、市南部地域及ぶ厚木駅周辺地域を指す。

□酸性雨

工場などからの排煙や自動車排出ガスなどに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が、雨に取り込まれることにより酸性化したもので、通常pH（水素イオン濃度）5.6 以下の雨をいう。酸性雨が降り注いで土壌や湖沼・河川が酸性化することにより、森林や水生生物などに重大な影響を及ぼしている。

□CSR

企業の社会的責任。法令遵守や利益貢献にとどまらず、市民や地域、社会の要請に応え、幅広い社会貢献や配慮、情報公開や対話を企業が自主的に行うべきであるという考えのこと。

□COP

Conference Of the Parties の略。締約国会議。1992 年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）を受けて、その具体的な内容を検討する場として設置された。

□自然緑地保全区域

海老名市環境保全条例の規定により（所有者又は管理者の同意を得て）市長が指定するもので、指定を受けると奨励金が交付され、樹木等の伐採や建築物等の新增改築、その他土地の形質の変更などが制限される。

□地盤沈下

環境基本法で定められた典型 7 公害のうちの一つで、私たちの生活基盤である大地が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象のこと。地盤沈下の原因としては、主として軟弱地盤地域における地下水の過剰揚水があげられ、地下水の保全とともに採取規制がされている地域もある。

□市民農園

海老名市において、荒廃農地及び農地の良好な景観を図りながら、市民の余暇活動の場として設置されている。

□サブ中心商業地

海老名市の商業振興施策を進める対象のうち、市南部地域及ぶ厚木駅周辺地域を指す。

□酸性雨

工場などからの排煙や自動車排出ガスなどに含まれる硫黄酸化物や窒素酸化物が、雨に取り込まれることにより酸性化したもので、通常pH（水素イオン濃度）5.6 以下の雨をいう。酸性雨が降り注いで土壌や湖沼・河川が酸性化することにより、森林や水生生物などに重大な影響を及ぼしている。

□CSR

企業の社会的責任。法令遵守や利益貢献にとどまらず、市民や地域、社会の要請に応え、幅広い社会貢献や配慮、情報公開や対話を企業が自主的に行うべきであるという考えのこと。

□COP

Conference Of the Parties の略。締約国会議。1992 年の国連気候変動枠組条約（UNFCCC）を受けて、その具体的な内容を検討する場として設置された。

□自然緑地保全区域

海老名市環境保全条例の規定により（所有者又は管理者の同意を得て）市長が指定するもので、指定を受けると奨励金が交付され、樹木等の伐採や建築物等の新增改築、その他土地の形質の変更などが制限される。

□地盤沈下

環境基本法で定められた典型 7 公害のうちの一つで、私たちの生活基盤である大地が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象のこと。地盤沈下の原因としては、主として軟弱地盤地域における地下水の過剰揚水があげられ、地下水の保全とともに採取規制がされている地域もある。

□市民農園

海老名市において、荒廃農地及び農地の良好な景観を図りながら、市民の余暇活動の場として設置されている。

□遮熱フィルム

窓に貼付し、可視光線や赤外線を反射することにより太陽熱を遮蔽し、冷房の負荷を軽減させることで省エネを実現する。紫外線を遮蔽するタイプなど、用途に応じて様々なフィルムがあるが、総じて太陽熱の遮蔽効果が高いタイプほどフィルムの色が濃くなる。

□重金属

密度が比較的大きい金属。比重が4.0以上のものを指すことが多い。重金属の中には、カドミウム、水銀など蓄積されて公害病の原因となるものがある。

□循環型社会

廃棄物の発生を最小限に抑制し、循環可能な資源の循環的利用の促進及び循環不可能な資源の適正な処分を確保することによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が出来る限り低減された社会をいう。

□旬産旬消

旬の食材を旬の時期に消費すること。温室栽培や冷凍保存などによるエネルギー消費を削減することが可能であり、地球温暖化防止の観点から注目されている。

□少子高齢化

少子化（子どもを生む親世代の減少、出生率の低下などにより、子どもの数が減少すること。）と高齢化（高齢者人口の増加により人口構造が高齢化した社会構成になること。）が同時並行で進んでいる状態。

□森林火災

森林原野が火によって焼け損じること。一般には山火事と呼ばれる。国土保全、水資源の涵養、景観保全などに大きな損害をもたらすと共に、地球温暖化防止の観点からも大きな損害をもたらしている。

□スマート農業研究事業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化や精密化などを進めた次世代農業を指す。スマート(smart)は「賢い」という意味。スマート農業の明確な定義はないが、栽培環境の自動制御や自律的な環境対応などの先進技術により従来型の農業の限界を超えた新しい農業が想定されている。

□遮熱フィルム

窓に貼付し、可視光線や赤外線を反射することにより太陽熱を遮蔽し、冷房の負荷を軽減させることで省エネを実現する。紫外線を遮蔽するタイプなど、用途に応じて様々なフィルムがあるが、総じて太陽熱の遮蔽効果が高いタイプほどフィルムの色が濃くなる。

□重金属

密度が比較的大きい金属。比重が4.0以上のものを指すことが多い。重金属の中には、カドミウム、水銀など蓄積されて公害病の原因となるものがある。

□循環型社会

廃棄物の発生を最小限に抑制し、循環可能な資源の循環的利用の促進及び循環不可能な資源の適正な処分を確保することによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が出来る限り低減された社会をいう。

□旬産旬消

旬の食材を旬の時期に消費すること。温室栽培や冷凍保存などによるエネルギー消費を削減することが可能であり、地球温暖化防止の観点から注目されている。

□少子高齢化

少子化（子どもを生む親世代の減少、出生率の低下などにより、子どもの数が減少すること。）と高齢化（高齢者人口の増加により人口構造が高齢化した社会構成になること。）が同時並行で進んでいる状態。

□森林火災

森林原野が火によって焼け損じること。一般には山火事と呼ばれる。国土保全、水資源の涵養、景観保全などに大きな損害をもたらすと共に、地球温暖化防止の観点からも大きな損害をもたらしている。

□生活排水

炊事、洗濯、入浴、し尿などの人の生活に伴って公共用水域に排出される水を言い、そのうちし尿を除いたものを生活雑排水という。近年では、産業系排水より生活系雑排水の方が水質汚濁の要因として大きな比重を占めているが、平成2年6月には水質汚濁防止法が改正されて生活排水対策の法制化が図られた。

□生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。生物多様性の定義には様々なものがあるが、生物の多様性に関する条約では「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

□石けん

日本では、家庭用品品質表示法により、合成洗剤と石けんを明確に区別して表示することが求められている。主な洗浄作用がすべて純石けん分の界面活性作用によるものを石けんと言い、主な洗浄作用が純石けん以外の界面活性作用洗浄剤が含まれた洗浄剤を合成洗剤という。

□節水こま

蛇口内部に取り付ける、中央部に突起がついたゴム製または樹脂製のこま。この突起により流出する水量を削減する。また、これとは別にオリフィスを用いた定流量弁を節水こまと呼ぶこともある。こちらの方が、蛇口の使用目的に応じた吐水量に調整することが可能であり、節水効果も高くなる。

— た 行 —

□ダイオキシン

有機塩素系化合物でポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。特に、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシン（TCDD）は史上最強の毒物として知られ、除草剤などの副産物として生成される。最近では、都市廃棄物の焼却や製紙工場の漂白過程によっても生成されていることで問題になっている。発がん性や催奇性、生殖異常を引き起こすなどの報告がある。

□生活排水

炊事、洗濯、入浴、し尿などの人の生活に伴って公共用水域に排出される水を言い、そのうちし尿を除いたものを生活雑排水という。近年では、産業系排水より生活系雑排水の方が水質汚濁の要因として大きな比重を占めているが、平成2年6月には水質汚濁防止法が改正されて生活排水対策の法制化が図られた。

□生物多様性

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。生物多様性の定義には様々なものがあるが、生物の多様性に関する条約では「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息または生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。

□石けん

日本では、家庭用品品質表示法により、合成洗剤と石けんを明確に区別して表示することが求められている。主な洗浄作用がすべて純石けん分の界面活性作用によるものを石けんと言い、主な洗浄作用が純石けん以外の界面活性作用洗浄剤が含まれた洗浄剤を合成洗剤という。

□節水こま

蛇口内部に取り付ける、中央部に突起がついたゴム製または樹脂製のこま。この突起により流出する水量を削減する。また、これとは別にオリフィスを用いた定流量弁を節水こまと呼ぶこともある。こちらの方が、蛇口の使用目的に応じた吐水量に調整することが可能であり、節水効果も高くなる。

— た 行 —

□ダイオキシン

有機塩素系化合物でポリ塩化ジベンゾパラジオキシンとポリ塩化ジベンゾフランの総称。特に、2,3,7,8-四塩化パラジオキシン（TCDD）は史上最強の毒物として知られ、除草剤などの副産物として生成される。最近では、都市廃棄物の焼却や製紙工場の漂白過程によっても生成されていることで問題になっている。発がん性や催奇性、生殖異常を引き起こすなどの報告がある。

□待機電力

コンセントに接続された家電製品が、電源の切れている状態で消費する電力のこと。代表的なものとしてオーディオ、エアコンなどのリモコンを使用する家電製品が挙げられ、主電源が入った状態ではリモコンからの操作に備え、待機状態が続くため電気を消費している。一般的な家庭では電気使用量の約 6% 程度が待機電力による消費である。最近の家電製品は省エネルギー化が進み、使用時だけでなく待機電力消費量も低く抑えられているものが多い。

□代替フロン

特定フロン（クロロフルオロカーボン（CFC）、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）の代替として産業利用されている合成化合物（ガス）で、一般的にハイドロフルオロカーボン（HFC）を指す。代替フロンは、オゾン層を破壊しないことから、特定フロンに替わって広く普及したが、二酸化炭素の 100～1 万倍以上の温室効果があり、地球温暖化の原因になるとして問題となっている。

□太陽光発電施設

太陽電池と呼ばれる装置を用いて、太陽光を電気に変換する発電施設のこと。発電時に化石燃料を燃焼させる火力発電と異なり、太陽光から直接電気を生み出す太陽光発電は発電時に二酸化炭素を排出しないという利点がある。また、化石燃料は近い将来に枯渇することが懸念されているが、太陽光には限りがないため、深刻化している燃料問題の有力な解決策の 1 つとされている。

□太陽熱利用施設

太陽光の持つエネルギーを集熱器で熱に変換し、温水等に利用する施設のこと。温水を自然循環する太陽熱温水器と強制循環させるソーラーシステムがある。ソーラーシステムとヒートポンプなどを組み合わせ冷房等に利用するアクティブソーラーシステムやなるべく機械を使わず建物の床や壁に熱を蓄積するパッシブソーラーシステムなども開発されている。

□炭化水素

炭素原子と水素原子のみで構成された化合物の総称。炭化水素のうち、最も簡単な構造のものはメタン（CH₄）である。石油や天然ガスなどの化石燃料もその主成分は炭化水素やその混合物である。

□地下水汚染

地下水は、良質で安定した水源として生活用水はもちろん、工業用水や農業用水などに広く利用されている。近年、トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤による全国的な地下水汚染が見られ、地下水質調査、発生源の汚染防止対策や汚染物質の排出抑制指導などが進められている。平成 29 年 4 月 1 日にクロロエチレン が追加され、現在 26 種類の特定有害物質が指定 されている。

□待機電力

コンセントに接続された家電製品が、電源の切れている状態で消費する電力のこと。代表的なものとしてオーディオ、エアコンなどのリモコンを使用する家電製品が挙げられ、主電源が入った状態ではリモコンからの操作に備え、待機状態が続くため電気を消費している。一般的な家庭では電気使用量の約 8% 程度が待機電力による消費である。最近の家電製品は省エネルギー化が進み、使用時だけでなく待機電力消費量も低く抑えられているものが多い。

□太陽光発電施設

太陽電池と呼ばれる装置を用いて、太陽光を電気に変換する発電施設のこと。発電時に化石燃料を燃焼させる火力発電と異なり、太陽光から直接電気を生み出す太陽光発電は発電時に二酸化炭素を排出しないという利点がある。また、化石燃料は近い将来に枯渇することが懸念されているが、太陽光には限りがないため、深刻化している燃料問題の有力な解決策の 1 つとされている。

□太陽熱利用施設

太陽光の持つエネルギーを集熱器で熱に変換し、温水等に利用する施設のこと。温水を自然循環する太陽熱温水器と強制循環させるソーラーシステムがある。ソーラーシステムとヒートポンプなどを組み合わせ冷房等に利用するアクティブソーラーシステムやなるべく機械を使わず建物の床や壁に熱を蓄積するパッシブソーラーシステムなども開発されている。

□炭化水素

炭素原子と水素原子のみで構成された化合物の総称。炭化水素のうち、最も簡単な構造のものはメタン（CH₄）である。石油や天然ガスなどの化石燃料もその主成分は炭化水素やその混合物である。

□地下水汚染

地下水は、良質で安定した水源として生活用水はもちろん、工業用水や農業用水などに広く利用されている。近年、トリクロロエチレン等の有機塩素系溶剤による全国的な地下水汚染が見られ、地下水質調査、発生源の汚染防止対策や汚染物質の排出抑制指導などが進められている。平成 元年度には、水質汚濁防止法の改正により、トリクロロエチレンとテトラクロロエチレンが有害物質に追加指定 され、平成 5 年には有害物質 23 項目の地下浸透が規制 されている。

□地球温暖化

地表から宇宙へと放出される赤外線を吸収する性質を持つ二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスによって、地表の温度は生物の生存に適した温度に保たれてきた。しかし、産業革命以降、私たちが化石燃料を大量に燃焼させたことなどにより、これらのガスの大気中濃度が高まり、地表の温度を上昇させている。その結果、異常気象の発生や海面上昇による陸地の水没など、人間を始め広く生態系に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

□地球温暖化対策計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき策定された、日本で唯一の地球温暖化に関する総合計画。2016年5月13日に閣議決定された。

□地球温暖化対策の推進に関する法律

地球の温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その原因である大気中の温室効果ガス濃度を産業革命以前の値に安定化させることが人類共通の課題である。気候変動に関する国際連合枠組条約及び第3回気候変動枠組条約締約国会議の経過を踏まえ、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要である。そのため、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに地球温暖化対策に関する基本方針を定め、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律である。

□地球環境問題

人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模の環境問題。地球環境問題として現在認識され、かつ、取組みがなされているのは、次の9つの問題である。①地球の温暖化、②オゾン層の破壊、③酸性雨、④熱帯林の減少、⑤砂漠化、⑥海洋汚染、⑦開発途上国の公害、⑧野生生物種の減少、⑨有害廃棄物の越境移動。それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っている。

□地産地消

地域生産地域消費の略語であり、地域内で生産された農産物や水産物をその地域内で消費すること。生産者と消費者の距離が近いこと、食品の安全性が高くなると共に、フードマイレージを小さくする効用もある。

□地球温暖化

地表から宇宙へと放出される赤外線を吸収する性質を持つ二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスによって、地表の温度は生物の生存に適した温度に保たれてきた。しかし、産業革命以降、私たちが化石燃料を大量に燃焼させたことなどにより、これらのガスの大気中濃度が高まり、地表の温度を上昇させている。その結果、異常気象の発生や海面上昇による陸地の水没など、人間を始め広く生態系に深刻な影響を及ぼすことが懸念されている。

□地球温暖化対策の推進に関する法律

地球の温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、その原因である大気中の温室効果ガス濃度を産業革命以前の値に安定化させることが人類共通の課題である。気候変動に関する国際連合枠組条約及び第3回気候変動枠組条約締約国会議の経過を踏まえ、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要である。そのため、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに地球温暖化対策に関する基本方針を定め、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律である。

□地球環境問題

人類の将来にとっての大きな脅威となってきた地球規模の環境問題。地球環境問題として現在認識され、かつ、取組みがなされているのは、次の9つの問題である。①地球の温暖化、②オゾン層の破壊、③酸性雨、④熱帯~~雨~~林の減少、⑤砂漠化、⑥海洋汚染、⑦開発途上国の公害、⑧野生生物種の減少、⑨有害廃棄物の越境移動。それぞれの問題は、因果関係が相互に複雑に絡み合っている。

□地産地消

地域生産地域消費の略語であり、地域内で生産された農産物や水産物をその地域内で消費すること。生産者と消費者の距離が近いこと、食品の安全性が高くなると共に、フードマイレージを小さくする効用もある。

□窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の化合物。窒素酸化物と呼ばれるものの中で主なものは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）などである。これらは石油、石炭などの化石燃料を燃焼することによって発生し、工場、ビル、自動車などから排出され、酸性雨や光化学スモッグの発生原因となる。

□中水

雨水、下水や産業排水を処理した水。水道水と比較すると低水質なため、飲料用にはできないが、水洗トイレ用、冷却・暖房用水、散水などの雑用水として利用できる。上水と下水の中間に位置することから中水と言われる。

□土の日

都市住民にサツマイモや梨などの収穫を通じ、土とのふれあいを楽しみながら収穫の喜びを味わってもらうため土の日（掘りとり、もぎとりの日）を定めている。

□低公害車

大気汚染物質の排出量が少なく、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。燃料電池自動車、電気自動車等がある。

□電気自動車

低公害車のひとつで、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車。走行時に二酸化炭素等の温室効果ガスや大気汚染物質を排出しない。

□電球型蛍光灯

白熱電球用のソケットに直接装着して使用することが出来る蛍光灯のこと。同じ光量を得るための消費電力量が白熱電球に比べて 1/4～1/5 程度と経済的であるため、地球温暖化防止の観点から世界的に白熱電球からの交換が進んでおり、EU では 2009 年の EU 環境指令により、白熱電球の販売が段階的に禁止された。

□土壌汚染

土壌にカドミウムなどの有害な重金属類、PCB（ポリ塩化ビフェニル）などの化学物質が蓄積し、その結果、人の健康被害や農作物の収量減をもたらすこと。

□窒素酸化物（NO_x）

窒素と酸素の化合物。窒素酸化物と呼ばれるものの中で主なものは、一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO₂）などである。これらは石油、石炭などの化石燃料を燃焼することによって発生し、工場、ビル、自動車などから排出され、酸性雨や光化学スモッグの発生原因となる。

□中水

雨水、下水や産業排水を処理した水。水道水と比較すると低水質なため、飲料用にはできないが、水洗トイレ用、冷却・暖房用水、散水などの雑用水として利用できる。上水と下水の中間に位置することから中水と言われる。

□土の日

都市住民にサツマイモや梨などの収穫を通じ、土とのふれあいを楽しみながら収穫の喜びを味わってもらうため土の日（掘りとり、もぎとりの日）を定めている。

□低公害車

大気汚染物質の排出量や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。電気、太陽光、エタノールなどを動力源とする車が開発されている。

□電球型蛍光灯

白熱電球用のソケットに直接装着して使用することが出来る蛍光灯のこと。同じ光量を得るための消費電力量が白熱電球に比べて 1/4～1/5 程度と経済的であるため、地球温暖化防止の観点から世界的に白熱電球からの交換が進んでおり、フランス、オーストラリアなどでは白熱電球の生産・販売を今後禁止していく法律の整備も進められている。

□土壌汚染

土壌にカドミウムなどの有害な重金属類、PCB（ポリ塩化ビフェニル）などの化学物質が蓄積し、その結果、人の健康被害や農作物の収量減をもたらすこと。

— な 行 —

□生ゴミ処理機

生ごみなどの有機物を処理する家電製品のこと。バイオ式生ごみ処理機と乾燥式生ごみ処理機がある。バイオ式は微生物に適した環境を作り、微生物が有機物を酸分解し堆肥を作る。それに対して、乾燥式は温風等による加熱によって生ごみ中の水分を蒸発させ、生ごみの減量化と微生物の不活性化による衛生化を行う。

□二酸化炭素（CO₂）

炭酸ガスともいう。無色、無臭で気体、低温で圧力を加えると液化する。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加する傾向がある。また、赤外線を吸収する温室効果ガスの1つであり、その増加は地球の温暖化促進につながるものとして懸念されている。

□認定農業者

農家の経営発展のため目標を定めた計画書を作成し、市町村が認定する制度。認定されると様々な支援を受けることができる。

□熱帯夜

夕方から翌朝までの最低気温が摂氏 25℃以上の日を指す気象庁の用語のこと。統計上は日最低気温を代用することもある。また、日最高気温が 25℃以上の日を指す「夏日」、日最高気温が 30℃以上の日を指す「真夏日」、日最高気温が 35℃以上の日を指す「猛暑日」という用語もある。

□熱帯林

熱帯に分布する森林の総称。熱帯林は生物多様性の宝庫で、全世界の生物種の半数以上が生息している。全世界の森林面積の半分近くを占めているが、その多くが途上国に分布するため、輸出用の商業木材、農地（プランテーション）開墾、更には住民の薪材などとするため、伐採され近年著しく減少している。熱帯林の減少は、地球温暖化防止や生物多様性の観点から地球環境問題の重要な課題の一つとなっている。

— な 行 —

□生ゴミ処理機

生ごみなどの有機物を処理する家電製品のこと。バイオ式生ごみ処理機と乾燥式生ごみ処理機がある。バイオ式は微生物に適した環境を作り、微生物が有機物を酸分解し堆肥を作る。それに対して、乾燥式は温風等による加熱によって生ごみ中の水分を蒸発させ、生ごみの減量化と微生物の不活性化による衛生化を行う。

□二酸化炭素（CO₂）

炭酸ガスともいう。無色、無臭で気体、低温で圧力を加えると液化する。二酸化炭素は自然界にも存在しているが、特に化石燃料等の消費拡大に伴い、大気中に排出される量が増加する傾向がある。また、赤外線を吸収する温室効果ガスの1つであり、その増加は地球の温暖化促進につながるものとして懸念されている。

□認定農業者

農家の経営発展のため目標を定めた計画書を作成し、市町村が認定する制度。認定されると様々な支援を受けることができる。

□熱帯夜

夕方から翌朝までの最低気温が摂氏 25℃以上の日を指す気象庁の用語のこと。統計上は日最低気温を代用することもある。また、日最高気温が 25℃以上の日を指す「夏日」、日最高気温が 30℃以上の日を指す「真夏日」という用語もある。

□熱帯林

熱帯に分布する森林の総称。熱帯林は生物多様性の宝庫で、全世界の生物種の半数以上が生息している。全世界の森林面積の半分近くを占めているが、その多くが途上国に分布するため、輸出用の商業木材、農地（プランテーション）開墾、更には住民の薪材などとするため、伐採され近年著しく減少している。熱帯林の減少は、地球温暖化防止や生物多様性の観点から地球環境問題の重要な課題の一つとなっている。

□燃料電池自動車

低公害車のひとつで、車載の水素と空気中の酸素を化学反応させて発電し、その電気でモーターを回転させて走る自動車。既存のガソリン車と同程度の機能を持ち、電気自動車と比べて航続距離が長く充填時間が短い。走行時に水のみを排出し、二酸化炭素等の温室効果ガスや大気汚染物質を排出しないため、究極のエコカーともいわれている。

— は 行 —

□パートナーシップ

持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する各主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携を行うこと。

□バイオエタノール

サトウキビやトウモロコシなどを発酵・蒸留させ生産するエタノールのこと。ガソリンと混ぜて使用するのが一般的で、日本では3%まで混合することが認められている。石油や天然ガスから生産した合成エタノールとは再生可能性やカーボンニュートラル性において、差別化される。バイオエタノールは再生可能な自然エネルギーであること、燃焼によって大気中の二酸化炭素量を増やさないことなどの理由により、エネルギー源としての将来性が期待されているが、生産過程全体を通した場合の二酸化炭素削減効果、エネルギー生産手段としての効率性、食料との競合などの問題点も指摘されている。

□バイオガス燃料

生物の排泄物、有機質肥料、生分解性物質、汚水、ゴミ、エネルギー作物などから得られるガスを燃料及び発電などに利用すること。メタン、二酸化炭素を主成分とし、サトウキビや下水処理場の活性汚泥などを利用して生産されることが多い。バイオガスは非枯渇性の再生可能資源であり、カーボンニュートラル性も有しており、下水処理場などから発生する未利用ガス等の利用も期待されている。

□バイオディーゼル燃料

生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称。バイオマスエネルギーの一つであり、植物油、獣脂、廃食用油など様々な油脂が原料となりうる。一般的にバイオディーゼル 100%か、または軽油と一定割合で混合して使用する。植物油由来のバイオディーゼルはカーボンニュートラルによって再生可能エネルギーとして期待されているが、原料に食物を使用するため食物価格の高騰、森林伐採の進行などが懸念されている。また、冬季にバイオディーゼル 100%で使用すると、燃料経路内で固まることもある。

— は 行 —

□パートナーシップ

持続可能な社会に向けて、経済社会を構成する各主体がそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携を行うこと。

□バイオエタノール

サトウキビやトウモロコシなどを発酵・蒸留させ生産するエタノールのこと。ガソリンと混ぜて使用するのが一般的で、日本では3%まで混合することが認められている。石油や天然ガスから生産した合成エタノールとは再生可能性やカーボンニュートラル性において、差別化される。バイオエタノールは再生可能な自然エネルギーであること、燃焼によって大気中の二酸化炭素量を増やさないことなどの理由により、エネルギー源としての将来性が期待されているが、生産過程全体を通した場合の二酸化炭素削減効果、エネルギー生産手段としての効率性、食料との競合などの問題点も指摘されている。

□バイオガス燃料

生物の排泄物、有機質肥料、生分解性物質、汚水、ゴミ、エネルギー作物などから得られるガスを燃料及び発電などに利用すること。メタン、二酸化炭素を主成分とし、サトウキビや下水処理場の活性汚泥などを利用して生産されることが多い。バイオガスは非枯渇性の再生可能資源であり、カーボンニュートラル性も有しており、下水処理場などから発生する未利用ガス等の利用も期待されている。

□バイオディーゼル燃料

生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称。バイオマスエネルギーの一つであり、植物油、獣脂、廃食用油など様々な油脂が原料となりうる。一般的にバイオディーゼル 100%か、または軽油と一定割合で混合して使用する。植物油由来のバイオディーゼルはカーボンニュートラルによって再生可能エネルギーとして期待されているが、原料に食物を使用するため食物価格の高騰、森林伐採の進行などが懸念されている。また、冬季にバイオディーゼル 100%で使用すると、燃料経路内で固まることもある。

□白熱電球

ガラス球内のフィラメントのジュール熱による輻射を利用した電球のこと。電力の大部分を熱や赤外線として放出するため、発光効率が低い。地球温暖化防止の観点から電球型蛍光灯ランプやLED照明への交換が進められている。

□パリ協定

第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）が開催されたパリにて、2015年12月12日に採択された、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組み。世界初となる、全ての国が参加する公平な合意であり、2016年11月4日に発効された。

□BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物は好気性の微生物の作用を受けて徐々に酸化、分解され安定化していく。この過程で消費される酸素量をBOD値という。BOD値は $\frac{mg}{l}$ で表され、環境基準では河川の汚濁指標として採用している。この値が高いほど、汚濁が著しいことを示す。

□フードマイレージ

「食料の(=food)」「輸送距離(=mileage)」を併せた言葉。食材の重量(t)×輸送距離(km)で表す。食材の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠ければ大きくなる。フードマイレージが小さいほど輸送に必要なエネルギーも少なくて済むため、地球温暖化防止の観点から注目されている。類似した考え方に食材の生産地と消費地を出来るだけ小さくする「地産地消」、食材の本来の収穫時期と消費時期を出来るだけ合わせる「旬産旬消」などがある。

□フォーラム

公開の討論会、座談会。

□ふれあい農業

都市住民が土とのふれあいを楽しみながら収穫の喜びを味わうためのイベント。

□フロンガス

冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄用等に広く使われてきた物質。オゾン層を破壊することが分かり、国際的に削減策がとられている。

□白熱電球

ガラス球内のフィラメントのジュール熱による輻射を利用した電球のこと。電力の大部分を熱や赤外線として放出するため、発光効率が低い。地球温暖化防止の観点から電球型蛍光灯ランプへの交換が進められているが、写真撮影での使用、高温多湿な悪環境での使用など電球型蛍光灯ランプが適さない場合もある。

□BOD（生物化学的酸素要求量）

Biochemical Oxygen Demand の略。水中の有機物は好気性の微生物の作用を受けて徐々に酸化、分解され安定化していく。この過程で消費される酸素量をBOD値という。BOD値は $\frac{mg}{l}$ で表され、環境基準では河川の汚濁指標として採用している。この値が高いほど、汚濁が著しいことを示す。

□フードマイレージ

「食料の(=food)」「輸送距離(=mileage)」を併せた言葉。食材の重量(t)×輸送距離(km)で表す。食材の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠ければ大きくなる。フードマイレージが小さいほど輸送に必要なエネルギーも少なくて済むため、地球温暖化防止の観点から注目されている。類似した考え方に食材の生産地と消費地を出来るだけ小さくする「地産地消」、食材の本来の収穫時期と消費時期を出来るだけ合わせる「旬産旬消」などがある。

□フォーラム

公開の討論会、座談会。

□ふれあい農業

都市住民が土とのふれあいを楽しみながら収穫の喜びを味わうためのイベント。

□フロンガス

冷蔵庫等の冷媒、電子部品の洗浄用等に広く使われてきた物質。オゾン層を破壊することが分かり、国際的に削減策がとられている。

□ボランティア

福祉・教育文化・保健衛生・医療など様々な分野で、自発的に無償で社会的活動を行うこと。

— ま 行 —

□マイバッグ

ゴミの削減や温室効果ガスの削減、原料となる原油の節約などを目的とし、レジ袋の代わりに消費者が持参する繰り返し使用が可能な袋やバッグ。誰でも簡単に始めることの出来る身近な環境保護活動の1つである。

□水循環

水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を絶えず循環しており、私たちのまわりでは、大気中の水蒸気、内陸水（川や湖）、地下水、海水などの形で存在している。

□水俣病・新潟水俣病

四大公害の1つ。熊本県水俣市で発生が確認されたことに由来する。その後、新潟県阿賀野川流域でも同様の症例が確認され新潟水俣病と呼称する。単純に水俣病と言った場合には前者を指す。

□メタノール自動車

メタノールは天然ガスから約70%、残りはナフサ、重油、LPGなどから生産され、ガソリンと比べ長期安定供給可能なエネルギーであり、NOx排出量もディーゼルエンジントラックの半分程度に抑えることができる。しかし、燃費効率やエンジンの耐久性に問題があること及び発がん物質とされるホルムアルデヒドなどを排出することなど改善の余地も多く残されている。

□メタン（CH₄）

天然ガスの主成分で燃料として用いられるほか、水素、メタノール、アンモニアなどの製造原料として利用されている。メタンは常温・常圧のもとでは毒性はないが、高濃度に存在すると窒息性の障害などを引き起こす。また、近年では地球の温暖化を招く温室効果ガスの1つとして注目されている。

□ボランティア

福祉・教育文化・保健衛生・医療など様々な分野で、自発的に無償で社会的活動を行うこと。

— ま 行 —

□マイバッグ

ゴミの削減や温室効果ガスの削減、原料となる原油の節約などを目的とし、レジ袋の代わりに消費者が持参する繰り返し使用が可能な袋やバッグ。誰でも簡単に始めることの出来る身近な環境保護活動の1つである。また、大型のレジ袋1枚を作る際に必要な原油は約18.3ml、ゴミとして焼却した際の二酸化炭素排出量は約13.2gである。

□水循環

水は降雨、蒸発、浸透などにより環境中を絶えず循環しており、私たちのまわりでは、大気中の水蒸気、内陸水（川や湖）、地下水、海水などの形で存在している。

□水俣病・新潟水俣病

四大公害の1つ。熊本県水俣市で発生が確認されたことに由来する。その後、新潟県阿賀野川流域でも同様の症例が確認され新潟水俣病と呼称する。単純に水俣病と言った場合には前者を指す。

□メタノール自動車

メタノールは天然ガスから約70%、残りはナフサ、重油、LPGなどから生産され、ガソリンと比べ長期安定供給可能なエネルギーであり、NOx排出量もディーゼルエンジントラックの半分程度に抑えることができる。しかし、燃費効率やエンジンの耐久性に問題があること及び発がん物質とされるホルムアルデヒドなどを排出することなど改善の余地も多く残されている。

□メタン（CH₄）

天然ガスの主成分で燃料として用いられるほか、水素、メタノール、アンモニアなどの製造原料として利用されている。メタンは常温・常圧のもとでは毒性はないが、高濃度に存在すると窒息性の障害などを引き起こす。また、近年では地球の温暖化を招く温室効果ガスの1つとして注目されている。

□モニタリング

大気・水質・騒音・地盤沈下などの状況や、緑被・植生・生物などの状況を調査することをいう。
また、近年では市民の環境意識や生活意識調査などもその範疇に含め、総合的な検討が求められている。

— や 行 —

□焼畑農業

熱帯から温帯にかけて伝統的に行われてきた粗放的な農業形態。かつては日本でも山間地を中心に行われてきたが、近年は急速に衰退してきている。熱帯の土壌は酸性のラトソルが主体のため、土壌を中和するため焼畑を行う。伝統的な焼畑農業は持続可能なものであったが、近年は過剰な焼畑により熱帯雨林の再生能力を超えてしまい、砂漠化が進んでいる。また、シンガポールやインドネシアの都市部では焼畑による大量の煙に覆われ、住民の健康被害や視界不良など深刻な煙害をもたらすこともある。

□野生生物種の絶滅

生息環境の悪化や乱獲などにより、野生生物種が絶滅すること。環境的・科学的価値のみならず、莫大な潜在的経済的価値が損なわれている。

□有益影響

直接・間接の別を問わず、事業を行ったことによって環境にもたらされる有益な影響。

□有害物質

特に人の健康に係る被害を生ずる恐れのある物質で、慢性毒性や急性毒性を呈するもの。大気汚染防止法では、カドミウム、塩素などの5種が、また水質汚濁防止法では、カドミウム、シアン、有機りん、鉛、トリクロロエチレンなど28種が定められている。

□有害廃棄物の越境移動

先進国から開発途上国への有害廃棄物の不適正な輸出及びそれに伴う環境問題。

□有機塩素系化学物質

塩素を含む有機物のこと。難分解性で環境に蓄積しやすい。

□モニタリング

大気・水質・騒音・地盤沈下などの状況や、緑被・植生・生物などの状況を調査することをいう。
また、近年では市民の環境意識や生活意識調査などもその範疇に含め、総合的な検討が求められている。

— や 行 —

□焼畑農業

熱帯から温帯にかけて伝統的に行われてきた粗放的な農業形態。かつては日本でも山間地を中心に行われてきたが、近年は急速に衰退してきている。熱帯の土壌は酸性のラトソルが主体のため、土壌を中和するため焼畑を行う。伝統的な焼畑農業は持続可能なものであったが、近年は過剰な焼畑により熱帯雨林の再生能力を超えてしまい、砂漠化が進んでいる。また、シンガポールやインドネシアの都市部では焼畑による大量の煙に覆われ、住民の健康被害や視界不良など深刻な煙害をもたらすこともある。

□野生生物種の絶滅

生息環境の悪化や乱獲などにより、野生生物種が絶滅すること。環境的・科学的価値のみならず、莫大な潜在的経済的価値が損なわれている。

□有益影響

直接・間接の別を問わず、事業を行ったことによって環境にもたらされる有益な影響。

□有害物質

特に人の健康に係る被害を生ずる恐れのある物質で、慢性毒性や急性毒性を呈するもの。大気汚染防止法では、カドミウム、塩素などの6種が、また水質汚濁防止法では、カドミウム、シアン、有機りん、鉛、トリクロロエチレンなど23種が定められている。

□有害廃棄物の越境移動

先進国から開発途上国への有害廃棄物の不適正な輸出及びそれに伴う環境問題。

□有機塩素系化学物質

塩素を含む有機物のこと。難分解性で環境に蓄積しやすい。

— ら 行 —

□リサイクル

廃棄物に含まれる資源を再生して利用すること。

— ら 行 —

□リサイクル

廃棄物に含まれる資源を再生して利用すること。

中間答申に対するパブリックコメント実施結果

1 実施期間

平成 29 年 12 月 2 日（土）から 12 月 28 日（木）

2 意見提出人数及び件数

30 名、66 件

3 主な意見

項 目	意 見	件数
有料化について	2 円/ℓは全国的に高すぎる水準。	13 件
	不法投棄やマナーの悪化が懸念される。	9 件
	ごみの処理は本来税金で賄われるべきである。 有料化は税金の二重取りである。	5 件
	ボランティア清掃ごみの負担方法について検討して欲しい。	4 件
	海老名市だけ有料化はおかしい。三市統一して有料化すべき。	3 件
戸別収集について	不法投棄の対策はどうするのか。	7 件
	コストや収集員の労力がかかる。 コストについて議論すべき。	6 件
	集合住宅辺の恩恵が少なく、不公平感を感じる	5 件
その他について	有料化する前にやるべきことがあるのではない か。ごみ分別の推進や啓発活動、情報共有をして もらいたい。	7 件
	ごみ袋を記名式にして欲しい。	4 件

※件数については重複意見を含む。

環境審議会中間答申「家庭系ごみの減量化策について」に関する意見募集（パブリックコメント）実施結果

1. パブリックコメントの実施結果

実施期間：平成29年12月2日（土）から平成29年12月28日（木）まで

総意見数：30名、66件

2. 提出された意見

提出された意見は以下のとおりです。一部要約や分割をしていますので、ご了承ください。

No.	関連する項目	意見の概要
1	3（2） 家庭ごみ減量化策の手法としての有料化の必要性	人口が増えればごみも増えるのは当たり前でだったら人口増を抑えればいいと思うが、どのような考えで、人口増が続く中、ごみの削減ができると考え、目標を定めたのか教えて欲しい。
2	3（2） 家庭ごみ減量化策の手法としての有料化の必要性	①有料化に当たって市民の納得性を重視すべき 無料から有料への変更に対する市民の抵抗感は極めて大きいと考えられる。有料化に際して市民が受け入れやすい仕組みが必要ではないか ②減量化の持続的な深化させる仕組みを導入すべき 単純な有料化のみでは目標である毎年数%ずつの減量化とはならないのではないかと。他市同様、2年目以降は減量化の効果が減衰する可能性が高いと考えられる。一時的な減量化とならないような仕組みが必要 ③『ごみ屋敷』化や不法投棄を防ぐ仕組みを導入すべき 「有料袋を一切買いたくないからごみを出さない」という家が『ごみ屋敷』化したり、不法投棄が増加するなど、近隣住民に迷惑が及ぶ可能性が考えられる。現代社会においてごみ排出ゼロで生活することはほぼ不可能である。憲法第25条生存権の観点からも、低所得者でなくとも最低限のごみ排出を保障する仕組みが必要ではないか。 ⇒市の削減目標に応じて、市民に無償で袋を提供。超えた分は、市民負担とする。先行事例などを参考して欲しい。
3	3（2） 家庭ごみ減量化策の手法としての有料化の必要性	有料化には反対。家庭ごみの無料を継続
4	4（4） 手数料徴収方法	スーパーのごみ袋を再利用する方がエネルギーの節約に繋がり環境にやさしい。税金の二重取りも防げる。
5	4（5） 手数料の設定	海老名・綾瀬・座間の3市で本郷清掃施設でごみ焼却。当然3市割有料で、海老名だけの有料化はないと思うが、共通で低価格条件を揃えての有料化でないとおかしいです。
6	3（2） 家庭ごみ減量化策の手法としての有料化の必要性	なぜ有料化すればごみ減量化になるか理解できない。もっと分別を推進すべきではないか。外国人居住者への啓発も必要ではないか。 医療費が70歳で2割増しとなる政策が打ち出されており、有料化は高齢者に負担となるのではないかと。
7	3（2） 家庭ごみ減量化策の手法としての有料化の必要性	ごみ増加は人口の急激な増加が原因。人口増加を図る市の施策を抑制してはどうか。
8	4（1） 有料化の対象	燃やせないごみは再利用できるものも多く排出されている印象がある。全て有料化せず一部資源化してはどうか。
9	4（2） 減免対象の範囲	自宅付近に散乱したごみを善意で清掃したものや剪定枝・枯葉・雑草等は景観に貢献するので除外が妥当。おむつも同様だと思う。
10	4（5） 手数料の設定	現在、近隣のコインパーキング利用者が置いていくごみがわが家まで飛んでくるため、善意で掃除をし、結構な量となります。ごみ袋の料金が低いとそれとできなくなるため、料金を低くしてもらいたい。

11	4（3） 手数料の料金体系	ごみを少なくすることが目的ならば各家庭に月何Lまでは無料、それ以上の対策で良いのではない か。
12	4（5） 手数料の設定	県下では、1.6円～2.0円/Lだというのが、1円以下の市や町もあり、全市町のデータも紹介し、検討 すべき。 0円だったものが、急に2円/Lという高料金徴収は家計に負担が大きすぎる。 また、千葉県などは1円/L以下の負担になっている。手数料は他市に合わせる必要はなく、何故その 値段になるのか。座間市や綾瀬市との兼ね合いも含め、もっと深く具体的な説明がなされるべきで あり、納得できる料金にすべき。
13	4（5） 手数料の設定	県下の手数料平均が、1.6円～2.0円/Lとあるが、大和市（1.6円）・藤沢市・逗子市・鎌倉市 （2.0円）以外はもっと安価（小田原・南足柄は0.2円、寒川町は0.4円）である。 また、焼却施設は綾瀬市・座間市との共同利用のため、手数料はもっと低く設定できると思う。
14	4（5） 手数料の設定	2円/Lは高い。 千葉県柏市：0.45円/L 神奈川県下でも、寒川町：15円/35L、大和市：64円/40L、藤沢市・逗子市・鎌倉市：80円 /40L、小田原市：11円/45L、南足柄市：13円/45Lとバラバラ 値段の妥当性について説明がない。
15	4（5） 手数料の設定	80円/40Lは高すぎる。藤沢・鎌倉などの高級住宅地が多い地域と同じ値段であることに疑問がある。
16	4（5） 手数料の設定	1枚80円は高すぎる。今まで無料だったものが、突然高級地と同レベルまで引き上げられること に納得する市民は少ないのではないかと。消費税のように段階的に行っていく方法でもよいのではな いか。
17	4（5） 手数料の設定	40Lが10枚800円は全国的にも高い水準。高すぎる手数料は市民の理解も得られず、不法投棄の増 加と思う。 小田原市、寒川町、南足柄市はもっと低い手数料で実施している。
18	4（5） 手数料の設定	ゴミ袋は毎日の衛生必需品。袋の大きさも大中小と用意。価格も最大で40ℓ40枚入300円、小袋 40枚入50円。ホームセンター等で販売している常識的な価格を考えてもらいたい。
19	4（5） 手数料の設定	指定ゴミ袋の値段を2円/Lで適切と考える理由を教えて欲しい。
20	4（5） 手数料の設定	有料化は仕方ないが、1L2円は高すぎるのではないかと。「県内他市でもこの価格はあります」と 言うかもしれないが、鎌倉、逗子、藤沢と同じにする理由が分からない。 1L2円という価格に至った経緯を市のHP上で説明してほしい。
21	4（5） 手数料の設定	2円/Lの料金を設定するようだが、5Lのごみ袋で週2回、年間104回のごみ出しで1,040円の 負担が発生する。減免対策をするようだが、今後消費税アップなど市民の生活が楽になる見通しは ない。10円でも安いところで買い物しようと努力している主婦や年金生活者にとってごみの有料化 は負担である。
22	4（5） 手数料の設定	他の市町村と比べると40L1枚80円は高すぎる。現在使用しているのは45Lである。袋の強度も 気になる。座間市、綾瀬市三市が同時に始めて袋の値段も同額にしてほしい。
23	4（5） 手数料の設定	価格設定にポリシーと透明性を持たせるべき 料金水準を近隣他市に合わせることの妥当性が明確ではない。グラフの内容はわかるが、海老名市 として期待する効果があるような、ポリシーある政策を打ち出すべきではないか。 また、目標からの乖離が生じた場合は、直ちに料金水準を変更するなどの仕組みもあらかじめ用意 すべき。 ⇒目標の達成に応じ、料金の上げ下げをするなどの制度を事前に盛り込んでおくべき。
24	4（6） 指定ごみ袋の種類と販 売方法	単純計算で1世帯週1回袋を利用、約5.5万世帯で年間275万枚の袋が必要。スーパーなどの レジ袋減量化対策に反し、社会全体でみれば大量の資源の無駄使い。今までレジ袋で代用できたも のが数百枚の新たなごみを作ることとなる。
25	4（7） 手数料収入の使途	○手数料収入の使途は透明性を高め、ごみ処理経費への充当を主とすべき 情報誌やネット等による情報公開は賛成 手数料収入の主な使途は市民感情を考えると、ごみ処理経費の一部に充当されると捉えるのが自然 ではないか。

26	5（1） 戸別収集	戸別収集サービスは、マンションなどに住む住人には受けられないサービスであり、不公平感を感じる。
27	5（1） 戸別収集	ごみ出し責任の明確化、高齢者のごみ出しの手助けにはなるが、マンションなどの集合住宅への恩恵が少ない。その対策についてなにも書かれていない。
28	5（1） 戸別収集	各1戸ずつ収集。ガソリン代もかかり。収集員の労力もかかり大変。戸別収集になるなら出す人の名前をごみ袋に必ず書いて出すように決めること。不法投棄された場合、知らない人のごみを残され、非常に迷惑で不愉快。道路両側の景観悪、カラス、不衛生になりやすい等々問題点を含んでいて賛成できない。反対です。
29	5（1） 戸別収集	マンションでは不可能。戸建ての地域では、収集車の駐車場所の問題、燃費の悪化、作業員の仕事の負担増加、近隣への不法・迷惑投棄など、様々な問題が発生する。これらの問題の対策費が増加する可能性が大きく、税金の支出がかえって増加してしまう。
30	5（1） 戸別収集	不法投棄や集合住宅に住んでいる方の対策はどうするのか。
31	5（1） 戸別収集	自宅にごみを不法投棄された場合には、どのように対処するのか。
32	5（1） 戸別収集	ごみ収集は従来どおりの集積所で。 これもおみ袋に出す人の名前は必ず書いて出さように決めること。袋に名前を書くことで、意識が出て誤った出し方はしないようになる。本当に間違っ出たのを気づかずそのまま置いても、次回回収日に収集することで他人の迷惑にもならない。単純明解問題はないと思う。
33	5（1） 戸別収集	ごみ集積所、隣地者の軽減 ○カラスがかき回したごみを掃除している。 ○外部の人のゴミ出しを注意している。（時に綾瀬から出しに来る者もいた。） 戸別回収しないゴミに不法ゴミが紛れていた場合の処理費の負担は誰がするのでしょうか。
34	5（1） 戸別収集	マンションの場合どのようなメリットがあるのか教えて欲しい。
35	5（1） 戸別収集	○戸別収集はごみ減量化とは切り離して導入を検討すべき 東柏ケ谷での実証実験の結果からも、戸別収集とごみ減量化の関係は必ずしも明確ではない。そのため、減量化を主目的として戸別収集を有料化と併せて導入するのは説得力に欠け、唐突感を覚える。 戸別収集は、減量化を主目的とするのではなく、「得られる効果」を目的として導入を検討すべき
36	5（1） 戸別収集	カラスや猫対策、長時間路上に置くことによる新たな問題（交通の妨げになる、環境衛生）が懸念される。 また、収集する職員は今以上に過大な負担となる。審議会の排出抑制の考え方は非科学的であり、絶対量が変わらなければ減量などできない。
37	5（1） 戸別収集	戸別収集にはコストもかかり、人員や車両の増加も必要であり、外部委託等では市の責任放棄ではないか。 また、至る所の家の前にごみ袋があることで、市の美観も損ねる。また、カラス・猫の対策はどうするか。 国分寺台や東柏ケ谷で行われた戸別収集の検証はどうなっているか。
38	5（1） 戸別収集	戸別収集は急いでやる必要はないと思う。誰が出したごみか分かるから無責任なことはしなくなるということだと思うが、自治会や当番などの住民組織の自立性の尊重こそ重要だと思う。市の施策の推進のためにも必要で役立っているのではないか。 また、戸別収集のコストについても十分議論する必要がある。
39	戸別収集	家の周りは猫など動物がいるので生ごみが荒らされるのが気になる。もしもカラス等被害で散らかった時は綺麗にして持って行ってくれるか心配。家の前だと見た目も悪い。 有料化のことをまだ知っている人が少ない。
40	その他	高い徴収料金により、不法投棄やルール違反投棄や高齢者が家の中にごみを溜め込むごみ屋敷が出てくると思われる。
41	その他	集合住宅はごみの匿名性が高いため、有料化で更なるマナー悪化が懸念され、また、戸別収集は他人がごみを置き去る可能性がある。よって、ごみ袋に排出世帯を記入する方式にしてもらいたい。

42	その他	指定ごみ袋の世帯名を義務化してほしい。 考えられるメリットは下記のとおり。 ・責任感でマナー向上し、現状の問題がある集積所や世帯の改善に繋がる。 ・風やカラス等で排出場所から移動していても戻しやすい。 ・集合住宅でも高齢者見守り機能がある程度発揮する。 ・記入しない人がいても消去方にて排出者が予測可能。 ・悪意の有無も予測しやすく排出者の個別指導に役立つ。 ・戸別収集の際、集合住宅対策としても有効。 ・戸別収集の際、「戸別収集世帯のみプライバシー（ごみ）が晒される」という不公平感が減少する。
43	その他	ごみ袋が高いと不法投棄等のごみ掃除ができなくなり、地域がゴミの山となってしまう。
44	その他	家庭にダイレクトに影響することなので、回覧板や広報えびなを使って、大々的に周知を行うべき
45	その他	パブリックコメント募集の内容を市民の何割知っているか疑問に感じる。
46	その他	ごみ減量化の推進の方策として、既に他市でも取り組みがされている戸別収集、有料化の方策は、経済性や効率性など多面にわたり妥当性・有効性の高いものと考えられる。
47	その他	戸別収集、有料化により、市と個人との収集の関わりは強く存在するが、地域住民間の交流・連携や地域コミュニティの希薄化が懸念される。 これまで、ごみ収集に関する集積所問題のトラブルも住民相互で協力を図ってきた。最も大切にしている地域コミュニティの場の一つであり、住民意識のつながりの場であった。 将来的に超高齢社会を迎えて、福祉分野をはじめとする住民自治運営による相互の支え合い、共助の精神は欠かすことができない。 制度変更に伴う住民自治の運営への影響を考察・考慮し、更なる住民自治・地域コミュニティの活性化につながる新たな施策のあり方について検討してほしい。
48	その他	一般廃棄物処理基本計画の目標値見直しが必要ではないか。 国の循環型社会形成推進計画では「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」となっており、人口増減に影響しない一般家庭向けの取組指標となっております。
49	その他	有料化する場合、他自治体の先行事例に関する情報を提供していただきたい。
50	その他	処理施設は海老名市本郷にあって三市が使用しているにも関わらず海老名市だけの有料化は市民の理解が得られない。
51	その他	本来税金で賄う収集を有料化することは相当の負担となるため、不法投棄・マナー違反の増加や市民の反発を招かぬよう広報や自治会を通して広く意見を募り、時間をかけて反映、内容を吟味する必要がある。
52	その他	市民にとって生活に関わる重要な案件は、広報や各自治会に意見を求めたり、説明したり、情報提供は早く公開してください。
53	その他	座間市、綾瀬市の排出量が目標未達時の責任を明確にすべき 減量化の方法は3市それぞれ異なってよいと考えるが、2市の有料化検討状況や役割分担についても調査して記載していただきたい。 海老名市の有料化のみが先行し、遅れた他2市が目標未達成となることが懸念される。
54	その他	有料化にすべきではない。有料自治体の指定ごみ袋をみると、袋そのものが無駄であり、世帯人員が少ない時代になり、現在の方式で良い。指定袋により、ごみを溜めて出すことになり、衛生環境上問題。 安易に市民負担を考えるのではなく、行政の皆さんでよりよい環境行政を検討してほしい。 高齢化が進む地域では、袋を買い溜めしなければならず、負担が重くなる。指定以外の袋を置かれた場合の取り扱いはどうなるのか。モラルの低下が懸念される。

55	その他	有料化は反対。ごみを有料化する前に海老名図書館やビナスポなど維持費がかかる施設の継続検討をしてはどうか。 指定のごみ袋以外で出さない場合はどうするのか。分別されていないごみが回収されずに迷惑している。 また、市民の意見をすべてHPで公開して欲しい。
56	その他	海老名市で有料化についての情報提供はあったのか。ごみの削減目標は必要であり、市民として減量に協力するが、突然有料化となると、現状では賛成しがたい。 現状で、他市に比べ1人当たりの排出量は多いのか。市全体の目標値よりも、1日当たり何グラム減らしましょう、などの目標設定が分からない。 タイムスケジュール等の記載がなかったが、有料化の前にすべきことがあるのではないかな。 様々な減量化策を講じたとあるが、HPの情報一覧には「ごみの減量化」の項目が見当たらない。もっと市民に分別や減量のお願いができるのではないかな。
57	その他	有料化ではなく、海老名市としてやるべきことがあるのではないかな。計画を中止し、再検討してほしい。 ①ごみ増大の現状と理由 目標値と実績値の乖離の原因は目標値が異常に削減されているからであり、平成27年度の焼却量は平成22年度の目標値を下回っている。増加の主原因は人口の増加であり、市民が無自覚にごみを出しているからではない。生活物資の梱包・包装材など、ごみが増えざるをえない社会状況がある。畑で燃やしたり地中で埋めたりできる市民は限られているが、そのような現状について調査されたのか。 ②市民へのごみ処理問題広報について…未分別がごみが目に余るのであれば、まずやるべきは市民への広報・啓発活動ではないかな。広報えびなを読む分にはごみ問題が切迫しているという認識は持てなかった。将来を見据えて地道に市民の意識を向上させる必要がある。経済的圧力で市民の行動を変えるのではなく、ごみ処理量の推移、燃やせるごみをどう減らすかのアイディアなど、市民の自発的努力を促していただきたい。 ③有料化の深刻な不当性…紙類・プラスチック類について分別し、燃やせるごみを極力少なくして出しているつもりだが、有料化されて変わるのはそのような努力にお金を取られることであり、市に裏切られた気持ちになる。
58	その他	ごみの減量化を進めることは賛成であり、海老名市が生ごみの堆肥化など積極的に取り組まれていることは承知しているが、ごみを減量化する目的で有料化にすることは納得いかない。生活に必要なごみの収集は税金で行うべきであり、ごみの有料化は市民サービスの低下、市民サービスの放棄としか思えない。 ごみの減量化は必要なことだと思うが、有料化ではなく、市民参加のシンポジウムを地域別に開催するなどの啓蒙活動を粘り強く進めていただきたい。
59	その他	ごみ処理については、自治体の仕事として税金で賄われるべきものだと考えるので、ごみ処分の有料化には反対です。よって、ごみ減量化対策を考えるならば、有料化以外の策について検討すべきと考えます。本資料は、有料化以外の減量対策が検討されておらず。この資料だけでは、減量化対策として有料化に成功した事例なども併せて参考にすべきではないでしょうか。近隣の公園や住宅からおちてくる枯葉を掃除してごみに出すことがあります。有料化とした場合に、そういった自宅以外からでたごみの処分費を負担しない方法を検討してください。
60	その他	ゴミ減量化について意義はない。ただし有料化することで減量されるとの発想は容認できない。他の自治体有料化しているから、海老名もやるということはたんなり略的。厳しい生活の中で経済的にも負担が少なく、他よりも住みよいと言われているゴミ現状を続けてほしい。ゴミの出し方については、正しい出し方を徹底する必要はある。

61	その他	12月の初期に市民が聞いていないラジオ放送や一部で、有料化についてや意見を募ることを発言されていたが、タイトルもゴミの減量化について意見を求めるとわかりにくい内容になっていた。有料化や戸別収集についても、広報や回覧板などシニア世代とかシニア世代が増えている地域などにも知らせないで、期限を締め切りするなどスローガンを裏切って市民に優しいものではない。 また同じ焼却炉を利用している座間市や綾瀬市などでは、有料化の話など出ていない状態なのに、海老名市だけ有料化する話はおかしい。3市統一と合同会議などが必要になると思う。企業誘致などとして企業ゴミや付随して海老名市に遊びに来る人などのゴミが増えたことなどをお金が足りなくなったから、最もらしい理由で、きちんと詳細説明もできないのに県内の最高金額の設定もおかしな話である。 粗大ごみをいままで燃えないゴミで収集していたものを有利化したせいで、目久尻川沿いとか伊勢山自然公園とか、わかりにくい場所に不法投棄が増えている。これは有料化のせいで、これを撤去するのも市役所なのでまた税金が使われる。悪循環である。 ふるさと納税も導入が遅く、他できちんと収益をあげたりの努力を怠っているいろいろな物を作ったからお金足りなくてお小遣い頂戴とせびっている子供もみたい。ゴミの有料化をして、コンビニや道路や公園や不法投棄のように市全体や駅周辺などにゴミがあふれたり、戸別収集をすることで、朝出す約束を守っても回収が夕方になったら二オイも酷くなるし、カラスや猫やポイ捨てなどの影響も増え不満も増大するし、家庭ごみをあちこちに捨てるマナー悪い人が増えて、それを掃除しなくてはいけない人件費やゴミの処理費などで、税金が使われるのが今の倍になったら目もあてられないし、トラブルの元である。なので先を見えず目先の小手先で物事を解決しようとしてるやり方と安易な考えに反対する。
62	その他	有料化導入は反対。ごみ収集有料化は税金の二重取りである。 有料化の理由が「市民の意識改革を促す」ためであれば、まず市の広報や自治会回覧、学校教育の中で十分行われてきたのか。 また、「持続性のある減量化対策のため」とあるが、それは住民に犠牲を強いるものである。ごみの収集は住民の健康維持、衛生、環境、まちの美化に資する市民生活に欠くことのできない事業であり、「国民・住民の福祉」に予算を振り向けてしかるべきものである。 他の自治体で既に導入しているというのは有料化の理由にならない。
63	その他	有料化について反対。 ①有料になってもごみの量は変わらないと思う。 ②今、市税で賄っているものを有料化では税金の二重取りになるのではないかな。 ③有料になるとスーパーの袋等に入れてポイ捨てが多くなり、まちが汚くなるのではないかな。
64	その他	意見・疑問 1、「有料化を実施することは、家庭における費用負担の公平性の観点から有効であり」とありますが、何故公平なのかわかりません。ごみは生活の中から毎日必ず出るもので避けることはできません。新たにお金がかかるようになることで、豊かでない家庭、家族の多い家庭ほど家計は圧迫されます。2、以前からごみ有料化が減量化に何故繋がるのかが疑問でしたが、答申を読んで、分別の徹底化により「燃やせるごみ」を減らすことになるという道筋がわかりました。有料化は一方法であることは理解できますが、あまりに姑息なしゅだんではないでしょうか。その前にごみをつくらないの方策、ごみ分別への一層の啓蒙、市民との情報共有に力を尽くしていただきたく思います。分別の徹底度は市により随分の違いがあることを実感しております。3、有料化に踏み切った他市のごみの減量効果を表したグラフでは、有料化が減量に直結したと一概に言えないように思います。有料化の弊害に関しても他市の情報を知りたいと思いました。
65	その他	集合住宅での収集にはごみの品目ごとに色分けするとの中間答申の提言であるが、市民にとっては何種類ものごみ袋を準備しておかなければならず負担が大きい。
66	その他	可燃・不燃は有料、資源ごみは無料とした場合、資源ごみに有料ごみが混入したり、不法投棄が増える懸念はないか。